

平成27年度
包括外部監査結果報告書

外郭団体の財務に関する事務の執行について

平成28年3月
久留米市包括外部監査人
福田有史

～ 包括外部監査 目次 ～

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 包括外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の対象期間	1
5. 包括外部監査の方法	1
(1) 監査の着眼点	1
(2) 実施した主な監査手続	2
6. 包括外部監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人を補助したもの	3
8. 利害関係	3
第2章 外郭団体の概要	4
1. 外郭団体設置の趣旨等	4
2. 久留米市の外郭団体	4
3. 外郭団体に関する基本的な考え方	4
4. 外郭団体に対する委託契約等に関する調査	5
5. 指定管理者制度	6
(1) 制度の概要	6
(2) 公募により指定管理者を選定した施設の内、現在の指定管理者が外郭団体	6
(3) 非公募により指定管理者を選定した施設の内、現在の指定管理者が外郭団体	6
6. 公益法人制度	7
(1) 制度の概要	7
(2) 移行対象団体	7
7. 第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（総務省自治財政局長）	7
第3章 各外郭団体別総括表	9
1. 各外郭団体別・総括	9

第4章 監査チェックリスト（付表）	19
第5章 各外郭団体別 各論	25
1. 久留米市土地開発公社	25
2. 一般財団法人 久留米市開発公社	50
3. 公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団	66
4. 公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会	83
5. 公益財団法人 久留米文化振興会	97
6. 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	109
7. 一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構	134
8. 公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター	148
9. 職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会	168
10. 公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	188
11. 公益社団法人 久留米市シルバー人材センター	202
12. 公益財団法人 久留米市都市公園管理センター	215
13. 公益財団法人 久留米市体育協会	223
14. 久留米市学校給食会	232

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

外郭団体の財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

外郭団体は、市が行うべき業務を補完する組織として設立され、公共性の高いサービスをより効果的に提供するために重要な役割を担っており、久留米市では団体に応じ財政的支援や人的支援などの関与を行っている。しかしながら、近年、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、外郭団体を取り巻く環境の変化に伴い、外郭団体のさらなる経営の効率化や経営の透明性が求められてきた。このことから、久留米市では、各団体の設立目的や必要性を改めて見直す必要があるとして、平成17年度以降、行政改革に関する計画において外郭団体の改革に取組み、団体の再編統合による削減や経営改革等を行ってきた。

さらに、平成27年度から31年度を計画期間とする「久留米市行財政改革推進計画」においても、「外郭団体等の見直し」を取り組む施策の一つとして掲げ、効率的でより透明性のある団体運営を進めるため、市の関与のあり方等を整理することとしている。

以上のようなことから、久留米市の外郭団体の財務に関する事務の執行について監査を実施することは、久留米市の今後の行財政運営に有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度及び現年度に及ぶことにした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ① 久留米市は現在包括外部監査の対象となる外郭団体は14団体であるが、これらの当初の設定目的との適合性又存在理由が将来的に必要かどうか、さらには有効性・効率性・経済性の観点からの検証が必要である。

- ② 久留米市からの出資・支出金の状況を把握し、当該行為が有効になされているか、又財務事務の執行は適法性・経済性・効率性の観点からの検証と当該事項に対する説明責任が適切か、さらには事業内容自体に対しての検証も必要である。
- ③ 久留米市職員を派遣している場合等、又団体自体の人員構成・組織に関して効率的な運用又適正性についての検証が必要である。
- ④ 久留米市との関係で例えば「随意契約」等がなされているならば、この契約自体の適法性又適正な価額での取引が経済的になされているかの検証が必要である。
- ⑤ 久留米市の所轄部署と外郭団体との関係で適切な管理運用がなされているか、又ガバナンス的機能は有効に働いているかどうかの検証も必要である。

(2) 実施した主な監査手続

- ① 外郭団体の概況を把握する為、担当者にヒアリング又現地に往査する。さらに、設置の時の関係諸法令等を調査し、設定目的にそった事業が行われているか理事会等の議事録等を閲覧し監査する。
- ② 外郭団体の収支状況を検討する為過去5年位の「収支計算書」等を入手し、5期比較を行いその増減について担当者にヒアリングして分析を行い監査する。
- ③ ②の内容の「収入面」においては、久留米市からの支出金又独自の収入、さらには久留米市との間に「随意契約」等があれば「契約書」等を入手し、個別に内容の経済性・有効性・効率性について監査する。
- ④ ②の内容の「支出面」においては、「随意契約」等があった場合又入札制度等がとられている場合には、その適切性について「契約書」等を入手し、その妥当性について監査する。
- ⑤ 外郭団体の人員については、給料等も含めて金額の妥当性又久留米市からの派遣等がある場合には、負担割合の検討等を「給与台帳」等を閲覧して監査する。
- ⑥ 外郭団体の保有する「資産」「負債」については、関係書類を閲覧して評価の妥当性・保有目的の適法性・適切性、さらに付保状況・債務保証等についても監査する。
- ⑦ 公益法人・一般法人の場合、各々の会計基準に準拠して処理がなされているか監査する。

6. 包括外部監査の実施期間

平成27年6月12日から平成28年3月31日

7. 包括外部監査人を補助したもの

黒岩 延時 (公認会計士)

松尾 英二 (公認会計士)

川野 武志 (公認会計士)

香月 孝文 (公認会計士)

石井 寿佳 (公認会計士)

小林 正幸 (弁護士)

永松雄一郎 (税理士)

江上 英介 (公認会計士試験合格者)

8. 利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外郭団体の概要

1. 外郭団体設置の趣旨等

外郭団体の存在意義や設立の趣旨については、一般的に、公益性を持った業務を行政が行うよりも効率的に実施、運営することを目的に、全国の自治体において設立、活用されている。

久留米市においても、柔軟なサービスの提供や民間資金・知識・ノウハウの活用の観点から、これまで外郭団体を活用し、市政運営の効率化を始め、「生活の質の向上」等に取り組んでいる。

2. 久留米市の外郭団体

久留米市では14の団体を外郭団体としており、その根拠は、総務省の「第三セクター」の基準に準拠し、以下のいずれかに当たる団体としている。

- ① 団体設立時の市の出資額が基本財産の4分の1以上
- ② 団体の収入に占める市からの支出金の額が2分の1以上
- ③ 市職員を派遣している団体
- ④ 市の支援や調整を必要とする団体

	団体名	設置年	出資等率
1	久留米市土地開発公社	S 48	100%
2	(一財)久留米市開発公社	S 37	100%
3	(公財)久留米市生きがい健康づくり財団	S 63	100%
4	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	H 2	40%
5	(公財)久留米文化振興会	S 31	—
6	(福)久留米市社会福祉協議会	S 37	—
7	(一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	H 2	67%
8	(公財)久留米地域地場産業振興センター	S 56	27%
9	(職)久留米地区職業訓練協会	S 49	—
10	(公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター	H 6	—
11	(公社)久留米市シルバー人材センター	S 55	—
12	(公財)久留米市都市公園管理センター	S 58	41%
13	(公財)久留米市体育協会	H 5	85%
14	久留米市学校給食会	S 29	—

3. 外郭団体に関する基本的な考え方

外郭団体が担っている役割や存在意義は小さくはなく、一方で、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革などにより、公共サービスの担い手が民間企業やNPOに広げられたことや、市民の価値観やニーズの変化に伴い、外郭団体のより一層の経営の効率化や経営の透明性が求められている。また、昨今、地方自治体と外郭団体との契約のあり方や人的支援の妥当性について報道がなされ、外郭団体に対する市民の関心も高まっている。

このような状況に対応するため、久留米市では、行財政改革推進計画の施策に位置付け、市の外郭団体への財政面や人事面での関与のあり方等について、見直しの検討を行うこととしており、よ

り一層、経営の効率化や経営の透明性の確保といった視点を持ち、行政目的である「市民サービスの向上」と「効率的な行政運営」が効果的に達成できるよう、外郭団体のあり方や関与のあり方について検討を行い具体的に取組んでいきたいと考えている。

4. 外郭団体に対する委託契約等に関する調査

平成26年度決算

外郭団体名		業務委託（指定管理含む）				補助金	市職員 派遣者数	市職員 退職者 の 雇用者数
		指定管理		業務委託		補助金額		
		件数 件	指定管理料 円	件数 件	委託金額 円	円	人	人
1	久留米市土地開発公社					87,000,000	1	1
2	（一財）久留米市開発公社					0	6	
3	（公財）久留米市生きがい健康づくり財団	1	134,642,000	10	484,397,301	55,591,663	1	7
4	（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会	3	20,940,686	5	2,355,440	185,353,000	2	3
5	（公財）久留米文化振興会	2	41,929,000	5	24,928,504	276,593,617	1	3
6	（福）久留米市社会福祉協議会	2	65,644,000	7	129,455,640	190,655,442	2	4
7	（一財）久留米市みどりの里づくり推進機構	2	25,747,000	5	17,142,937	31,528,947	1	3
8	（公財）久留米地域地場産業振興センター					29,312,000		1
9	（職）久留米地区職業訓練協会					34,857,126		1
10	（公社）久留米広域勤労者福祉サービスセンター					7,143,000	1	2
11	（公社）久留米市シルバー人材センター			2,555	287,688,231	37,986,000		2
12	（公財）久留米市都市公園管理センター	1	295,650,000	30	117,845,495	53,549,000		3
13	（公財）久留米市体育協会	1	30,858,000	1	100,000	30,478,000	1	1
14	久留米市学校給食会					35,112,000	3	1
	計	12	615,410,686	2,618	1,063,913,548	1,055,159,795	19	32

※団体名は、現在の名称

5. 指定管理者制度

(1) 制度の概要

公の施設は、市が直接管理する以外は、公共団体や公共的団体、市が出資する法人等に限られていた（管理委託制度）が、「住民サービスの向上」「行政コストの縮減」「地域振興と地域活性化」などを目的に、地方自治法の一部改正（H15.6.13公布・H15.9.2施行・既存施設は3年の経過措置あり）が行われ、事業者やNPO法人、更には法人格を持たない団体にも公の施設の管理が行えるようになった。（個人不可）

(2) 公募により指定管理者を選定した施設の内、現在の指定管理者が外郭団体

施設名	現在の指定管理者	指定期間
久留米市三潴総合福祉センター	(福)久留米市社会福祉協議会	5年 (H27～31)
久留米市立草野歴史資料館	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	5+2年(継続) (H22～28)
山辺道文化館	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	5+2年(継続) (H22～28)
久留米市生涯学習センター	(公財)久留米市生きがい健康づくり財団	5年 (H27～31)
久留米市勤労青少年ホーム	(公財)久留米文化振興会	3年 (H26～28)
久留米市田主丸老人福祉センター	(福)久留米市社会福祉協議会	5年 (H27～31)

(3) 非公募により指定管理者を選定した施設の内、現在の指定管理者が外郭団体

施設名	現在の指定管理者	指定期間
久留米市民交流センター	(公財)久留米文化振興会	3年 (H25～27)
久留米市身体障害者福祉センター 久留米市老人福祉センター 久留米市母子福祉センター	(福)久留米市社会福祉協議会	5年 (H27～31)
久留米市複合アグリビジネス拠点施設	(一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	5年 (H25～29)
久留米ふれあい農業公園	(一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	5年 (H26～30)
都市公園 (300施設)	(公財)久留米市都市公園管理センター	3年 (H27～29)
久留米市田主丸ふるさと会館	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	5年 (H24～28)
体育施設 (10施設)	(財)久留米市体育協会	5年 (H24～28)

体育施設 (10施設) は、久留米市荘島体育館、久留米市西部地区体育館、久留米市旭町テニスコート、久留米市筑後川漕艇場等
久留米市西田テニスコート、久留米市西田体育館、中干出公園内の多目的広場照明設備、大島公園内の多目的広場照明設備
西国分小学校運動場照明設備、荒木中学校運動場照明設備

6. 公益法人制度

(1) 制度の概要

従来の民法による公益法人制度では、法人設立の主務官庁制・許可制の下で、法人の設立と公益性の判断が一体となっていたが、「民による公益の増進」を目的として、法人の設立と公益性の判断を分離する公益法人制度改革関連三法が平成20年12月に施行された。

公益財団・社団法人又は一般財団・社団法人のいずれかに移行する申請手続きを行わなければならないが、公益性の審査（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等）を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定を受けることで、公益財団・社団法人として税制上の優遇措置を受けることができる。

(2) 移行対象団体

久留米市の外郭団体のうち、次の10団体が公益法人制度改革の対象となった。

1	(財) 久留米市開発公社	H26.4.1 移行済（一般）
2	(財) 久留米市総合管理公社 (生きがい健康づくり財団)	H23.4.1 移行済（公益）
3	(財) 久留米観光コンベンション国際交流協会	H24.6.1 移行済（公益）
4	(財) 久留米文化振興会	H23.4.1 移行済（公益）
5	(財) 久留米しみどりの里づくり推進機構	H25.4.1 移行済（一般）
6	(財) 久留米地域地場産業振興センター	H25.4.1 移行済（公益）
7	(社) 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	H25.4.1 移行済（公益）
8	(社) 久留米市シルバー人材センター	H25.4.1 移行済（公益）
9	(財) 久留米市都市公園管理センター	H23.9.1 移行済（公益）
10	(財) 久留米市体育協会	H26.7.1 移行済（公益）

※団体名は、旧名称

7. 第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（総務省自治財政局長）

外郭団体の監査を実施するに当たり、「総務省自治財政局長」指針については、国の考え方等についての十分な理解も必要と思われる為、若干の考察をしてみたい。

外郭団体の一般的な設置目的は、公益性を持った業務を行政が行うよりも効率的に実施・運営することに主眼が置かれている。

そして、外郭団体の有効な手法は、地域における産業の振興や雇用の確保、公共性・公益性の高

い事業の効率性の実施の為、又民間的な経済性の追求の為の手法として取られている。

しかし、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、この場合には将来的に地方公共団体に多額の財政負担が生じるおそれがある。

そして、地方公共団体の第三セクター等への関与については、以下の点について指針が出されている。

- (1) 経営状況等の把握・監査・評価
- (2) 議会への説明と住民への情報公開
- (3) 経営責任の明確化と徹底した効率化等
- (4) 公的支援（財政支援）の考え方

特に監査要点上重要と思われるのは次の点である。

(1) 第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であるため、公的支援を行う場合、支援を漫然と継続することや支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。

(2) 地域公共団体が損失補償（債務保証含む）を行う場合には、多額の損失補償を行えば、経営破たんした場合には、当該地方公共団体は巨額の債務（財政負担）を負うことになり、特別なリスクが存在する。

根本的には計画的に削減することが必要であるが、将来負担比率等をみながら健全化の為にあらゆる施策を講ずべきである。

(3) 短期貸付については、反復かつ継続的に実施することは長期貸付・補助金の交付等により対応すべきであり、制度の趣旨を逸脱しており他の方策により行うべきである。（公的支援）

(4) 長期貸付については、その財源が一の年度に多額の償還が見込まれる場合や地方債（いわゆる「貸付金債」）は、第三セクター等の経営が著しい悪化が地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがある。

(5) 出資については、公と民の役割やリスク等の分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資の是非・規模等を判断することになる。

(6) 長等の私人としての債務保証は、公職としての立場での契約と混同されるおそれがある為、行うべきではない。

次に第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化について、久留米市は行財政改革の一環として、特に健全財政の確立の為に、効率的でより透明性のある団体運営を進めるために市の関与のあり方を整理することになっている。

第3章 各外郭団体別総括表

1. 各外郭団体別・総括

詳細については後段で述べるが、ここでは要約した形で示す事にする。

各外郭団体別総括表

区 分	指 摘 事 項	意 見
1. 久留米市土地開発公社	<p>1. 経営成績について 赤字体質の改善のため、経費削減などの対応が必要である。</p> <p>2. 筑後川公園関連用地について 一部、土地利用方針が不明確な土地があり解決すべきである。</p> <p>3. 都市計画道路東町豆津線関連代替地 (1) 土地利用方針を明確にすべき (2) 全庁的に活用方法等を検討すべき</p> <p>4. 久留米市土地開発公社と(一財)久留米開発公社の在り方について 環境の変化も踏まえ、在り方、関係についても十分に検討しできるだけ早期に結論を出すべきである。</p>	<p>1. ホームアルカディア宮ノ陣開発事業 未分譲地について、完売へ向けての取り組みを行うべきと思われる。</p> <p>2. 役員構成について 団体の透明性を高める意味でも第三者の視点を入れるべきである。</p> <p>3. 職員について より適切な人員配置を検討し、行政サービスの効率化を行うべきである。</p> <p>4. 人件費について 久留米市と久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費について按分を行っているが、事務の効率化の為に他の方法を考えるべきと思われる。</p> <p>5. 併任の状況について 職員の大半は久留米市の人事異動で配置された市職員である為、今後事業継続の為にはより一層の運用基準や業務基準の策定を行うべきと思われる。</p> <p>6. 土地の賃貸について 一部職員用駐車場について久留米市の基準にならない格安で土地を賃貸している理由が不明である為、是正すべきである。</p> <p>7. 公有地取得事業について 公有地取得事業については、国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保が必要な時期に来たと思われる。</p> <p>8. 土地の先行取得事業について 土地の先行取得事業については、現在市場価格が継続的に下落している局面では疑問が残る。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>9. 都市計画道路合川町津福今町線関連用地について 土地取得から長年経過しており、できるだけ早く事業化を進めることが望まれる。</p> <p>10. 土地開発基金等について 土地取得の利便性の為にも、今後(一財)久留米市開発公社、久留米市土地開発公社及び土地開発基金の在り方を総合的に検討・判断すべきと思われる。</p>
2. (一財)久留米市開発公社	<p>1. 短期借入金について 年度を通じて市中金融機関からの借入を行っているが、久留米市の余剰金を借り入れ、期中金利を安価に抑える企業努力を行うべきである。</p>	<p>1. 土地等の貸与について 無償貸与であるが久留米市は適正な賃料を収受すべきである。</p> <p>2. 役員・評議員の構成について 外部の第三者の視点を取り入れる為に多様な有識者を選任すべきと思われる。</p> <p>3. 人件費について 人件費の按分を行っているが、事務の効率化の為にも他の方法を考えるべきと思われる。</p> <p>4. 賃貸事業について 賃貸事業については安定的な利益を上げているが将来的には、販売による完結に取り組むべきと思われる。</p> <p>5. 事業残地について (1)青峰団地・安武団地 法人保有の意義はないと思われ、早期に久留米市へ引き継ぎを行うべきと思われる。 (2)櫛の里駅用地 駅設置の計画が進まないのであれば、売却等を検討すべきと思われる。</p> <p>6. 久留米・広川新産業団地 長期的には、投下資本の早期回収・借入金の早期返済の為には、賃貸中の企業に対しての分譲もひとつの方法と考えられる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>7. 梅満用地</p> <p>1 区画が長期(20 年以上)にわたり売却出来ておらず、今後は価格面においても再検討し早期の販売を考えるべきと思われる。</p> <p>8. 賃貸区画について</p> <p>久留米ビジネスパーク等の賃貸区画は最終的に売却することで事業終了となる為、賃借人への売却を積極的に働きかけるべきと思われる。</p> <p>9. 駐車場の管理運営について</p> <p>久留米市は他の駐車場については管理運営している為、当該駐車場についても市へ引き継ぎ、効率化の為に管理運営を一元化すべきと思われる。</p>
<p>3.(公財)久留米市 生きがい健康づくり 財団</p>	<p>なし</p>	<p>1. 職員の市への派遣について</p> <p>目的を整理し、その必要性・合理性について積極的かつ明確な説明が必要と思われる。</p> <p>2. 指定管理業務について</p> <p>指定管理者を公益法人に指定し、指定管理事業を公益目的事業とすることについて久留米市・財団両者の意義を十分に議論し検討していく必要があると思われる。</p> <p>3. 受託事業について</p> <p>随意契約による場合には、十分な検討・議論の過程等を客観的資料として残し、適切な判断である事を示す必要があると思われる。</p> <p>4. 再委託について</p> <p>上記 3.と同様に、再委託の場合にも大半が随意契約がなされており、やはり根拠となる資料の整備が必要と思われる。</p> <p>5. 契約書等のリーガルチェックについて</p> <p>契約書等において財団が不利にならないよう十分なリーガルチェックが必要と思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>6. 事業全体について 財団に委託する有用性等についても十分に分析・検討した結果を事業計画書等により積極的に示すべきである。</p> <p>7. 経営管理について 例えば、随意契約を行う場合等、重要な案件については理事会で十分検討されることが望まれる。</p>
4.(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	なし	<p>1. 合肥市との青少年交流事業について 合肥市に対する久留米市から派遣する募集に対して定員割れが発生しており、もっとPRの方法を考え、実のある交流が出来るように行うべきと思われる。</p> <p>2. 久留米市サイクルファミリーパークについて (1) 広報・情報発信の強化 HP等の充実又他の方法によるPRをもっとすべきである。 (2) 無料入園の絞り込みを行うべきである。</p> <p>3. 広報活動の充実の為、HP等の強化や新規パンフレットの作成が必要と思われる。</p> <p>4. とんこつカレーについては 賞味期限(1年)内に完売できるよう、販売方法等の見直しの検討が必要と思われる。</p> <p>5. 賛助会員について 賛助会員を増加させるため、さらに特典を充実させ、PRする必要があると思われる。</p> <p>6. 全 体 事業の効率化、充実の為には他の団体との連携等を強化すべきと思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
5. (公財)久留米文化振興会	なし	<p>1. 収益事業について</p> <p>基本的に黒字化が必要であり、この為には、収入減少理由・コストの立て直し等検討すべきと思われる。</p> <p>2. 修繕等の請負工事について</p> <p>設備の維持の為には、多額の費用等が発生する可能性があり、工事相手方の選定においては、原則競争入札が妥当と思われる。</p> <p>もし随意契約を行う場合には、第三者によるチェック等適切な判断が出来る対策を講じるべきと思われる。</p>
6. (福)久留米市社会福祉協議会	<p>1. 監事の理事会への出席率について</p> <p>監査を適切に行う為にも、監事の理事会への出席は積極的に行うべきである。</p> <p>2. 契約について</p> <p>指名競争入札の根拠、又金額基準についても再検討が望まれる。</p> <p>3. 随意契約においては、明確な合理的理由が必要だと思われる。</p> <p>4. 決裁書類に金額の記載誤りがあったため、誤りがない様今後注意を要する。</p> <p>5. 金庫内に簿外の現金が保管されており管理を適切に行うべきである。</p> <p>6. 固定資産の除却漏れがあり、適切に処理すべきである。</p> <p>7. 美術品の価格について再検討し、適切な資産計上額を見直すべきである。</p> <p>8. 退職手当積立預金等と退職給与引当金における乖離について</p> <p>退職積立預金等が積立不足になっており、将来的には解決すべきである。</p> <p>9. 小口現金については、日々責任者等の承認を受け、適切に管理すべきである。</p>	<p>1. 予算管理上、予算と実績の乖離は出来るだけ是正すべきと思われる。</p> <p>2. 一定の中長期的な視点をもった運営を行っていくことが必要と思われる。</p> <p>3. 存在意義と今後の課題について</p> <p>(1) 市民へのさらなる理解促進に努めて頂きたい。</p> <p>(2) さらなる組織体制の強化が望まれる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
7. (一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	なし	<p>1. 指定管理(非公募)について 指定管理においても競争原理を働かせることが更なる施設運営管理の創意工夫が可能となると思われる。</p> <p>2. 再委託について (1)金額的にも財団に受託させる必要性が認め難く、久留米市が直接入札等により委託したほうが適切と思われる。 (2)当該受託料は、決算書上「雑収入」ではなく「受託料収入」の区分で計上すべきである。</p> <p>3. 事業全体について より効率な財団の運営を行い、市側からの補助金や受託料を削減し、市財政の減縮に貢献すべきと思われる。</p> <p>4. 理事会について 理事会が十分に機能するように議論が適切になされるべきと思われる。</p>
8. (公財)久留米地域地場産業振興センター	<p>1. 公益法人会計基準上の問題 会計処理表示さらには、注記等についても不備があり、是正すべきである。</p> <p>2. 固定資産の管理上の問題 (1)実在性の問題 ⇒「固定資産台帳」計上 過大1件、所在不明3件、現物数が多かった案件 ⇒2件(網羅性) (2)権利帰属の問題 資産にラベル等がなく、管理上不備がみられる。 固定資産についても定期的の実査を行い実態の把握、さらには管理上もラベル等使用して適切に行うべきである。</p> <p>3. 互助会への貸付について 貸付金について互助会から年度毎に会計報告を受け、運用益の還元するよう改善し、貸付金の適切な管</p>	<p>1. 今後の事業計画について 建物等老朽化が進んでくるだろうし、収益獲得の方法等さらに長期的な計画を行うべきと思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
	<p>理に努める必要がある。</p> <p>4. 競輪場の正源氏プラザサイクルコミュニティセンターについて</p> <p>(1) 施設の貸付可能期間について</p> <p>地場産くるめと市競輪事業課との間で貸出可能期間について認識が違う為、貸出日数が減少しており是正すべきである。</p> <p>(2) 貸出の担当について</p> <p>現在貸付は直接競輪事業課が行っており、地場産くるめが行うべきである。</p> <p>上記是正の為には、お互いの情報交換又実績報告書の検証を適時に行うべきである。</p> <p>(3) 所有と契約関係</p> <p>当事者間の所有と賃貸借契約の帰属主体を整理すべきである。</p> <p>(4) 運営と今後の課題について</p> <p>施設の登記はなされておらず、今後のリスクについても不明確であり、実質的に権利をどこに帰属させるかを明確にすべきである。</p>	
<p>9. (職)久留米地区職業訓練協会</p>	<p>1. 意思決定ルールについて</p> <p>(1) 決裁書の確認ができなかった。</p> <p>(2) 契約書の不備があった。</p> <p>両者適切に処理すべきである。</p> <p>2. 小口現金の残高等の確認について</p> <p>残高確認を行う担当者は複数人とし、日々責任者等の承認を受けるべきである。</p>	<p>1. 代表が非常勤であることについて</p> <p>代表の役割は、財政状態等について常に把握し、状況に応じた的確な対応を随時行うことであり、少なくとも会長は常勤者を配置することが望ましい。</p> <p>2. 予算と実績に乖離があること。</p> <p>不安定要素があるとしても、精緻な予算作成が望まれる。</p> <p>3. 委託費について</p> <p>客観的なデータの集計、分析を行い、費用対効果の面で検討をお願いしたい。</p> <p>4. 設備改良積立金の積立について</p> <p>実行計画工事との間に乖離があり、積立の際、精緻な設備計画が必要と思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>5. 存在意義、組織の継続性等について</p> <p>民間の訓練機関等とは存在意義が相違しており、組織の継続が不可欠と思われる。</p> <p>この為には、より精緻な数値目標に基づく中長期計画の策定、さらには独立採算性を加味した事業の展開が望まれる。</p>
<p>10. (公社)久留米広域 勤労者福祉サービス センター</p>	<p>な し</p>	<p>1. 加入促進への課題</p> <p>(1) 会員獲得に偏りが無いか</p> <p>中小企業の勤労者に対する福利厚生等が主目的であり、会員の業種別の分析において一部偏りがあり、広く一般的に会員を獲得する為には事業利用のインセンティブを高める事が必要と思われる。</p> <p>(2) 柔軟な会員加入促進ができないか</p> <p>他の団体との連携や共同事業の展開により、魅力あるサービスを提供し、会員の加入促進につなげる必要があると思われる。</p> <p>(3) より積極的な広報方法が必要でないか</p> <p>2. 当法人の存在意義についての検証</p> <p>勤労者に対する福利厚生等の為にも、中小企業では出来ない側面をフォローしていく為にも必要であり、この為にはもっと魅力的な方向に事業の展開を図るべきと思われる。</p>
<p>11. (公社)久留米市シル バー人材センター</p>	<p>1. 収支相償の要件について</p> <p>公益目的事業会計の当期経常増減額が黒字となっており、収支相償の要件を充たしていない。税制上の優遇を受ける公益社団法人である以上、法律が求める財務3基準等の遵守を徹底していく必要がある。</p>	<p>1. 消費税の申告について</p> <p>消費税の申告については、誤り等も多く適切な申告が出来る様な体制を整えるべきと思われる。</p> <p>2. 土地・建物等の賃貸について</p> <p>久留米市の条例の規定により無償で借り受けているが、あくまで別法人格である為、独立採算性の観点からも基本的には有償で行う取引とし、それを表示出来る計算書類の作成が必要と思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>3. 会員の年会費について</p> <p>会費の未納者が平成 26 年度 6 %位存在しており会費の徴収率を上げる施策を講ずべきと思われる。</p>
<p>12. (公財)久留米市都市公園管理センター</p>	<p>1. 財務諸表の注記に誤りがある。</p> <p>(1) 退職給付引当金の計上基準のうち退職給付引当金について実際の計上基準と異なる為、要修正</p> <p>(2) 収支計算書に対する注記 不必要である為、要修正</p> <p>2. 給与規程施行規則が改訂されていない。実際との相違がある為要修正</p> <p>3. 固定資産の現物管理が適切に行われていない。</p>	<p>1. ゴルフ事業の財務体質を強化すべき。</p> <p>ゴルフ人口の減少傾向又設備改良等の引当資産は不十分と思われる。</p> <p>2. 事務の効率化等のためにも久留米市の公園及び緑地管理の一元化を検討すべき。</p> <p>3. プール事業について受託の効果を検討すべきである。</p> <p>事業としての経営圧迫についても再検討すべきと思われる。</p> <p>4. 文書管理規程を整備すべきである。</p> <p>法人の自主性又実態に合致した文書取扱規程を定め効率的に運用すべきと思われる。</p>
<p>13. (公財)久留米市体育協会</p>	<p>1. 自動販売機手数料収益</p> <p>「受託事業収益」ではなく「自主事業収益」に含めて計上すべきである。</p> <p>2. 財務諸表に対する注記の誤り</p> <p>(1) 固定資産の減価償却の方法が記載されていない。</p> <p>(2) 引当金の計上基準の記載に誤りがある。</p> <p>計上基準を明確にすべき。</p> <p>(3) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高の注記の科目名が、貸借対照表の科目名と異なっている。</p> <p>3. 監事の監査報告書の様式が一般的でない。</p> <p>4. 固定資産の現物管理が適切に行われていない。</p> <p>5. 現金出納帳の照合印が月末にまとめて押印されている。</p> <p>毎日照合して押印すべきである。</p>	<p>1. 基本財産 100 百万円は普通預金（決済用）で保有しているが、返済を検討すべきと思われる。</p> <p>2. 毎月末に預貯金残高と帳簿残高を照合した証跡を残すべきである。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
	<p>6. 領収書の管理が不適切</p> <p>7. 経理規程の内容が不適切</p> <p>(1) 出納責任者の定めがない。</p> <p>(2) 経理規程 24 条には、固定資産の範囲が、取得価格 20 万円以上とされているが、法人の規模からして高すぎる。</p> <p>(3) 決算に際して作成すべき決算書類及び附属明細書の記載に誤りがある。</p> <p>8. 久留米市スポーツ少年団の経理事務を受託しているが、取扱規程や報告の制度が確立されていない。</p>	
14. 久留米市学校給食会	な し	<p>1. 業者選定について</p> <p>一業者に決定することなく競争入札等複数の登録業者からの供給を受けるように登録基準の見直し等が必要と思われる。</p> <p>2. 物資購入について</p> <p>特殊事情の随意契約は理解できるが、出来る限り競争入札を原則とすることが望まれる。</p> <p>3. 備品管理は適切に行うべきと思われる。</p> <p>4. 製造所視察指導・食品衛生管理講習会については、旧久留米市ブロック、旧 4 町ブロックで同様に行うことが望ましい。</p> <p>5. 久留米市学校給食会の所轄を久留米市全域とし、給食物資の購入、調査研究等統一された基準に基づき運営される事が望まれる。</p>

第4章 監査チェックリスト（附表）

監査に当たり、各補助者の統一的監査要点の確認・確立の為に、「監査チェックリスト」を作成し、これに基づく監査を実施する事により、監査上の最低限の質の確保を行った。

	項 目	結 果・意 見
組 織	1. 意思決定機関（総会、理事会）の構成は適切か。	
	2. 事業を実施する上で、職員配置や定数管理は、効果的に編成されているか。	
	3. 民間企業経験者を役員へ積極的に登用する等、組織の硬直化を防いでいるか。	
	4. 役員の定数、任期及び報酬は、事業等を考慮して適切か。	
	5. 役員の職務権限が明らかにされているか。又、職員の職務権限、職務分掌が明らかにされているか。	
	6. 役員に占める非常勤の割合は適切か。団体代表者は常勤か。	
	7. 職員の定年制はあるか。	
	8. 民間企業経験者、人材派遣及びパートタイマー等の多様な人材活用を行っているか。	
	9 久留米市職員の派遣は必要かつ適正か。	
	10. 久留米市 OB 職員の再雇用は必要かつ適正か。	
	11. 職員の給与制度は適切か。不必要な諸手当はないか。	
	12. 会員（社員）名簿を適時に正確に作成しているか。	
	13. 所官庁への届出が義務づけられている書類を期限内に提出しているか。	

	項 目	結 果・意 見
	14. 業務及び財務等に関する資料の公開体制が整っているか。(インターネットにより公開しているか)	
	15. 組織運営や事業推進に関する重要事項について、組織としての決定文書で決裁するなど、組織としての意思決定ルールを明確にしているか。	
	16. 総会や理事会等の議事内容を公開する体制は整っているか。	
財 務	17. 財務数値は適正で、財務状況が悪化していないか。	
	18. 予算と決算は乖離していないか。	
	19. 内部留保は公益事業の実施に必要な程度あるか。	
	20. 公益事業の支出が収益事業の支出を上回っているか。又、収益事業の赤字が公益事業を圧迫していないか。	
	21. 久留米市に対する財政依存は過度でないか。	
	22. 支出に占める管理費比率は適切で、支出項目の見直しは定期的になされているか。	
	23. 久留米市からの補助金は適切か。	
	24. 久留米市からの委託は適切か。	
	25. 過剰な現預金、積立金等はないか。	
	26. 現物財産に関する管理が適切になされているか。	
	27. 運用財産について、時価の著しい変動が見込まれる金融商品が運用されていないか。	
28. 不動産の含み損益の状況を把握しているか。		

	項 目	結 果・意 見
	29. 将来的に、施設等の補修や修繕に多額のコストがかからないか。	
	30. 寄付者数と寄付総額の両方が前年度から減少していないか。	
	31. 寄付金などを得た場合、寄付者に報告書等で公開するなど、寄付者の使途が分かるようにしているか。	
運 営	32. 中長期的な事業計画を作成しているか。	
	33. 委託事業や補助金に過度に依存することなく、自主事業を検討・実施しているか。	
	34. 新たな収入源の確保を検討、実施しているか。	
	35. 事業を実施する上で、営業経験者や事業目的に照らして、目的適合的な人を積極的に採用し、組織体制の強化がなされているか。	
	36. 利用者満足度の調査・分析を行い、その向上を図っているか。また、苦情解決に関する体制は整備されているか。	
	37. 職員間で定期的にミーティング、情報交換を行っているか。	
	38. 必要に応じて外部の有識者等の意見を聞いているか。	
	39. 職員向けの研修会を開いたり、外部研修会に参加させたりしているか。	
	40. 業務の効率化を図っているか。	
	41. 情報公開を、HP やパンフレット等の活用も含め、積極的に実施しているか。	
	42. 外部委託先、発注先の選定について、複数の事業者を比較するなどの公正に選定するための基準が定められているか。	
43. 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。		

	項 目	結 果・意 見
ガ バ ナ ン ス	44. 理事会(取締役会)への理事(取締役)及び監事(監査役)の出席率は適切で、理事会(取締役会)は十分に機能しているか。	
	45. 公益財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適切で、評議員会は十分に機能しているか。	
	46. 外部の専門家(公認会計士等)による監査は行われているか。また、監事(監査役)の監査は機能しているか。さらに、内部統制の整備及び運用状況は適正になされているか。	
	47. コンプライアンス(法令遵守)体制が確立されているか。	
	48. 苦情や意見など、相談に関する体制が整っているか。	
リ ス ク 管 理	49. 法務リスクの管理は適切か。	
	50. 個人情報保護の体制がとれているか。	
	51. 公印の保管、使用は管理簿等により適切になされているか。	
	52. 作成された文書は体系的に整理され、保管されているか。	
	53. 安全管理に関する体制は整っているか。	
	54. 出納業務(資金管理)は適切か。	
	55. 文書管理や事務処理管理が諸規程に基づいて、秩序整然と実施されているか。	
	56. 人事管理は適切か。	
	57. 現物資産の管理状況は適切か。	
	58. 情報システムのリスク管理は適切か。	

	項 目	結 果・意 見
指定管理	59. 指定管理を受けている施設は適切に運営されているか。	
	60. 指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか。	
	61. 非公募型の指定管理者制度は適切か。	
	62. 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	
	63. 指定管理の協定内容に問題はないか。指定管理契約の内容に違反した事項はないか。	
存在意義	64. 設立の経緯、目的が不合理な団体はないか。	
	65. 事業内容等から、出資割合や出資金額等は適切か。	
	66. 設立目的を達成した団体や事業があり、存在意義が失われていないか。	
	67. 民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか。	
	68. 他の財政援助団体等と重複ないし類似している事業等はあるか	
	69. 事業の実体が乏しく小規模化している団体はないか。	
	70. 債務超過、重要な営業損失の計上等、組織の継続性に疑義のある団体はないか。	
	71. 法人形態が不合理な団体はないか。	
	72. 出資金等を回収すべき団体はないか。	
	73. 清算または組織再編すべき団体はないか。	

	項 目	結 果・意 見
措 置 状 況	74. 過去の包括外部監査における結果及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。	
	75. 過去の監査委員監査における結果及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。	
	76. 各種提言等における結果及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。	

第5章 各外郭団体別 各論

1. 久留米市土地開発公社

1 概要

(1) 代表者

理事長 深井 敦夫 (久留米市副市長)

(2) 所在地

久留米市城南町16番地1 (久留米市民会館1階)

(3) 所管部署

総合政策部 総合政策課

(4) 設立年月日

昭和48年4月2日 (福岡県知事認可)

(5) 設立目的

昭和48年、公有地の拡大の推進に関する法律第10条の規定に基づき「公共用地および公用地等の取得、管理および処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること」を目的として設立された。

(6) 主な事業内容

公社の事業内容は、主に①公有地取得事業、②土地造成(分譲・賃貸)事業の2つに分けられる。

①公有地取得事業(公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に基づく事業)

高度経済成長期の地価高騰の中で、久留米市の都市基盤等の整備推進のため、都市計画道路や都市計画公園等の公共用地の先行取得事業を行ってきた。具体的には、都市計画道路東合川野伏間線(外環状道路整備事業)、都市計画道路合川町津福今町線(中環状道路整備事業)、都市計画道路東櫛原町本町線(内環状道路整備事業)等の道路用地や浦山公園、津福公園、花畑駅周辺土地区画整理事業等の公共用地の先行取得を実施し、公共の福祉増進に貢献してきた。

平成26年度は、公拡法に基づく住区基幹公園整備事業(国分公園)用地、内環状道路整備事業用地及び隈山緑地整備事業用地の取得など、全体で4,880.10㎡の用地を先行取得している。

先行取得した用地の処分については、外環状道路水と緑のネットワーク(隈山緑地)

整備事業用地、自歩道整備事業（本町梅満C2号線）用地、内環状道路整備事業（東櫛原町本町線）用地など、全体で989.17 m²の用地を久留米市へ売却処分している。平成26年度末の公有地保有全体面積は13,666.61 m²である。

②土地造成（分譲・賃貸）事業（公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号に基づく事業）

平成26年度に行った土地の分譲や賃貸は、藤光産業団地、浮島工業団地（割賦分譲済）及びホームアルカディア宮ノ陣といった産業団地開発事業及び通東町用地開発分譲事業である。

（藤光産業団地開発事業）

北部九州自動車道150万台構想に伴い、久留米市が自動車関連企業の誘致を目的として開発を行った。その後土地開発公社が開発用地を久留米市から購入し、新たな開発を行い、企業立地を進めることで、商工業の振興を図るとともに市南部地域の振興に資することを目的としている。

（事業期間）

第1期：平成19年度～平成21年度

第2期：平成23年度～平成25年度

分譲開始：平成24年度～

（事業内容）

場 所：久留米市藤光町、荒木町荒木地内

開発面積：101,775 m²

分譲面積：81,803 m²

区画数：10区画

（総事業費）

2,088,635千円

○平成26年度末 入居率（率、割合は面積ベース）

	入居率	分譲・賃貸済区画
分譲	39.1%	4
賃貸	5.3%	1
計	44.4%	5

（現 況）

平成26年度は、企業誘致活動に努めたが、成約には至らなかった状況である。



(浮島工業団地開発事業)

浮島工業団地（全体面積 48,551 m²、全 5 区画）については、平成 19 年度に完売しており、平成 26 年度は一部割賦分譲（平成 29 年度期限）があるため、年割額として 9,600 千円の収入があった。

単位：千円

売却額	売却原価	用地費	差額
9,600	6,029	6,029	3,571

(出典 平成 26 年度完成土地明細)

(現況)

現在は割賦販売した土地代金の回収期間である。回収条件は、年利 0.6%、10 年分割で毎年約 9.6 百万円を回収しており、現在の回収状況に問題はない。

(ホームアルカディア宮ノ陣開発事業)

久留米市における北の玄関口として魅力あるまちづくりを形成するために、久留米地方拠点都市計画の宮ノ陣学術研究拠点地域における業務拠点地区「久留米ビジネスパーク」と連携し、新たな居住人口を受け入れるための住宅地等の整備を行い、人々の地域定住を促すことを目的としている。

(事業期間)

造成期間 平成 8 年～平成 12 年

分譲期間 平成 12 年 7 月～現在

(事業の内容)

場 所：久留米市宮ノ陣四丁目

開発面積：117,755 m²

分譲面積：69,921 m²

区 画 数：193 区画（住宅用地 171 区画 業務用地等 22 区画 計 193 区画）

(総事業費)

6,177,902 千円

○平成 26 年度末 入居率 (率、割合は面積ベース)

	入居率	分譲済区画
住宅用地	99.3%	170
業務用地等	97.0%	21
計	98.4%	191

(現 況)

未分譲地 (住宅用地 1 区画 294 m²、業務用地 1 区画 832 m²) の販売に努めている状況である。



(新産業団地開発事業)

新産業団地は、平成 20 年度当初、継続費による予算を組み開発事業に着手したが、平成 22 年度の農地法及び農振法改正により農振適用の除外要件が厳格化されたことに伴い、従前の手法 (農振法 27 号計画) では開発が困難な状況となった。

平成 26 年度は、久留米市と連携し、様々な状況変化を踏まえた検証と見直しを行うとともに、新産業団地の事業化に向けた基本計画を策定している。

(通東町用地開発分譲事業)

通東町用地開発分譲事業については、平成 25 年度に 882.21 m²、平成 26 年度に 553.59 m²、合計で 1,435.80 m²を 213 百万円で取得した。

取得した用地は一団の土地 (1,435.80 m²) として、利用条件等を設けたうえで、買取希望者を公募した。そして、応募のあった 2 事業者の事業計画や買取希望額等を公社が設置した選定委員会が総合的に評価し、その結果をもとに公社理事会にて商業系施設 (食品販売、肉料理等の飲食店など) の事業計画を提出した民間事業者へ 220,000 千円で売却を行った。

単位：千円

売却額	売却原価	用地費	工事費	諸経費	差額
220,000	232,054	212,592	15,891	3,571	▲12,054

(出典 平成26年度完成土地明細)

(7) 市からの出資状況

基本財産 7,000 千円

(8) 市からの財政支出

平成26年度は本市から健全な運営を確保することを目的として運営費補助金を87,000千円支出している。

事務所家賃については、市民会館1階の事務所を無償で貸与している。市部局との併任職員の人件費については一旦久留米市が負担した後、久留米市、久留米市土地開発公社にて一定の割合に基づき精算している。

(9) 役職員数

①役員について

久留米市土地開発公社の理事及び監事は、久留米市長が任命する（公拓法第16条第2項久留米市土地開発公社定款第7条）。現在の理事及び監事とその兼職状況は以下の通りであり、理事長は副市長が務め、理事及び監事は久留米市の業務執行を行う都市建設部、農政部、環境部など久留米市土地開発公社に土地の先行取得を依頼する部局の部長と出納を担当する会計管理者、その他、総合政策部長などが務めている。常任理事は久留米市総合政策部付部長の久留米市職員であることから、久留米市土地開発公社の理事は全員久留米市職員で占められていることとなる。この構図は過去から踏襲されており、久留米市職員又は市退職者以外の者が役員に就任した実績は一度もない。

平成27年3月31日現在

役員	就任年月日	担当職務	現職
理事	平成25年4月1日	理事長	副市長
〃	〃	副理事長	総合政策部長
〃	平成26年4月1日	常任理事	専任
〃	平成25年4月1日	理事	総務部長
〃	〃	〃	協働推進部長
〃	〃	〃	環境部長
〃	〃	〃	農政部長
〃	平成26年4月1日	〃	商工観光労働部長
〃	〃	〃	都市建設部長
監事	平成25年4月1日	監事	会計管理者
〃	〃	〃	市民文化部長

②理事会の開催状況

下表は平成26年度の久留米市土地開発公社の理事会議案の内容である。例年は決算理事会、予算理事会の2回開催されているが、平成26年度は暫定予算関連議案(4号、5号)、別記する通東町用地の議案(1号、3号、6号)が臨時的に増加し、5回の開催となっている。

議案番号	議決年月日	件名
報告第1号	平成26年5月20日	平成25年度 久留米市土地開発公社継続費繰越計算書
報告第2号	平成26年5月20日	平成25年度 久留米市土地開発公社予算繰越計算書
第1号	平成26年4月17日	通東町用地の処分に関する選定委員会の設置について
第2号	平成26年5月20日	平成25年度 久留米市土地開発公社決算について
第3号	平成26年5月20日	資産(通東町用地隣接地)の取得について
第4号	平成26年6月25日	平成26年度 久留米市土地開発公社事業計画について
第5号	平成26年6月25日	平成26年度 久留米市土地開発公社予算について
第6号	平成26年9月22日	通東町用地の土地購入予定者の決定について
第7号	平成27年3月30日	平成27年度 事業計画及び予算について

③職員について

久留米市土地開発公社の職員の状況は以下の通りである。久留米市土地開発公社の職員には久留米市からの派遣職員がおり、市都市建設部職員、(一財)久留米市開発公社との併任がある状況である。

平成26年度末 久留米市土地開発公社人員構成

職種	職員数	職員内訳				
		市派遣職員	市都市建設部職員	(一財)開発公社職員	嘱託職員	任期付非常勤職員(都市建設部)
事務職員	16人	3人	8人	0人	4人	1人
技術職員	7	4	2	1	0	0
計	23	7	10	1	4	1

※ 市派遣職員7名、市都市建設部職員のうち1名、(一財)久留米市開発公社職員1名、任期付非常勤職員1名及び嘱託職員4名の合計14名は(一財)久留米市開発公社を併任

平成13年度末 久留米市土地開発公社人員構成

職 種	職 員 数	職 員 内 訳			
		出 向 職 員	併 任 職 員		嘱 託 職 員
			久留米市	(財)開発公社	
事務職員	19 人	6 人	9 人	3 人	1 人
技術職員	8	1	3	3	1
計	27	7	12	6	2

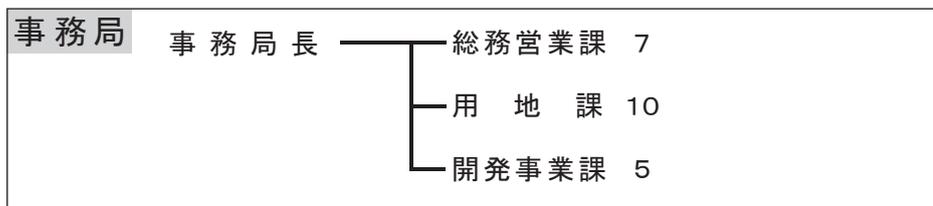
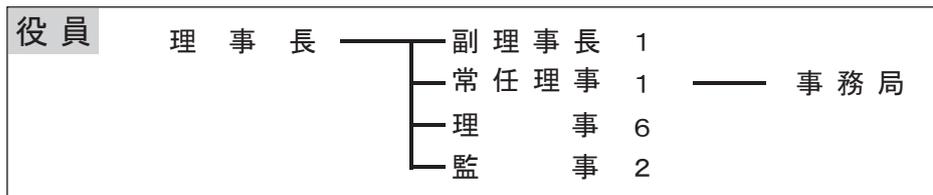
(10) 組織

①組織図

組織図は以下の通りである。

平成27年3月31日現在

久留米市土地開発公社 組織図

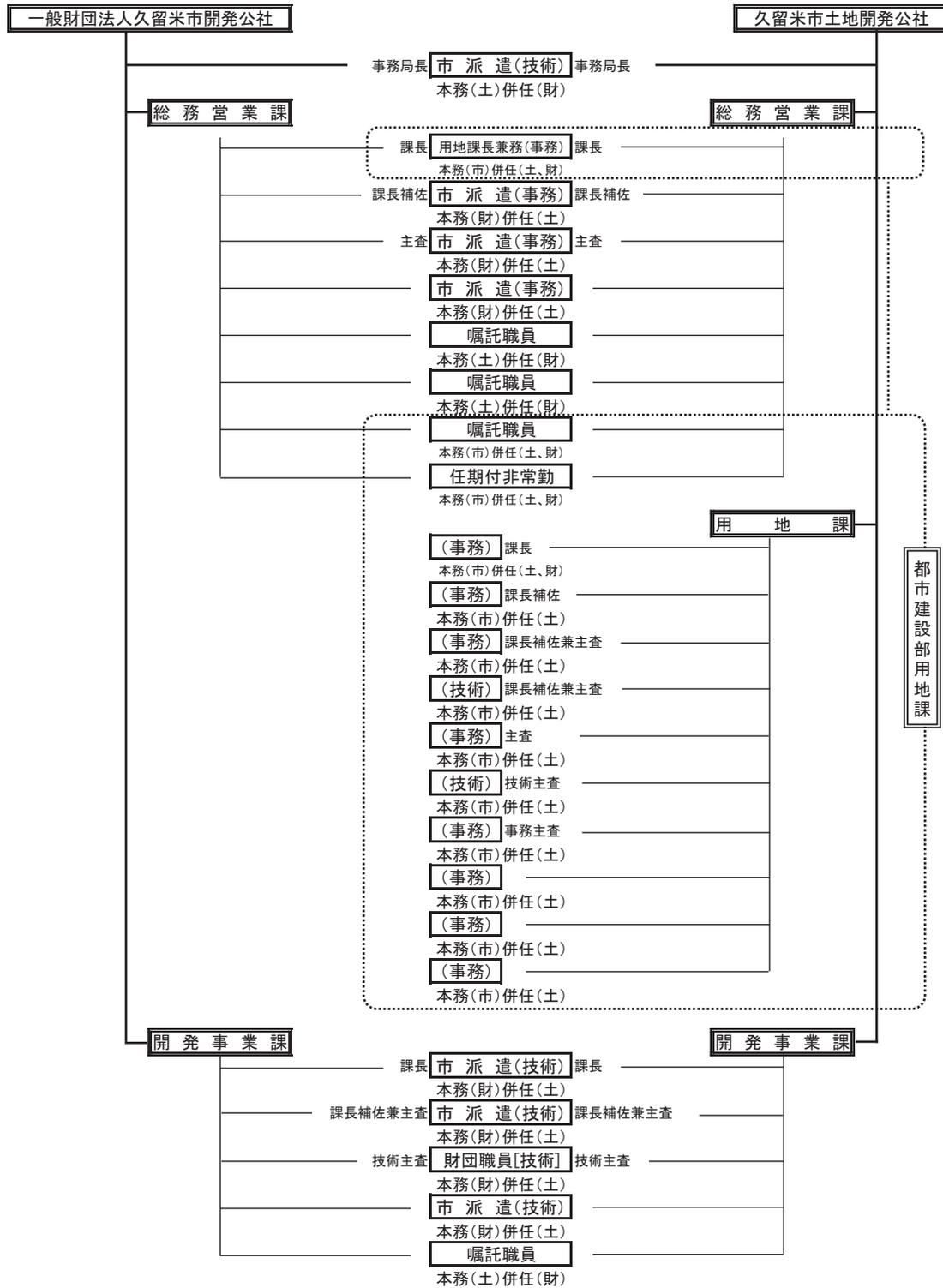


②併任の状況

以下の通り、久留米市都市建設部、久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社の人員は併任している状況であり、業務内容に応じ久留米市職員、久留米市土地開発公社職員、(一財)久留米市開発公社の職員として業務を行っている。この併任の状況は、事務の合理化や経費削減などのメリットを有しているが、外部から見た場合、三者の関係性をより複雑にしており、組織内容が理解しにくい一因ともなっている。

(両公社の併任状況組織図)

平成27年3月31日現在



※本務(市)…職員の主たる所属先が久留米市
 ※本務(土)…職員の主たる所属先が土地開発公社
 ※本務(財)…職員の主たる所属先が財団開発公社

(11) 財務状況（年次推移表含む）

① 経営成績について

損益計算書推移

		単位:千円				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業収益	公有地取得事業収益	874,650	498,089	1,664,581	1,358,539	48,824
	土地造成事業収益	66,429	202,257	219,379	701,448	244,600
	附帯等事業収益	7,801	1,201	2,670	6,000	5,814
	あっせん等事業収益	7,430	5,527	2,528	1,051	5,497
	事業収益計	956,310	707,074	1,889,158	2,067,037	304,735
事業原価	公有地取得事業原価	857,854	486,540	1,626,104	1,319,108	47,405
	土地造成事業原価	60,185	219,900	217,016	668,484	256,195
	附帯等事業原価	1,379	58	57	930	911
	あっせん等事業原価	6,626	4,893	2,193	942	4,871
	事業原価計	926,045	711,392	1,845,371	1,989,463	309,381
	事業総利益	30,266	-4,317	43,787	77,574	-4,646
	人件費計	22,574	5,800	6,072	6,037	1,617
	経費計	79,340	79,761	110,947	109,643	90,249
	販売費一般管理費	101,914	85,561	117,019	115,880	91,866
	事業外収益計	77,583	96,035	77,006	41,772	99,023
	事業外費用計	5,760	5,578	3,567	3,150	1,587
	特別損失					274
経常利益	当期利益	175	579	208	515	651

運営費補助金推移表

		単位:千円				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業外収益	受取利息	432	4	3	5	192
	雑収入		361	302	245	
	運営費補助金		74,000	57,000	25,000	87,000
	市からの運営費補助金)					
	その他雑収益	77,152	21,670	19,701	16,522	11,831
	財団公社負担金					
	事業外収益計	77,583	96,035	77,006	41,772	99,023

上記は、久留米市土地開発公社の過去5年間の損益計算書である。事業収益は平成24年度1,889百万円、平成25年度2,067百万円であったが、平成26年度は304百万円であった。これは、平成24年度及び平成25年度は国の事業補助があったことから久留米市が久留米市土地開発公社から公有地を買い取ったためである。平成26年度は、公有地取得事業が減ったため事業収益が減少している。

損益計算書上は毎年利益が出ているが、久留米市から運営費補助金が交付されることで黒字決算が保たれている状況であり、実質は赤字である。すなわち、損益計算書の事業外収益の運営費補助金が公社の年々の赤字額に相当し、平成26年度は304百万円の実業収益に対し87百万円の運営費補助金の交付であるから、実質損失率は28%である。

運営費補助金額は、平成24年度は57百万円、平成25年度は25百万円、平成26年度は87百万円となっており、実質的には赤字が継続している状況である。

公有地取得事業は発生経費の3%を付加して久留米市土地開発公社が先行取得した土地を久留米市に転売しているが、公有地の取引量が減少した現在では3%の手数料では久留米市土地開発公社の固定経費を賄えない状況である。

②財政状態について

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
単位：千円					
資産の部					
1流動資産					
(1)現金及び預金	149,668	80,713	69,566	166,959	123,157
(2)事業未収金	30,743	29,408	21,933	16,486	28,048
(3)公有用地	2,746,162	2,942,669	1,957,308	821,480	1,004,198
(4)代替地	1,414,050		23,545	23,594	23,626
(5)完成土地	631,615	1,211,960	1,770,512	1,247,207	1,223,067
(6)開発中土地		654,991	2,914	164,097	8,768
(7)前払費用		48	13	13	
(8)前払金			45,714		
流動資産合計	4,972,237	4,919,790	3,891,507	2,439,837	2,410,864
2固定資産					
(1)有形固定資産					
(イ)土地			105,979	114,003	114,003
(ロ)車両その他の運搬具	823	507	192		
(ハ)工具器具備品			630	525	421
有形固定資産合計	823	507	106,801	114,528	114,423
固定資産合計	823	507	106,801	114,528	114,423
資産合計	4,973,059	4,920,297	3,998,309	2,554,365	2,525,287

総資産は平成22年度の4,973百万円から平成26年度の2,525百万円へ減少している。

その主因は、公有用地及び代替地の減少である。一方、完成土地は631百万円から1,223百万円へ増加している。

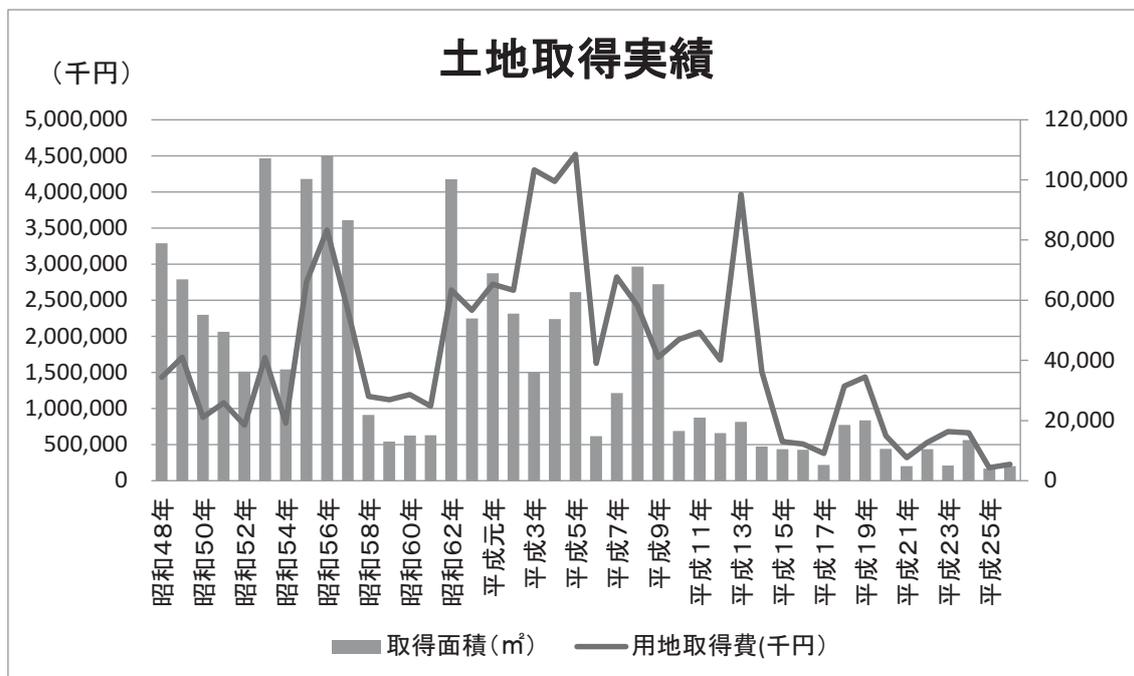
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
単位：千円					
負債の部					
1流動負債					
(1)未払金	61,101	62,764	174,726	162,126	283,609
(2)短期借入金	4,683,496	4,638,471	3,595,342	2,119,936	2,015,340
(3)未払費用	6,972	4,015	57	6	6
(4)前受金	500	1,500	456	454	457
(5)預り金	6,113	91	3,122	46,721	104
流動負債合計	4,758,182	4,706,841	3,773,702	2,329,243	2,299,515
2固定負債					
(1)預り保証金			10,942	10,942	10,942
(2)その他の固定負債	2,000				
固定負債合計	10,942		10,942	10,942	10,942
負債合計	4,769,123	4,706,841	3,784,644	2,340,185	2,310,457
資本の部					
1資本金					
	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
2準備金					
(1)前期繰越準備金	205,703	205,878	206,457	206,665	207,180
(2)当期純利益	175	579	208	515	651
準備金合計	205,878	206,457	206,665	207,180	207,830
資本合計	212,878	213,457	213,665	214,180	214,830
負債資本合計	4,982,001	4,920,297	3,998,309	2,554,365	2,525,287

負債・資本合計は平成22年度の4,982百万円から平成26年度の2,525百万円に減少している。主因は短期借入金の減少である。

借入金は平成18年度の6,517百万円をピークに公有地の久留米市への売却にて平成26年度は2,016百万円まで減少している。

現在の久留米市土地開発公社の財産の状況は、資産超過であり、207 百万円超の準備金を有している。

(12) 久留米市土地開発公社の土地取得実績

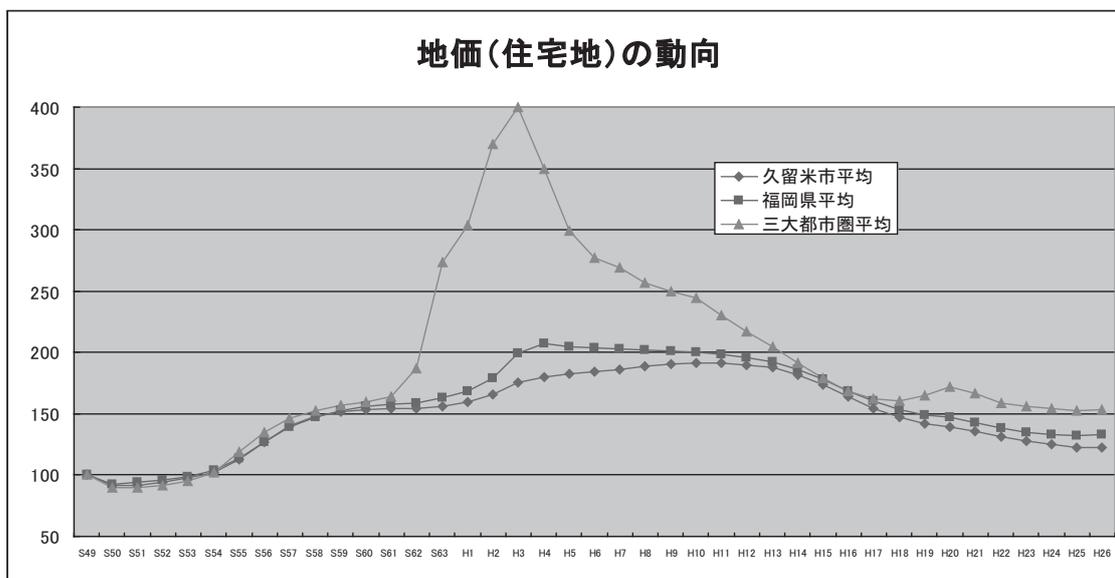


	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
取得面積(m ²)	10,508	5,055	13,508	4,102	4,880
取得費用(千円)	529,547	683,048	664,288	183,329	230,153

上表は昭和48年度から平成26年度までの40年余りの土地取得費用と土地取得面積の推移図である。設立当初は取得面積に比し取得金額は比較的安価であり、当初の先行取得の趣旨が活かされていたと考えられる。また、バブル崩壊直前の平成2年～3年にかけては、取得費用が増大していることがわかる。平成13年度は、六ツ門地区の土地取得により増大している。

(13) 土地単価推移

下表は国土交通省による公示価格をもとにした地価変動率の動向(昭和49年を100とする指数)であるが、三大都市圏の平均としては平成3年に400ポイント(4倍)にまで上昇したが、バブル崩壊以降長期的に下落し、平成26年には指数で153.7ポイントとなった。久留米市の平均は、平成10年に191.4ポイントと約2倍まで上昇したが、平成26年は122.9ポイントに減少している。このように、土地価格は、全国的に依然として下落基調が続いている状況である。



(14) 長期保有土地（取得事業が終了し5年以上経過したもの）の状況

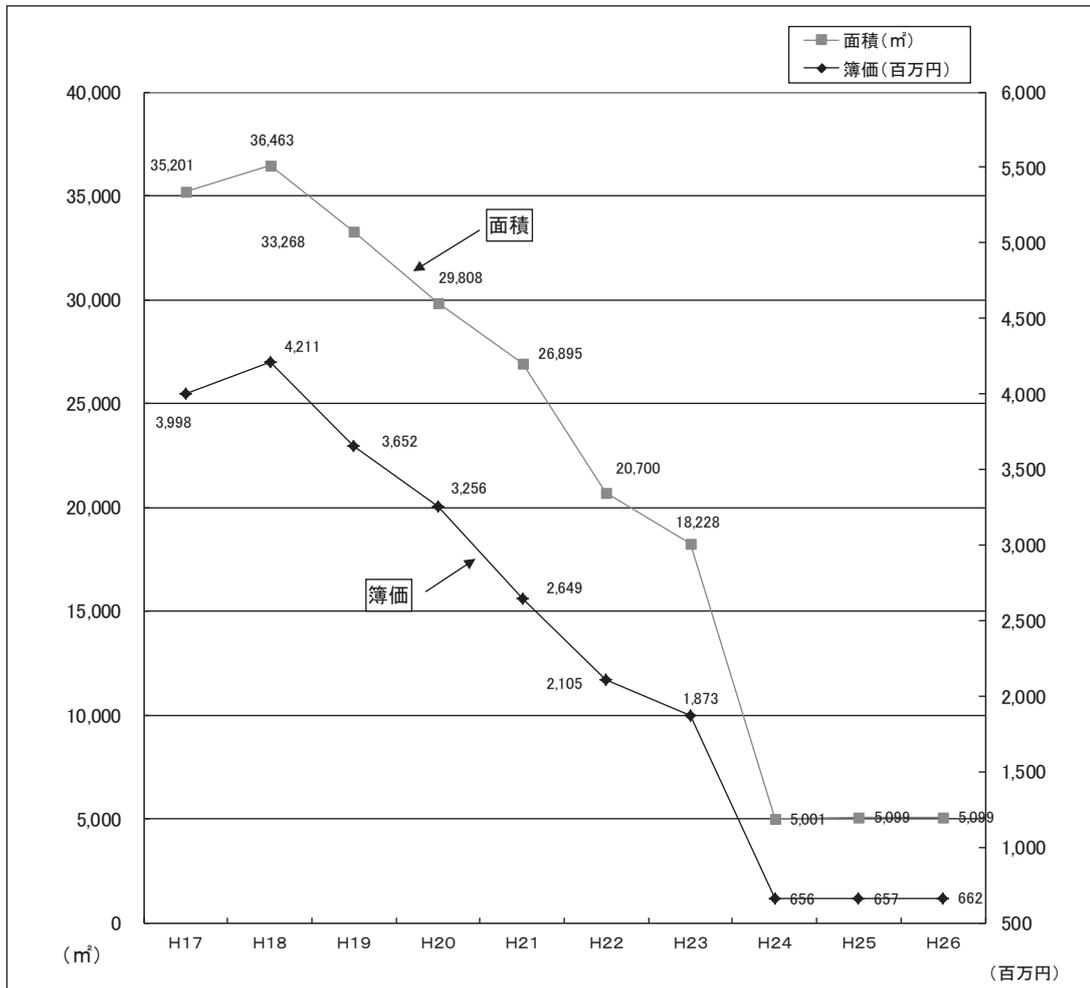
久留米市との公有地取得事業業務委託契約では5年以内を買戻しを行う旨を定めているが、5年を経過しても買戻しが行われず、当該用地の取扱いも不明確なまま公社が長期間所有した状態となっているものがある。これを公社では長期保有土地と定義している。

①過去10年間の長期保有土地の推移

長期保有土地の過去10年間の面積と取得金額の推移を示したものが下の表である。平成18年度をピークに面積、金額ともに減少していることがわかる。

年度	全保有面積 (㎡)	長期保有土地				H18比
		事業数	面積 (㎡)	簿価(千円)		
				取得費	利息	
H17	56,989	14	35,201	2,418,639	1,579,112	96.5%
H18	59,105	15	36,463	2,667,126	1,543,684	100.0%
H19	66,682	15	33,268	2,346,335	1,305,242	91.2%
H20	50,940	14	29,808	2,113,863	1,142,307	81.7%
H21	33,295	10	26,895	1,750,385	898,713	73.8%
H22	32,970	9	20,700	1,452,682	652,648	56.8%
H23	31,385	9	18,228	1,313,146	560,067	50.0%
H24	19,970	6	5,001	438,881	216,723	13.7%
H25	9,992	7	5,099	438,986	218,081	14.0%
H26	13,667	7	5,099	443,054	219,037	14.0%

長期保有土地の推移



②長期保有土地の年度末残高の推移

平成 18 年度より久留米市による計画的な買戻しが進められ、平成 23 年度には総合政策部と関係部局が改めて調整を行い、期限を設けた計画的な買戻しの方針が示された。これら買戻しの取組みにより、平成 24 年度末の長期保有土地は平成 18 年度と比べ 86% 減の約 14% となったが、平成 25 年度以降は事業化や処分方法の見通しがつかず買戻しが行われていない状況にある。

これに対し、公社は、債権を担保するため平成 25 年 4 月に長期保有土地について平成 29 年度末を買戻し期限とする合意書を締結し、久留米市による買戻し期限を明確にする対応を行った（久留米市は平成 25～29 年度までの 5 年間の債務負担行為を設定）。

③長期保有土地の個別状況

久留米市土地開発公社の長期保有土地は大きく①都市計画道路東櫛原小森野線の北側に位置する筑後川公園用地の土地群（下記ア～ウの事業）、②事業終了している都市計画道路（国道 264 号バイパス）の代替地（下記エの事業）、③事業継続中の都市計画道路合川町津福今町線関連用地（下記オ～キの事業）の 3 か所である。

a 筑後川公園関連用地

筑後川公園関連用地は、久留米市土地開発公社が所有する 3 事業と久留米市が所有する 1 地区があり、合計して 4,663 m²、547,851 千円に上る。

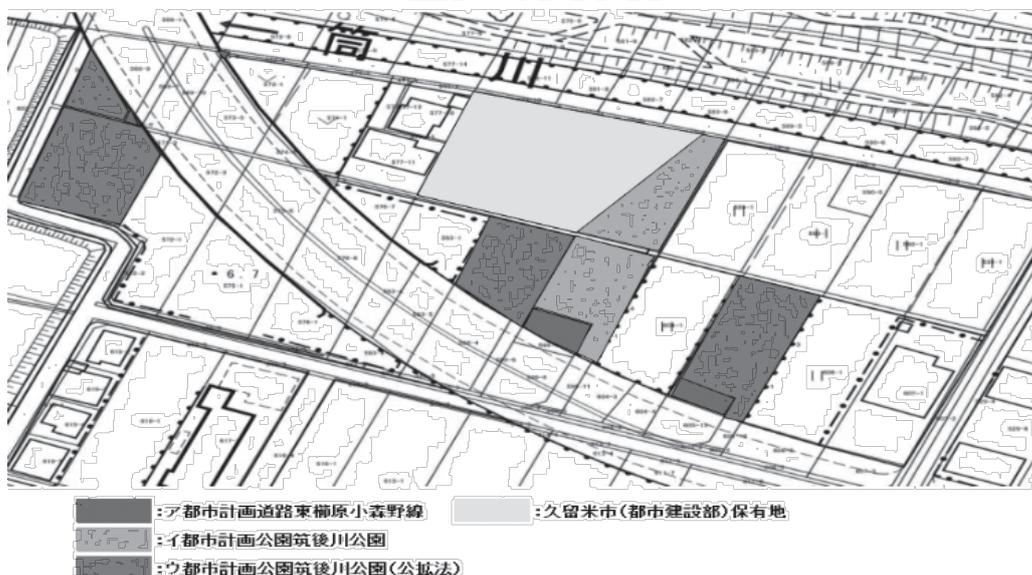
単位：千円						
		面積(m ²)	取得費用	利息累計	合計	合計/m ²
ア.都市計画道路東櫛原小森野線	平成5年8月	176	22,073	9,466	31,539	179
イ.都市計画公園筑後川公園	平成元年3月	1,070	89,783	40,022	129,805	121
ウ.都市計画公園筑後川公園(公拡法)	平成5年6月	2,076	244,304	63,442	307,746	148
久留米市保有土地	平成元年3月	1,341	78,761		78,761	59
		4,663	434,921	112,930	547,851	117

都市計画道路東櫛原小森野線は平成 5 年から 22 年超、都市計画公園、筑後川公園は平成元年から 26 年超と非常に長期に渡って保有し続けているためその間の利息累計だけで 112 百万円を超える状況にある。

また、久留米市土地開発公社の取得土地を、久留米市が買い戻す時には、上記利息の他に事務手数料が付加されるため、更に高い金額で久留米市は買い取る事となるため極めて不経済である。

筑後川公園拡大図を見ると分かるように、久留米市の保有地と久留米市土地開発公社の保有地の周辺には田畑が存在し、一部は飛び地となっている。久留米市、久留米市土地開発公社が所有する土地を一体に開発するには買収等の手段を講じる必要があるが、その計画は現在滞っている状況である。

筑後川公園 拡大図



ア. 都市計画道路東櫛原小森野線

取得年月日：平成5年8月

経過年数：21年7月

地積：176 m²

取得費等：22,073千円、利息累計9,466千円 合計31,539千円

取得の目的及び経過：筑後川公園事業用地の利用を予定して、東櫛原小森野線の事業用地の残地として取得

イ. 都市計画公園筑後川公園

取得年月日：平成元年3月

経過年数：27年0月

地積：1,070 m²

取得費等：89,783千円、利息累計40,022千円 合計129,805千円

取得の目的及び経過：東櫛原小森野線の事業進捗にあわせ、都市公園事業予定地として取得

ウ. 都市計画公園筑後川公園（公拡法）

取得年月日：平成5年6月

経過年数：21年9月

地積：2,076 m²

取得費等：244,304千円、利息累計63,442千円、合計307,746千円

取得の目的及び経過：公拡法に基づく買取申出による都市公園事業予定地としての取得

(現地写真)



b 都市計画道路東町豆津線

エ. 都市計画道路東町豆津線

取得年月日：昭和 48 年 6 月

経過年数：41 年 9 月

地積：777 m²

取得費等：35,166 千円 利息累計 23,188 千円 合計 58,354 千円

取得の目的及び経過：都市計画道路（国道 264 号バイパス）の事業化にあたり、梅満児童遊園の一部が必要となり、その代替用地として取得。

c 都市計画道路合川町津福今町線関連用地

合川バイパス（210 号線）と十三部交差点の間の中環状線用地関連のオ～キの三区分の土地である。事業計画区域外の土地で代替地などとして取得した用地であるが、本体事業が進まず長期保有の状況が継続している。取得面積は 999 m²、取得費用 51,728 千円、利息累計 82,919 千円、合計 134,647 千円である。

単位：千円

	面積(m ²)	取得費用	利息累計	合計/m ²
オ.都市計画道路合川町津福今町線	613	24,830	82,125	106,955
カ.都市計画道路合川町津福今町線代替取得	289	22,907	719	23,626
キ.中環状道路整備事業関連	97	3,991	75	4,066
	999	51,728	82,919	134,647

オ. 都市計画道路合川町津福今町線

取得年月日：昭和 55 年 7 月

経過年数：34 年 8 月

地積：613 m²

取得費等：24,830 千円 利息累計 82,125 千円 合計 106,955 千円

取得の目的及び経過：事業代替地などとして取得

カ. 都市計画道路合川町津福今町線代替地取得

取得年月日：平成 19 年 3 月

経過年数：8 年 0 月

地積：289 m²

取得費等：22,907 千円 利息累計 719 千円 合計 23,626 千円

取得の目的及び経過：事業代替地として取得

キ. 中環状道路整備事業関連

取得年月日：平成 21 年 2 月

経過年数：6 年 1 月

地積：97 m²

取得費等：3,991 千円 利息累計 75 千円 合計 4,066 千円

取得の目的及び経過：事業代替地として取得

(15) (一財) 久留米市開発公社及び久留米市土地開発公社の特徴並びに業務分担

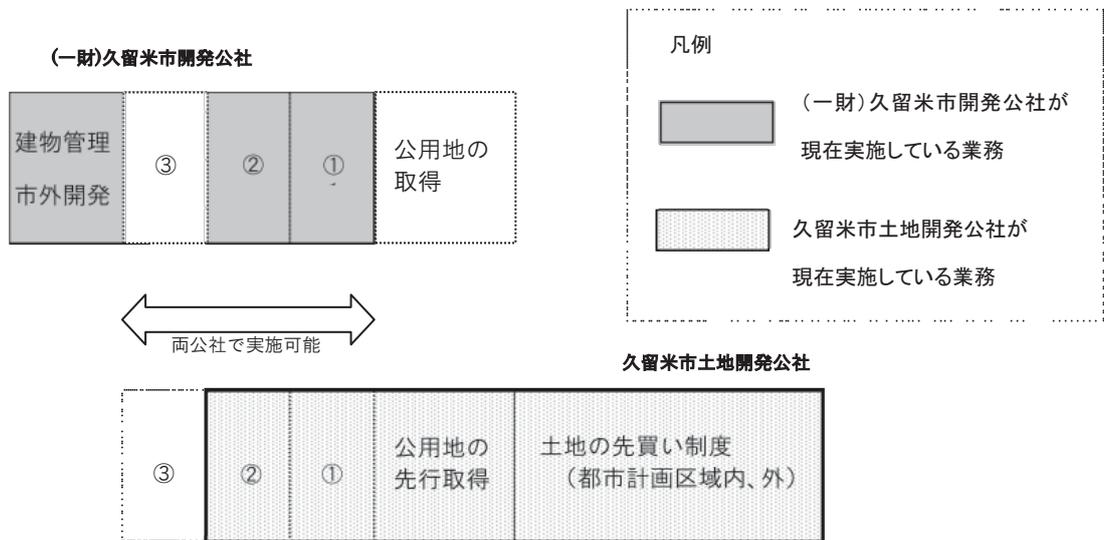
(一財) 久留米市開発公社の特徴は、①民間金融機関から自由に資金借入れが可能②土地取得の手続きを機動的、弾力的に行いうる③民間活力の導入が容易④建物管理、市外開発が可能である点である。久留米市土地開発公社と比して④の建物管理、市外開発が可能なのが特に特徴的である。

一方、久留米市土地開発公社の特徴は、①資金調達が円滑で機動性に富む②公拡法に基づき先買協議の主体となりうる③特別法人のため税制の優遇を受けやすいという点である。(一財) 久留米市開発公社に比し、②の公拡法に基づいて業務を行える点で、土地の先買の際には有利である。

現在の(一財) 久留米市開発公社及び久留米市土地開発公社の可能な業務と現在の役割分担は下図の通りである。

まず、可能な業務範囲については、両公社でほとんどの業務が実施可能であるが、建物管理、市外開発については(一財) 久留米市開発公社のみ、土地の先買制度(都市計画区域内外)については久留米市土地開発公社のみが実施可能となっている。建物管理、市外開発については、民間の不動産業者も実施可能な業務であるため民業圧迫の恐れはあるものの、利益が出ない事業や広大地の取得など地場の民間業者が実施困難な事業を可能にするという一定のメリットはあると考えられる。なお、公有用地の先行取得、土地の先買制度の業務量は一時期に比べると著しく減少している。

現在行っている業務は、(一財) 久留米市開発公社は、建物管理、事業用地に借地権を設定した賃貸事業を行っている。一方、久留米市土地開発公社は、土地の先買制度(都市計画区域内、外)、公有地の先行取得、商業業務用地造成事業、県からのあっせん受託事業を行っている。



- ① 商業・業務用地造成事業
- ② 事業用地に借地権を設定した賃貸事業
- ③ 市街化調整区域における大規模開発行為（5 ha 以上）

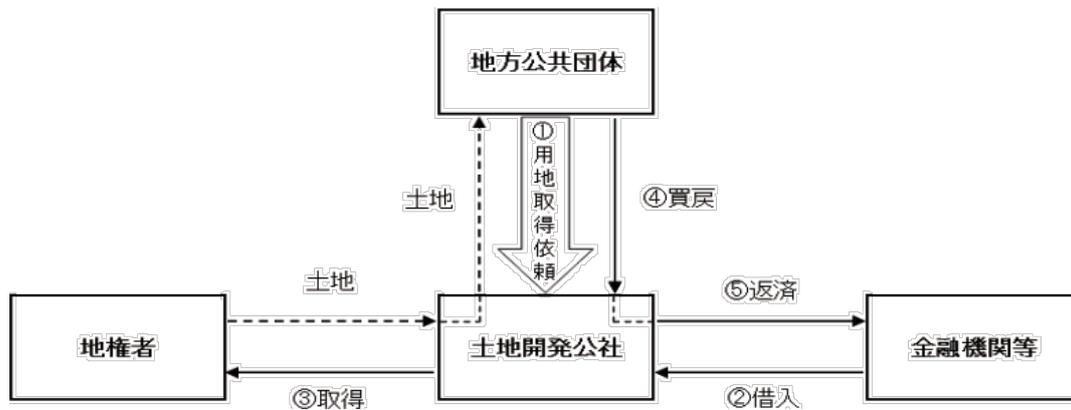
(16) 久留米市土地開発公社と第三セクター等改革

①全国の流れ

ア. 第三セクター改革の状況

土地開発公社とは、昭和47年に施行された「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として設立された特別法人である。地方公共団体は単年度予算に基づき業務を執行することから、公有地となるべき土地を機動的に取得することが困難となることがある。これを解消する手段として土地開発基金があるが、土地開発基金による取得は地方公共団体が基金として留保する基金の範囲に限定される。したがって、基金の額を超える大型の用地買収などについては対応が困難であり、地方自治体の債務保証を得て金融機関等から資金を借入れ、機動的に公有地を先行取得することを可能とするために土地開発公社が設立されたという背景がある。

土地開発公社を利用した公有地の取得における土地と資金の流れは以下のとおりである。



土地価格が上昇していた時代は、土地開発公社が値上がり前に公有地を先行取得すれば経済的メリットを享受できた。しかし、バブル崩壊後、土地価格の下落は著しく、用地の先行取得のメリットはほとんどないと言える。むしろ、議会の議決を経ずに巨額の投資が可能となりチェック機能が働かない、見通しが立たないまま取得した土地が塩漬けとなるという問題点の方が明らかになった。その後、総務省は、平成21年度から平成25年度の間に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付総財公第95号）等に基づき「第三セクター等の抜本的改革（注）」を集中的に推進した。

国は、平成26年8月5日には新たに「第三セクター等の経営健全化等に係る指針」を策定し、「取組が遅れている第三セクター等を中心に、効率化・経営健全化について不断の取組が必要」としながらも、一方で、「現下の社会経済情勢を踏まえれば、第三セクター等を活用した地方の創生等についての検討も必要」という方針を打ち出した。

この中で、「地方公共団体が抜本的改革を含む健全化に取り組むべき対象を、①公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したもの②他の事業手法（例えば地方公共団体の直営、民間企業への委託等）と比べ費用対効果が乏しいもの③実質的に債務超過であるもの④地方公共団体が多大な財政的リスクを有するもの⑤「存続の前提となる条件」（ゴーイングコンサーン）を満たさなくなったもの、としている。

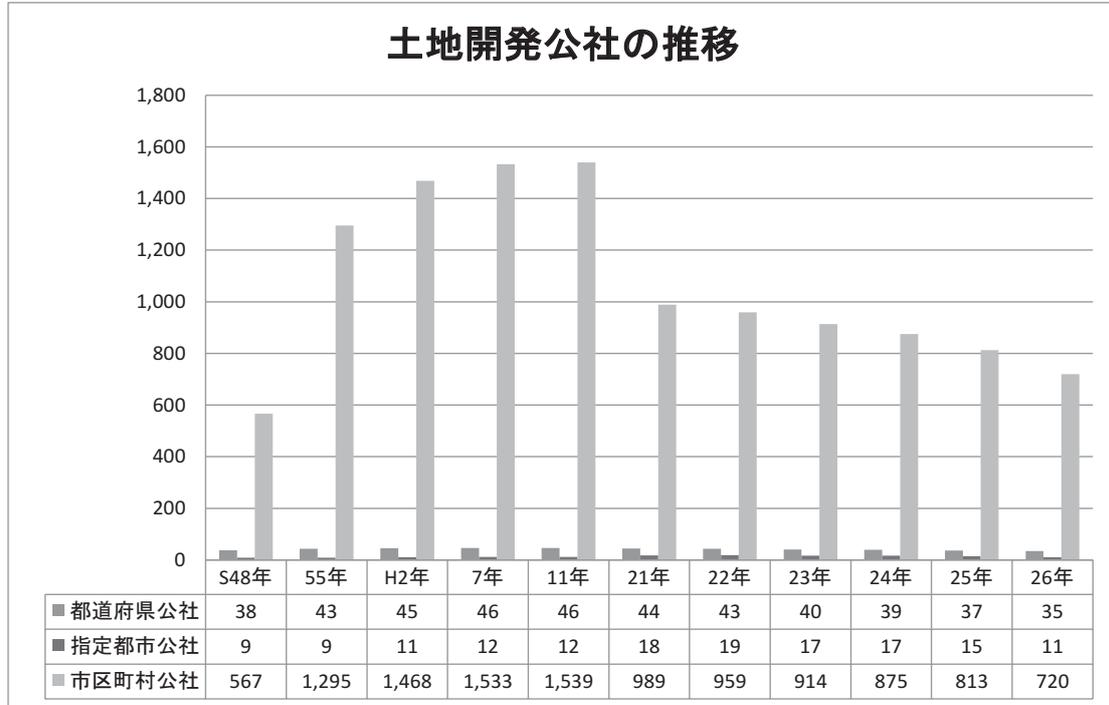
一方で、第三セクターは、①地方公共団体の区域を超えた活動②民間企業の立地が期待できない地域における事業実施③公共性、公益性が高い事業の効率的な実施を期待できる有効な手段であるとしている。

すなわち、断続的に組織の有効性、効率性を吟味検討しながら、有効性の高い第三セクターはより充実させていく、ということである。

注：「第三セクター等の抜本的改革」とは、第三セクター等が行っている事業そのものの意義（必要性、公益性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断を行うことをいう。

イ. 全国の土地開発公社の推移

全国の土地開発公社は、平成 11 年の 1,597 団体をピークに第三セクター等の抜本的改革の効果もあり、平成 26 年にはほぼ半数の 766 団体にまで減少している。



ウ. 九州の政令市、中核市、県庁所在地の開発公社の状況

九州の政令市、中核市、県庁所在地の開発公社の状況は以下の通りである。

九州の政令市、中核市及び県庁所在地の土地開発公社の状況

福岡市	福岡市土地開発公社		
北九州市	-	H26末解散	
熊本市	-	H16解散	
久留米市	久留米市土地開発公社		(一財)久留米市開発公社
長崎市	-	H24末解散	
大分市	-	H24末解散	
宮崎市	宮崎市土地開発公社		
鹿児島市	鹿児島市土地開発公社		
那覇市	那覇市土地開発公社		
佐賀市	佐賀市土地開発公社		

②久留米市土地開発公社及び（一財）久留米市開発公社のあり方検討の経緯

久留米市土地開発公社及び（一財）久留米市開発公社に関する検討の経緯と内容は以下のとおりで、平成14年3月の検討開始から現在まで長期間を経過しているが結論は出していない状況である。

（検討の時期と内容）

（一財）久留米市開発公社理事会での検討状況

ア.（一財）久留米市開発公社の在り方に関する検討（平成14年3月）

⇒（一財）久留米市開発公社の解散（土地開発公社との統合）の方向で議論

イ.（一財）久留米市開発公社理事会議事録（平成16年3月24日）

⇒上記方針の凍結

久留米市議会議事録

ア.平成15年度第2回久留米市議会議事録

[（一財）久留米市開発公社]

江藤守國市長：民業圧迫につながらないように、公益法人としての役割を踏まえて、民業との協調関係を維持する。

イ.平成16年第1回久留米市議会議事録

[久留米市土地開発公社]

江藤守國市長：久留米市の幹線道路の事業促進に久留米市土地開発公社の機能を活用するという面も実際大きな役割を果たしている。組織の効率化には努める。

ウ.久留米市議会議事録（平成23年第3回）

白井浩一副市長：両公社を取り巻く状況が大変変化しているということを十分踏まえ、今後市のまちづくりの方向性や社会資本整備の事業展開も考慮しながら、両公社の役割や必要性の検証とあり方について、検討を急いでいきたいと考えている。

その他の検討状況

ア.久留米市行財政改革推進会議「外郭団体の再編・見直しについて」（平成16年11月）

⇒両公社の違いがわかりづらい。

⇒民間でも開発可能である。

⇒先行取得のメリットは薄れている。

イ.監査報告書「外郭団体の財務事務を中心とした組織運営について」

（平成17年5月30日）

[久留米市土地開発公社]

⇒財務体質を中心とした組織機構（経営形態）の抜本見直しが求められる。

〔(一財)久留米市開発公社〕

⇒公益法人運用指針に照らして再編整理を検討すべきと思われる。

ウ. 平成 23 年度事業仕分けについて

〔久留米市土地開発公社〕

推進 2、改善 4、廃止休止 0

⇒地価は長期的に下落傾向にあるため、取得時点で含み損が発生するという問題がある。

⇒地価上昇局面での先行取得という意味での久留米市土地開発公社の役割は過去のものであり、長期保有土地の処分は早急に行うべき。

⇒住宅用地については、民間での開発も進んでいるため、久留米市土地開発公社が行う必要はない。

〔(一財)久留米市開発公社〕

推進 2、改善 1、廃止休止 3

⇒宅地開発や産業団地の開発などに公社が取り組む意義は現在では薄れてきている。

⇒法改正により実施可能な事業が久留米市土地開発公社と類似してきており、組織（職員）もほとんど久留米市土地開発公社と同様（職員は併任）であり、開発公社の存在意義がわかりづらく、市民の目からも理解しづらい。

⇒必要な事業は久留米市土地開発公社へ移管し、開発公社は将来的に解散を検討すべき。

エ. 財務監査及び事務監査（平成 22 年 4 月 30 日）

⇒関連団体の中には事業費に対する繰越金の額が多額になっているものがあるので、事業の充実を図るか、負担金を軽減するなど必要な改善措置を講じられたい。

⇒団体の存在意義なども含めて今一度検証を行い、任意団体への負担金や補助金等の在り方について、有意義で実効性のあるものになるよう、指導助言されたい。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

①経営成績について

赤字体質の改善が急務である。久留米市土地開発公社の経費削減は必須であるが、それでも達成できない場合は販売手数料の増額などの対応が必要である。

②筑後川公園関連用地について

都市計画道路東櫛原小森野線に接するが、道路と土地との間には数メートルの段差があり利用は困難な状況である。さらに、周囲を田に囲まれており、取付道路が確保できていない。地図からもわかる通り、土地が飛び地となっており久留米市及び久留米市土地開発公社の土地と一体として公園として利用するにはさらなる買い増しが必要となる。

このような状況になることは道路建設計画時点で予測できたと思われる。

取得から 20 年超、放置されているが、久留米市側は当該土地の利用及び買い戻しの方針、期限が明確でない。久留米市側は早期に土地利用方針を明らかにし、買い戻しの期限を明確にするべきである。

③都市計画道路東町豆津線関連代替地

ア. 当該土地は代替地としての所有を開始したが、既に道路は完成し代替地としての利用は必要ない状況である。久留米市側は早期に土地利用方針を明らかにし、買い戻しの期限を明確にするべきである。

イ. 久留米市においては、全庁的に当該土地の活用方法等を検討するべきである。

④久留米市土地開発公社と（一財）久留米市開発公社の在り方に関する検討について

（一財）久留米市開発公社の在り方に関する検討が平成 14 年 3 月に行われてから既に十数年が経過したが、現在まで結論を出せずにいる。その間公社を取り巻く環境は変化し、第三セクターに対する国の対応も変化しているがそれらを踏まえ出来るだけ早期に結論を出し、結論への対応を行う必要がある。

（2）意見

①ホームアルカディア宮ノ陣開発事業について

現在残る未分譲地は住宅用地、業務用地それぞれ 1 区画である。既に販売した区画よりも条件が劣る部分もあると考えられるので、既販売区画との条件の整合性を図りながらも、許す限りにおいて価格を見直し、完売へ向けて取り組むべきと考えられる。

②役員構成について

役員構成が全て久留米市の内部者のみの構成であることから、第三者の視点が入っておらずガバナンスの面が弱いと考えられる。他都市の土地開発公社では、弁護士、公認会計士、商工会会頭、学識経験者等の第三者を役員に加えている例もあり、久留米市土地開発公社でも第三者を入れることで団体の透明性を高める努力が必要である。

③職員について

久留米市土地開発公社の業務量（取得面積、取得金額）については大幅に減少している。公有土地の取得金額を例にとってみると、六ッ門地区の土地の取得があった平成 13 年度は約 40 億円であったが平成 26 年度は 2 億 3 千万円と約 95%減少している。

一方で、同年の所属人数は、平成 13 年度は 27 人、平成 26 年度は 24 人と 3 人減（11%減）にとどまる状況である。取得金額や取得面積のみでは業務量を計ることはできないかもしれないが、より適正な人員配置を検討し、行政サービスの効率性を高める必要があると考える。

④人件費について

久留米市及び久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費については3者で按分精算を行っているが、事務の効率化の観点からも、按分による精算をしなくて良い方策を検討すべきである。

⑤併任の状況について

第三セクターは独自に職員を採用することで、地方公共団体の人事異動に影響されずにより効果的に事業継続ができるというメリットがある。しかし、久留米市土地開発公社にはプロパー職員はおらず、(一財)久留米市開発公社で採用された職員1名が久留米市土地開発公社への併任により両公社の業務を遂行している。

両公社の職員の大半は久留米市の人事異動で配置された市職員であるため、業務上のノウハウ等は運用基準や業務基準などによって伝承が図られている。

今後も事業を継続するのであれば、より一層の運用基準や業務基準の策定を行うべきである。

⑥土地の賃貸について

平成26年度附帯事業収益には、久留米市職員共済会へ動物管理センター職員駐車場として月額1,800円/1台で貸付けた収益が年間106千円ある。

これは、久留米市土地開発公社の保有地を、久留米市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱に基づき共済会に月額1,800円で貸付け、これを共済会が久留米市職員に貸付けている土地の利用料収入である。

久留米市土地開発公社が久留米市の基準にならない格安で土地を賃貸している理由が不明である。

⑦公有地取得事業について

公有地取得事業は、最盛期であった平成初頭に比べ大幅に減少している状況である。公有地取得事業の増減は久留米市からの先行取得の依頼次第ではあるが、公共工事の減少傾向が平成27年度以降も継続することは容易に予測できる。

公有地取得事業は久留米市本体で実施していた事業を、高度成長期以降の土地の高騰局面で土地の先買いによる経済的メリットを享受するために始まったが、今では、あらかじめ土地を確保した上で国庫補助金を申請することで、国庫から効果的・効率的な歳入を図っている。国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保へ舵を切るべき時期なのかもしれない。

⑧土地の先行取得について

土地開発公社のメイン事業である土地の先行取得については、土地の市場価格が継続的に下落している現在の状況では、価格面では効果がない状況であるため、検討すべきであると思われる。

⑨都市計画道路合川町津福今町線関連用地について

土地取得からの経過年数が34年と非常に長く、土地簿価のうち約77%の82,124千円が利息累計となっている状況で当初の取得費用よりも利息累計の方が多額となっている状況である。出来るだけ早く周辺用地の取得を行い、事業化を進めることが望まれる。

⑩土地開発基金等について

久留米市が大規模な土地を直接購入するための制度として、土地開発基金約29億円が存在するが、平成22年度以降、土地取得のための基金活用は行われていない。久留米市は、大規模な土地を取得する制度として土地開発基金に加え、久留米市土地開発公社を設立している。これらの制度を個々に検討するのではなく、土地を取得する際のそれぞれの利便性を検討した上で、(一財)久留米市開発公社、久留米市土地開発公社及び土地開発基金のあり方を総合的に判断すべきものとする。

2. 一般財団法人 久留米市開発公社

1 概要

(1) 代表者

理事長 深井 敦夫 (久留米市副市長)

(2) 所在地

久留米市城南町16番地1 (久留米市民会館1階)

(3) 所管部署

総合政策部 総合政策課

(4) 設立年月日

昭和37年11月27日

(5) 設立目的

久留米市と一体となり久留米市総合計画の趣旨にのっとり、久留米市内既成市街地及び周辺地帯の地域特性に即応した開発のため必要な事業を行い、もって市勢の発展に貢献することを目的とする (一般財団法人久留米市開発公社定款第3条)

(6) 主な事業内容

①住宅整備事業

これまでに久留米市の住宅行政の一環として、安武団地(S44年)、高良内ニュータウン(S46年)などの住宅団地の開発や民間との共同によるツインドリーム荒木(H11年)、アルカディアタワーズ宮ノ陣(H15年)などのマンション分譲を行い、住宅供給に関する先導的役割を担ってきた。

現在は民間による住宅供給が活発に行われているため、公社の課題は、既成市街地における未利用公共用地の効果的な利活用について、付加価値向上などの売却支援にシフトしている。

②産業団地整備事業

これまでに産業団地整備事業として、宮ノ陣新産業団地(H7年)、久留米・広川新産業団地(H17年)など5団地、約65haを開発分譲し、都市づくりを支える地域経済活性化や雇用創出に寄与してきた。平成26年度末の企業立地見込みは98.9%で、未利用地は3区画(久留米広川新産業団地2区画、梅満用地1区画)、約1.07haを残すのみとなっている。

現在は、Ⅰ. 上記未利用地残り 3 区画の企業立地促進、Ⅱ. 賃貸事業用地の分譲切替促進、Ⅲ. 立地企業による事業用地拡張等の支援要請に応えた用地買収あっせん等の支援を行っている。

③公益施設整備事業

これまでに公益施設整備事業として、東町公園駐車場（S58年建設、現在は久留米市に寄付）、公社会館（H8年建設：現在は久留米市職員労働組合及び久留米市共済会に賃貸）、J R 荒木駅前駐車場（H11年建設：月極及び時間貸し駐車場）を整備し、交通渋滞対策、交通利便性の向上、公益団体支援等に寄与してきた。

現在は、公社会館やJ R 荒木駅前駐車場の老朽化対策、長寿命化対策が課題となっている。

（7）市からの出資状況

指定正味財産 1,800 千円

（8）市からの財政支出

久留米市からの財政支出はないが、市民会館 1 階の事務所、公社会館底地の無償貸与を受けている。

（9）評議員及び役職員数

評議員は 8 名、役職員は、理事 8 名、監事 2 名、職員 14 名の状況である。

①評議員の状況

評議員の構成は以下のとおりである。

平成 27 年 3 月 31 日現在

	就任年月日	担当職務	現 職
評議員	平成 26 年 4 月 1 日	会 長	久留米市総務部長
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市議会議員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市議会議員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市議会議員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市議会議員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市協働推進部長
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市農政部長
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市都市建設部長

評議員会は（１）理事及び監事の選任又は解任（２）理事及び監事の報酬等の額（３）評議員の選任又は解任（４）評議員に対する報酬等の支給の基準（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の承認（６）定款の変更（７）残余財産の処分（８）基本財産の処分又は除外の承認（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項を決議するとしている。（一般財団法人久留米市開発公社定款 14 条）

評議員会の開催状況並びに決議の状況は以下のとおりである。

評議員会

	年 月 日	議 事 事 項	会議の結果
第 1 回 評議員会	平成 26 年 4 月 1 日	第 1 号議案 評議員 1 名の選任について	原案承認可決
		第 2 号議案 理事 2 名の選任について	原案承認可決
定時 評議員会	平成 26 年 6 月 27 日	第 3 号議案 平成 25 年度 事業報告及び決算について	原案承認可決

②理事監事の状況

理事会の権限は、（１）この法人の業務執行の決定（２）理事の職務の執行の監督（３）理事長及び副理事長、並びに常務理事の選定及び解職である（一般財団法人久留米市開発公社定款 31 条）。理事会の構成員及び兼職の状況は下表のとおりである。

平成 27 年 3 月 31 日現在

役 員	就任年月日	担当職務	現 職
理 事	平成 26 年 4 月 1 日	理事長	久留米市副市長
〃	平成 26 年 4 月 1 日	副理事長	久留米市総合政策部長
〃	平成 26 年 4 月 1 日	常務理事	(一財)久留米市開発公社常務理事
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市議会議員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市議会議員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市議会議員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市議会議員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市商工観光労働部長
監 事	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市監査委員
〃	平成 26 年 4 月 1 日		久留米市会計管理者

理事会の開催状況並びに決議の状況は以下のとおりである。

理事会

	年 月 日	議 事 事 項	会議の結果
第 1 回 理事会	平成 26 年 4 月 1 日	第 1 号議案 一般財団法人久留米市開発公社 評議員会の開催 について	原案承認可決
第 2 回 理事会	平成 26 年 4 月 1 日	第 2 号議案 常務理事（業務執行理事）の選定について 第 3 号議案 事務局長の選任について	原案承認可決 原案承認可決
第 3 回 理事会	平成 26 年 5 月 29 日	第 4 号議案 平成 25 年度 事業報告及び決算について 第 5 号議案 平成 26 年度定時評議員会の招集について	原案承認可決 原案承認可決
第 4 回 理事会	平成 26 年 12 月 11 日	第 6 号議案 一般財団法人久留米市開発公社給与規程の 一部を改正する規程	原案承認可決
第 5 回 理事会	平成 27 年 3 月 24 日	第 7 号議案 平成 27 年度 事業計画書及び収支予算書について	原案承認可決

理事の内訳は、久留米市議会議員 4 名、久留米市副市長、久留米市部長級職員 3 名と久留米市の関係者のみで構成されている。監事に関しても、久留米市議会議員出身の久留米市監査委員 1 名、久留米市会計管理者 1 名といずれも久留米市の関係者である。

平成 26 年度は、5 回開催された理事会のうち 3 回がみなし決議で、実際に理事会が開催されたのは 2 回に留まっている。

③職員の状況について

職員の状況は以下のとおりである。

事務局長 (兼常務理事)	総務営業課			開発事業課		合 計
	正規職員	嘱託職員	非常勤職員 任期付	正規職員	嘱託職員	
1	4	3	1	4	1	14

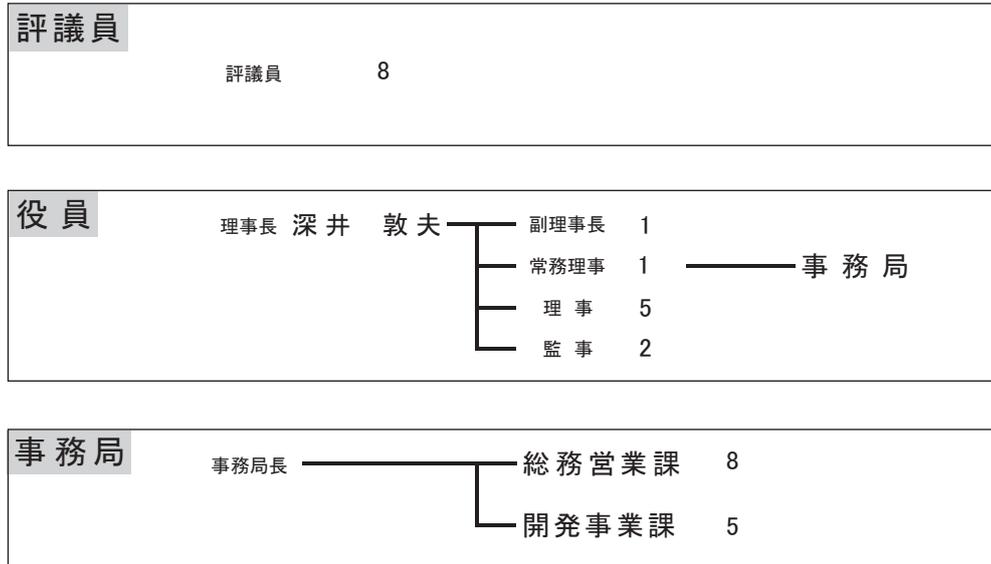
※全員が久留米市土地開発公社と併任している。

(10) 組織図

組織図は以下のとおりである。

平成27年5月1日現在

一般財団法人 久留米市開発公社 組織図



(1 1) 財務状況 (年次推移表含む)

①経営成績について

下記は、久留米市開発公社の過去5年間の損益計算書である。

損益計算書(正味財産増減計算書)

単位:千円

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
事業収益	279,669	828,155	321,133	604,386	518,398
①産業団地開発事業収益	253,419	802,675	295,909	574,750	491,484
②受託事業収益				3,669	
③公社会館・駐車事業管理運営事業収益	26,250	25,480	25,224	25,967	26,914
1公社会館管理運営事業収益	17,423	17,423	17,423	17,423	17,921
2駐車場管理運営事業収益	8,826	8,057	7,800	8,544	8,993
負担金収益	14,574		28,914	34,460	25,400
雑収益	12,315	8,346	7,082	6,082	5,140
受取利息	8,639			5,703	5,033
雑収益	3,676			379	107
経常収益計	306,557	836,501	357,128	644,928	548,938
(2) 経常費用					
事業費				414,903	423,587
①産業団地開発事業費	139,434	702,935	188,773	400,082	402,981
②受託事業費				269	1
③公社会館・駐車事業管理運営事業費	20,069	18,461	17,228	14,551	18,405
公社会館管理運営事業費	13,650	11,770	11,282	8,565	12,270
駐車場管理運営事業費	6,418	6,692	5,946	5,986	6,135
④調査研究事業費					2,053
⑤組織力向上事業費					148
管理費	70,956	55,756	77,717	73,702	77,339
経常費用計	232,753	777,152	283,718	488,605	500,926
当期経常増減額	73,805	59,350	73,411	156,323	48,012
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
(2) 経常外費用				1,421	86
①前期損益修正損				1,421	86
当期経常外増減額				-1,421	-86
当期一般正味財産増減額	73,805	59,350	73,411	154,903	47,926
一般正味財産期首残高	2,283,036	2,356,841	2,416,191	2,489,601	2,644,504
一般正味財産期末残高	2,356,841	2,416,191	2,489,601	2,644,504	2,692,430
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額					
指定正味財産期首残高	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
指定正味財産期末残高	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
III 正味財産期末残高	2,358,641	2,417,991	2,491,401	2,646,304	2,694,230

経常収益は、産業団地開発事業収益により増減するが、306百万円～836百万円で推移している。経常費用についても、同様に産業団地開発事業費により増減し、232百万円～777百万円で推移している。この結果、当期経常増減額は48百万円～156百万円という結果で毎年プラスとなっている。

平成26年度末の一般正味財産期末残高、すなわち過去からの利益の累積は2,692百万円に上っている。

②財政状態について

貸借対照表

単位：千円

科 目	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	57,959	414,658	50,435	324,241	54,485
未収金	33,575	185,944	211,000	207,588	188,699
未収収益	110	60	60	60	
完成土地	3,006,389	2,499,042	2,178,398	1,919,074	977,098
仮払金				8	
立替金					
前払金	4,910	206	207	199	196
流動資産合計	3,102,943	3,099,911	2,440,100	2,451,170	1,220,478
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産引当預金	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
基本財産合計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
(2) 特定資産					
修繕引当資産	17,020	18,014	19,008	20,002	25,002
退職給付引当資産	5,318	5,507	6,089	6,685	7,263
預り保証金引当有価証券	205,045	185,142	192,744	196,053	221,228
預り保証金引当定期預金	41,772	108,918	114,017	79,517	91,678
特定資産合計	269,155	317,580	331,858	302,257	345,171
(3) その他固定資産					
建物	178,236	170,797	163,358	333,298	333,298
建物減価償却累計額				-174,776	-179,484
土地	4,197,579	4,314,780	4,515,531	4,422,945	5,013,612
投資有価証券	10,015	10,012	10,009	10,006	10,003
その他固定資産合計	4,385,830	4,495,589	4,688,898	4,591,473	5,177,430
固定資産合計	4,656,785	4,814,970	5,022,556	4,895,530	5,524,401
資産合計	7,759,728	7,914,880	7,462,656	7,346,700	6,744,879

科 目	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
II 負債の部					
1. 流動負債					
短期借入金	5,045,000	5,109,900	4,583,000	4,360,000	3,661,000
未払金	24,447	21,917	23,076	17,542	13,435
未払費用	6,975	7,383	4,824	2,593	2,814
前受金	13,235	13,923	13,835	14,692	13,032
預り金	86	93	65	59	69
流動負債合計	5,089,742	5,153,215	4,624,800	4,394,886	3,690,350
2. 固定負債					
建設協力金	42,147	26,082	14,466	2,851	
修繕引当金	17,020	18,014	19,008	20,002	25,002
退職給付引当金	5,318	5,507	6,089	6,685	7,263
預り保証金	246,860	294,073	306,892	275,972	328,034
固定負債合計	311,345	343,674	346,455	305,509	360,299
負債合計	5,401,087	5,496,890	4,971,255	4,700,396	4,050,649
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄付金	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
指定正味財産合計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
(うち基本財産への充当額)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産	2,356,841	2,416,191	2,489,601	2,644,504	2,692,430
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)	1,337	49,762	64,039		
正味財産合計	2,358,641	2,417,991	2,491,401	2,646,304	2,694,230
負債及び正味財産合計	7,759,728	7,914,880	7,462,656	7,346,700	6,744,879

資産で特徴的なのは、定期借地契約をしている底地を意味する土地勘定が総資産 6,744 百万円のうち 5,013 百万円とその 74.3%を占めていることである。一方で、売却を行っている完成土地勘定は 977 百万円と総資産の 14.4%に過ぎない。

なお、未収金 188 百万円は、割賦販売している土地の債権のうち回収までに長期間を要するものである。

貸借対照表の貸方は、3,661 百万円の短期借入金、預り保証金 328 百万円などからなる負債 4,050 百万円と出資金に相当する 1.8 百万円と利益剰余金に相当する 2,692 百万円の一般正味財産からなる。

(12) 事業残地について

過去に（一財）久留米市開発公社が実施した、住宅団地整備事業等に伴い整備を行った土地のうち、久留米市への引継ぎが出来ていない法面等が存置しており、下表がその一覧である。

①事業残地について

財団開発公社所有事業残地一覧

H27年3月末現在

事業名	地番	面積	地目	現況	簿価(ア)	固定資産税 課税標準額 (イ)	時価概算 (B)÷0.7 (ウ)	含み損益 (ウ)-(ア)	所有年月日	備考
安武団地	安武町住吉841番14	195.41㎡	宅地	沈殿槽用地	10,000	2,311.152	3,301.646	3,291.646	S44.11.22	市へ引継協議中
	安武町住吉1039番57	16.85㎡	宅地	水路用地		非課税			S47.7.22	市へ引継協議中
	安武町安武本906番8	17.64㎡	宅地	水路用地		非課税			S46.2.27	市へ引継協議中
	安武町安武本1274番21	42.48㎡	宅地	水路用地		非課税			S47.3.23	市へ引継協議中
青峰団地	高良内町2231番23	780.00㎡	畑	法面	0	非課税		0	S44.2.17	市へ引継協議中
	高良内町2231番176	2,305.00㎡	山林	法面	0	45.841	65.487	65.487	S45.2.5	市へ引継協議中
	高良内町3214番135	4,776.74㎡	宅地	法面	0	5,573.370	7,961.957	7,961.957	S53.10.6	市へ引継協議中
	高良内町3515番39	468.00㎡	雑種地	法面	0	9.797	13.996	13.996	H元.8.22	市へ引継協議中
	青峰一丁目3290番49	183.52㎡	宅地	法面	0	633.070	904.386	904.386	S46.9.20	市へ引継協議中
	青峰二丁目2231番326	459.00㎡	原野	法面	0	768.549	1,097.927	1,097.927	S58.1.26	市へ引継協議中
	青峰二丁目2231番327	202.00㎡	公衆用道路	道路	0	非課税		0	S58.1.26	市へ引継協議中
西田工業団地	梅満町1651番13	23.00㎡	用悪水路	水路用地		非課税		0	H10.2.2	市へ引継協議中
藤山団地	藤山町1664番71	20.00㎡	宅地	道路		非課税		0	S46.1.6	H27年度市へ寄附
櫛の里駅用地	山本町豊田1461番10	1,113.37㎡	宅地	空地		非課税		0	H8.1.10	新駅予定地として保有
合 計		10,603.01㎡			10,000	9,341.779	13,345.399	13,335.399		

注)時価概算：土地の簡便的な時価算定方法として用いられる固定資産税評価額を0.7割戻して算定する方法で算定した。



青峰団地



櫛の里駅用地

(13) 現地視察の状況

①久留米・広川新産業団地

平成10年の広川インター開設に伴い、広域的な流通拠点の開発を行うことによって、商工業の振興を図るとともに市南部地区の地域振興に資することを目的として開発された産業団地である。

事業期間：取得造成 平成8年～平成17年 販売 平成17年～

場所：久留米市荒木町藤田、八女市広川町大字藤田地内

面積：開発面積 295,052 m²

総事業費：8,148,119 千円

簿価：完成土地（分譲用土地）712,057 千円

土地（定期借地権付土地）4,092,505 千円

現況：全29区画のうち、未入居2区画への早期分譲及び18区画について賃貸契約を継続している。



平成27年3月末現在

	区画数	面積(m ²)	入居率
分譲	9	100,456	43.2%
賃貸	18	122,651	52.8%
入居済計	27	223,107	96.0%
販売数	2	9,307	4.0%
合計	29	232,414	100.0%

※表の率、割合は面積ベース

久留米・広川新産業団地の資産負債の状況は、分譲用の完成土地 712 百万円、賃貸中の土地 4,092 百万円、合計 4,804 百万円である。これに対し、借入金はそれぞれ 473 百万円、2,723 百万円の合計 3,197 百万円となっている。

久留米・広川産業団地 26年度末の状況

	簿価	運営収益返済額	回収までの年数	借入金残高	運営収益返済額	返済完了までの年数
完成土地	712,057			473,809		
土地	4,092,505	66,366	61.7	2,723,191	66,366	41.0
	4,804,562			3,197,000		

②梅満用地

市街化調整区域内にある未利用農地等の利活用を図るため、西田地区に事業所用向けの分譲地を確保するために整備された用地である。

事業期間：取得造成：平成6年9月 平成24年10月 販売 平成6年～

場 所：梅満町地内

面 積：開発面積 1,945 m²

総事業費：103,944 千円

簿 価：62,413 千円

現 況：全2区画のうち販売に至っていない1区画について分譲を行っており、当該用地の形状は旗竿地となっている。



入居率	分譲割合
27.1%	27.1%

※表の率、割合は面積ベース

③津福ガス工場跡地

ガス工場跡地（民営化に伴う民間会社譲渡部分を除く）を取得し、企業誘致を行うことにより、商工業の振興を図り、雇用の増加並びに地域振興に資する事業である。

事業期間：用地取得 平成20年12月 分譲年月 平成21年3月

割賦年月 平成22年3月～平成36年9月

場 所：津福本町

面 積：全体面積：17,298.78 m²

一括分譲面積：10,554.82 m² 203,608 千円

割賦分譲面積：6,743.96 m² 219,991 千円

取得経費：403,135 千円

簿 価：78,254 千円



現 況：現在は割賦販売した土地代金の回収期間である。回収条件は、年利 0.6%
15年分割で毎年約 12 百万円を回収しており、現在の回収状況に問題はない。

④久留米ビジネスパーク

地域振興整備公団が事業主体となり、企業のオフィスや先端分野の研究所などといった産業業務施設の受け皿として平成 12 年から分譲・賃貸を開始したが、平成 23 年度末をもって公団は事業から撤退した。公団の撤退に伴い、一般財団法人久留米市開発公社が平成 20 年度に賃貸中土地（5 区画）を現状のまま引継ぎ賃貸契約を継続している。また、同様に平成 24 年 3 月に更地の残地 2 区画を引き継ぎ、その内 1 区画を平成 24 年 4 月に賃貸を開始し、平成 26 年 4 月に分譲への切替を行った。さらに、残り 1 区画についても平成 24 年 11 月に売却した。

事業期間：賃貸用地：平成 20 年 5 月 用地取得 譲渡用地：平成 24 年 3 月用地取得

場 所：宮ノ陣三丁目、四丁目地内

面 積：212,752 m²（住宅用地は除く）

総事業費：1,022,341 千円

簿 価：697,992 千円

現 況：全 30 区画のうち、5 区画について賃貸契約を継続している。

※下表の率、割合は面積ベース

入居率	分譲割合
100.0%	88.6%



⑤宮ノ陣新産業団地

久留米市第3次総合基本計画に基づき、インターチェンジ隣接型工業団地として、市内工場の市外流出防止及び先端技術産業等の受け皿整備を図ることを目的として整備された。

事業期間：取得造成 平成3年度～平成7年度 販売 平成7年度～

場 所：宮ノ陣町若松地内

面 積：213,000 m²（開発面積）

総事業費：6,509,515 千円

簿 価：124,372 千円

現 況：全20区画のうちの賃貸2区画について賃貸契約を継続している。

※下表の率、割合は面積ベース

入居率	分譲割合
100.0%	97.5%



⑥合川ハイテクパーク

久留米市第3次総合基本計画の一環として、先端技術産業及び都市型産業の創出のため、中心市街地から2km、国道210号線に隣接した地域を開発整備した新産業団地である。

事業期間：取得造成 平成3年度～平成6年度 販売 平成6年度～

場 所：合川町

面 積：64,488 m²（開発面積）

総事業費：4,175,980 千円

簿 価：159,404 千円

現 況：全9区画のうち、1区画について賃貸契約を継続している。

※下表の率、割合は面積ベース

入居率	分譲割合
100.0%	96.0%



⑦公社会館賃貸事業

4者協定（公社・市・共済会・市労連）に基づいて建設した公社会館を、共済会と市労連に賃貸し、公益団体等への支援を行う事業。

場 所：久留米市中央町 23-16

敷地面積：1,198 m²（久留米市から無償賃貸）

建築年次：平成 8 年 5 月

賃 借 人：1F 久留米市労連（約 142 坪）、2F、3F 久留米市職員共済会（約 283 坪）

月額賃借料：久留米市労連：497,814 円（約 3,500 円/坪）、職員共済会：995,627 円（約 3,500 円/坪）合計 1,493,441 円（年額：17,921,292 円）

建 設 費：283,498 千円（内 公社自己資金 30%：85,498 千円、市労連建設協力金 70%の 1/3：66,000 千円、共済会建設協力金：132,000 千円 70%の 2/3）

累積収支：153,402 千円<283,498 千円（投資額）

※投資額回収には、あと 14 年の事業継続が必要



⑧駐車場事業

ツインドリーム荒木（集合住宅）の建設に伴い、JR 荒木駅隣接地に公社直営の月極及び時間貸し駐車場を経営することにより、交通の利便性確保を図ることを目的とする。

場 所：久留米市荒木町白口 3001-30

建築年次：平成 11 年 2 月

事 業 費：（土地）購入費用 60,204 千円、（建物）48,000 千円 計 108,204 千円

累積収支：50,461 千円<108,204 千円（投資額）

※投資額回収には、あと 16 年の事業継続が必要な状況である。

簿 価：63,992 千円



2 監査の結果

(1) 指摘事項

①短期借入金について

(一財)久留米市開発公社において、短期借入金は、年度を通して市中金融機関からの借入を行っている。一方、久留米市土地開発公社は、期中は久留米市の基金等の余剰金を借入れ、決算時期のみ市中金融機関から借入れることにより、期中金利を安価に抑える企業努力を行っている。(一財)久留米市開発公社は久留米市土地開発公社と同様にこのメリットを享受するように取組むべきである。

(2) 意見

①土地等の貸与について

久留米市は、市民会館事務所、公社会館底地について、無償で(一財)久留米市開発公社へ貸与しているが、久留米市は適正な賃料を収受すべきである。

②役員・評議員の構成について

久留米市内部の主要な会議の構成員は各部長や市議会議員が委員となり、公社の役員、評議員についても同様である。変化の激しい昨今の情勢に、市職員や市議会議員という限定的なメンバーのみで意思決定するのではなく、多様なメンバーにて適時的確な意思決定を行うことが望ましい。

理事会や評議員会での議論を有意義なものとするためにも、役員や評議員の人選を見直すべきである。役員や評議員については、外部の第三者の視点を取り入れるため、弁護士、公認会計士、商工会会頭等の有識者を選任すべきである。

③人件費について

役職員の併任の状況については、久留米市土地開発公社で記載した事項と同様に、事務の効率化の観点からも、按分による精算を行わなくてよい方策を検討すべきである。

④賃貸事業について

(一財)久留米市開発公社の経営成績は毎年利益が出ているが、賃貸事業は安価な原価で安定的な収入を得られる反面、土地原価の回収には長期を要し、賃貸期間満了後の販売可能性、価格変動のリスクを内包するものであるため、できるだけ販売にて完結するよう取り組むべきである。

⑤事業残地について

ア. 青峰団地、安武団地は元々久留米市側の要請で団地用地の先行取得を公社が行ったが、開発後端部の事業残地については、久留米市側へ引継げなかった用地である。

これらの土地を(一財)久留米市開発公社が保有する意義は全くなく、むしろ不要な管理費が発生する上に、一部の土地については固定資産税を支払っている状況にある。これらの土地については、早期に久留米市へ引継ぎを行われたい。

イ. 櫛の里駅用地(1,113㎡)については、駅設置のために寄付を行う公共用地として保有をしているため簿価をゼロとしているが、当該用地は適度な広さを確保しており、利用価値のある土地である。

今後も駅設置の計画が進まないのであれば、売却等を検討すべきと考えられる。

⑥久留米・広川新産業団地

久留米・広川新産業団地は分譲による企業立地に限定せず、企業のニーズに対応した賃貸による企業立地も可能とした。その結果、ほぼ全区画への入居(96.0%)を早期に達成しており、企業立地の点では成功事例と言えるが、現在では賃貸による入居率が52.8%を占めている。

賃貸区画は10年～30年の定期借地契約を締結しており、この間、(一財)久留米市開発公社は土地を土地勘定として所有する。この賃貸契約は、公社の安定的収益の源という利点はあるが、長年土地を手放すことができず、長期間経過後の時価変動や、賃借人からの突然の退去申込みへの対応などのリスクも併存する。また、賃貸している土地の簿価4,092百万円に対して、年々の賃貸料収入である運営収益返済額は66百万円であるため、簿価の回収まで約61年かかる。同様に借入金残高は2,723百万円であり、借入金の返済完了まで約41年と非常に長期間を要することとなるため、賃貸中の企業に対して分譲への切替えを促すべきである。

⑦梅満用地について

梅満用地の2区画中1区画は開発直後の平成7年に販売したが、残り1区画については20年以上も売却できない状況にある。このことは、土地の形状が旗竿地であり、分譲価格と市場価格との乖離が生じているためと考えられる。今後は、許す限りにおいて価格を見直し、早期の販売を行うべきである。

⑧賃貸区画について

久留米ビジネスパーク、宮ノ陣新産業団地、合川ハイテクパークの賃貸区画については、最終的に売却することで事業終了となるため、賃借人へ売却を積極的に働きかけるべきである。

⑨駐車場の管理運営について

久留米市では小頭町公園駐車場、東町公園駐車場その他の駐車場を管理運営しているため、(一財)久留米市開発公社はJR荒木駅前駐車場を市へ引継ぎ、管理運営を一元化した方が効率的と思われる。

3. 公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団

1 概要

(1) 代表者

理事長 橋本 政孝 (久留米市副市長)

(2) 所在地

福岡県久留米市東合川5丁目8番5号

(3) 所管部署

健康福祉部 保健所健康推進課

(4) 設立年月日

昭和63年3月29日

(5) 設立目的

久留米市民に対し、生きがいづくりに関する事業、健康づくりに関する事業、子育て支援・児童の健全育成に関する事業及び地域社会の振興に関する事業を行うことにより、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに寄与することを目的としている。

(6) 主な事業内容

① 生涯学習の推進及び生涯学習施設の管理に関する事業

ア はじめに

同財団は、指定管理者制度に基づき、久留米市生涯学習センター・久留米市男女平等推進センター・久留米市人権啓発センター・久留米市消費者生活センターの複合施設（愛称：えーるピア久留米）の指定管理者の指定を受け、同複合施設において、生涯学習事業の推進と同複合施設の管理業務及び関連する自主事業等を行っている。

具体的には以下のとおりである。

イ 生涯学習の推進に関する事業

平成26年度は、指定管理に基づく指定事業として、えーるピアシニアカレッジ、高齢者パソコン教室、市民学習発展推進事業、えーるピア文化祭等18事業を行っている。

その他、自主事業として、ウォーキング・ランニング入門講座、デザイン書道でお正月講座、時間節約料理講座等11事業を、社会貢献事業として、地域教育機関等と連携したえーるピア公開講座、えーるピアセミナー等10事業を行っている。

ウ 生涯学習センターの施設提供

生涯学習を目的とした市民や団体に対し、生涯学習センターの学習室、視聴覚ホール、スタジオ等を貸し出し、利用できる場として提供している。

エ えーるピアの施設管理

えーるピア久留米の指定管理者として、施設の運転管理、施設設備の保守管理、警備・清掃等の施設管理業務を行っている。

オ 生涯学習事業の広報

生涯学習事業について、ホームページや広報紙、案内リーフレット等を利用し、施設案内、施設予約情報、事業等の情報提供を行っている。

② 保健衛生の推進及び保健衛生施設の管理に関する事業

ア はじめに

同財団は、久留米市から、健康推進事業、保健センターの管理運営を業務委託により受託し、当該受託業務及び関連する自主事業等を行っている。

具体的には以下のとおりである（なお、以下の保健センター管理運営の業務委託は、平成26年をもって終了している。）。

イ 健康推進事業

平成26年度は、久留米市からの受託事業として、健康増進事業（メタボ指導、糖尿病予防相談等）、健康くるめ21事業（高血圧・生活習慣改善を目的とした保健指導、生活習慣病予防をメインテーマとしたイベントの開催等）、がん検診関連事業（集団検診の運営事務等）、個別予防接種事業（各種個別予防接種の予診票のチェック）、国民健康保険事業（特定健診集団健診の運営事務、特定保健指導、糖尿病ハイリスク者への保健指導等）、介護予防事業（介護予防普及啓発等目的の講座開催等）の6事業を行っている。

ウ 城島保健福祉センター（愛称：城島げんきかん）

平成26年度は、久留米市からの受託事業として、同センターにおいて、げんきかんまつり（施設の無料開放や体験教室等を通じて施設のPR・利用促進を図る事業）、運動教室、トレーニングルーム提供、サークル育成事業等13事業を行っている。

その他、自主事業として、ヨガ教室、ピラティス教室等3事業を行っている。

エ 北野保健センター（愛称：コスモすまいる北野）

平成26年度は、久留米市からの受託事業として、同センターにおいて、すまい

るまつり（コスモすまいる北野のPR事業）、無料運動教室、体操教室等6事業を行っている。

その他、自主事業として、エアロ教室等2事業を、社会貢献事業として、アロマ教室、体力向上教室等4事業を行っている。

③ 子育て支援の推進及び子育て支援施設の管理に関する事業

ア はじめに

同財団は、久留米市の「子ども・子育てプラン」に基づく市の事業及び江南子育て支援センターの管理運営を業務委託により受託し、当該受託業務を行っている（なお、同センターの業務委託は平成26年度で終了している。）。

具体的には以下のとおりである。

イ こんにちは赤ちゃん事業

乳児（第2子以降）のいる家庭を訪問し、情報提供や相談・助言を行い、孤立化防止と健全な養育環境づくりを図る「こんにちは赤ちゃん事業」を行っている。

ウ 江南子育て支援センターの管理運営

平成26年度は、久留米市からの受託事業として、同センター等において、子育て相談（電話相談、面談相談、家庭訪問相談等）、子育てサークル育成支援（親子で遊ぶ場の情報の提供、保護者同士の交流促進）等4事業を行っている。

④ 児童の健全育成及び児童施設の管理に関する事業

ア はじめに

同財団は、久留米市から、児童センターの管理運営を業務委託により受託し、当該受託事業及び関連する自主事業を行っている。

具体的には以下のとおりである。

イ 児童センター

平成26年度は、久留米市からの受託事業として、同センター等において、体操教室、絵画教室、はとぼっぼサロン（スキンシップ体操やリズム遊び等を通じて親子関係を深める）、サロン学習会（親子の交流の場の提供）、デイキャンプ、一時預かり保育事業等19事業を行っている。

その他、自主事業として、自由工作（工作体験）、親子でしめ飾り（縄づくり体験）の2事業を行っている。

⑤ 学校施設の環境整備に関する事業

ア はじめに

同財団は、久留米市から、市教育委員会所管の学校の校務員業務を業務委託と

して受託し、同受託業務を行っている。

具体的には以下のとおりである。

イ 学校施設の環境整備

市教育委員会が所管する66校（小学校46校、中学校17校、特別支援学校1校、高等学校2校）において、学校敷地内の営繕、樹木の手入れ、安全巡視、高所作業、整地作業、集団作業、業務研修及び安全マニュアル研修等を行っている。

(7) 市からの出資状況

久留米市から出資額100%の1500万円が出資されている。

(8) 市からの財政支出

過去5年間の指定管理料、業務委託料、補助金は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	135,482,000	135,482,000	131,434,000	130,926,000	134,642,000
業務委託料	466,451,238	497,054,308	464,712,651	470,726,636	484,397,301
補助金	104,126,335	61,765,792	76,490,662	67,725,351	67,641,978

(9) 役職員数(平成27年7月現在)

① 役員

理事長1名、理事6名（うち常勤1名）、監事2名

② 評議員

12名

③ 職員

久留米市からの派遣職員1名

一般職員27名、嘱託職員83名、パート職員28名、臨時職員2名

(うち、久留米市職員退職者7名)

(10) 組織

① 業務執行・意思決定機関

ア 理事長

イ 理事会

ウ 評議員会

② 事務組織

ア 総務課

イ 生きがい振興課

a えるピア久留米施設事務所

b 児童センター施設事務所

ウ 健康推進課

a 健康推進係

b 子育て支援係

エ 学校整備課

(11) 財務状況

①貸借対照表（過去3期分）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
資産の部	416,211,852	398,388,614	439,118,008
流動資産	194,776,503	183,691,530	242,870,924
固定資産	221,435,349	214,697,084	196,247,084
負債の部	239,812,048	219,066,099	262,398,409
流動負債	105,839,048	91,832,099	153,614,409
固定負債	133,973,000	127,234,000	108,784,000
正味財産の部	176,399,804	179,322,515	176,719,599
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	176,399,804	179,322,515	176,719,599
負債及び正味財産	416,211,852	398,388,614	439,118,008

②正味財産増減計算書（過去3期分）

	勘定科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	基本財産運用益	3,000	3,273	3,769
	自主事業収益	5,844,323	7,524,513	7,423,120
	施設管理運営収益	186,724,980	186,374,337	187,868,222
	受託事業運営収益	464,712,651	470,726,636	484,397,301
	受取地方公共団体補助金	58,813,560	51,035,185	55,591,663
	受取負担金	17,677,102	16,690,166	12,050,315
	雑収益	4,948,253	5,892,693	3,622,360
経常収益計(1)		738,723,869	738,246,803	750,956,750

經常費用 (事業費)	役員報酬	3,630,344	3,711,863	3,713,939
	給料手当	375,934,997	381,785,707	382,611,529
	臨時雇賃金	52,813,314	57,474,354	57,562,661
	福利厚生費	66,330,675	67,536,134	68,532,197
	旅費交通費	480,210	636,180	350,700
	通信運搬費	2,794,875	2,957,474	3,329,501
	減価償却費	1,463,341	1,442,969	1,192,877
	什器備品費	0	3,287,298	0
	消耗品費	24,990,037	29,524,092	28,184,765
	原材料費	2,664,145	3,583,968	3,492,670
	食糧費	178,758	192,792	169,264
	修繕費	6,550,363	5,770,012	6,064,567
	印刷製本費	519,960	820,680	1,440,020
	燃料費	2,209,535	2,637,664	2,449,096
	光熱水料費	35,104,170	37,571,460	37,373,274
	賃借料	12,240,076	12,792,420	12,261,984
	手数料	332,437	387,045	595,771
	保険料	2,603,370	2,977,454	2,861,438
	報償費	9,658,880	9,712,108	11,620,801
	租税公課	19,608,900	17,985,250	19,151,750
負担金	1,318,105	1,173,428	1,082,889	
研修費	18,900	0	0	
委託費	82,730,683	80,736,222	81,410,712	
經常費用 (管理費)	役員報酬	341,591	296,632	318,571
	給料手当	1,983,247	1,828,279	1,448,529
	臨時雇賃金	2,127,143	1,582,450	1,582,450
	退職給付費用	11,812,078	0	10,763,712
	福利厚生費	841,518	730,731	710,910
	旅費交通費	517,640	429,180	433,160
	通信運搬費	236,934	1,568,403	1,636,605
	減価償却費	36,085	29,809	11,246
	消耗品費	1,910,833	473,390	646,047
	食糧費	3,240	2,682	12,240
	修繕費	395,060	752,220	198,128

印刷製本費	226,065	66,412	70,200
燃料費	36,120	130,920	98,485
光熱水料費	0	608,124	575,268
賃借料	1,000,400	5,419,362	5,989,376
手数料	711,665	462,968	623,184
保険料	120,200	88,800	106,210
報償費	611,500	597,000	597,700
租税公課	145,200	128,400	149,200
負担金	156,800	193,700	257,480
研修費	813,959	1,004,126	832,040
委託費	2,863,056	972,930	1,046,520
経常費用計(2)	731,066,409	742,063,092	753,559,666
経常増減額(3) = (1) - (2)	7,657,460	△3,816,289	△2,602,916
経常外収益計(4)	0	6,739,000	0
経常外支出計(5)	0	0	0
経常外増減額(6) = (4) - (5)	0	6,739,000	0
一般正味財産増減額(7) = (3) + (6)	7,657,460	2,922,711	△2,602,916
一般正味財産期首残高(8)	168,742,344	176,399,804	179,322,515
正味財産期末残高(8) + (7)	176,399,804	179,322,515	176,719,599

2 実施した手続き及びその内容

実施した監査の方法は、所管課のヒアリング、当該外郭団体のヒアリング及び現地視察による調査を行うとともに、理事会・評議員会等議事録、定款及び諸規定、事業計画書、事業報告書、予算・決算関係書類、業務委託に関する契約関係書類、指定管理に関する決裁関係書類、会計帳簿、給与台帳その他法務関係等重要契約書などの関係書類の閲覧・内容精査を実施した。

なお、関係書類の閲覧・精査は5年間内を目安に必要な応じて実施した。

3 監査の結果

(1) はじめに

監査結果につき、大きく組織関係、財務関係、事業関係(自主事業、指定管理事業、受託事業、再委託事業)、経営管理関係に分け、それぞれ監査のポイントとなる事項について、まず、(2)項以下において客観的事実及び数字等を述べ、これらを踏まえ、(3)項以下において指摘ないし意見を述べるものとする。

(2) 評価の対象となる客観的事実等

① 組織関係

ア 業務執行・意思決定機関

業務執行の代表者である理事長は、現職の久留米市副市長である。

理事は、常務理事以外の5人は、それぞれ、久留米医師会会長、久留米歯科医師会会長、久留米市社会教育委員会委員長、久留米男女共同参画推進ネットワーク運営委員、久留米市健康福祉部長で構成され、評議員12名は、それぞれ、久留米市食生活改善推進員協議会副会長、NPO法人栄養ケア・ちっこ監事、久留米市女性の会婦人会連絡協議会副会長、久留米市子ども会連合会常任理事、久留米市校区まちづくり連絡協議会幹事、久留米市議会議員(4名)、久留米市保健所所長、久留米市市民文化部長、久留米市子ども未来部長で構成されている。

イ 従業員

久留米市からの派遣職員は1名であるが、同財団からも久留米市に対し保健師職員を派遣している。平成24年度及び平成25年度は3名、平成26年度は2名(平成27年度は1名)を同財団から久留米市に派遣している。久留米市からは、同派遣社員の人件費を、受取負担金として同財団に対し交付しており、交付額は平成24年度は17,677,102円、平成25年度は16,690,166円、平成26年度は12,050,315円であった。

② 財務関係

ア 財務状況の健全性

過去5年間の流動比率(流動資産÷流動負債×100)、自己資本比率(正味財産÷総資産×100)、経常収支比率(経常収入÷経常支出×100)は、以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
流動比率	155%	167%	184%	200%	158%
自己資本比率	36%	39%	42%	45%	40%
経常収支比率	111%	101%	101%	99%	99%

イ 久留米市に対する財政支出依存度

過去5年間の久留米市に対する財政支出依存度（久留米市の財政支出額[委託費、指定管理費、補助金、負担金等]）は以下のとおりであった。

依存度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	82%	91%	91%	90%	91%

ウ 管理比率

過去5年間の管理比率（管理費÷支出×100）は以下のとおりであった。

管理比率	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	15%	3%	3%	2%	3%

③ 自主事業

過去5年間の自主事業比率（自主事業による収入÷事業収入×100）は以下のとおりであった。

自主事業比率	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	0.5%	0.6%	0.7%	1.0%	0.9%

④ 指定管理

久留米市は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、同財団は、平成18年度から平成23年度まで非公募にて「えーるピア久留米」の指定管理者の指定を受け、当該施設の管理運営事業（以下、「指定管理事業」という。）を行ってきた。

平成24年度以降の指定管理者にかかる選定については公募で行われ、公募の結果、同財団が、平成24年度から平成26年度まで同施設の指定管理者の指定を受けた（平成27年度以降にかかる選定についても公募を行い、期間を5年間として同団体が指定管理者の指定を受けている。なお、応募は同財団1団体のみであった。）。

同財団は公益財団法人であるところ、指定管理事業の中核である生涯学習推進事業を公益目的事業の認可を受け、公益目的事業として行っている。

過去5年間の生涯学習センター施設の利用件数及び利用者数は以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用件数	14,366件	14,440件	14,468件	14,681件	14,391件
利用者数	220,566人	217,143人	222,223人	220,982人	217,744人

また、生涯学習推進事業の平成26年度の実績は、受託事業74事業・569回、自主事業19事業・66回であり、施設稼働率は67%であった。また、学習者派遣回数312回、サークル共済講座開催回数44回、登録団体数25団体、自主サークル化数3であり、事業参加者に対するアンケート結果によると、満足度は平均97%であった。

⑤ 受託事業

前述のとおり、同財団は、久留米市より、保健衛生推進事業、子育て支援事業、児童健全育成事業及び学校施設整備事業の委託を受け、これら4つの委託事業について公益目的事業の認可を受け、公益目的事業として行っている。

これら4事業の久留米市からの業務委託は、すべて随意契約であった。

平成26年度における各事業の利用者数・利用件数・あるいは実施状況は以下のとおりであった。

保健衛生推進事業				
健康推進事業 (全17事業参加 延人数)	城島保健福祉センター		北野保健センター	
	受託事業 (全13事業参加延人数)	施設利用	受託事業 (全5事業参加延人数)	施設利用
203,700人	39,599人	99,993人	16,457人	90,530人

子育て支援事業			児童健全育 成事業	学校施設環境整備事業	
こんにちは赤ちゃ ん事業(第2子以降 訪問件数)	江南子育て支援センター		受託事業 (全17事業参 加延人数)	集団作業	支援作業
	子育て相談	子育てサーク ル育成支援			
1,350件 (99.3%)	634件	9,100人	51,147人	219回	100回

⑥ 再委託

過去5年間の再委託比率（再委託費÷委託費×100）について、事業全体（指定管理事業＋4つの受託事業）における再委託比率は以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業全体	18%	18%	17%	17%	17%

なお、指定管理事業における再委託は、対費用比率では49%～51%程度であり、業務内容別で見ると、以下のとおりであった。

指定管理者が行うべき業務は、Ⅰ.生涯学習センター専用施設及び共用施設の使用許可に関する業務（学習室等の利用に関する業務）、Ⅱ.生涯学習振興事業の実施（えるピアシニアカレッジ、各種講座等の実施）、Ⅲ.施設の運転管理に関する業務（ネットワーク機器管理、視聴覚ホールの保守管理、電気設備・消防設備・空調設備・昇降機等機械設備の保守管理、駐車場の整理・保守管理、屋外構築物等の保守管理、建築物環境衛生管理等）、Ⅳ.清掃・警備業務（屋内・屋外清掃、人的・機械的警備等）である。

このうち、Ⅲ及びⅣの業務のすべてが再委託されている。

再委託先の業者数は15業者、うち、指名入札が6社、残りの9社は随意契約であった。

⑦ 経営管理関係

定款の規定どおり、定時理事会は年2回、定時評議員会は年1回が開催され、いずれも全理事及び評議員が出席している。なお、理事会においては、理事や評議員の選任等の必要性が生じた際には臨時会が開催されている。

定時理事会においては、年度当初に、前年度の事業報告及び決算が審議され、年度末に、次年度の事業計画及び収支予算が審議されている。

(3) 評価（指摘ないし意見）

I 指摘事項

なし

II 意見

①職員の市への派遣について

【意見1】

上記(2)①イで述べたとおり、同財団からは、久留米市に対し、主たる目的を研修目的として保健師職員を派遣している。

しかし、かかる派遣の必要性・合理性には疑問が残る。

同財団の運営は、主として久留米市からの業務委託等によって維持されているため、後記⑤で述べるとおり、同財団に業務委託等する有用性が認められなければならない。

その判断要素の1つに、同財団の人的能力があるはずであり、仮に、同財団の職員を久留米市において研修等させる必要があるというのであれば、同財団をして業務委託等を行わせる理由が希薄になってしまう。

この点、同財団に対するヒアリング結果によると、職員の市への派遣は、同財団へ業務委託を行う人的能力の観点のみではなく、同財団と市との継続的な人材交流や人材育成の観点から非常に有益であるとのことであった。そうであれば、他の団体ではなく、当該財団が市との人材交流・人材育成を相互に行っていくべき存在であるのかの根拠について、より明確な説明が求められる。

したがって、同財団から久留米市に対する人材の派遣については、その目的を整理し、その必要性・合理性についてより積極的かつ明確な説明がなされることが望まれる。

②指定管理業務について

【意見2】

指定管理者制度は、平成15年9月施行の地方自治法の改正によって創設され、その制度趣旨は、公的施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することで、I.当該施設設置目的の効果的達成、II.経営の効率化・経費減縮を図るところにある。

既に述べたように、久留米市においては、えーるピア久留米について平成18年度から指定管理者制度を導入し（非公募）、平成24年度以降の指定管理者にかかる選定については公募を行い、同財団は、当初から指定管理者の指定を受け、公募の際にも選考を勝ち抜き指定管理者の指定を受けている。

担当者からのヒアリングによると、公募移行の際には、同財団が指定管理者の再

指定を受けるべく、従業員教育や生涯学習事業の充実化等に向け多大な努力をしたことが窺え、このことは、上記(2)④で指摘した事業の実施実績や利用した市民の満足度(平均97%と極めて高いこと)などからも裏付けられる。

指定管理者制度の導入前後あるいは公募の導入前後において、際立った成果が生まれているか否かについては、今回の監査のみでは判断が困難であるが、少なくとも、上記(2)④で示したとおり、30万都市久留米市において、生涯学習センターに毎年22万人前後の利用者があり、同センターが市民のニーズや利便性に寄与していることは間違いない。

このように、指定管理者制度の導入及び同財団の指定管理者としての業務遂行によって、上記制度趣旨Ⅰの観点からは、相応の成果を挙げているものと評価できる。

もっとも、指定管理事業を公益目的事業として実施していることから、上記制度趣旨Ⅱの実現が限定的にならざるを得ない面がある。

すなわち、本来の指定管理者制度の趣旨からすれば、民間事業者としてのノウハウを発揮し、経営努力によって利用者の増加や自主事業の増加を可能な限り追求し、収益性を上げ、これによって経営効率化・指定管理料の減縮・市財政の経費減縮に寄与することが求められる。

指定管理者募集要項においても、上記指定管理者制度の趣旨を発揮しやすくするため、指定管理者に利用料金の收受権限を与え、指定管理料は清算方式ではなく定額払い方式を採用している。すなわち、利用料金による収益により指定管理料に余剰が生じたとしても返還する必要がなく、利用料金収入はそのまま指定管理者の収益とすることが認められている。

このように、指定管理者制度は、本来、指定管理者の経営努力により管理者の収益増加に繋がりうるとともに、それが次年度以降の指定管理料の減縮につながり、市財政の経費減縮が実現されるものである。

しかし、同財団は、指定管理事業の中核である生涯学習推進事業を公益目的事業として行っているため、収支相償の原則により(公益認定法第5条第6号等)、その収入がその費用を超えないことが求められている。端的に言えば、指定管理事業において同財団は、「収益をあげすぎないようにしなければならない」ということである。

この点、収支相償の原則といえども、単年度で必ず収支が均衡することまで求められるものではなく、中長期で収支が均衡すればよいため、全く収益をあげてはならないわけではない。実際、同財団においても、得られた収益は、翌年度等に講座や講演会等の社会貢献事業や施設の修繕などにより市民への還元事業を行っており、その意味で市財政の経費減縮に一定の貢献はしているといえる。しかし、やはり、純粋に利益を追求できないことから、指定管理料の減縮・市財政の経費減縮の観点では、その効果は限定的とならざるを得ない。

以上のことから、久留米市においては、指定管理者を公益法人に指定する意義を、同財団においては、指定管理事業を公益目的事業とすることの意義（同事業の収益事業比率は26%程度であるから、収益事業として行うことも十分検討に値する。）を、十分に議論し検討していくことが望まれる。

③受託事業について

【意見3】

地方自治体との契約締結は、地方自治法第234条第1項・第2項により一般競争入札が原則とされ、随意契約によることは例外とされている。そして、随意契約が認められるのは、地方自治法施行令第167条の2により、地方自治体が規則で定める額を超えない場合か、契約の性質・目的が競争入札に適さない場合など例外を認める必要がある場合である。そして、久留米市においては、久留米市契約事務規則第20条の2により、前者の額について、業務委託の場合の額は50万円を超えない額と定めている。

上記(2)⑤で述べたとおり、受託事業である保健衛生推進事業、子育て支援事業、児童健全育成事業及び学校施設設備事業はすべて随意契約であり、金額は、順に約1億～1億5000万円、約4500～4800万円、約2800万円及び約2億5000万～3億円である。過去5年間の合計額の推移は、上記1(8)のとおりである。

このように、久留米市が定める事務規則上、随意契約が無条件で認められる金額は50万円を超えない契約となっているが、上記受託事業は、この額を遥かに超える極めて多額の契約である。しかし、これらがすべて随意契約となっている。

このことは、上記受託事業が随意契約となっていることのみをもって問題ありとするものではない。契約の性質・目的が競争入札に適さない場合等であるのであれば、許される随意契約であってやむを得ない。

この点、随意契約として許されるか否かの判断は、例外的判断であって、その契約の性質・目的が本当に競争入札に適さない場合等であるのか否かについては、客観的な疎明資料や情報・実績・数値等によって慎重かつ十分に検討し議論して判断しなければならない。

しかし、今回の市担当者からのヒアリング及び決裁資料等からは、一定の契約理由の整理はなされているものの、上記のような検討及び議論がなされたことを裏付ける客観的な資料が乏しく、例外を認める慎重かつ十分な検討及び議論が不足しているのではないかと疑念を抱かれる可能性がある。

したがって、市においては、改めて、随意契約によることは例外的取り扱いであることを認識し、地方自治法第234条（及びこれを受けて定めた施行令や事務取扱規則）の趣旨に立ち返り、随意契約によることの適否を慎重かつ十分に検討・議論した上

で、随意契約によることが適切であると判断された場合には、その検討・議論過程について、契約関係書類や決裁書類等に、随意契約の根拠となる明確な記載や客観的資料を残すことが望まれる。

④再委託について

【意見4】

上記(2)⑥で述べたとおり、指定管理事業に関して、15業者に対して再委託がなされており、業務委託料合計は、指定管理料の約半分である。

同財団においても、契約事務処理要領を策定し、財団との契約締結は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は例外と位置づけられ、地方自治法・同施行令・久留米市契約事務規則と同様の基準が定められている。

しかし、上述した再委託先15業者のうち、9業者との契約が随意契約であり、このうち6業者との契約は50万円を優に超える契約である（それぞれの年間契約額は、約144万円、約137万円、約487万円、約1085万円、約2116万円、約2148万円であり、すべてが5年契約である。）

これについても、上記③と全く同様の状況であり、改めて、随意契約によることは例外的取り扱いであることを認識し、地方自治法・同施行令・久留米市事務取扱規則を踏まえて策定した契約事務処理要領の趣旨に立ち返り、随意契約によることの適否を慎重かつ十分に検討・議論した上で、随意契約によることが適切であると判断された場合には、その検討・議論過程について、契約関係書類や決裁書類等に、随意契約の根拠となる明確な記載や客観的資料を残すことが望まれる。

この点については、以下⑤においても触れる。

【意見5】

平成26年度の全業務委託契約書を確認したが、契約書について、十分なリーガルチェックを経していないことが伺われた。

全業者について、契約の法的性質は異ならないため、契約ごとに、契約解除条項や損害賠償条項、再委託に関する条項について異なる契約内容とする合理性は乏しいと思われるにもかかわらず、前記各条項について、契約ごとに内容が異なるものが散見され、その内容も財団にとって不利であったり、内容に合理性が乏しいと思われたりするものがあつた。

具体的には、損害賠償条項に関して、財団からの損害賠償請求を「直接損害」に限定するものがあつたが、損害賠償責任は、「間接損害」であっても例外的に認められる場合があるとするのが判例であるから（例えば、経済的同一性が認められる場合や損害の肩代わりをしたと評価できる場合等）、これらの損害賠償請求を一律に封じる

条項は財団にとって不利である。

再委託に関する条項に関しては、再委託を無条件に認める条項があったが、再委託は無条件に認めるべきではない。ヒアリング結果によると、実際には、必ず市と協議を行い、無条件で再委託を行うことはないとのことであったが、そうであれば、なおさら、契約書において、無条件で再委託を認める条項を入れるべきではない。

また、どの契約においても、秘密保持条項は設けられてはいたが、単に「機密情報」あるいは「秘密」などと記載するだけで、その定義がなく、保護されるべき情報の範囲が不明確なままとなっており不適切である。

したがって、契約締結においては、その契約書について十分なリーガルチェックを受けることが望まれる。

⑤事業全体について

【意見6】

上記(2)③で述べたとおり、同財団の自主事業比率は、0.7%～1%と極めて低く、久留米市に対する財政支出依存比率は、82%～91%と極めて高い。

このように、同財団自体には収益性はほとんどなく、その財政は、ほぼ久留米市によって維持されており、財政支出依存比率だけからみれば、同財団は実質的に久留米市の一部ではないかとの評価も成り立つ。

したがって、久留米市が行うのではなく、あえて同財団をして事業を行わせる意義、すなわち、当該事業実施の必要性、事業の効率的・効果的实施及び経費削減双方の観点から同財団に当該事業を行わせることの有用性が積極的に示される必要がある。

この点、指定管理事業については、【意見2】で述べたとおり、事業実施の必要性及び(経費削減の観点からは限界はあるものの)同財団が指定管理者として実施することの有用性があるものと評価できる。

一方、その他の事業について事業実施の必要性の評価を直ちに行うことは困難である。上記(2)⑤で述べたとおり、健康診断や予防接種を含む健康推進事業以外は、その利用人数等や実施回数が多いとはいえ、市民のニーズが高いとはいえない事業もあるが、保健衛生事業や子育て支援事業は、市民のニーズに関わらず後見的に行うべき性質も併せ持つため、数字だけからは判断し難い。いずれにしても、必要性が肯定される場合には、久留米市ではなく、同財団をして当該事業を行わせることの有用性について、事業の効率的・効果的实施及び経費削減双方の観点から積極的に示されなければならない。

今回、事業計画書・事業報告書等を確認した限りでは、これらについての分析・検討を踏まえた有用性がより示されることが望まれるため、改めて、受託事業全体について、同財団に委託する有用性について上記視点から十分に分析・検討した結果を事

業計画書や報告書等において積極的に示すことが望まれる。

⑥経営管理について

【意見7】

上記(2)⑦で述べたとおり、理事会及び評議員会は定款どおり開催され、出席もなされている。

この点、評議員会においては、評議員から問題点や疑問点などが指摘され、一定の議論がなされていることが伺えるが、理事会においては、議事録をみる限り実質的な議論が少ない印象を受ける。

特に、再委託については、毎年、年間合計8000万円以上（この額は合計額であり個々の契約額については【意見4】で示したとおりである。）の金額が支出されているが、理事会においては、予算において金額の是非のみ判断し、その後の契約締結において、入札を行うのか、随意契約を行うのかの判断は、理事長の判断に委ねられている。

理事会は、法人の業務執行に関する意思決定機関として、重要な財産の処分等についての判断を行い、代表理事の業務執行を監督する責務を負う機関であるから、年間合計8000万円の業務委託費の支出は、「重要な契約の締結」（一般法人法90条4項柱書き「その他の重要な業務執行の決定」）に準じるものとして、支出額だけではなく、その支出が適正・適切になされるか否か、すなわち、契約締結は原則どおり一般競争入札で行うのか、あるいは例外として、指名入札や随意契約で行うのかについて、理事会において十分検討されることが望ましい。

したがって、事業計画書・予算を審理する際の理事会資料として、契約締結方法の予定に関する資料を添付し、理事会において随意契約の適切性について、十分に議論することが望まれる。

4. 公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会

1 概要

(1) 代表者

理事長 檜原利則 (久留米市長)

(2) 所在地 久留米市六ツ門町3番地11

(3) 所管部署

商工観光労働部 観光・国際課

(4) 設立年月日

平成2年12月1日

(5) 設立目的

久留米市の有する歴史、文化、産業その他の特性を活かし、久留米市における観光及びコンベンションの振興を図るとともに、市民の国際理解及び市民による国際交流を推進し、もって地域経済の活性化に資する。

(6) 主な事業内容

- ①観光、コンベンション及び国際交流に関する調査、研究、企画及び実施
- ②観光客及びコンベンションの誘致、宣伝、広報及び振興
- ③観光イベント等の企画、実施、援助及び協力
 - ・久留米つつじマーチ、水の祭典久留米まつり、筑後川花火大会の事務局機能の発揮 等
- ④コンベンション主催者に対する支援及び協力
 - ・各種ガイドブック、観光パンフレット、マップ等の提供 等
- ⑤観光案内所、その他関連施設の運営及び受託事業
 - ・JR・西鉄観光案内所の管理運営
 - ・草野歴史資料館、山辺道文化館、田主丸ふるさと会館の管理運営
 - ・競輪場サービス事業等の受託事業
- ⑥サイクルスポーツ、レクリエーション関連施設の建設及びその運営
 - ・久留米サイクルファミリーパークの管理運営
 - ・サイクリングセンター（百年公園内）管理運営
- ⑦国際交流に関する事業の実施及び広報
- ⑧国際交流に関する講演、研修及び催し等の実施
- ⑨国際交流に関する団体の活動の支援及びボランティア活動の育成
- ⑩その他本協会の目的達成に必要な事業

(7) 市からの出資状況

基本財産 1億2,000万円

基本財産はすべて出捐によるものである。うち40パーセントにあたる4,800万円を久留米市が出捐している。

(8) 市からの財政支出 平成26年度

指定管理料及び業務委託料	23,296千円
久留米市補助金	185,853千円
経常収益	262,177千円
久留米市財政支出占有割合	79.77%

(9) 役職員数 平成26年度

役員

区分	理事	監事	評議員	合計
人数	22名	2名	27名	51名

理事・監事のうち常勤は1名 民間出身者は17名

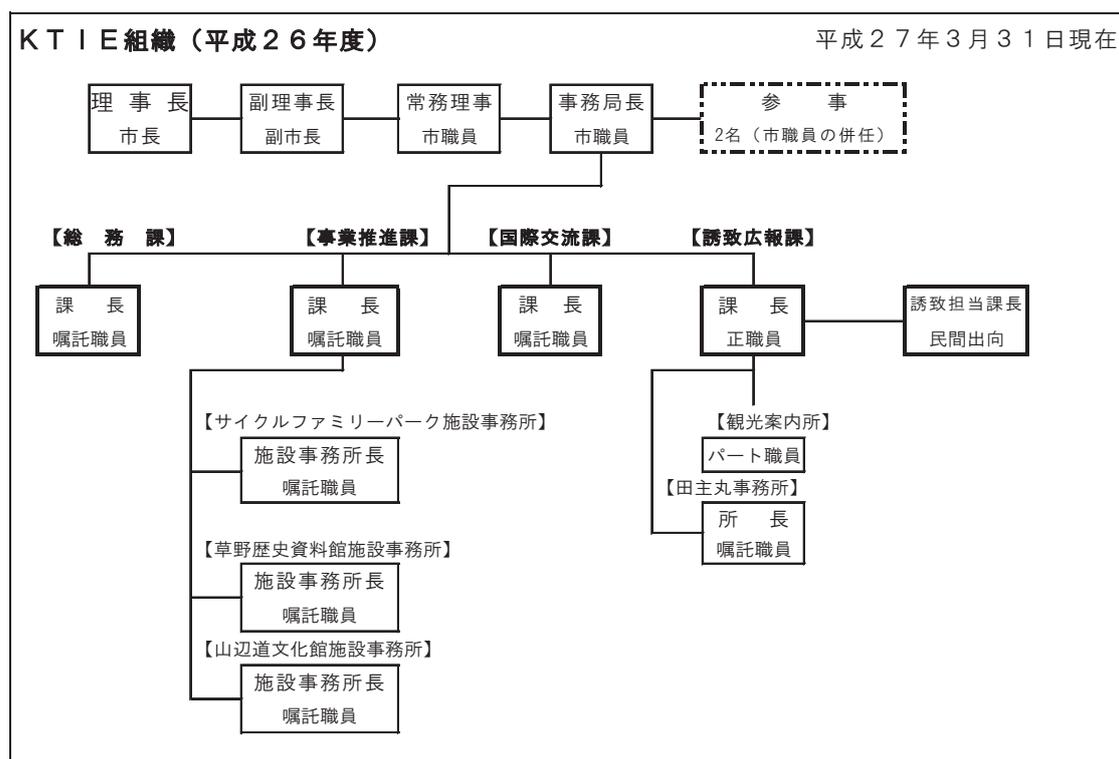
職員数

正規職員	5	事務局パート職員	6
嘱託職員	11	案内所パート職員	5
専任非常勤職員	1	山・草パート職員	6
民間出向職員	1	サイクルパート職員	1
市派遣職員	1	臨時職員(競輪場SC)	8
市職員の併任	2	アルバイト(CFP)	16
市職員との併任	2		
小計	23	小計	42
合計			65

※CFP=サイクルファミリーパーク

役職員のうち市からの派遣、市との併任、市の併任 6名

(10) 組織図



(11) 財政状況 (公益法人移行後3年間推移)

《損益面》

単位：千円

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
経常収益額	262,177	254,941	239,547
経常費用額	287,773	281,403	266,479
(内人件費)	(100,497)	(100,619)	(109,549)
差引経常収支額	▲25,595	▲26,462	▲26,931

《財産面》

単位：千円

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
総資産	813,891	841,700	866,206
総負債	34,360	36,398	34,463
正味財産額	779,531	805,302	831,743

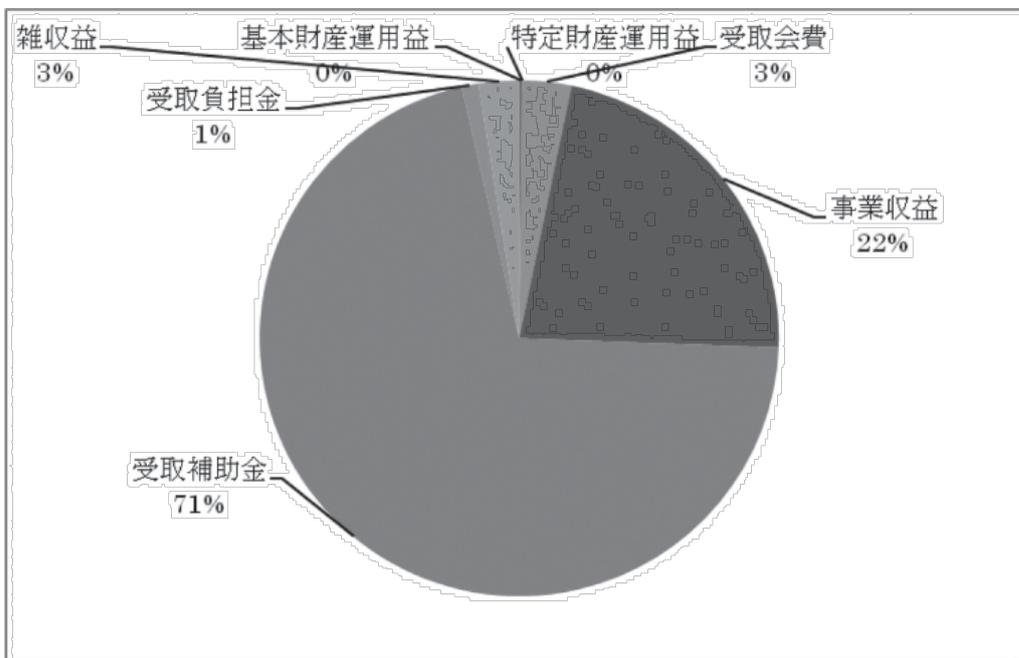
(12) 沿革

(公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会のあゆみ

平成 2 年 12 月	久留米市観光協会と久留米コンベンション推進協議会が合併し、財団法人久留米市観光コンベンション協会発足 事務所は久留米市民会館 1 F (久留米市城南町 1 6 番地 1) に開設
平成 6 年 7 月	久留米サイクルファミリーパークオープン (競輪特別会計より 629,080 千円、日本自転車振興会より 154,340 千円)
平成 10 年 10 月	山辺道文化館開館。管理運営を受託
平成 11 年 4 月	草野歴史資料館の管理運営を受託
平成 17 年 4 月	田主丸町観光協会を統合
平成 18 年 4 月	くるめ国際交流協会と合併。財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が発足
平成 24 年 6 月	公益財団法人に認定

2 財務分析

(1) 経常収益構成割合 (収益別) 平成 26 年度



※事業収益については、(5) 受取補助金については (4) にて後述している。

経常収益の構成割合は、2 期比較するとほぼ同じである。

金額で見ると経常収益額が全体で 7,236 千円増加している。

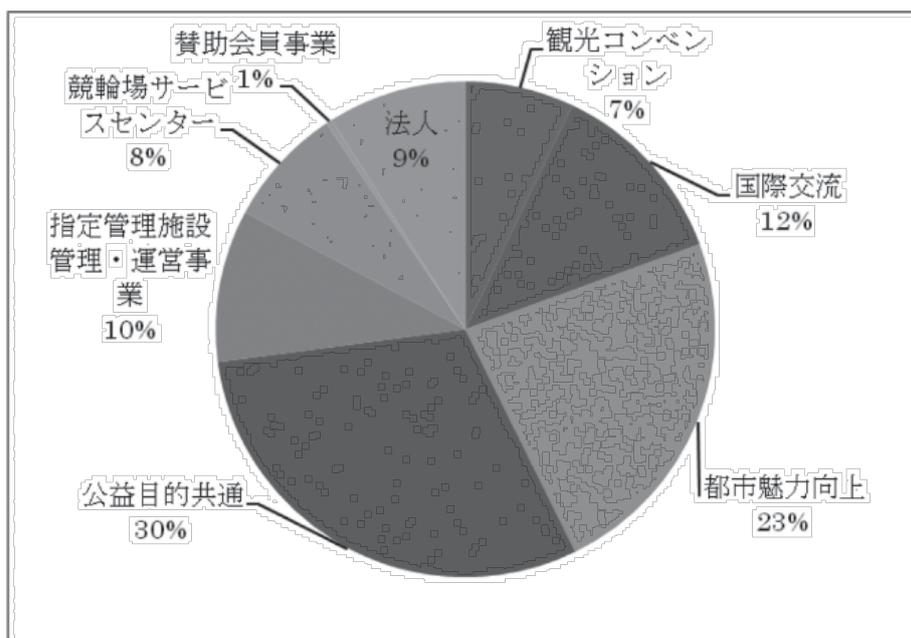
事業収入が 4,548 千円増加したこと、および雑収入 2,515 千円が増加したためである。

雑収入の増減分析は下記資料の通りである。

都市魅力向上事業において、前年より 3,058 千円増加している要因の大部分は、平成 26 年度より始めたとんこつカレーの販売の収益を雑収入としているためである。

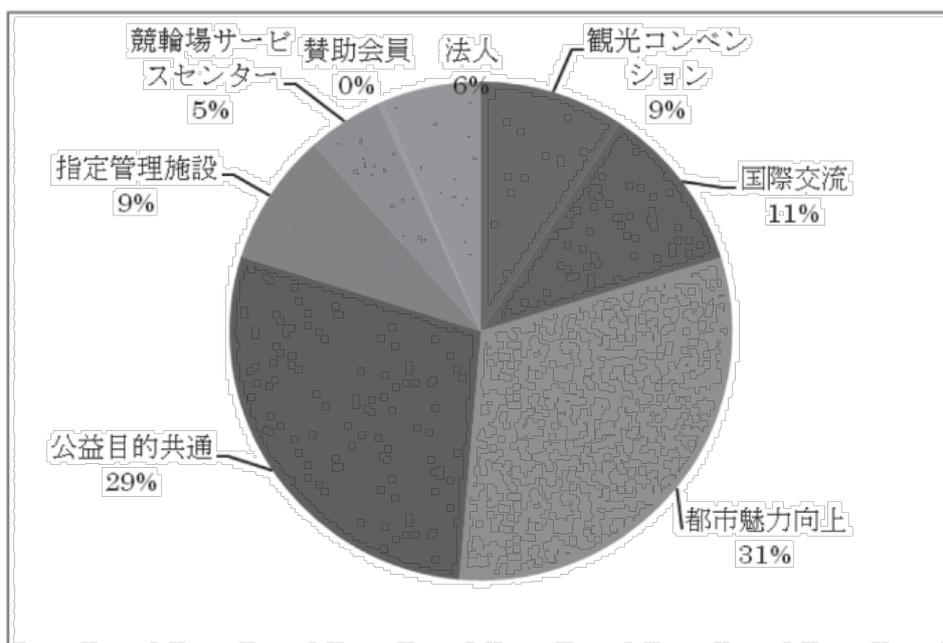
雑収入	平成26年度	平成25年度	前年比差額
観光コンベンション	111,440	69,550	41,890
国際交流事業	0	0	0
都市魅力向上	4,754,062	1,695,329	3,058,733
公益共通	381,472	931,950	-550,478
公益目的事業小計	5,246,974	2,696,829	2,550,145
指定管理施設運営	996,771	1,029,619	-32,848
競輪場サービスセンター	0	0	0
賛助会員	252,000	273,000	-21,000
収益事業小計	1,248,771	1,302,619	-53,848
法人会計	74,042	54,645	19,397
合計	6,569,787	4,054,093	2,515,694

(2) 経常収益構成割合（事業別） 平成26年度



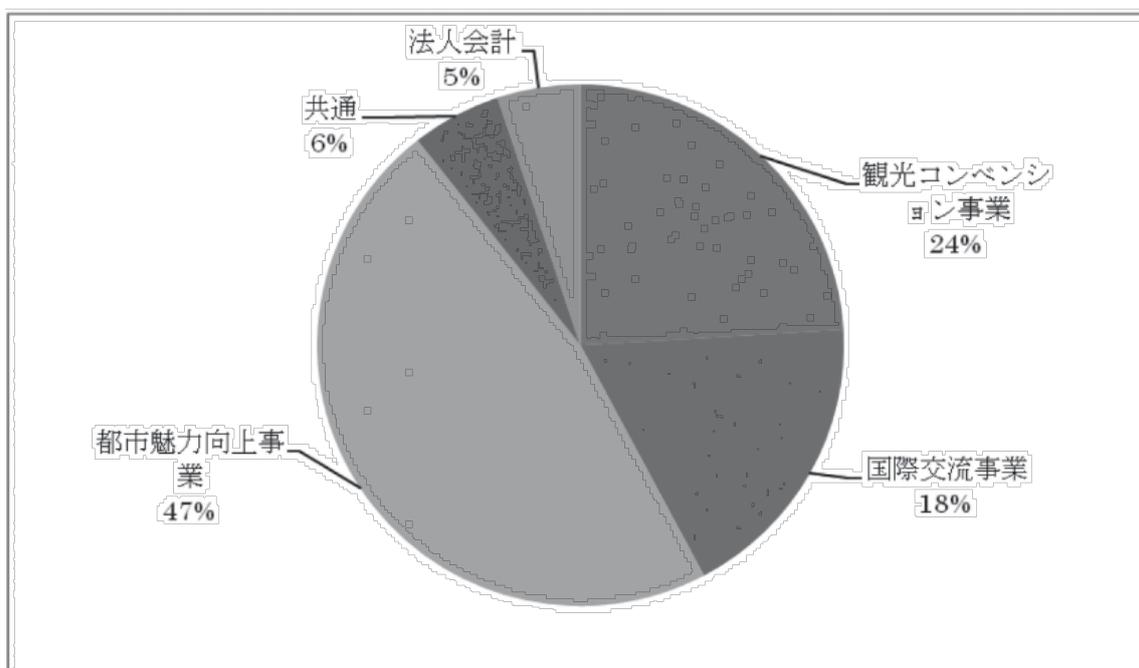
公益共通は公益全体に共通の部分であるので、その部分を除くと、都市魅力向上事業が全体の約4分の1を占めている。

(3) 経常費用構成割合 (事業別) 平成26年度



経常収益においては都市魅力向上事業の占める割合は23%であったが、経常費用においては都市魅力の占める割合が31%となっているのは、都市魅力において設備投資を行っているため、費用が増えたことが要因である。

(4) 受取補助金構成割合 平成26年度



《各事業の主な内容》

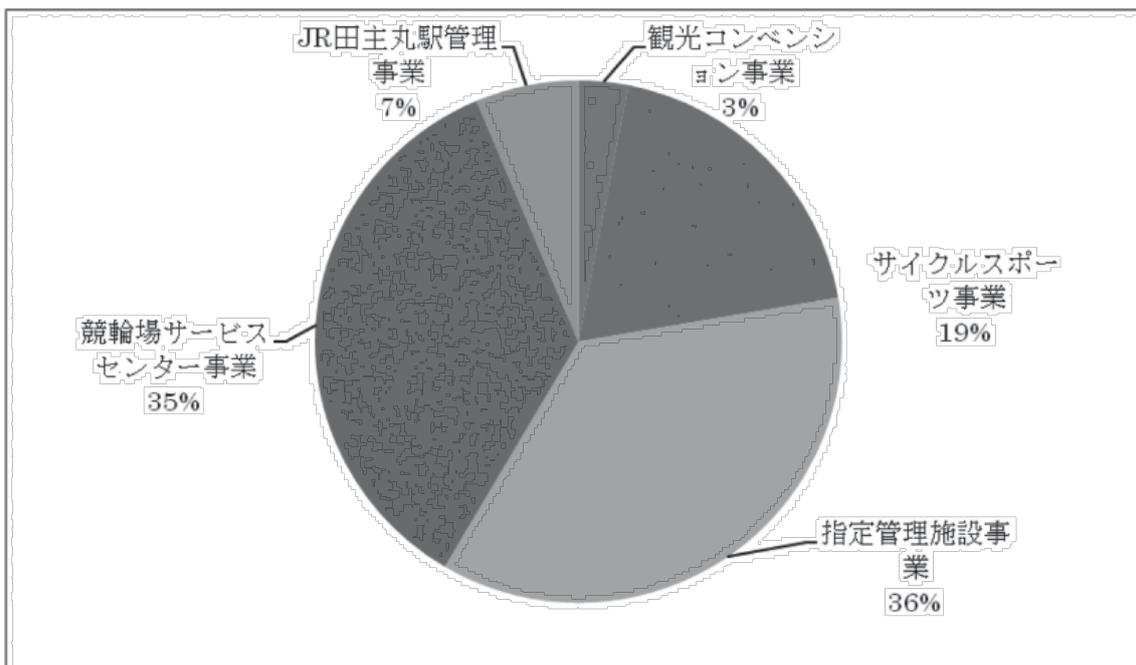
観光コンベンション事業 …… 誘致宣伝、田主丸事務所 等

国際交流事業 …… 合肥市、モデスト市との交流、外国人支援事業 等

都市魅力向上事業 …… まち旅、イベント振興、観光案内所、サイクルスポーツ事業 等

全体に占める都市魅力向上事業の割合が大きい。

(5) 事業収入構成割合 平成26年度



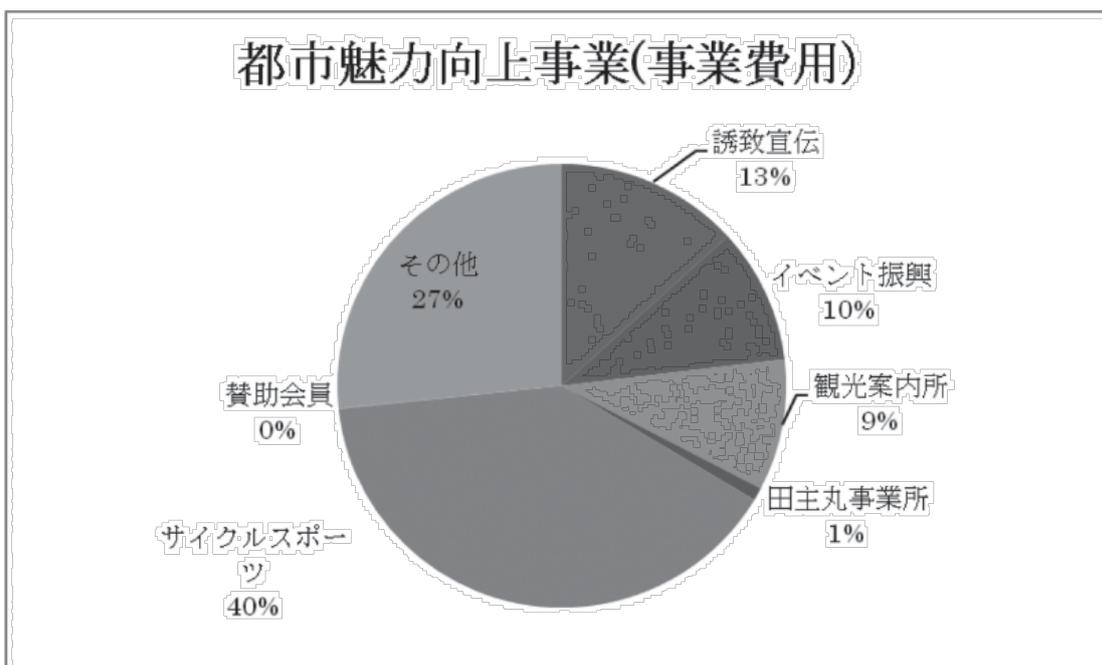
サイクルスポーツ事業に関しては経常収益のうち補助金収入割合が約 55%で残りは事業収入等である。

事業収入	平成26年度	平成25年度	増減	伸び率
観光コンベンション	1,783,040	1,553,475	229,565	115%
都市魅力向上	11,272,711	8,262,474	3,010,237	136%
指定管理施設	24,876,535	24,294,094	582,441	102%
競輪場サービスセンター	20,583,133	19,856,863	726,270	104%
合計	58,515,419	53,966,906	4,548,513	108%

事業収入においてはすべての事業において前年より増加している。

特に都市魅力向上の伸び幅が大きく、この要因としてはサイクルファミリーパーク入場者増加によるものである。

(6) 都市魅力向上事業費用構成割合 平成26年度



サイクルスポーツ事業における費用割合が多い。これはおもしろ自転車の設備投資による効果大きい。

(7) 経常費用分析

事業費と管理費を合計した増減分析

	平成26年度	平成25年度	増減	
給料手当	62,586,712	61,081,055	1,505,657	}
臨時雇賃金	35,799,230	35,432,221	367,009	
退職給付費用	2,111,126	4,105,992	-1,994,866	
福利厚生費	13,862,043	12,843,143	1,018,900	※5
会議費	2,014,391	1,748,759	265,632	
旅費交通費	4,105,658	4,534,944	-429,286	
通信運搬費	2,585,643	2,469,536	116,107	
減価償却費	23,624,871	23,636,029	-11,158	
消耗什器備品	5,637,931	3,023,391	2,614,540	※1
消耗品費	12,861,179	12,841,488	19,691	
修繕費	1,503,901	1,464,298	39,603	
印刷製本費	4,890,218	3,785,153	1,105,065	※2
燃料費	716,537	771,615	-55,078	
光熱水料費	7,876,262	7,773,836	102,426	
賃借料	13,532,997	11,796,198	1,736,799	
保険料	3,259,324	3,142,055	117,269	
諸謝金	2,540,022	2,194,710	345,312	
租税公課	1,878,800	1,158,800	720,000	
支払負担金	12,544,925	12,822,714	-277,789	
支払助成金	36,813,500	38,918,000	-2,104,500	※3
委託金	36,581,879	35,515,795	1,066,084	※4
商品材料購入費	71,086	66,462	4,624	
雑費	309,682	277,717	31,965	
有価証券運用損	65,200		65,200	
小計	287,773,117	281,403,911	6,369,206	

※1 消耗什器備品の増加の主要因

- ・久留米サイクルファミリーパークにて、おもしろ自転車を購入している。
- ・備品等の購入について

当該自転車は賛助会員である業者より購入している。通常は、複数業者より、合い見積もりを取るが、おもしろ自転車については当業者のみの取扱であったため、当業者より見積もりを取り、予算内であったため随意契約し、購入した。金額は約3,200千円であった。

- ・レンタサイクル事業における電動アシスト自転車購入

こちらは3社から合い見積もりを取っている。購入業者は上記おもしろ自転車購入と同じ業者である。8台購入しており、田主丸事務所に4台、山辺道文化館に2台、世界のつばき館に2台配車している。

※2 印刷製本費の増加の主要因

- ・平成26年度に新規で作成した①観光客等に配布している資料入れ（ビニール袋）568千円、②観光絵はがき605千円の計1,173千円である。

※3 支払助成金の減少の主要因

- ・観光コンベンション事業のコンベンション助成金が減少したためである。

	平成25年度	平成26年度	減少
コンベンション助成金	6,330千円	4,279千円	▲2,051千円
助成金支出コンベンション	35件	24件	▲11件

- ・コンベンション助成金は規程にのっとり、基準を満たせば交付している。ただし、別途、国、県、市及び外郭団体より補助金が交付されている場合には、交付していない。

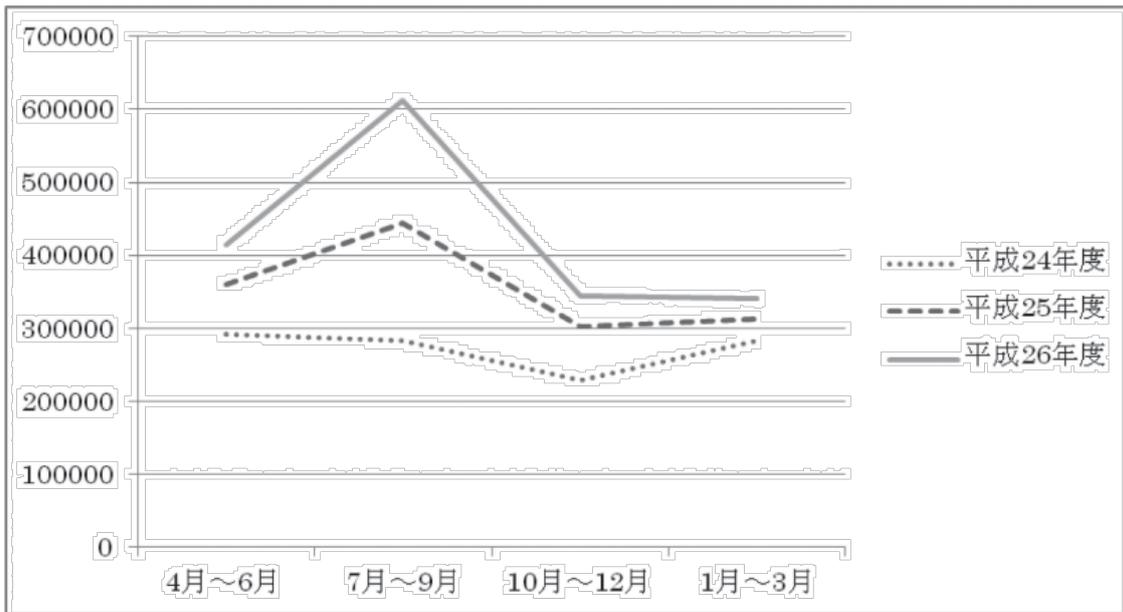
助成金の内容としては、大会等開催補助金として久留米市内宿泊者が延30人泊～延100人泊までは一律5万円で、宿泊者数が延101人泊以上の場合は延宿泊者数に500円を乗じた額で100万円を限度に交付している。また、特別開催補助金として、1日あたりの宿泊者が100人泊以上、または延150人泊以上の市内宿泊を伴う大会かつ、大会運営費が1,000万円を超える大会に対して一律10万円を交付している。

※4 委託費の増加の主要因

- ・平成26年度に新規委託したものがあためである。内容は、①観光ビジネスマッチング運営委託が482千円、②ホームページ改修業務委託699千円である。

なお、①観光ビジネスマッチングは久留米商工会議所と共催で平成26年度に第1回を開催したものである。

また、ホームページの季節別アクセス数は下記の通りである。

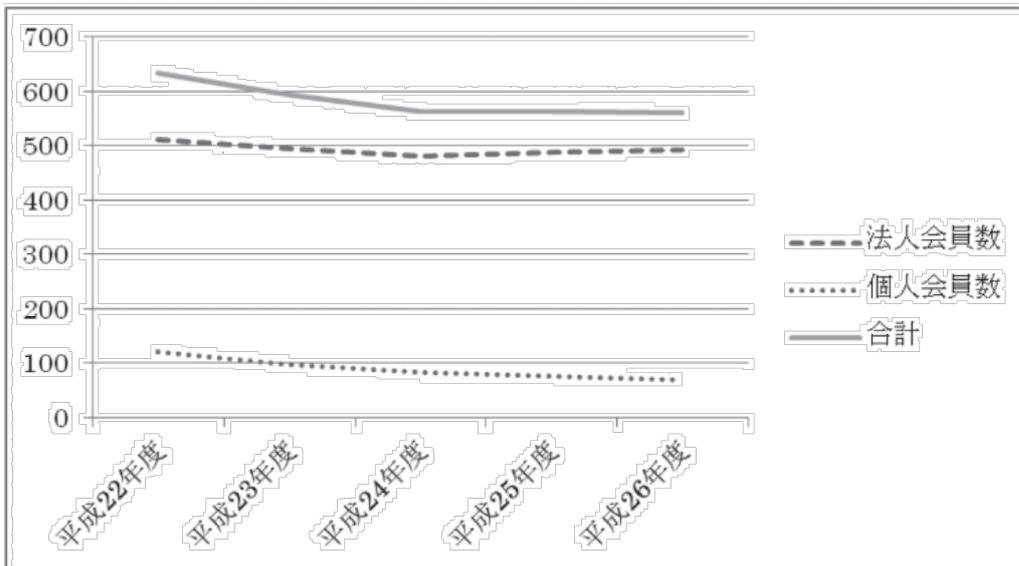


※ 5 福利厚生費の増加の主要因

- ・ 社会保険標準報酬額上昇と介護保険・厚生年金保険料上昇分である 1,189 千円である。

3 賛助会員の推移

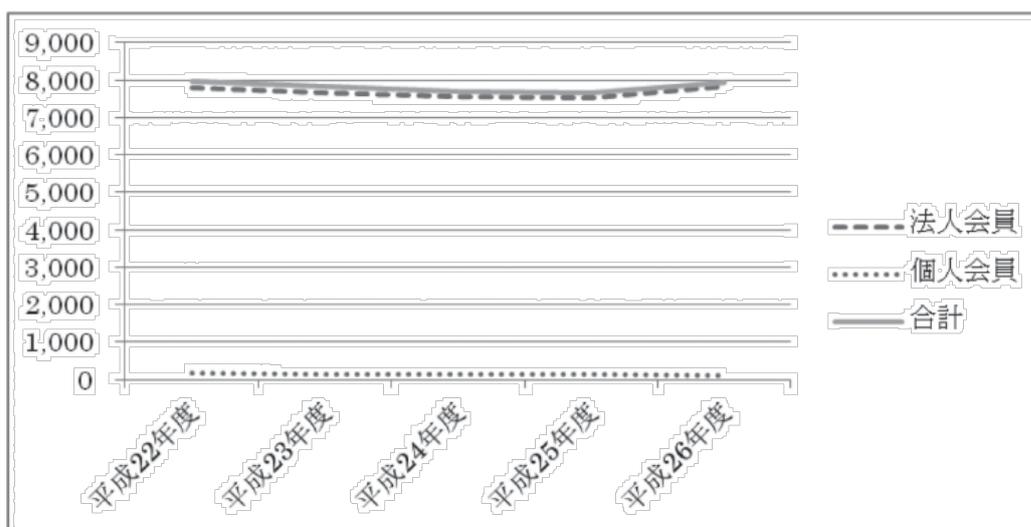
(1) 会員数



法人会員数はほぼ横ばい。一方、個人会員数が減少したため、合計会員数は減少。

(2) 会費収入

(単位：千円)



個人会員数は減少したものの法人会員からの会費収入の占める割合が大きいため、会費全体に与える影響は小さい。

(3) 会費収入構成割合

会費収入 (平成 26 年度)

(単位：千円)

法人会員会費収入	7,820	98.5%
個人会員会費収入	120	1.5%
合計	7,940	—

【参考】賛助会員規則 第6条前2条の会費 (団体会員 1口10千円、個人会員 1口2千円) は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

4 久留米シティプラザについて

平成 28 年完成予定の久留米シティプラザをメインに、学会等の誘致をしている。平成 27 年 11 月末日において、平成 28 年以降に 16 の学会・大会を誘致しており、それに伴う参加予定者は総数で延 2 万 2 千人以上を見込んでおり、それに伴う宿泊者も 1 万 3 千人以上を見込んでいる。

5 地代家賃の効率性、経済性について

本部地代家賃

	平成 25 年度	平成 26 年度	近隣相場
金額 (年間)	5,692 千円	6,180 千円	9,000 千円
住所	くるめりあ 久留米市六ツ門	左に同じ	久留米市東合川
広さ	354.42 m ²	左に同じ	329.5 m ²
備考		値上げ・消費税増税	

6 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

① 合肥市との青少年交流事業について

合肥市との交流事業については35年にわたり相互交流や経済訪問団の派遣、医療観光・留学生の受入等が行われたことで成果があがっていると考えられるが、青少年交流事業については、合肥市から相当数の青少年を受け入れているにも拘らず、久留米市から派遣する中学生訪問団は募集人員12名に対し定員割れが発生している。

なお、参加者自己負担金は3万円で、本財団の負担額は一人当たり6万1千円である。久留米市と姉妹都市締結を行っているアメリカカリフォルニア州のモデスト市との高校生訪問団については参加者自己負担金8万円で募集人員10名に対して50名の応募がある。

合肥市青少年交流訪問は定員割れが発生するなど、コストに見合う効果が得られているのか。35年の交流の歴史があることによる強みをもっと生かし、PRの強化などに取り組む必要がある。

- ・平成27年は合肥市との友好都市締結35周年の年であり、5年おきに合肥市と交互に訪問し、交流を図っているが、今回は久留米市から訪問する番で去る10月に訪中した。5年後は合肥市からの訪日団を受け入れることとなる。

本財団は今回の合肥市訪問団派遣を1,064万円で久留米市から受託している。

② 久留米サイクルファミリーパークについて

ア. 広報・情報発信の強化

本財団のHPにはサイクルファミリーパークのページがあるが、内容をもっと充実させる必要があるのではないかと。

おもしろ自転車・わんぱく童夢館など本施設の特徴をもっと広くPRすべきである。

イ. 無料入園の絞り込み

サイクルファミリーパークではイベント実施時に入園料を無料としている。また、土曜日には他の公共施設と同様に高校生以下の子供たちの入園料を無料としている。その結果、無料入園者数は年間5,463人となっており、入園者数の16%を占めている。

イベント時の入園料を無料としているのは、入園料を無料とすることで来場しやすくして、自転車利用増によって課金収入を得るためであるが、総収入を増やすためには、イベント時の有料化または入園料の割引にて対応することなどについても検討すべきと考える。(参考) サイクルファミリーパーク入園料

◆大人(高校生以上)/200円 ◆こども(4歳以上~中学生まで)/100円

◆団体(25名以上のとき)/大人160円、子供80円

※毎週土曜日は高校生以下無料

③ 広報活動について

日本の観光が海外からの観光客を取り込もうとしている中、HPの整備は図られている。しかしながら、10年以上前の外国語パンフレットで外国人来訪者や海外マスコミ・旅行エージェントに対応している状況はいかかなものか。海外からの観光客誘致をすすめるため、HP等の強化をはかるとともに、最新の情報が充実した外国語の観光パンフレット等作成が必要ではないか。

④ とんこつカレーについて

とんこつカレーについては、久留米の認知度向上を主目的としているため、販売価格を500円（原価350円）に抑えている。発売当初は全国系列のテレビ番組で取り上げられ、全国から注文があったようだが、現在は販売店へのマージンや配送料、そして賞味期限（1年）内に完売できるよう、販売方法等の見直しや検討が必要と思われる。

収入	2,970千円（累計）
支出	3,313千円（累計）
販売個数	約6,400個（平成26年度実績）
希望小売価格	500円（税抜）

販売実績	平成26年度	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	合計
販売個数	—	3,223	1,466	961	751	6,401
見本等	250					250
仕入	2,000	2,000	2,000	2,000	0	8,000
					期末在庫	1,349

⑤ 賛助会員について

受取補助金の額が減っている中、補助金収入以外の収入を増やすためにも、賛助会員（賛助会費）の増加方法を検討すべきではないか。観光マッチングへの参加や「ぐるめマップ」への掲載以外にも会員特典を充実させて、入会のPRをすることが重要なのではないか。

【現状の賛助会員の特典】

- ・久留米観光ビジネスマッチング開催（久留米商工会議所と連携）

賛助会員は参加費無料だが、その他の企業の参加費は有料（1,000円または5,000円）となっている。なお、参加企業31社のうち賛助会員は21社、他市の観光協会等に属する会員の参加が10社、いずれにも属さず参加費5,000円となる企業は参加していない。この際のバイヤー側は国内バイヤーが3社、海外バイヤー（国内企業）が5社である。

- ・久留米コンベンションセミナー開催

対象 コンベンション関連事業者

目的 コンベンション誘致への理解、気運醸成

開催実績資料 第1回は賛助会員のみである。

セミナーという名称ではあるが、実際は講演会と報告会であり、講師謝金等は発生していない。参加者は75名。うち久留米市役所からの参加が9名である。

- ・ぐるめマップ

ぐるめマップに掲載できるのは賛助会員に限定している。

- ・コンベンション年間スケジュール調査報告書の配布

賛助会員および情報提供者等に1200部配布している。

- ・コンベンション主催者等への優先的紹介

コンベンション主催者等の希望や条件にマッチした関連業者等を賛助会員の中より紹介している。見積り合わせが必要な場合等は複数社を紹介している。

⑥ 全体

久留米観光コンベンション国際交流協会で行っている事業が多岐に渡っているが、その強みを活かすためにも各部門の横の連携をもっと強めて、観光とコンベンション、国際交流のシナジー効果を最大限に発揮する体制を整備することも必要ではないか。

5. 公益財団法人 久留米文化振興会

1 概要

(1) 代表者

理事長 檜原 利則 (久留米市長)

(2) 所在地

久留米市野中町 1 0 1 5 番地

(3) 所管部署

市民文化部 文化振興課

(4) 設立年月日

昭和 3 1 年 4 月 2 3 日

(5) 設立目的

芸術文化の振興と地域文化の活性化を図ることにより、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(6) 主な事業内容

①芸術文化施設等の管理運営事業

(石橋文化センター、石橋文化ホール、石橋文化会館、文化センター共同ホール、高牟礼会館等)

②芸術文化の振興事業及び地域文化の活性化事業

(7) 市からの出資状況

市からの出資はない。

(8) 市からの財政支出

補助金 276, 594 千円、業務委託 24, 929 千円 (平成 26 年度)

(9) 職員数

平成 26 年度 56 名 (うち市職員退職者 3 名、市出向 1 名)

職員数の内訳

・一般職員 18 名

・嘱託職員 4 名 (うち市職員退職者 3 名)

・パート職員 33 名

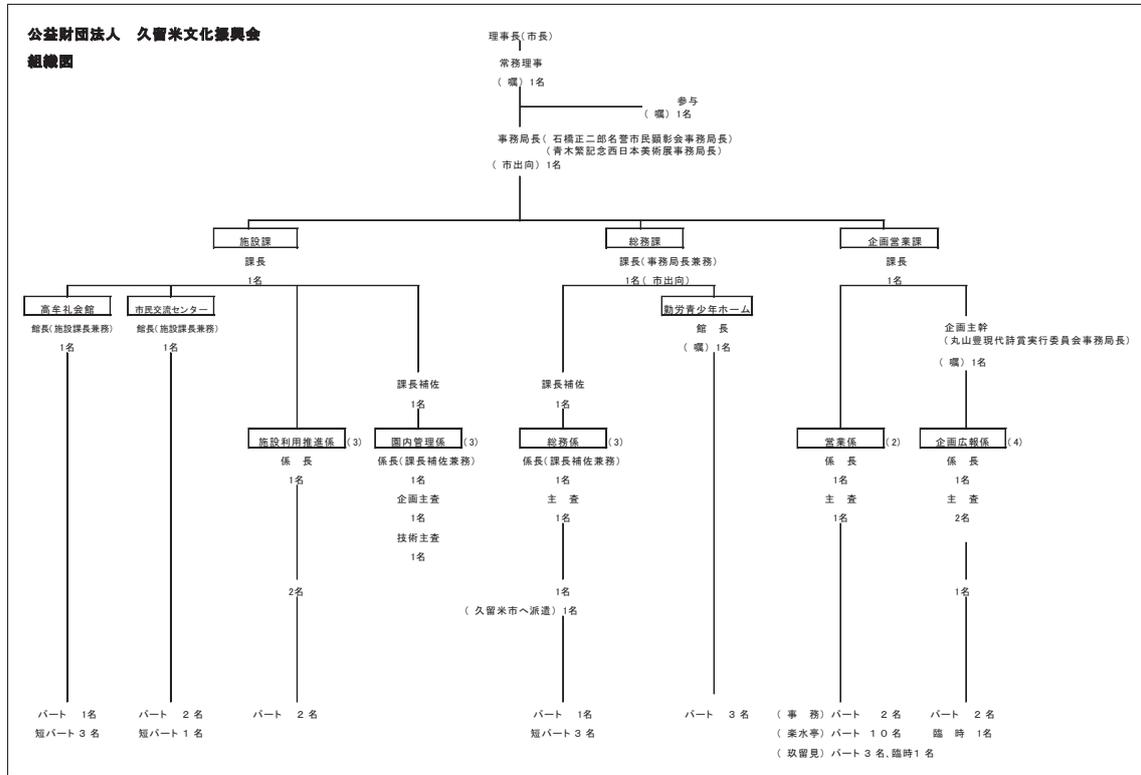
・市出向 1 名

(10) 平均年収

5,908千円 (一般職員の平均額)

(11) 組織図

図1



(12) 財務状況

図2

貸借対照表	金額(千円)			損益計算書	金額(千円)		
	26年度	25年度	24年度		26年度	25年度	24年度
総資産	354,275	351,166	344,855	総収入	555,171	525,974	580,882
負債	243,996	225,949	234,801	(うち補助金・委託料)	343,451	327,689	332,021
(うち有利子負債)	0	0	0	経常損益	△ 14,005	15,234	24,205
純資産	110,279	125,217	110,053	当期損益	△ 14,938	15,163	24,134
利益剰余金	110,279	125,217	110,053				

※純資産: 正味財産合計、利益剰余金: 一般正味財産

※総収入: 売上高+営業外収入+特別利益、経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額

(うち補助金・委託料): 久留米市からの金額

経常損益: 当期経常増減額、当期損益: 当期一般正味財産増減額

(13) 久留米文化振興会の歴史について

石橋文化センターの開園に先立って 1956 年 4 月 23 日に、その運営を担当する久留米文化振興会が発足した。発足当時、久留米文化振興会に法人格はなく、任意団体であった。会長は杉本勝次久留米市長、副会長に石橋幸八市議会議長、田中宗商工会議所会頭、龍頭丈吉郎ブリヂストンタイヤ常務取締役が選任された。また常務理事に青木重憲氏、その他に理事 6 名、監事 2 名という役員構成であった。

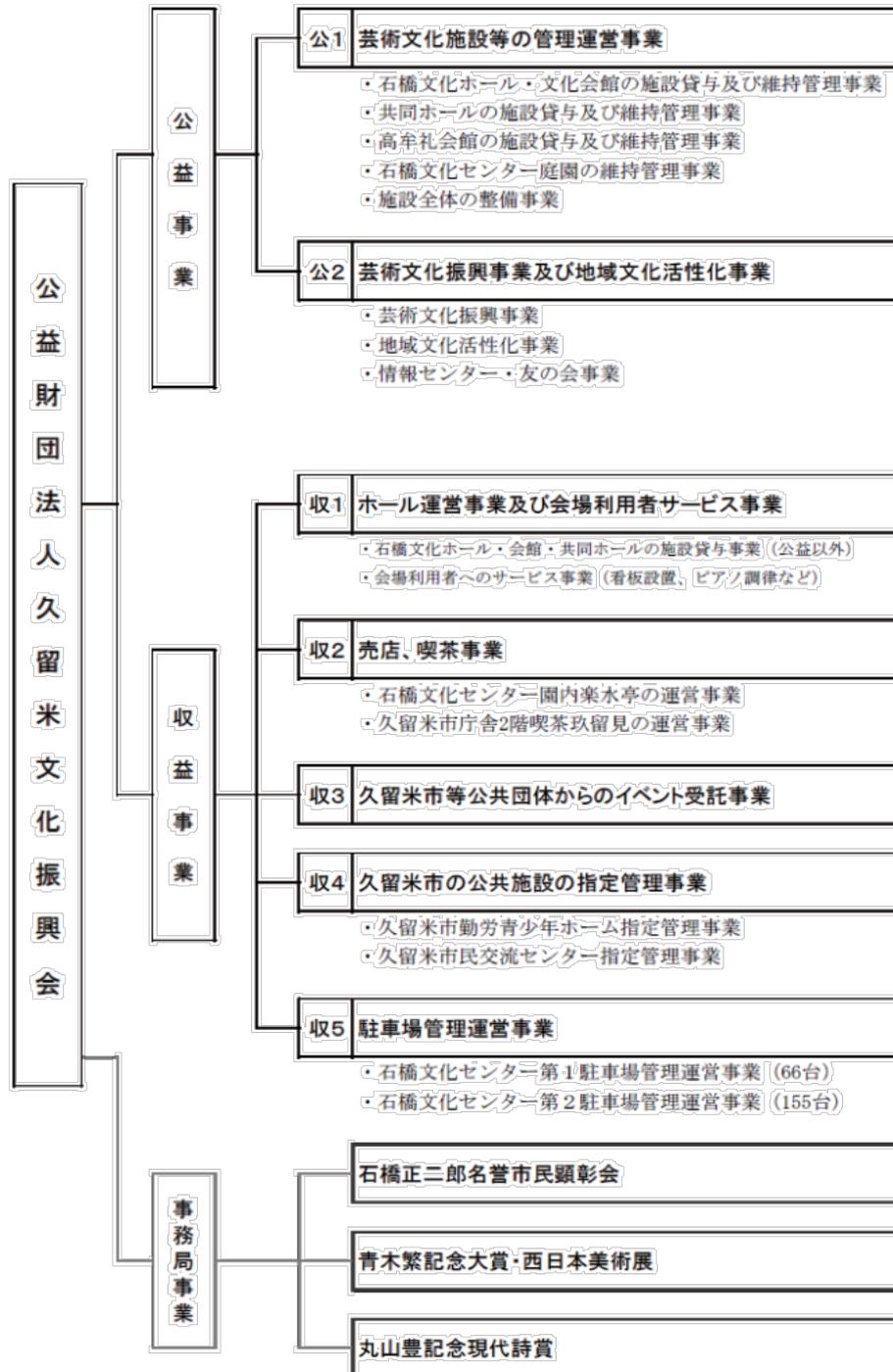
その後、1963 年に財団法人となり法人格を取得する事になる。なお、同年に石橋文化ホールと文化会館が開館し、管理、運営を行うようになった。

また、2011 年には公益法人制度改革によって、財団法人から、現在の公益財団法人になっている。

(14) 事業の概要について

久留米文化振興会の主な事業は、(6)でも述べたように「芸術文化施設等の管理運営事業」と「芸術文化振興事業及び地域文化活性化事業」である。図 3 の事業体系図からも分かるように、この 2 つが久留米文化振興会の公益目的事業となっている。

【公益財団法人久留米文化振興会事業体系】



(公1)の「芸術文化施設等の管理運営事業」の具体的内容は、①石橋文化ホール、文化会館、共同ホールの維持管理及び施設の貸与(公益目的)、②石橋文化センター庭園の維持管理、③高牟礼会館(文化・教養・レクレーション施設)の維持管理及び施設の貸与、④施設全体の整備であり、いわば施設というハード面の維持管理及び公益目的での貸与である。

(公2)の「芸術文化振興事業及び地域文化活性化事業」の具体的内容は、まず芸術文化振興事業として、①優れた文化芸術公演等の鑑賞、②市民の文化活動の支援や地域文化団体の育成、③青少年の文化芸術体験事業を行っている。

次に、地域文化活性化事業として、①文化センター園内の花や美術館を活用した市民参加の事業、②久留米市内の各地域でコンサート等を実施する市民参加の事業、③地域の施設や団体と連携した地域活性化事業を行っている。

さらに、情報センター・友の会事業として、①久留米文化情報センターにおける文化情報の収集及び発信、②定期情報誌の発行及びホームページの運営、③「みゅ〜ず倶楽部」友の会の運営を行っている。この(公2)は、芸術、文化というソフト面の企画運営という事ができる。

これら2つの公益目的事業の手助けをするために、久留米文化振興会では5つの収益事業を行っている。図3の事業体系図を見ると、収益事業は、(収1)「ホール運営事業及び会場利用者サービス事業」、(収2)「売店、喫茶事業」、(収3)「久留米市等公共団体からのイベント受託事業」、(収4)「久留米市の公共施設の指定管理事業」、(収5)「駐車場管理運営事業」に分類されている。

(収1)「ホール運営事業及び会場利用者サービス事業」の具体的内容は、①公益目的事業以外での、石橋文化ホール、文化会館、共同ホールの維持管理及び施設の貸与、②看板設置やピアノの調律等の会場利用者へのサービスである。

(収2)「売店、喫茶事業」の具体的内容は、①石橋文化センター園内の「楽水亭」の運営、②久留米市庁舎2階「喫茶玖留見」の運営である。

(収3)「久留米市等公共団体からのイベント受託事業」の具体的内容は、①学校への芸術家派遣事業、②石橋美術館利用促進事業、③その他公共団体からの受託事業である。

(収4)「久留米市の公共施設の指定管理事業」の具体的内容は、①久留米市勤労青少年ホーム指定管理事業、②久留米市民交流センター指定管理事業である。

(収5)「駐車場管理運営事業」の具体的内容は、①石橋文化センター第1駐車場管理運営事業(66台)、②石橋文化センター第2駐車場管理運営事業(155台)である。

平成26年度の正味財産増減計算書内訳表では、これら収益事業の利益の50%超である18,333千円が、収益事業等会計から公益目的事業会計に他会計振替額として繰入られている。(久留米文化振興会では、貸借対照表も事業区分ごとに管理しており、50%超の繰入が可能である。)このように5つの収益事業は、2つの公益目的事業を手助けするために実施されている。

(15) 正味財産増減計算書内訳表(要約版)の推移について

久留米文化振興会の正味財産増減計算書内訳表(要約版)の推移は以下のとおりである。なお、図4では事業の名称を略称で表示し、(公1)施設管理、(公2)文化事業、(収1)ホール運営、(収2)売店喫茶、(収3)受託事業、(収4)指定管理、(収5)駐車場としている。この他、公益目的事業会計と収益事業等会計には、各事業の「共通」区分が設定されており、また、法人全般に係る収益及び費用は「法人会計」の区分に計上されている。

図4

正味財産増減計算書内訳表(要約版)

平成26(2014)年4月1日から平成27(2015)年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計							法人会計	内部取引消去	合 計
	施設管理	文化事業	共通	小計	ホール運営	売店喫茶	受託事業	指定管理	駐車場	共通	小計			
経常収益計	124,870	46,512	147,569	318,951	26,181	75,701	25,019	46,745	29,784	9,550	212,980	23,842	▲ 603	555,171
経常費用計	144,927	60,897	145,395	351,219	15,910	76,879	22,065	43,252	24,328	11,146	193,581	24,978	▲ 603	569,176
当期経常増減額	▲ 20,057	▲ 14,385	2,174	▲ 32,268	10,271	▲ 1,178	2,954	3,493	5,456	▲ 1,596	19,399	▲ 1,136	0	▲ 14,005

正味財産増減計算書内訳表(要約版)

平成25(2013)年4月1日から平成26(2014)年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計							法人会計	内部取引消去	合 計
	施設管理	文化事業	共通	小計	ホール運営	売店喫茶	受託事業	指定管理	駐車場	共通	小計			
経常収益計	116,476	35,408	153,400	305,284	24,453	73,427	18,168	46,666	26,516	9,703	198,934	22,671	▲ 916	525,974
経常費用計	112,793	46,475	152,148	311,417	15,125	69,607	13,504	43,023	23,024	12,401	176,685	23,554	▲ 916	510,739
当期経常増減額	3,683	▲ 11,067	1,252	▲ 6,132	9,328	3,820	4,664	3,644	3,491	▲ 2,698	22,249	▲ 882	0	15,234

正味財産増減計算書内訳表(要約版)

平成24(2012)年4月1日から平成25(2013)年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計							法人会計	内部取引消去	合 計
	施設管理	文化事業	共通	小計	ホール運営	売店喫茶	受託事業	指定管理	駐車場	共通	小計			
経常収益計	127,661	37,791	156,372	321,823	30,296	89,967	24,216	47,734	35,487	9,733	237,423	22,931	▲ 1,295	580,882
経常費用計	137,032	45,443	149,969	332,444	17,805	80,294	19,361	45,412	26,593	12,815	202,280	23,247	▲ 1,295	556,677
当期経常増減額	▲ 9,372	▲ 7,652	6,403	▲ 10,621	12,481	9,672	4,855	2,321	8,894	▲ 3,082	35,143	▲ 316	0	24,205

図4から分かるように、経常収益は平成24年度580,882千円、平成25年度525,974千円、平成26年度555,171千円と推移している。ここで平成26年度の経常収益は、2事業年度前の平成24年度と比べ25,711千円減少していることになる。その主な原因は、収益事業等会計の小計の金額が、平成24年度は237,423千円であったのに対し、平成26年度は212,980千円しかなく、24,443千円減少していることにある。事業ごとに見てみると、平成26年度の経常収益は平成24年度と比較し、(収1)ホール運営が

4,105千円、(収2) 売店喫茶が14,266千円、(収5) 駐車場が5,703千円それぞれ減少している。

次に、経常費用は平成24年度556,677千円、平成25年度510,739千円、平成26年度569,176千円と推移している。ここで公益財団法人は、①公益目的事業比率50%以上、②収支相償、③遊休財産の制限という「財務3基準」を充たす事が法律により要請されている。平成26年度をみると経常費用の合計569,176千円に対し、公益目的事業会計の小計の金額は351,219千円であり61%を占めている。このことから、調整を加える前の時点で①公益目的事業比率50%以上の基準を充たしている事が分かる。平成24年度の同比率は59%、平成25年度の比率は60%となっており、公益目的事業に経常費用の約6割を安定的に投入している事が窺える。

最後に、経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は平成24年度24,205千円、平成25年度15,234千円、平成26年度△14,005千円と推移している。ここで、平成26年度の当期経常増減額を事業区分ごとに見てみると、公益目的事業会計の小計が△32,268千円と赤字になっている。これは先ほど見た「財務3基準」の②収支相償の基準を充たすためであり、その事自体は問題ではない。収支相償とは「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない」こと、すなわち公益目的事業会計がマイナスになることを要請するものである。この公益目的事業のマイナスを補うために、収益事業を行う事になるが、平成26年度における収益事業等会計の小計の当期経常増減額は19,399千円しかなく、平成24年度と比べ15,744千円減少している。特に(収2) 売店喫茶の当期経常増減額は△1,178千円の赤字になっている。

(16) 正味財産増減計算書の推移について

久留米文化振興会の正味財産増減計算書の推移は以下のとおりである。

図5

正味財産増減計算書(5ヶ年推移)					
公益財団法人 久留米文化振興会					(単位:千円)
科 目	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	12	1	2	1	1
基本財産受取利息	12	1	2	1	1
特定資産運用益	163	78	39	35	41
特定資産受取利息	163	78	39	35	41
受取会費	1,020	996	1,177	1,330	750
友の会受取会費	1,020	996	1,177	1,330	750
自主事業収益	204,262	202,265	218,638	179,599	194,669
施設管理運営事業収益	60,911	59,315	60,718	50,119	53,962
駐車場事業収益	30,942	35,033	35,487	26,516	29,784
自主文化事業収益	6,703	6,479	17,836	17,551	20,573
地域文化活性化事業収益	9,516	8,406	7,374	7,022	8,327
情報センター・友の会事業収益	5,658	490	530	469	644
会場利用者サービス事業収益	6,890	7,495	8,020	5,411	6,282
売店・喫茶事業収益	83,642	85,048	88,672	72,511	75,098
受託事業収益	44,273	26,708	29,836	18,168	25,019
受託事業収益	44,273	26,708	29,836	18,168	25,019
指定管理事業収益	48,460	48,468	47,734	46,666	46,745
勤労青少年ホーム指定管理事業収益	37,374	37,349	36,496	36,836	37,157
市民交流センター指定管理事業収益	11,077	11,119	11,238	9,831	9,588
受取補助金等	310,665	307,940	281,478	278,521	286,594
受取久留米市補助金	300,665	297,940	271,408	268,521	276,594
受取石橋財団助成金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
受取民間企業助成金	0	0	70	0	0
受取寄付金	1,549	1,474	1,272	1,242	1,252
受取寄付金	1,549	1,474	1,272	1,242	1,252
雑収益	732	666	708	412	99
受取利息	0	0	0	1	0
雑収	732	666	708	411	99
経常収益計	611,126	588,597	580,882	525,974	555,171
(2) 経常費用					
事業費	589,068	556,959	533,442	487,193	544,198
給料手当	124,154	105,883	103,557	98,581	94,736
臨時雇賃金	62,297	58,185	61,112	58,037	58,123
退職給付費用	9,027	8,077	9,335	6,292	8,049
賞与引当金繰入額				6,189	6,815
福利厚生費	26,415	24,874	24,191	24,508	25,129
旅費交通費	566	612	1,174	426	1,054
調査研究費	153	252	203	467	11
渉外費		369	512	521	375
交際費	40				
通信運搬費	3,477	2,573	2,308	2,393	2,313
消耗品費	22,281	15,843	16,143	14,186	12,544
原材料費	1,265	1,860	1,015	1,514	1,192
食料費	1,458				
印刷製本費	7,426	5,553	4,407	4,473	4,307
燃料費	1,062	1,255	1,170	460	1,100
光熱水料費	30,307	29,587	27,154	29,299	30,138
使用料及び賃借料	21,992	16,231	14,207	11,434	10,003
手数料	2,947	2,753	3,357	2,801	2,092
保険料	703	785	547	493	736
広報費	10,086	6,306	7,955	7,358	7,975
支払負担金	424	379	309	242	338
業務委託費	143,602	147,384	144,795	129,617	144,826
報償費	14,668	13,434	20,652	22,859	41,379
商品材料購入費	51,729	52,607	51,810	42,325	46,397
租税公課	2,968	3,046	4,320	3,159	3,426
支払寄付金	81	2,611	30	2,921	504
修繕費	41,565	50,172	26,765	8,948	33,071
減価償却費	8,373	6,329	6,412	7,689	7,530
雑費					34

科 目	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
管 理 費	4,758	20,477	23,235	23,546	24,978
役 員 報 酬		3,885	3,877	3,918	3,958
給 料 手 当	3,892	10,250	12,685	12,570	12,315
退 職 給 付 費 用		877	316	218	335
賞 与 引 当 金 繰 入 額				664	801
福 利 厚 生 費	574	2,122	2,510	2,651	2,717
旅 費 交 通 費	168	90	70	77	133
渉 外 費		44	19	34	52
交 際 費	20				
通 信 運 搬 費	12	41	36	47	32
消 耗 品 費	14	85	109	74	110
印 刷 製 本 費	0	0	0	0	8
食 料 費	15				
光 熱 水 料 費	0	637	1,033	1,115	1,167
使 用 料 及 び 賃 借 料	8	510	490	127	213
手 数 料	3	2	90	120	104
支 払 負 担 金	0	183	260	143	251
業 務 委 託 費	50	562	552	596	616
租 税 公 課	3	1	0	1	0
減 価 償 却 費	0	1,189	1,189	1,189	2,165
経常費用計	593,826	577,437	556,677	510,739	569,176
評価損益等調整前当期経常増減額	17,300	11,160	24,205	15,234	▲ 14,005
損益評価等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	17,300	11,160	24,205	15,234	▲ 14,005
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
固 定 資 産 売 却 益		322	0	0	0
車 両 運 搬 具 売 却 益		322	0	0	0
経常外収益計	0	322	0	0	0
(2) 経常外費用					
固 定 資 産 除 却 損		168	0	0	0
構 築 物 除 却 損		0	0	0	0
什 器 備 品 除 却 損		168	0	0	0
経常外費用計	0	168	0	0	0
当期経常外増減額	0	154	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	17,300	11,314	24,205	15,234	▲ 14,005
法人税等		71	71	71	933
当期一般正味財産増減額	17,300	11,243	24,134	15,163	▲ 14,938
一般正味財産期首残高	57,376	74,676	85,919	110,053	125,217
一般正味財産期末残高	74,676	85,919	110,053	125,217	110,279
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	74,676	85,919	110,053	125,217	110,279

図5を見ると、経常収益計は平成22年度611,126千円、平成23年度588,597千円、平成24年度580,882千円、平成25年度525,974千円、平成26年度555,171千円と推移している。

経常収益の約50%が受取補助金であり、平成26年度の金額は、久留米市からの補助金が276,594千円、石橋財団からの助成金が10,000千円であった。久留米市からの補助金の金額は、年度によって金額は変わるものの、例年、経常収益の約50%の金額は補助金で賄われている事に変化はない。

次に、経常費用を見てみると、金額が大きい科目は人件費（給料手当、臨時雇賃金、退職給付費用、賞与引手金繰入額、福利厚生費）、光熱水料費、業務委託費、報償費、修繕費である。中でも、人件費が事業費と管理費の合計で平成26年度は212,978千円となり、経常費用の約37%を占めている。

なお、平成26年度は当期経常増減額が△14,005千円の赤字になっている。この原因としては、補助金を財源としない修繕を行い約5,000千円が費用計上されたことや、石橋文化ホール開館50周年記念事業として文化振興基金を取崩して、NHK交響楽団公演等を行った事、売店喫茶事業が△1,178千円の赤字になった事などが考えられる。

(17) 平成26年度の改修工事等について

久留米文化振興会では、1件あたり600千円以上の修繕を実施した場合、久留米市に報告する義務がある。また、契約事務規程には修繕・工事請負に関する入札参加者基準が定められている。

平成26年度においては、1件あたり600千円以上で久留米市に報告を要する工事は7件であった。そのうち6件は原則として競争入札が必要となる1件あたり1,000千円以上の工事であった。

図6 平成26年度 1件あたり600千円以上の工事一覧

	工事名	工事場所	施行業者	金額(円)
①	舞台機構設備修繕	共同ホール	A社	1,015,200
②	埋設ガス管改修工事	文化センター	B社	4,320,000
③	舞台機構設備修繕	文化ホール	A社	6,004,800
④	非常放送設備更新	共同ホール	C社	1,860,840
⑤	どん帳、電動スクリーン修繕	共同ホール	A社	9,504,000
⑥	会議室空調機更新	文化会館	D社	939,600
⑦	睡蓮の池周辺改修工事	文化センター	E社	3,996,000

このうち、①から⑤までは久留米市からの補助金を財源としており、⑥、⑦は法人独自の施設整備積立資産を財源とした工事である。

図7 修繕・工事請負に関する入札参加者基準

1	1,000,000円～5,000,000円未満	4者以上
2	5,000,000円～10,000,000円未満	6者以上
3	10,000,000円～30,000,000円未満	8者以上
4	30,000,000円～50,000,000円未満	10者以上
5	50,000,000円～90,000,000円未満	12者以上
6	90,000,000円以上	14者以上

「※特別の場合はこの限りではない。ただし、その理由を明記すること。」

① 共同ホール舞台機構設備修繕(1,015,200円)について

共同ホールの舞台機構の部品の老朽化による取替修繕である。修繕・工事請負金額が1,000,000円～5,000,000円未満になるため、4者以上による競争入札を行う事が原則である。しかしながら、舞台機構の修繕は特に高い専門技術と安全性を必要とするとの理由からA社に発注がなされ、指名競争入札は行われていない。

② 文化センター埋設ガス管改修工事(4,320,000円)について

文化センター園内のガス管が老朽化していたため、改修工事を行っている。修繕・工事請負金額が1,000,000円～5,000,000円未満になるため、4者以上による競争入札を行う事が原則である。しかしながら、前入札指名業者(5者)が辞退したため、入札不調となりB社に発注している。

③ 文化ホール舞台機構設備修繕（6,004,800円）について

文化ホールの舞台機構設備の老朽化による修繕工事である。修繕・工事請負金額が5,000,000円～10,000,000円未満になるため、6者以上による競争入札を行う事が原則である。しかしながら、舞台機構の修繕は特に高い専門技術と安全性を必要とするとの理由からA社に発注がなされ、指名競争入札は行われていない。

④ 共同ホール非常放送設備更新（1,860,840円）について

共同ホールの非常放送設備とスピーカーの取替更新である。修繕・工事請負金額が1,000,000円～5,000,000円未満になるため、4者以上による競争入札が行われている。まず、設計書及び仕様書が添付された修繕伺が起案され、事務局長の決裁がなされている。次に、業者選定委員会が開催され、選定要件を充たしている業者の中から8者が選定されている。この選定された8者により指名競争入札がなされ、最低価額で入札したC社が受注している。その後、修繕工事請負契約伺、発注伺が決裁され、修繕工事契約書の作成に至っている。平成26年度において指名競争入札が行われたのは、この工事のみであった。

⑤ 共同ホールどん帳、電動スクリーン修繕（9,504,000円）について

共同ホールのどん帳及び電動スクリーンの老朽化による修繕工事である。修繕・工事請負金額が5,000,000円～10,000,000円未満になるため、6者以上による競争入札を行う事が原則である。しかしながら、舞台機構の修繕は特に高い専門技術と安全性を必要とするとの理由からA社に発注がなされ、指名競争入札は行われていない。

⑥ 石橋文化会館1階会議室空調機更新（939,600円）について

石橋文化会館1階会議室のエアコンの更新である。予算額が1,000,000円であったが、緊急の必要により競争入札が困難であり、保守点検を行っているD社に発注している。

⑦ 睡蓮の池周辺改修工事（3,996,000円）について

石橋文化センター園内の庭園の改修工事である。修繕・工事金額が1,000,000円～5,000,000円未満であるため、4者以上による競争入札を行う事が原則である。しかしながら、この工事は、公益法人の財務3基準を充たすために実施した経緯があり、緊急の必要があるとの理由から指名競争入札は行われなかった。

(18) 使用貸借契約について

久留米文化振興会は、石橋文化センター及び共同ホールの土地（合計66,120.17㎡）、それらの上に存する建物（石橋文化ホール、文化会館、共同ホール等）及び工作物、樹木、機械器具につき、久留米市と使用貸借契約を締結している。また、高牟礼会館についても、その土地（5,190.02㎡）、建物につき、同じく久留米市と使用貸借契約を締結し

ている。したがって、久留米文化振興会はこれらの土地、建物等の使用料を支払っていない。よって正味財産増減計算書等の計算書類には、これらの土地、建物を使用している事が数字として反映されていない。

2 実施した監査手続き

- ①現金残高につき、平成 27 年 3 月 31 日の日計表と現金有高表及び財産目録の突合を行った。
- ②預金残高につき、平成 27 年 3 月 31 日の残高証明書及び通帳（一部コピー）と預金期末残高一覧及び財産目録の突合を行った。
- ③理事会議事録の閲覧を行った。
- ④使用貸借契約書の閲覧を行った。
- ⑤工事関係書類、契約事務規程の閲覧を行い、工事現場の実査を行った。
- ⑥久留米文化振興会の担当者から、法人の実態等についてヒヤリングを行った。
- ⑦その他関係資料の通査を行った。

3 監査の結果

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 意見

- ① 図 4 の正味財産増減計算書内訳表から分かるように、平成 26 年度は（収 2）売店喫茶事業が△1,178 千円の赤字であった。公益財団法人の収益事業は、収支相償の要請により赤字になる公益目的事業を補完するために実施するものであり、黒字になる必要がある。収入が減少している要因やコスト構造を分析し立て直しを図る必要があると考える。

- ② 平成 26 年度において、原則として競争入札が必要となる 1,000,000 円以上の修繕・請負工事は 6 件であったが、実際に入札が行われたのはそのうち 1 件のみであった。競争入札が行われなかった理由としては、舞台装置の場合は高い専門性を必要とし、修繕を行う事が出来る業者が限られているためであるとの事であった。但し、この場合、同一の業者（A社）がずっと工事を受注し続ける事になってしまう。この状態が長期間継続することは、不正を生じさせる原因にもなりうると考えられる。その他、緊急の必要性から入札を行わなかった工事も存在していた。

久留米文化振興会は設備の維持のための修繕工事代金が多額になるため、例えば、例外的に入札を行わない工事契約については修繕工事に関する深い知識を持った外部の専門家に毎年チェックを受ける等、不正が生じない仕組みをさらに構築していく必要があると考える。

6. 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

1 概要

(1) 代表者

会長 川地 東洋男

(2) 所在地

久留米市長門石1丁目1番34号

(3) 所管部署

健康福祉部 地域福祉課

(4) 設立年月日

昭和37年7月17日

(5) 設立目的

久留米市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(6) 主な事業内容

①地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の推進団体の支援や、地域福祉に関する啓発を行うため、下記の事業を行っている。

- a. 地域福祉活動の担い手である地区社会福祉協議会の連合体組織である地区社会福祉協議会連合会の活動支援や研修会の企画実施
- b. 福祉活動の推進に貢献された団体・個人を表彰するとともに、福祉に携わる人々が一同に会し、これからの地域福祉の在り方を考えることを目的とした社会福祉大会の開催
- c. 地域福祉活動の財源となる共同募金運動を推進するための事業（資材の購入、チラシ・領収証・礼状等の印刷、役員研修等）
- d. 無縁仏や戦災死者を弔うことを目的とした事業（無縁仏供養、戦災死者慰霊式、戦没者慰霊祭、山川招魂祭）

②共同募金配分金事業

共同募金を地域福祉に有効に活用するため、共同募金の配分を受けて、下記事業を行っている。

- a. 地区社会福祉協議会やボランティア団体等への補助金の交付

- b. 広報事業（広報誌発行、ホームページの運営）、ボランティア入門講座の企画実施、ボランティア活動保険への加入、サロンスキルアップ講座の企画実施、カレンダーの作成配布等を行っている。

③ふれあいまちづくり事業

訪問活動、食事サービス、サロン活動を基本とする小地域ネットワーク活動を中心に、地域における支え合い活動の充実、活性化を図るため以下の事業を行っている。

- a. 地区社会福祉協議会が策定する地区福祉活動計画の作成・見直し支援
- b. 小地域ネットワークの活動支援（補助金の交付を行っている。）
- c. ふれあい活動コーディネーターの養成
- d. 地区ネットワークリーダーの養成
- e. 高齢者実態調査の集約・分析（3年に1度）

④ふれあい福祉相談所事業

民生委員児童委員を、「ふれあい福祉相談員」として委嘱し、住民の最も身近な相談窓口として、住民の生活課題の解決や他の相談支援窓口のつなぎなどを行っている。

⑤ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動の活性化、地域の防災力の向上、福祉教育の実施等を行うため、下記の事業を行っている。

- a. ボランティア団体への活動支援（補助金の交付を行っている。）
- b. ボランティアフェスティバル実行委員会の支援
- c. 福祉体験インストラクター養成講座の企画実施
- d. 防災士の養成、防災士のスキルアップ講座の企画実施及び防災訓練への参加
- e. 災害ボランティアセンター設置運営訓練の企画実施
- f. サマーデイキャンプ事業（ハンディキャップをお持ちの児童の居場所づくりと、その保護者の介護負担の軽減、ハンディキャップをお持ちの方への理解を深めるために若年層のボランティアを養成し、福祉教育の場を提供することを目的としている。）
- g. 福祉協力校の指定（学校等での福祉教育の充実を図るため、活動補助金の交付や指導者講習会を企画実施するもの）

⑥要介護認定調査事業

要介護認定を受けようとする被保険者の申請に基づき、調査員を申請者本人と面接させ、その心身の状況、そのおかれている環境、病状及び現に受けている医療等の状況の調査を行っている。（市からの委託業務）

⑦高齢者配食サービス事業

高齢者にバランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行うことにより高齢者が要介護状態となることを予防し、又は要介護状態になった場合において

も地域社会で生活する支援を行っている。(市からの委託業務)

⑧福祉施設管理運営事業

久留米市社会福祉協議会(市社会福祉協議会、以下同じ)が市より指定管理を受けた下記の施設について管理運営を行っている。

- a. 久留米市身体障害者福祉センター等(久留米市身体障害者福祉センター、久留米市老人福祉センター及び久留米市母子・父子福祉センターという。以下同じ)
- b. 三潞総合福祉センター
- c. 田主丸老人福祉センター(平成27年度からであり、今回の監査では対象外としている。)

⑨福祉バス運行事業

田主丸地域や北野地域において、高齢者等を福祉施設等への無料送迎を行うことにより外出の機会を増やし、高齢者等の福祉の推進を図ることを目的として、それぞれの地域での福祉バスの運行を行っている。(市からの委託業務)

⑩障害者社会参加支援事業

障害者福祉に関わるボランティアの育成を行う。具体的には、厚生労働省の要約筆記者養成カリキュラムに基づき、パソコンによる要約筆記者養成講座を実施している。(市からの委託業務)

⑪成年後見センター運営事業

成年後見制度の普及・啓発、利用促進のための必要な業務を行っている。(平成26年より実施、市からの委託業務)

⑫法人後見事業

紛争性がなく、身上監護と日常的な金銭管理が支援の中心である人や原則として高額な財産を所有せず、他に適切な成年後見人などが得られない人を対象に法人後見事業を行っている。

⑬福祉人材バンク運営事業

福祉施設が求める人材と福祉の仕事我希望する求職者とのマッチングを進め、就労支援を行っている。(県社会福祉協議会からの委託業務)

⑭生活福祉資金貸付事業

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加を促進し、生活の安定化を図っている。(県社会福祉協議会からの委託業務)

⑮福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な人への福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行っている。(県社会福祉協議会からの委託業務)

⑯居宅介護支援事業

要支援認定者及び要介護認定者の依頼に応じ、認定申請の代行、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、介護サービス事業者との連絡調整等を行っている。(要支

援者については地域包括支援センターからの委託業務)

⑰ 居宅介護等事業

訪問介護事業と障害福祉サービス事業を行っている。

a. 訪問介護事業

訪問介護員（ホームヘルパー）が、要支援認定者及び要介護認定者の家庭を訪問し、利用者のニーズや身体状況などに応じて、身体介護（入浴介助・排泄介助・おむつ交換・食事介助など）や家事援助（調理・掃除・買い物など）の日常生活上の支援を行っている。

b. 障害福祉サービス事業

訪問介護員（ホームヘルパー）が、身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者、難病患者の家庭を訪問し、利用者のニーズや身体状況に応じて、身体介助（入浴介助・排泄介助・おむつ交換・食事介助など）や家事援助（調理・買い物など）の日常生活上の支援を行っている。

⑱ 通所介護事業

要支援認定者及び要介護認定者の自宅へ送迎車で迎えに行き、通所介護施設（デイサービスセンターあおぞら）へ到着後、健康チェックや利用者の状態に応じた機能訓練、入浴、昼食・おやつ、レクリエーション等の各種サービスを提供し同年代の方との交流や生きがいをづくりを行っている。

⑲ 貸付事業

合併前の旧3町の社会福祉協議会が独自で行っていた事業であり、現在は貸付金の回収のみを行っている。

(7) 市からの出資状況

市からの出資はない。

(8) 市からの財政支出

項目	金額（円）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金※1	183,668,126	181,619,645	190,655,442
指定管理※2	64,789,000	64,679,000	65,644,000
業務委託※3	112,760,043	115,045,025	129,455,640

※1 補助金の対象となっているものは、主として事務局運営費、総合福祉センター管理費、小地域ネットワーク推進事業である。

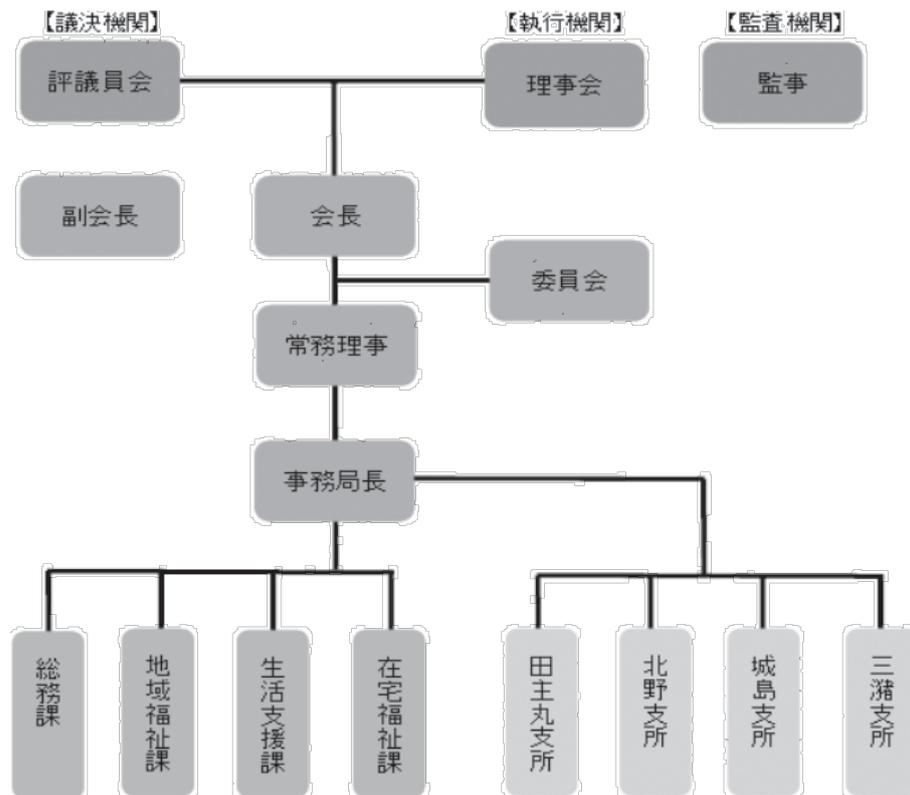
※2 久留米市身体障害者福祉センター等、三瀬総合福祉センターの施設管理について市より指定管理を受けている。

※3 業務委託の対象となっているものは、主として要介護認定調査業務、配食サービスである。

(9) 役職員数

区分	人数	平均給与	備考
役員	16名	2,400千円/年	内、市職員3名(理事2名、監事1名)
常勤職員	35名	5,411千円/年	
派遣	2名	市から支給されている。	内、市職員2名(常務理事1名含む)
嘱託	13名	2,786千円/年	内、市職員の退職者4名
任期付	5名	2,328千円/年	
臨時	10名	業務による	
パート	64名	業務による	
非常勤	2名	1,727千円/年	

(10) 組織図



(11) 財務状況 (単位: 円)

①貸借対照表 (過去3期分)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
資産の部	947,534,520	966,735,186	1,000,425,970
流動資産	198,806,339	204,675,294	220,644,989
固定資産	748,728,181	762,059,892	779,780,981
負債の部	183,210,815	175,721,277	205,149,356
流動負債	54,486,380	48,964,317	68,036,636
固定負債	128,724,435	126,756,960	137,112,720
純資産の部	764,323,705	791,013,909	795,276,614
基本金	7,000,000	7,000,000	7,000,000
基金	295,087,949	250,908,699	248,248,649
国庫補助金特別積立金	108,530,234	102,185,986	95,316,738
その他の積立金	149,468,018	155,724,758	156,276,970
次期繰越収支差額	204,237,504	275,194,466	288,434,257

②事業活動収支計算書 (過去3期分)

	勘定科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業活動収入	会費収入	574,000	565,000	657,000
	寄附金収入	14,065,929	13,296,125	2,106,888
	市補助金収入	183,668,126	181,619,645	190,655,442
	県社協助成金収入	283,100	277,200	280,600
	受託金収入	198,349,795	201,046,682	216,669,764
	事業収入	23,649,368	26,726,013	25,549,295
	共同募金配分金収入	63,316,320	58,682,562	63,374,129
	負担金収入	997,446	1,101,393	1,147,541
	介護保険収入	132,622,397	134,078,456	131,788,211
	自立支援費等収入	2,905,690	4,186,400	6,136,210
	雑収入	7,364,030	2,219,945	2,440,620
	基金取崩額	3,306,450	44,179,250	2,660,050
	引当金戻入	12,966,680	1,967,475	593,420
	国庫補助金等特別積立金取崩額	6,976,681	6,794,248	6,869,248
	事業活動収入計(1)	651,046,012	676,740,394	650,928,418
事業活動支出	人件費支出	375,654,200	373,158,348	393,133,115
	事務費支出	12,729,641	11,671,926	13,383,660
	事業費支出	137,244,023	126,125,046	130,397,035

	助成金支出	75,307,910	70,609,181	73,241,995
	負担金支出	991,050	2,337,510	1,597,060
	減価償却費	13,608,394	15,594,751	18,585,399
	退職給与引当金繰入額	12,542,838	0	10,949,180
	その他	0	0	271,000
	事業活動支出計(2)	628,078,056	599,496,762	641,558,444
	事業活動収支差額(3)=(1)-(2)	22,967,956	77,243,632	9,369,974
事業活動	受取利息配当金収入	16,853	19,153	16,987
外収入	経理区分間繰入金収入	27,771,017	73,557,200	22,842,843
	事業活動外収入計(4)	27,787,870	73,576,353	22,859,830
事業活動	経理区分間繰入金支出	27,771,017	73,557,200	22,842,843
外支出				
	事業活動外支出計(5)	27,771,017	73,557,200	22,842,843
	事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)	16,853	19,153	16,987
	経常収支差額(7)=(3)+(6)	22,984,809	77,262,785	9,386,961
特別収支	特別収入計(8)	5,210	472,117	4,535,999
の部	特別支出計(9)	307,852	521,200	130,957
	特別収支差額(10)=(8)-(9)	△ 302,642	△ 49,083	4,405,042
	当期活動収支差額(11)=(7)+(10)	22,682,167	77,213,702	13,792,003
繰越活動	前期繰越収支差額(12)	190,927,337	204,237,504	275,194,466
収支の部	当期末繰越収支差額(13)=(11)+(12)	213,609,504	281,451,206	288,986,469
	その他積立及び取崩額(14)	△ 9,372,000	△ 6,256,740	△ 552,212
	次期繰越活動収支差額(15)	204,237,504	275,194,466	288,434,257

(12) 市からの土地の賃貸借について

- ①久留米市総合福祉センター用地 (使用貸借契約)
- ②久留米市総合福祉センター公用車駐車場 (使用貸借契約)
- ③城島支所公用車駐車場 (使用貸借契約)
- ④田主丸支所(賃貸借契約)及びデイサービスセンター用地 (賃貸借契約、下記参照)

※デイサービスセンター敷地部分

面積：2,133.42 m²

賃借料：平成27年度 398,084円

平成26年度 398,084円

平成25年度 398,084円

(13) 市社会福祉協議会本部、指定管理施設等

①久留米市総合福祉センター（本部）



②久留米市成年後見センター



③久留米市三潞総合福祉センター



④福祉会館あおぞら



(14) 市社会福祉協議会の活動風景

①校区社会福祉協議会主催の世代間交流会



②小学生の福祉体験学習



③企業のバリアフリー研修会



④ふれあい・いきいきサロン



2 検討事項、実施した監査手続き及び結果

(1) 理事について

①検討事項

- a. 意思決定機関（総会、理事会）の構成と非常勤理事の割合は適切か。
- b. 民間企業経験者を役員へ積極的に登用するなど、組織の硬直化を防いでいるか。
- c. 役員任期及び報酬は、事業等を考慮して適切か。
- d. 役員職務権限が明らかにされているか。
- e. 団体代表者は常勤か。
- f. 理事会への理事及び監事の出席率は適切で、理事会は十分に機能しているか。

②実施した監査手続き

- a. 過去3年間の役員名簿の閲覧
- b. 過去3年間の理事会議事録の閲覧
- c. 市社会福祉協議会担当者へのヒアリング
- d. 会長の勤務実態の確認

③結果（※指摘、意見については、3. 監査の結果において別掲する、以下同じ）

- a. 意思決定機関（総会、理事会）の構成、非常勤理事の割合は適切か。

現在、理事は16名おり、内、会長と常務理事が常勤（※規程では会長は週4日勤務となっており、本来であれば定義上、非常勤となるが、実態から週5日以上勤務していることが確認できたため、当報告書上は常勤として取り扱う）、その他の理事は非常勤である。

まず16名という理事の人数の適切性について述べる。市社会福祉協議会は間接サービス（※1）を主として行っていることから、福祉の現場のニーズやその対応策を的確に把握するため、直接サービス（※2）を行っている各福祉団体や有識者の意見を幅広く受け入れる必要がある。この必要性に鑑みて、現在の久留米市の

人口とそれに占める高齢者の割合を考慮すると、他地域の社会福祉協議会と比較しても16名という人数は適正な人数であると判断している。次に非常勤理事の割合の適切性について述べる。確かに数字上は多数を占めているが、これも上述した必要性に鑑みて、理事会等において現場のニーズやその対応策について適切に意見をいただいております、非常勤という立場においてもその役割を十分に果たしてあるとの心証を得た。以上より理事の人数、非常勤理事の割合ともに適切であると判断している。

(※1) 間接サービスとは、直接サービスを行っている福祉団体等に対して行う支援等のことをいう。

(※2) 直接サービスとは、要支援者に対し、直接行うサービスのことをいう。

b. 民間企業経験者を役員へ積極的に登用するなど、組織の硬直化を防いでいるか。

社会福祉法人審査基準（厚生労働省通知）において、「理事には、社会福祉事業において学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること」及び「社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経験者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表を理事として加えること」とされており、これに沿うように選出規程を定めている。理事及び評議員については、この選出規程に基づき選任している。理事については、2年ごとに各団体等に理事の推薦を依頼し、新たな理事が選任される環境がある。

c. 役員任期及び報酬は、事業等を考慮して適切か。

役員任期は2年であり、報酬については会長に2,400千円/年（会長の報酬支給規程）、その他の役員については会議出席時ごとに費用弁償として3,000円を支給（費用弁償並びに旅費支給規定第2条）しており、規程どおりである。

d. 役員職務権限について明らかにされているか。

理事は、理事会において法人の経営方針を立て、事業計画や予算等の法人の重要な意思決定に参画している（定款第12条）。なお、会長及び常務理事の専決事項については、事務処理規程において定めている（事務処理規程別表1）。いずれも各諸規程で確認した。

e. 団体代表者は常勤か。

会長は常勤であり、勤務実態も出勤簿で確認している。

f. 理事会への理事及び監事の出席率は適切で、理事会は十分に機能しているか。

i) 理事の出席率は適切であり、理事会議事録を閲覧する限り十分に機能していると判断できた。

ii) 監事の理事会への出席率について（3. 監査の結果、(1) 指摘事項①参照）

(2) 職員について

①検討事項

- a. 事業を実施する上で、職員配置や定数管理について効果的に編成されているか。
また、営業経験者や事業目的に適った目的適合的な人を積極的に採用し、組織体制の強化がなされているか。
- b. 職員の定年制はあるか。
- c. 民間企業経験者、人材派遣及びパートタイマー等の多様な人材活用を行っているか。
- d. 職員の給与制度は適切か。

②実施した監査手続き

- a. 組織図の閲覧
- b. 就業規則の閲覧
- c. 本所、各支所での各市社会福祉協議会担当者へのヒアリング、現場視察等
- d. サンプルを2件とり、給与規程どおり給与額が算定されているかの確認

③結果

- a. 事業を実施する上で、職員配置や定数管理について効果的に編成されているか。
また、営業経験者や事業目的に適った目的適合的な人を積極的に採用し、組織体制の強化がなされているか。

(市社会福祉協議会回答)

現在の業務を行う上で、各部署において人材が不足していることは否めない。受動的な業務は適切に行えてはいるが、積極的な福祉サービスの実施や新事業を行うときなどに体制を整えきれない現状を改善したいと常に考えている。

- b. 職員の定年制はあるか。
一般職員の定年は60歳である。ただし、一般職員が継続して雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については年齢65歳まで継続雇用する(就業規則第31条2項)。就業規則により確認している。
- c. 民間企業経験者、人材派遣及びパートタイマー等の多様な人材活用を行っているか。
組織図や現場視察により、多様な人材活用を行っているとは判断した。
- d. 職員の給与制度は適切か。

(市社会福祉協議会回答)

職員の給与は市職員給与条例に準じている。

(3) 市からの派遣、再雇用職員について

①検討事項

- a. 市職員の派遣は必要かつ適切か。
- b. 市職員の退職者の再雇用は必要かつ適切か。

②実施した監査手続き

- a. 健康福祉部担当者へのヒアリング
- b. 市社会福祉協議会担当者へのヒアリング
- c. 組織図の閲覧

③結果

- a. 市職員の派遣は必要かつ適切か。

現在、常務理事と事務局長については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「久留米市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」、「同条例施行規則」に基づき、市から職員の派遣が行われている。

- i) 常務理事の市からの派遣は必要かつ適切か。

常務理事は、前述の法や条例等の規定に基づき、市社会福祉協議会の事務事業と密接な関連を有するとともに、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして、市から派遣が行われている。このことは例えば市社会福祉協議会において、新たな事業等を企画した場合などに、市の考え方や方向性を理解した人材、いわゆる行政経験が豊富な人材でないと、その事業化が円滑に行えないことがあり得る。このことは結果的に地域福祉にとってマイナスとなることも予想され、ひいては市社会福祉協議会の基本理念に反することにもなる。したがって、常務理事について市から職員が派遣されていることは必要かつ適切であると判断している。

- ii) 事務局長の市からの派遣は必要かつ適切か。

事務局長は市社会福祉協議会の事務を総括し、重要な決裁を行うなど、市社会福祉協議会の事務執行における中心的な役割を担う立場にある。現在は常務理事と同様に、前述の法や条例の規定に基づき、事務局長について市から派遣が行われている。

事務局長には市社会福祉協議会内部の事情に精通したプロパー職員を配置することが、実務上はかえって望ましい面もあるのではないかと考えるが、一方では当該役職を担える人材が育成されていない状況もあることから、市から職員が派遣されていることは、必要かつ適切であると判断している。

- b. 市職員の退職者の再雇用は必要かつ適切か。

現在、生活支援課長、北野支所長、三瀨支所長、城島支所長には市職員の退職者が市社会福祉協議会に再雇用され配置されている。これは、常務理事や事務局長と同様に、市社会福祉協議会と市との事務事業との関連性や市の施策推進の観点から、両者による協議を経て、市職員の退職者の人材が配置されているものである。これらの役職には、前述の事務局長と同様に、プロパー職員を配置することが実務上かえって望ましい面もあるのではないかと考えるが、一方では、市社会福祉協議会において、当該役職を担える人材が育成されていない状況もあることから、市職員の退職者が再雇用され配置されていることは、その必要性や適切

さの面において、否定できるものではないと判断している。

(4) 組織管理について

①検討事項

- a. 会員名簿を適時に正確に作成しているか。
- b. 所管庁への届出が義務付けられている書類を期限内に提出しているか。
- c. 業務及び財務等に関する資料の公開体制は整っているか。
- d. 組織運営や事業推進に関する重要事項について、組織としての決定文書で決裁するなど、組織としての意思決定ルールを明確にしているか。また外部委託先、発注先の選定について、複数の事業者を比較するなどの公正に選定するための基準が定められているか。
- e. 総会や理事会等の議事内容を公開する体制は整っているか。

②実施した監査手続き

- a. 会員名簿の閲覧
- b. 過去3年の法人税申告書、消費税申告書、現況報告書の閲覧
- c. 市社会福祉協議会担当者へのヒアリング
- d. 組織としての意思決定ルールについてのヒアリング、ウォークスルー（1件）及び運用テスト（40件）の実施

③結果

- a. 会員名簿を適時に正確に作成しているか。
会員名簿が適時に正確に作成されていることを確認した。
- b. 所管庁への届出が義務付けられている書類を期限内に提出しているか。
すべて期限内に提出されていることを確認した。
- c. 業務及び財務等に関する資料の公開体制は整っているか。
ホームページ及び本所窓口において、事業報告書、収支報告書の閲覧が可能である。
- d. 組織運営や事業推進に関する重要事項について、組織としての決定文書で決裁するなど、組織としての意思決定ルールを明確にしているか。また外部委託先、発注先の選定について、複数の事業者を比較するなどの公正に選定するための基準が定められているか。

(市社会福祉協議会回答)

法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長等が専決し、これを理事会に報告する（定款第12条）。なお、専決事項については金額や契約の重要度によって会長専決事項、常務理事専決事項、事務局長専決事項等がある（事務処理規程別表1）。また外部委託先、発注先の選定については3万円以上の取引等を行うときは2社以上の見積りを取り、決裁を行っている。

- i) 契約について（3. 監査の結果、（1）指摘事項②参照）
- ii) 随意契約において、合理的な理由がなかった事案（3. 監査の結果、（1）指摘事項③参照）
- iii) 決裁書類の誤りについて（3. 監査の結果、（1）指摘事項④参照）

（5）財務について

①検討事項

- a. 財務数値は適正で、財務状況は悪化していないか。
- b. 予算と決算は乖離していないか。
- c. 市に対する財政依存は過度ではないか。
- d. 支出項目の見直しは定期的になされているか。
- e. 市からの補助金は適切か。
- f. 過剰な現預金、積立金等はないか。
- g. 現物財産に関する管理が適切になされているか。
- h. 将来的に、施設等の補修や修繕に多額のコストがかからないか。

②実施した監査手続き

- a. 貸借対照表の残高の正確性を確認するため、現金実査、預金の残高証明書との突合、固定資産実査、その他各残高の明細を入手し、ヒアリング及び必要に応じた証憑突合の実施。損益計算書の正確性を確認するため、元帳の閲覧、必要に応じた証憑突合の実施及び会計処理に問題がないかの確認
- b. 財務分析、予算と実績の差異分析の実施
- c. 現物財産の管理状況を確認するため切手、収入印紙の実査、金庫内実査の実施
- d. 健康福祉部担当者、市社会福祉協議会担当者への質問

③結果

- a. 財務数値は適正で、財務状況は悪化していないか。
 - i) 金庫内に簿外の現金が保管されていたことについて（3. 監査の結果、（1）指摘事項⑤参照）
 - ii) 固定資産の除却漏れがあったことについて（3. 監査の結果、（1）指摘事項⑥参照）
 - iii) 美術品の資産計上額の再検討について（3. 監査の結果、（1）指摘事項⑦参照）
 - iv) 退職給付積立額と退職給与引当金における乖離について（3. 監査の結果、（1）指摘事項⑧参照）
- b. 予算と決算は乖離していないか。
予算と実績の乖離について（3. 監査の結果、（2）意見①参照）
- c. 市に対する財政依存は過度ではないか。
存在意義と今後の課題について（3. 監査の結果、（2）意見③参照）

- d. 支出項目の見直しは定期的になされているか。
契約等の更新の都度、見積もりを取り直すなどして支出項目の見直しは定期的に行っている。
- e. 市の補助金は適切か。
決裁書を確認したが、特に問題はないと判断している。
- f. 過剰な現預金、積立金等はないか。
中長期的な経営計画を有していないことについて（3. 監査の結果、（2）意見②参照）
- g. 現物財産に関する管理について
 - i) 切手、収入印紙については、適切に管理されていることを確認した。
 - ii) 小口現金の管理について（3. 監査の結果、（1）指摘事項⑨参照）
- h. 将来的に、施設等の補修や修繕に多額のコストがかからないか。
中長期的な経営計画を有していないことについて（3. 監査の結果、（2）意見②参照）

（6）組織運営について

①検討事項

- a. 中長期的な事業計画を有しているか。
- b. 自主事業を検討・実施しているか。
- c. 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。
- d. 利用者満足度の調査・分析を行い、その向上を図っているか。また、苦情解決に関する体制は整備されているか。
- e. 職員間で定期的にミーティング、情報交換を行っているか。
- f. 必要に応じて外部の有識者等の意見を聞いているか。また、職員向けの研修会を開いたり、外部研修会に参加させたりしているか。
- g. 情報公開を、ホームページやパンフレット等の活用も含め、積極的に実施しているか。
- h. 再委託の割合が高くなっていないか。
- i. 外部の専門家（公認会計士等）による監査は行われているか。また、監事の監査が機能しているか。さらに内部統制の整備及び運用状況は適正になされているか。
- j. コンプライアンス体制が確立されているか。

②実施した監査手続き

- a. 市社会福祉協議会担当者へのヒアリング
- b. 関連資料の閲覧
- c. ホームページアクセス数推移の確認

③結果

- a. 中長期的な計画を有しているか。

中長期的な経営計画を有していないことについて（3. 監査の結果、（2）意見
②参照）

- b. 自主事業を検討・実施しているか。

居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、障害福祉サービス事業、法人後見事業を自主事業として行っている。

- c. 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。

平成 26 年度より、成年後見センター運營業務、法人後見事業を新たに実施しており、市民のニーズに合った事業の実施に努めている。

- d. 利用者満足度の調査・分析を行い、その向上を図っているか。また、苦情解決に関する体制は整備されているか。

（市社会福祉協議会回答）

一般の方が利用される久留米市総合福祉会館と三潁総合福祉センターについてはアンケート調査を行って、利用者満足度の調査を行っている。また、苦情解決のために、本所、各支所において相談窓口を設けている。

- e. 職員間で定期的にミーティング、情報交換を行っているか。

（市社会福祉協議会回答）

定期的（2週間に1回から2回）に課内でミーティングを行っている。また月に2回部内会議（会長、常務理事も出席）を開催し、課内であがった問題や市社会福祉協議会全体の問題について議論を行っている。

- f. 必要に応じて外部の有識者等の意見を聞いているか。また、職員向けの研修会を開いたり、外部研修会に参加させたりしているか。

（市社会福祉協議会回答）

各事業において有識者等で構成された委員会が定期的で開催されており、市社会福祉協議会職員が当該委員会に参加している。

- g. 情報公開を、ホームページやパンフレット等の活用も含め、積極的に実施しているか。

平成 25 年度よりホームページをリニューアルし、リニューアル前と比較するとアクセス数が約 1.8 倍となっている。（平成 24 年度アクセス数 71,599 件、平成 25 年度アクセス数 130,019 件）

- h. 再委託の割合が高くなっていないか。

通常考えられる範囲内と判断している。

- i. 外部の専門家（公認会計士等）による監査は行われているか。また、監事の監査は機能しているか。さらに内部統制の整備及び運用状況は適正になされているか。

- i) 公認会計士等による監査は行われていない。

- ii) 契約について(3. 監査の結果、(1) 指摘事項②参照)
- j. コンプライアンス体制が確立されているか。

(市社会福祉協議会回答)

各諸規程を整備し、その適切な運用を心掛けている。特に飲酒運転については毎朝、各所属長が各所属社員に対しアルコールチェックを行っている。また、連休等の前には「職員の綱紀の保持について」等の文書を回覧し、コンプライアンス遵守に努めている。

(7) リスク管理について

①検討事項

- a. 法務リスクの管理は適切か。
- b. 個人情報保護の体制がとれているか。
- c. 公印の保管、使用は管理簿等により適切になされているか。
- d. 作成された文書は体系的に整理され、保管されているか。
- e. 出納業務は適切か。
- f. 文書管理や事務処理管理が諸規程に基づいて、秩序整然と実施されているか。
- g. 情報システムのリスク管理は適切か。

②実施した監査手続き

- a. 現金実査、金庫内実査
- b. 市社会福祉協議会担当者へのヒアリング
- c. 館内、事務局、各支所視察
- d. 各種資料の閲覧

③結果

- a. 法務リスクの管理は適切か。

反社会勢力への利益供与、情報漏えい、守秘義務、危機意識の欠落による業務上過失がないよう対応策を講じている。また重要な契約の締結にあたっては、契約違反があった場合の契約解除について適切に規定することで、契約リスクの軽減を図っている。

- b. 個人情報保護の体制がとれているか。

(市社会福祉協議会回答)

事務所には外部の方の出入りもあるため、個人情報に記載された文書については直接に人の目に触れないようケースに入れて回覧している。また当該文書等を保管する際は、施錠可能な書棚を使用し、安全管理に努めている。

- c. 公印の保管、使用は管理簿等により適切になされているか。

公印は1本とし、公印の使用については総務課職員に用途を報告したうえで使用するようしており、営業時間外は事務所内の金庫に保管している。

- d. 作成された文書は体系的に整理され、保管されているか。

監査にあたって様々な作成文書を閲覧したが、体系的に整理され、適切に保管されていた。

e. 出納業務は適切か。

(市社会福祉協議会回答)

ア. 小口現金について

i) 本所、各支所において各 10 万円までの小口現金を保管し、1 件 1 万円を超えない雑費について支払を行っている。

ii) 小口現金の管理について (3. 監査の結果、(1) 指摘事項⑨参照)

イ. 預金について

i) 入金について

各課、各支所担当者が、会計システムにて伺い書(会計伝票)を作成し、専決権者に決裁を受ける。決裁後、本所の経理担当者が、通帳と伺い書にて入金確認を行っている。

ii) 出金について

各課、各支所担当者が、会計システムにて伺い書(会計伝票)を作成し、専決権者に決裁を受ける。決裁後、会計責任者(事務局長)より払出印をもらい、出金(振込)を行っている。

ウ. 現金について

本所において経理担当者が、伺い書(会計伝票)に基づき入金している。

f. 文書管理や事務処理管理が諸規程に基づいて、秩序整然と実施されているか。

i) 監査にあたって様々な作成文書を閲覧したが、体系的に整理され、適切に保管されていた。

ii) 契約について (3. 監査の結果、(1) 指摘事項②参照)

g. 情報システムのリスク管理は適切か。

(市社会福祉協議会回答)

すべてのパソコンについてセキュリティシステムをインストールしており、個人情報の保存を目的としたパソコン、サーバーはインターネットに接続しないようにしている。

(8) 指定管理について

①検討事項

a. 指定管理を受けている施設は適切に運営されているか。

b. 指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか。

c. 非公募型の指定管理制度は適切か。

d. 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。

e. 指定管理の協定内容に問題はないか。指定管理契約の内容に違反した事項はないか。

②実施した監査手続き

a. 指定管理に関する市の決裁書等の確認

- b. 指定管理施設への訪問、施設責任者へのヒアリング
- c. 現金実査、物品実査、固定資産実査
- d. 関連資料の閲覧

③結果

- a. 指定管理を受けている施設は適切に運営されているか。
現場視察、物品実査及び施設責任者へのヒアリングを行い、適切に運営されているとの心証を得た。
- b. 指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか。
決裁書や添付の事業報告書を確認したが、適正な範囲内と考えている。
- c. 非公募型の指定管理制度は適切か
(健康福祉部回答)
久留米市身体障害者福祉センター等の指定管理について非公募となっている。
現在、今後の施設管理運営施設について民間事業者による代替が可能であるか検討を行っているが、現時点で当該運営を行うことができる事業者は市社会福祉協議会以外に存在しないと判断している。
- d. 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。
三潁総合福祉センターの指定管理については公募となっている。決裁書等を確認したが、規程どおり交渉権者を選考し、指定管理者を決定している。
- e. 指定管理の協定内容に問題はないか。指定管理契約の内容に違反した事項はないか
問題や違反した事項については確認されなかった。

(9) 存在意義について

①検討事項

- a. 設立の経緯、目的が不合理ではないか。
- b. 存在意義が失われていないか。
- c. 債務超過、重要な営業損失等、組織の継続性に疑義はないか。
- d. 法人形態が不合理ではないか。

②実施した監査手続き

- a. 関連資料の閲覧
- b. 過去5年の財務諸表の閲覧、分析
- c. 市社会福祉協議会担当者、健康福祉部担当者へのヒアリング

③結果

- a. 設立の経緯、目的は不合理ではないか。
設立の経緯、目的に不合理な点はない。
- b. 存在意義が失われていないか。
存在意義及び今後の課題について(3. 監査の結果、(2) 意見③参照)

- c. 債務超過、重要な営業損失等、組織の継続性に疑義はないか。
 - i) 退職手当積立預金等と退職給与引当金の乖離について（3. 監査の結果、(1) 指摘事項⑧参照）
 - ii) 存在意義と今後の課題について（3. 監査の結果、(2) 意見③参照）
※組織の継続性についても触れている。
- d. 法人形態の不合理性
法人形態に不合理な点はない。

(10) 過去に行われた監査の措置状況について

①検討事項

- a. 過去の社会福祉法人指導監査等における結果及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。

②実施した監査手続き

- a. 過去の指摘事項等について担当者への質問
- b. 関連資料の閲覧
- c. 適切に措置が行われているかの確認

③結果

(市社会福祉協議会回答)

- a. 過去に指摘を受けた事項
 - i) 社会福祉法人指導監査により指摘を受けた事項
市民会館内にある社会福祉協議会の基本財産（建物）を市に貸付けているが、その貸付の際に所管庁の承認を求めずに行われており、「基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、久留米市長の承認を得なければならない。久留米市社会福祉協議会定款第22条に違反するため、所管庁へ手続を行うこと。」と指摘がなされている。
 - ii) 指摘に対する措置状況
市民会館の廃止時に併せて所管庁の承認を得て普通財産へ変更する予定である。

3 監査の結果

(1) 指摘事項

① 監事の理事会への出席率について

市社会福祉協議会の監事については、税理士会からの推薦で1名、市からの推薦で1名の計2名で構成されている。過去3年間の理事会の議事録を閲覧したが、税理士会推薦の監事についてはほとんどの理事会に出席されていたが、市推薦の監事については、1度しか出席を確認できなかった。理事会の出席なくして監事としての監査を適切に行えるか非常に疑問である。今後は理事会の出席を含めて任務を全うしていただけるようご一考いただきたい。

② 契約について

契約は、原則として一般競争入札によるものとし、合理的な理由がある場合に指名競争入札、随意契約によることができる（経理規程第68条、69条、70条）とあるが、指名競争入札とした場合の合理的な理由が確認できない契約等の決裁書が散見された。市の取扱いを参考に、1,000万円未満の契約については指名競争入札によっていた（市社会福祉協議会の担当者）とのことだが、その規程がないため、現状のままでは、内部統制の整備及び運用に問題があるといわざるを得ない。指名競争入札とした場合が規程どおりとなるように、1,000万円未満の契約については、指名競争入札によることができるよう経理規定を変更するか、別途内規を作って対応すべきである。また現在は3万円以上の取引については2社以上の見積もりをとって決裁を行っているが、この3万円以上という根拠についてどの規程からも確認できなかった。当該規程についても上述した同様の措置をとるべきである。

③ 随意契約において、合理的な理由がなかった事案

随意契約を行うには合理的な理由が必要である（経理規程70条）が、ホームページ作成業務委託契約において、合理的な理由を確認できない決裁書があった。随意契約の経緯としては、契約担当者が契約の2年ほど前から委託業者を探しており、明らかに現在の契約先が信頼でき、金額的にも安価であるという判断があったとのことであった。ただ業務委託先は、市が出資している会社であるため、様々な誤解を招きかねない。規程に則り、2社以上の見積もりをとって決裁を行うか、随意契約にするための合理的な理由を記載するなど適切な処理をすべきであった。今後注意を要する事案である。

④ 決裁書類の誤りについて

総合福祉センターの清掃業務の委託において、指名競争入札により委託先を決定していたが、各社が入札書に記載した額と、入札結果調査書に記載された額に差異があるものがあつた。結果に影響なかったとはいえ、何人もの確認が行われている中、当該書類のミスに誰も気付かなかつたことは問題といえる。細かい指摘であるが、今後注意されたい。

⑤ 金庫内に簿外の現金が保管されていたことについて

金庫内実査を行った際、金庫内の下部の引き出しに簿外の現金(2,200円)が保管してあつた。市社会福祉協議会担当者によると、誰のものか、いつからあつたか不明とのことであつた。再度事実関係を確認して、現金の所有者に返却を行うことが最もよいが、困難な場合は一度市社会福祉協議会の資産として計上し、管理を行うことが望ましいと思われる。金庫内に簿外資産があつたことは問題である。今後、金庫内には市社会福祉協議会の資産のみを管理し、同様のことがないよう再発防止に努めるべきである。

⑥ 固定資産の除却漏れがあつたことについて

固定資産実査を行った際、バスに付属しているカーナビゲーションについて、平成26年度に当該バスが売却されているにもかかわらず、固定資産台帳に残つたままとなつていた。市社会福祉協議会の担当者によれば、把握漏れとのことであつた。今後は、決算期末に現存している固定資産について適切に把握を行い、適時に会計処理を行うべきである。

⑦ 美術品の資産計上額の再検討について

貸借対照表の資産に下記の金額で美術品が計上されている。

器具・備品	名 称	金 額
油 絵	モンパルナスの裏町	2,000,000円
油 絵	海辺の少年たち	1,600,000円
油 絵	母と子	2,400,000円
油 絵	えびの高原	1,000,000円

固定資産実査の際、上記美術品についてその金額の根拠を市社会福祉協議会担当者に聞いたところ、作者の寄附とのことで、資産計上額もその作者の言い値で処理を行ったとのことであつた。貸借対照表は法人の財政状態を表す財務諸表であり、資産について当然に適正な額を計上すべきであるため、当該美術品の価値について再度検討し、現在の計上額に相当する価値がなければ、資産計上額を見直す必要があると思われる。

⑧ 退職手当積立預金等と退職給与引当金における乖離について

下表は、退職金のために支払うべき額（②退職給与引当金）、とその支払のために積み立てている額（①退職手当積立預金等）の過去3年の推移である。

勘定科目	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
①退職手当積立預金等	88,724,146	77,735,566	65,798,716
②退職給与引当金	137,112,720	126,756,960	128,724,435
③差額(①-②)	△ 48,388,574	△ 49,021,394	△ 62,925,719

③の差額が退職金の積立不足であるが、平成 24 年度と比較すると減ってはいるが未だその差は大きい。これは、合併前の 1 市 4 町の社会福祉協議会で異なっていた退職給付の制度をそのまま引き継ぎ、現在に至っていることに大きな原因がある。このままだと、今後ますます退職手当積立預金等と退職給与引当金の差額は大きくなっていくであろう。

まずはこの問題を市と市社会福祉協議会とが認識しなければならない。短期間で解決は難しいと思われるが、互いに協力し合い、将来的な解決策を探るべきである。

⑨ 小口現金の管理について

小口現金の実査を行い、小口現金の残高が小口現金出納帳と一致していることは確認できた。しかし、当該出納帳には日々の残高の記載がなく、月に一度残高の確認を行っているとのことであった。現金は会計上、内部統制上いずれにおいても重要な項目であるため、現金の動きと残高については、日々責任者等の承認を受け、適切に管理を行うべきである。

(2) 意見

① 予算と実績の乖離について

予算と実績の乖離が 10,000 千円超の収益及び費用を抽出している。

【平成 26 年度】 (単位:千円)

	予算	実績	差異
市補助金収入	205,017	190,655	△14,361
市受託金収入	209,553	195,099	△14,453
人件費支出	424,834	393,133	△31,701

【平成 25 年度】

	予算	実績	差異
市補助金収入	202,169	181,619	△20,549
人件費支出	401,804	373,158	△28,645

【平成 24 年度】

	予算	実績	差異
市補助金収入	205,709	183,668	△22,040
人件費支出	406,136	375,654	△30,482

人件費が予算と実績で乖離する理由としては、新たな人材を採用予定で予算作成を行っているが採用に至らず、欠員が生じることが主な原因であり、それに連動して補助金収入にも乖離が生じてしまう。また受託金収入が予算と実績において乖離する理由は、要介護支援認定調査事業における職員の労働時間の予測が困難であることが主な原因である。

乖離の理由は理解できるが、3年連続で予算と実績の乖離があることについては望ましいこととはいえないため、できるかぎり縮減するような予算編成を期待したい。

② 中長期的な経営計画を有していないことについて

市社会福祉協議会の財源は、市からの補助金や委託料が大部分を占めているため、構造的に中長期的な経営計画を立てることについて、困難な面があるのは理解できる。

しかし一方で、市社会福祉協議会が、地域福祉推進の中核を担う団体として、その役割を果たしていくためには、今後進むべき道を明らかにし、その目標達成のため何を行うべきかを明確にする必要があると思われる。将来的な市社会福祉協議会のビジョンを明確にして、人材育成や財源確保といった経営基盤の強化を図り、効率的な事業遂行を行うためにも、最低限、一定の中長期的な視点をもった運営を行っていくことは必要といえる。

また、福祉活動の推進及び総合福祉センター等施設設備に資することを目的に地域福祉振興基金が 248,248 千円積み立てられているが、その今後の運用等についてもあわせて検討することが望まれる。

③ 存在意義と今後の課題について

社会福祉協議会の存在意義について市社会福祉協議会の担当者といろいろと議論させていただいたが、その中で「社会福祉協議会は、公的サービスのみでは補えない分野について、地域の福祉の充実を民間の立場から補完することはもちろんであるが、様々な福祉サービスを行いながら大きな問題となりつつある福祉の問題を行政に適切に伝えていくこと」というお話しがあった。行政は基本的に法制度・施策に基づいたサービスを提供するものであるため、制度間の狭間にある住民・地域ニーズのうち制度化すべき問題について、行政に対し、制度化への働きかけを行っていく、いわば「橋渡し役」を社会福祉協議会が務めるということである。過去にそ

のような活動が実り、行政が制度化したことで、より充実した福祉サービスが可能となった例も実際にあると聞く。

また、今般の介護保険制度の改正により、地域福祉に対する環境が大きく変化することが予想される。その変化に対応するためには地域力の向上が必要であり、地域福祉を支える多様な主体への市社会福祉協議会の支援等が今以上に期待され、ますます市社会福祉協議会の存在意義、必要性が高まるのではないかと思われる。

上述した存在意義に伝えていくことは簡単なことではない。それを理解した上で、市社会福祉協議会の現状を踏まえ、今後、組織としていかに事業を行っていくべきかについての要望として、下記に2つ意見として述べさせていただく。

1つめは、市社会福祉協議会の目的と活動について、市民へのさらなる理解促進に努めていただきたいということである。現在、市社会福祉協議会への認知度については一定程度あるものの、その活動内容の理解については、年齢層や地域によってばらつきがあるのが現状である。より幅広い年齢層や地域への活動内容の理解の定着は市社会福祉協議会が地域福祉事業を行ううえで、財源への課題も含め、様々な面で有用となるはずである。そのためには、市社会福祉協議会の職員一人一人が市社会福祉協議会の存在意義を再認識し、その目的と活動を正しく市民に伝えていくことが必要と思われる。

2つめは、市社会福祉協議会の存在意義のひとつでもある地域福祉を支える多様な主体の中心的役割を担うため、さらなる組織体制の強化に努めていただきたいということである。残念ながら現在の市社会福祉協議会ではその役割を担うほどの組織体制が整っているとはいえない面がある。当該課題を解決するには、多様な主体に対して適切な支援等を行える人材の確保や計画的な育成及び多様な主体とのネットワークの構築が不可欠と思われるため、当該課題解決のための対応を中長期的な視点を持って行っていただきたい。多様な主体の中心的役割を適切に担えるようになれば、行政に制度化するよう働きかけるべき重要な地域福祉の問題に数多く直面できるため、「橋渡し」という社会福祉協議会の存在意義にも直結する活動をより多く行えるのではないだろうか。

上述した2つの提案は、市社会福祉協議会だけに対するものではなく、市に対するものでもある。両者共に上述した提案に共感いただき、迅速かつ適切に実行していただくことを期待している。

7. 一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構

1 概要

(1) 代表者

理事長 檜原 利則（久留米市長）

(2) 所在地

久留米市山本町耳納1875番地1

(3) 所管部署

農政部 みどりの里づくり推進課

(4) 設立年月日

平成2年5月31日

(5) 設立目的

久留米市民及び地域団体等と連携しながら、農業文化の健全なる発展、伝統あるつつじ文化の振興、緑花木の生産振興を図るとともに、久留米市が耳納北麓一帯を事業区域として展開する「みどりの里づくり」事業の主要活動主体として、管理運営する施設の有効利用を図ることにより、地域社会の形成に寄与することを目的としている。

(6) 主な事業内容

① 久留米市世界つつじセンターに関する事業

ア はじめに

同財団は、平成元年に開催された「世界つつじまつり」の残余財産であるつつじを保存等するために整備した「久留米市世界つつじセンター」の維持管理及び種苗の保存・生産供給を主たる目的として、「財団法人久留米市世界つつじセンター」として設立された財団であり、設立当初から、この久留米市世界つつじセンターの維持管理及び種苗の保存・生産供給にかかる事業を行っている。

また、平成26年4月からは、同年3月に開館した「久留米市世界のつばき館」の管理業務を久留米市から受託している。

具体的には以下のとおりである。

イ 施設及び優良種苗の維持管理

久留米市世界つつじセンター施設において、世界中の数百種類に及ぶつつじの品種を保存・育成している。

また、同施設を一般開放し、散策路整備や庭園整備を行い、つつじの開花時期には「つつじフェア」を開催している。

ウ 新種苗の開発

つつじの新種苗の開発・発掘を行っており、平成26年9月には、新種2品種（「春の夢」、「花さより」）を商標登録された。

エ 優良種苗の生産・販売

優良種苗である「紅かすり」（平成12年種苗登録・平成18年販売開始）及び「夢かすり」（平成20年種苗登録・平成21年販売開始）の育成を行うとともに、ラベル販売を行っている。

オ 優良種苗の普及推進

久留米つつじのPR活動（装飾展示等）を行っている。

カ その他のつつじ管理業務

久留米森林つつじ公園及びJR久留米駅前のつつじの管理を久留米市から受託し、薬剤散布等の管理業務を行っている。

キ 久留米市世界のつばき館管理業務

同館内において、つばきに関する館内展示や体験交流事業、地域情報発信等を行っている。

② 久留米ふれあい農業公園に関する事業

ア はじめに

同財団は、久留米市から、「久留米ふれあい農業公園」施設の管理運営について指定管理者の指定を受け、同事業を行っている。

具体的には以下のとおりである。

イ 施設の提供

施設の研修室や広場を市民に提供し、また、農園の貸し出しを行っている。

ウ 事業の実施

体験農場、収穫体験など参加型事業や、料理教室、パン作り教室、盆栽づくり教室等を実施している。

エ 施設の整備

エントランスにツツジを植栽するなど施設の整備を行っている。

③ 道の駅くるめに関する事業

ア はじめに

同財団は、久留米市から、「道の駅くるめ」施設の管理運営について指定管理者の指定を受け、同事業を行っている。

具体的には以下のとおりである。

イ 農産物の販売

農産物直売館において、野菜、果物、穀物等農産物の販売や魚販を行っている。

ウ 飲食の提供

現在、「ほとめき庵」（郷土料理・創作料理）、「ゆたあ〜っとカフェ・マイマイ」（ソフトクリームやジュースのテイクアウト）の2店舗が入っており、同店舗をして食事等を提供している。

エ 出荷者協力会との連携

平成21年に発足した「道の駅くるめ出荷者協力会」と連携し、野菜栽培講習会や直売所視察等を開催したり、各種イベント（餅つき大会等）を実施したりしている。

オ 地域情報発信

ホームページ、情報休憩室における「情報コーナー」等において、農産物情報やみどりの里づくりエリア情報を発信している。

カ その他イベント

イベント広場や交流研修室を活用して、市民との交流推進を図るイベントを実施している。

(7) 市からの出資状況

久留米市から出資額2000万円、久留米市農業協同組合から1000万円が出資されている。

(8) 市からの財政支出

過去5年間の指定管理料、業務委託料、補助金は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	25,550,000	25,550,000	25,550,000	25,550,000	25,747,000
業務委託料	0	0	0	0	17,142,937
補助金	41,254,516	31,163,755	29,624,731	31,447,097	31,528,947

(9) 役職員数(平成27年4月現在)

① 役員

理事長1名、理事6名(うち常勤1名【久留米市職員退職者】)、監事2名

② 評議員

4名

③ 職員

久留米市からの派遣職員1名

一般職員1名、嘱託職員7名【うち久留米市職員退職者2名】、契約職員4名

パート職員24名

(10) 組織

① 業務執行・意思決定機関

ア 理事長

イ 理事会

ウ 評議員会

② 事務組織

ア 事務局長

イ 久留米市世界つつじセンター所長

ウ 久留米ふれあい農業公園所長

エ 道の駅くるめ駅長

オ 久留米市世界のつばき館所長

(11) 財務状況

収支計算書総括表（過去3期分）

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入計	197,928,473	197,510,385	243,269,316
①基本財産運用益	3,008	2,004	1,993
②事業収益	163,553,147	161,624,932	208,352,389
③受取補助金等	29,624,731	31,447,097	31,406,447
④雑収益	4,747,587	4,436,352	3,508,487
2 事業活動支出計	185,579,624	190,515,930	230,170,017
①保存育成事業費支出	21,923,540	22,533,161	22,100,846
②品種開発調査研究費支出	96,310	31,500	107,259
③普及活動推進事業費支出	392,568	397,201	522,569
④苗木販売事業費支出	963,879	74,476	5,616
⑤つつじサポート育成事業費支出	122,075	20,850	0
⑥受託事業活動支出	16,435,522	16,432,688	24,323,104
⑦自主事業活動支出	2,703,598	2,710,682	2,266,613
⑧道の駅事業支出	118,883,917	124,230,334	156,333,569
⑨管理費支出	24,058,215	24,085,038	24,510,441
事業活動収支差額	12,348,849	6,994,455	13,099,299
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入	0	0	0
2 投資活動支出	1,550,850	7,974,750	1,348,772
投資活動収支差額	▲1,550,850	▲7,974,750	▲1,348,772
III 財務活動収支の部			
1 財務活動収入	13,596	11,864	14,097
2 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額	13,596	11,864	14,097
IV 予備支出			
当期収支差額	10,811,595	▲968,431	11,764,624
前期繰越収支差額	24,003,314	24,003,314	33,846,478
次期収支繰越差額	34,814,909	23,034,883	45,611,102

2 実施した手続き及びその内容

実施した監査の方法は、所管課のヒアリング、当該外郭団体のヒアリング及び現地視察による調査を行うとともに、理事会・評議員会等議事録、定款及び諸規定、事業計画書、事業報告書、予算・決算関係書類、業務委託に関する契約関係書類、指定管理に関する決済関係書類、会計帳簿、給与台帳その他法務関係等重要契約書などの関係書類の閲覧・内容精査を実施した。

なお、関係書類の閲覧・精査は5年以内を目安に必要な応じて実施した。

3 監査の結果

(1) はじめに

監査結果につき、大きく組織関係、財務関係、事業関係（自主事業、指定管理事業、受託事業、再委託事業）、経営管理関係に分け、それぞれ監査のポイントとなる事項について、まず、(2)項以下において客観的事実及び数字等を述べ、これらを踏まえ、(3)項以下において指摘ないし意見を述べるものとする。

(2) 評価の対象となる客観的事実等

① 組織関係

ア 業務執行・意思決定機関

業務執行の代表者である理事長は、現職の久留米市長である。

理事は、久留米市職員退職者の常任以外の5人は、それぞれ、久留米市農業協同組合代表理事組合長、日本つつじ協会顧問、久留米市農政部長、久留米市農業協同組合理事が兼任し、評議員4名は、それぞれ、久留米市副市長、久留米市農業協同組合常務理事、久留米市食料・農業・農村政策審議会委員、久留米観光コンベンション国際交流協会常務理事が兼任している。

イ 従業員

上記のとおり、全従業員中、久留米市からの派遣職員1名（事務局長）、久留米市職員退職者2名である。

施設毎（①久留米市世界つつじセンター、②久留米ふれあい農業公園、③道の駅くるめ、④久留米市世界のつばき館）に所長を配置しており、②及び④の所長が久留米市職員退職者である。

施設毎の職員数は、①一般職員1名、嘱託職員4名、②嘱託職員2名、パート職員4名、③契約職員4名、パート職員16名、④嘱託職員1名、パート職員4名である。

② 財務関係

ア 財務状況の健全性

過去4年間の流動比率（流動資産÷流動負債×100）、自己資本比率（正味財産÷総資産×100）、経常収支比率（経常収入÷経常支出×100）は、以下のとおりであった。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
流動比率	136%	151%	154%	155%
自己資本比率	45%	49%	52%	49%
経常収支比率	106%	106%	103%	105%

イ 久留米市に対する財政支出依存度

過去5年間の久留米市に対する財政支出依存度（久留米市の財政支出額[委託費、指定管理費、補助金、負担金等]÷総収入×100）は以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業全体の依存率	34%	29%	27%	28%	29%
道の駅事業を除く 事業の依存率	87%	86%	82%	85%	87%

ウ 管理比率

過去5年間の管理比率（管理費÷支出×100）は以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
管理比率	17%	13%	13%	12%	10%

③ 自主事業

過去5年間の自主事業比率（自主事業による収入÷事業収入×100）は以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自主事業比率	1%	1%	1%	1%	1%

④ 補助事業・受託事業

上記1(6)で述べたとおり、同財団は、平成元年に開催された「世界つつじまつり」の残余財産であるつつじを保存等するために整備した「久留米市世界つつじセンター」の維持管理及び種苗の保存・生産供給を主たる目的として、「財団法人久留米市世界つつじセンター」として設立された財団である。

すなわち、同財団は、もともと、久留米市の財産である「久留米市世界つつじセンター」施設の維持管理及び世界中から収集された種苗の保存等を実施するために設立された団体であるから、設立当初から、「久留米市世界つつじセンター」施設すべて(敷地面積 11,488㎡、管理事務所(鉄骨造コロニアル葺 平屋建 92.5㎡、H元年度建築)、車庫(鉄骨造スレート葺 68㎡、H元年度建築)、ガラス室(鉄骨造ガラス葺 822.15㎡、H元年度建築)、ミスト室(鉄骨造FRA葺 170㎡、H元年度建築))を久留米市から無償貸与され(使用貸借契約を締結)、施設管理・種苗保存等の事業を行っている。

同事業に収益性はほとんどなく、わずかな苗木販売収益・雑収入(収入比率数%程度)を除き、事業の維持管理費は、すべて久留米市から補助金として支出されている(その額は、上記1(8)に示したとおりである。)

過去5年間の来場者数は以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
来場者数	1,256	1,680人	2,643人	3,672人	4,429人

また、平成26年4月から受託した「久留米市世界のつばき館」管理業務については、収益性は無く、人件費等事業支出8,285,845円(平成26年度)は、すべて久留米市から業務委託料として支出されている。

平成26年度の来館者数は、53,599人であった。

⑤ 指定管理

ア ふれあい農業公園

同財団は、久留米市から、「久留米ふれあい農業公園」施設の管理運営について公募によらず指定管理者の指定を受けている。

この点、久留米市は、地方自治法第244条の2第3項に基づき指定管理者指定手続に必要な事項を「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」において定め、同条例第2条により、指定管理者の指定は公募を行うことが原則とされている。

しかし、同条ただし書きによって例外が認められ(「特別の事情がある場合」)同施行規則第2条において、「特別の事情」として第1号から第5号までの例外が定められている。

そして、「久留米ふれあい農業公園」の指定管理は、同条第1号（施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと）及び同条第4号（地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること）を適用して、例外として公募を行わず同財団を指定している。

過去5年間の施設利用状況（流通企画室、研修室、調理実習室、ふれあい広場の合計延人数）、市民農園（全248区画）の利用状況は以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設	27,447人	27,598人	30,386人	30,815人	29,482人
市民農園	231区画	238区画	233区画	233区画	228区画

イ 道の駅くるめ

同財団は、久留米市から、「道の駅くるめ」施設の運営管理について、上記ふれあい農園と同様、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書・同施行規則第2条第1号及び第4号により、公募を行わず指定管理者の指定を受けている。

過去5年間の「道の駅くるめ」の来場者数、売上実績（直売館）、経常利益（同財団は、道の駅くるめの収益から久留米市へ寄附金を納めているが、実質的な利益を把握するため、これを加算した額を経常利益として記載するものとする。）の推移は以下のとおりであった。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
来場者数	1,559,000人	1,571,000	1,582,000人	1,565,000人	1,600,000人
売上実績	563,714,350	596,250,270	621,434,970	634,548,905	704,284,148
経常利益	15,672,856	14,353,236	12,299,156	14,938,110	20,502,813

（なお、経常利益から、久留米市に対し、400万円～800万円の寄付がなされている。）

⑥ 再委託

同財団は、久留米市から、久留米森林つつじ公園の管理を受託し、薬剤散布等の管理業務を行っている。

この久留米森林つつじ公園の管理業務は業者に再委託されているが、過去3年間の久留米市から同財団への業務委託料、同財団から再委託先への委託料、業務委託比率（再委託した業務内容÷受託した業務内容×100）は以下のとおりであった。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
業務委託料	1,883,700円	1,747,200円	1,788,480円
再委託料	980,700円	992,250円	1,020,600円
業務委託比率	100%	100%	100%

⑦ 経営管理関係

定款の規定どおり、定時理事会は年2回、定時評議員会は年1回が開催され、いずれも理事及び評議員はほぼ出席している。また、理事や評議員の選任等の必要性が生じた際には臨時会が開催されている。

定時理事会においては、年度当初に、前年度の事業報告及び決算が審議され、年度末に、次年度の事業計画及び収支予算が審議されている。

⑧ その他（公益目的支出計画）

同財団は、平成2年に財団法人久留米市世界つつじセンターとして設立された後、平成19年に久留米市が策定した「みどりの里づくり基本計画」に基づく事業を担うために、「みどりの里づくり」事業の主要活動主体となることをその目的に加える定款変更を行い、名称を「財団法人久留米しみどりの里づくり推進機構」と改め、次いで、平成20年に施行された公益法人制度改革に伴い、一般財団法人への移行を決め、平成25年、「一般財団法人久留米みどりの里づくり推進機構」となったものである。

この点、一般（財団）法人への移行時に、公益目的財産額がある法人は、当該財産相当額を計画的に公益のために費消していく計画（公益目的支出計画）を作成しなければならず、その公益目的実施事業としては、①公益目的事業の実施、②公益的団体への寄付行為、③これまで実施してきた公益事業の実施がある。

同財団の一般財団法人移行時の公益目的財産額は69,627,551円であり、公益目的支出計画において実施事業に②久留米市への寄付行為を選択している。

そして、この計画に基づき、平成25年以降、久留米市へ8,000,000円の寄付行為を実施している。

(3) 評価（指摘ないし意見）

I. 指摘事項

なし

II. 意見

①指定管理（非公募）について

【意見1】

上記（2）⑤で述べたとおり、同財団は、久留米ふれあい農業公園及び道の駅くるめの施設運営管理について指定管理者の指定を受けているが、いずれも公募がなされていない。

この点、平成15年9月施行の地方自治法の改正によって創設された指定管理者制度は、公的施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することで、①当該施設設置目的の効果的達成、②経営の効率化・経費減縮を図ることをその制度趣旨としている。

したがって、かかる趣旨を達するために民間での適切な競争原理を働かせるべく、指定管理者の選定に際しては、公募によることが原則とされている。

もともと、施設の性質・目的等から特定の事業者を選定すべき場合や緊急の場合など例外を認める必要性もあり、上記（2）⑤で述べたとおり、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書及び同条例施行規則第2条第1号から第5号にその例外を定めている。

久留米ふれあい農業公園及び道の駅くるめについてみると、双方とも、同施行規則第2条第1号及び第4号の適用により公募によらず指定している。すなわち、I. 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと（第1号）及びII. 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること（第4号）に該当するとして公募によらないことが決定されている。

その具体的な理由について決裁資料を確認したところ、道の駅くるめについては、I. の観点からは、ア. 同施設は、みどりの里づくり事業の先導的施設であり、同財団は、施設運営を受託するために設置されたものであること、イ. 実績があること、ウ. 国土交通省が道の駅管理は第3セクターが望ましいとする見解を出していることが理由として述べられ、II. の観点からは、同財団は、世界つつじセンター、道の駅くるめ、ふれあい農業公園の運営管理を通して、みどりの里づくり事業を推進する団体であることが理由として述べられている。

しかし、ア. の理由は、結局、久留米市が、道の駅くるめの管理運営を、みどりの里づくり事業の一環として同財団に実施させることに決めているから、そのようにした、というトートロジー（同義語反復）であって、当該施設（道の駅くるめ）の性格及び設置目的等から、同財団に特定する必要があるとの判断として不十分ではないかとも思われる。また、イ及びウの理由は、公募のうえ選定基準に従って判断すべきものであり、施設の性質・目的から特定の団体に特定する必要性がある理由として不十分ではないかとも思われる。

IIの理由についても、久留米市が、同財団にみどりの里づくり事業を推進させる方針をと

っているから実施させるというトートロジー（同義語反復）であり、合理的な理由の有無の判断として不十分ではないかとも思われる。また、世界つつじセンター、道の駅くるめ、ふれあい農業公園は、立地的に耳納北麓地域に含まれるという共通点はあるもの、それぞれの施設の運営管理業務の内容に共通する部分は少なく、主たる業務は異なるものであるから、みどりの里づくり事業の推進のためにこれら3施設を同一法人が行うべき必要性は必ずしも高いとはいえない面もある。実際にすべての施設の現地調査を行ったところ、3施設が同一法人によって連携しなければならぬような情報発信等がそれほど実感できないところであり、スケールメリットが十分に発揮できていない部分もあるのではないかとも思われる。

一方、ふれあい農業公園についても、Ⅰ及びⅡに共通する理由として、要約すると、ふれあい農業公園は、みどりの里づくり事業の一環として、重要な役割を担っていること、同財団は、これまでふれあい農業公園を含め、久留米市世界つつじセンター、道の駅くるめとの連携した事業を実施してきた実績があることを理由にみどりの里づくりを推進できる唯一の団体であると述べられている。

しかし、当該団体の過去の実績等から、将来に亘り、みどりの里づくり事業の推進やふれあい農業公園の運営管理事業を行うに相応しい団体であるかは、公募のうえ選定基準によって総合的に判断すべき問題というべきであり、ふれあい農業公園の性格・目的から、同財団に特定する必要がある理由として不十分ではないかとも思われるし、政策的な方針に照らした合理的理由としても不十分ではないかとも思われる。

以上のことは、同財団が、結果としてこれらの指定管理者の指定を受けることが不適切であるというのではなく、原則どおり、公募によって指定されることが望ましいということを示すものである。

結果として同財団が指定を受ける可能性が高い（あるいは、指定を受けることが適切）かもしれないが、競争原理が働くことにより、更なる施設運営管理の創意工夫の努力が生まれると思われるため、公募を行うことが望まれる。

②久留米森林つつじ公園管理業務の再委託について

【意見②】

上記(2)⑥で述べたとおり、同財団は、久留米森林つつじ公園管理業務を約180万円前後で受託しているが、約100万円を他業者へ再委託しており、その業務委託比率は100%である。

すなわち、受託した久留米森林つつじ公園管理業務は、そのまま他業者へ委託されており、同財団職員が現場において作業が契約どおり実施されているか監督を行っていることを踏まえても、同財団には当該管理業務自体を実施する人的物的能力（ないし余裕）がないことを示している。また、受託料は、再委託料の約2倍近い金額となっており、現場監督のための人件費等を考慮しても高額すぎる。単純に考えれば、久留米市から直接他業者へ委託すれば、当該管理業務に要する経費は約半分ですむ。

以上のとおり、現状では同管理業務を同財団に受託させる必要性が認められるとはいい難く、久留米市から直接他業者等へ入札等によって受託させることが強く望まれる。

また、当該受託料は、同財団の決算報告上、受託事業収入として計上されず、雑収入として計上されているため、決算報告上、久留米市からの受託料として把握できず不適切であるから、受託事業収入として計上すべきである。

③事業全体について

【意見③】

同財団が実施している事業は、補助事業としての久留米市世界つつじセンターに関する事業（この一環として受託している久留米市世界のつばき館管理業務を含む）、指定管理事業としての久留米ふれあい公園事業及び道の駅くるめ事業であるところ、意見①でも若干触れたが、それぞれの事業内容がかなり異なっており、同一法人によってこれら複数の異なる施設を運営管理することによるデメリットは感じざるを得ない。

もともと、同財団は、「世界つつじまつり」の残余財産の管理を目的として設立された財団であって、世界中のつつじの希少品種や優良種苗の保存・育成を行っていたものであり、農業施設の運営管理・農園の運営管理や、農作物等の販売業務などは異なる事業内容である。したがって、それぞれに要求される人的スキルやノウハウも異なり、人材育成に共通性は乏しく、人材配置の流動性も確保しにくい。結果、一つ一つの施設運営に創意工夫を行うべき余裕が限られているのではないかと、若干の危惧を有するところである。

久留米市の方針として、耳納北麓地域を観光資源として、これら3施設（久留米ふれあい農業公園、道の駅くるめ、久留米市世界つつじセンター）をみどりの里づくり事業の拠点施設と位置づけ連携して推進していくという考え方は理解できる。もっとも、これら3施設を相互にアピールするという情報発信による利点が、上記運営管理上のデメリットを上回っているか否か、これら3施設の管理運営を同一法人で実施しなければ、連携した情報発信がなしえないのか否かについては議論の余地があるため（道の駅くるめの来場者数が年間約160万人前後であることからすれば、後述する他施設の利用数等をみると、連携した情報発信の実施にはまだ改善の余地があると思われる。）、これらの利点が十分に発揮されるよう更なる努力を行っていただきたい。

また、道の駅くるめに関する事業以外の事業については収益性がなく、久留米市に対する財産支出依存率が約9割と極めて高い。したがって、久留米市が当該事業を行うのではなく、あえて同財団をして事業を行わせる意義、すなわち、当該事業実施の必要性、事業の効率的・効果的实施及び経費削減双方の観点から同財団に当該事業を行わせることの有用性が積極的に示される必要がある。

また、久留米ふれあい農業公園は、貸出農園区画以外の広場に相当な面積があるが、上記(2)⑤で示したとおり、利用者数は多くない。貸出農園も、充足率をみると高いが、区画数

は約240であり、最大で同時に利用できる利用者数は約240名である。期間は1年毎の更新で、希望者多数の場合は抽選となるが、実際には抽選となることは少なく同一利用者が継続して使用していることが多く、1人5区画まで利用でき、複数区画を利用している利用者もいることから、実際の利用者は区画数より少ない。したがって、市民にそれほどのニーズがないか、あるいは情報発信等が不足していることが伺われる。

以上のとおり、今後は、同財団をしてこれらの事業を行わせることの意義がより積極的に示されることが望まれるし、収益性の極めて低い事業と収益性の高い事業の双方を担うのであれば、収益事業から他の事業への繰り入れを積極的に行い、補助金や受託料を削減し、市財政の減縮に貢献することが望まれる。

④理事会について

【意見④】

議事録を見る限り、理事会においてほとんど議論がなされておらず、業務執行の意思決定機関としての機能が十分に果たされていないのではないかとも思われる。

同財団には、これまで述べたとおり、事業そのものの今後の方向性や再委託の適切性など検討すべき課題があるのであり、十分に議論がなされることが望まれる。

8. 公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター

1 概要

(1) 代表者

理事長 檜原 利則 (久留米市長)

(2) 所在地

久留米市東合川5丁目8番5号

(3) 所管部署

商工観光労働部 商工政策課

(4) 設立年月日

昭和56年11月21日

(5) 設立目的

久留米地域(久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町の6市3町)の地場産業総合対策事業を実施するための中核施設として設立。

地場産業の振興、育成を図り、地域産業と地域住民との相互交流や、地場産業がもたらす文化性の向上、さらには広域観光開発等の機能も含んでいる。

(6) 主な事業内容

〈公益事業〉

筑後地域の地場産品の展示即売、および各物産展への出店等を通じての需要開拓等

〈収益事業〉

地場産くるめ建物の展示場、事務所、会議室等の貸館事業および館内喫茶事業

(7) 市からの出資状況

基本財産出資金総額 20,223,000円

うち市からの出資額 5,400,000円

(約27%)

基本財産建物26年度末簿価 299,877,113円

うち市からの補助金残額 137,270,324円

(約46%)

(8) 市からの財政支出

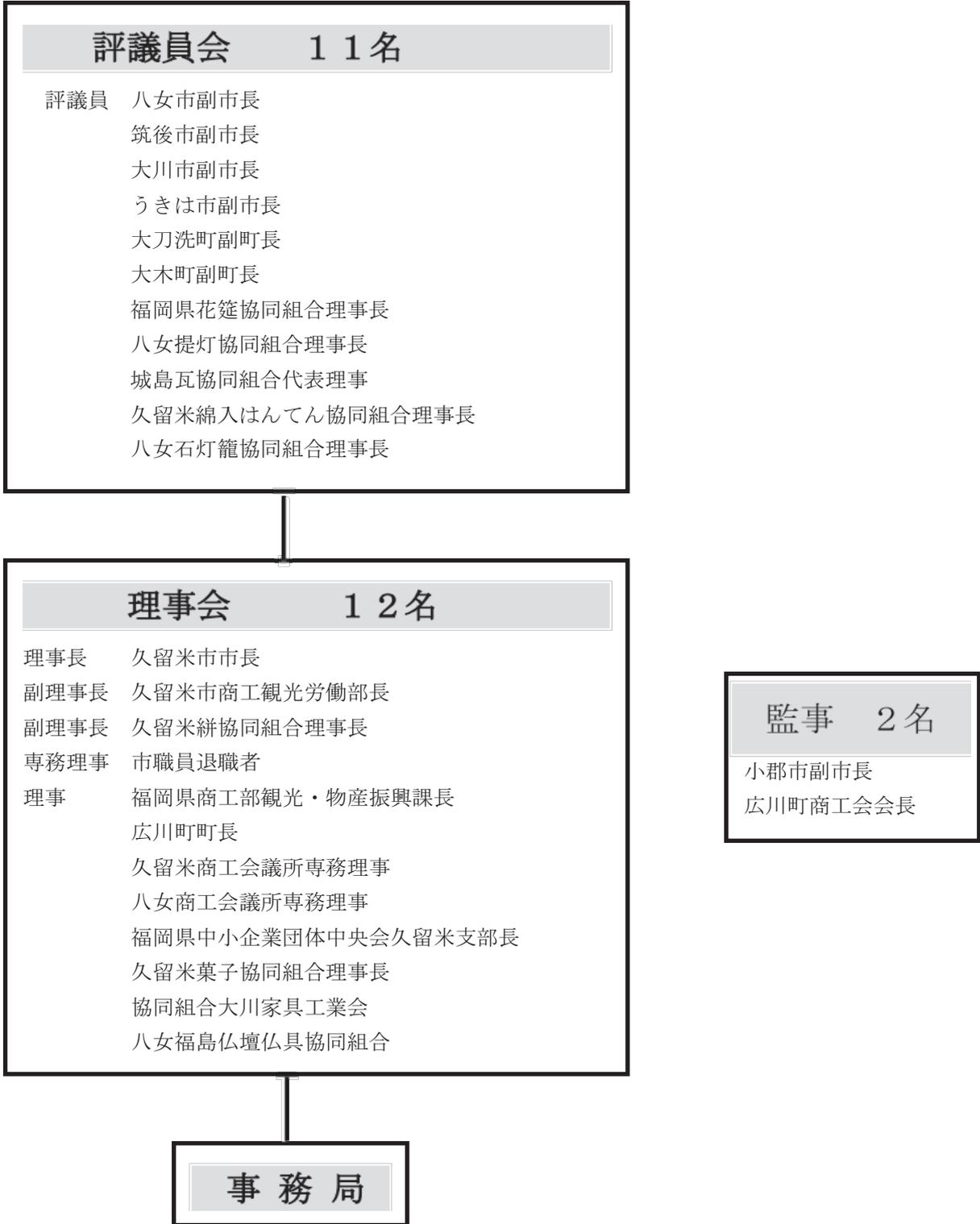
平成26年度 補助金 29,312,000円

負担金 1,920,000円

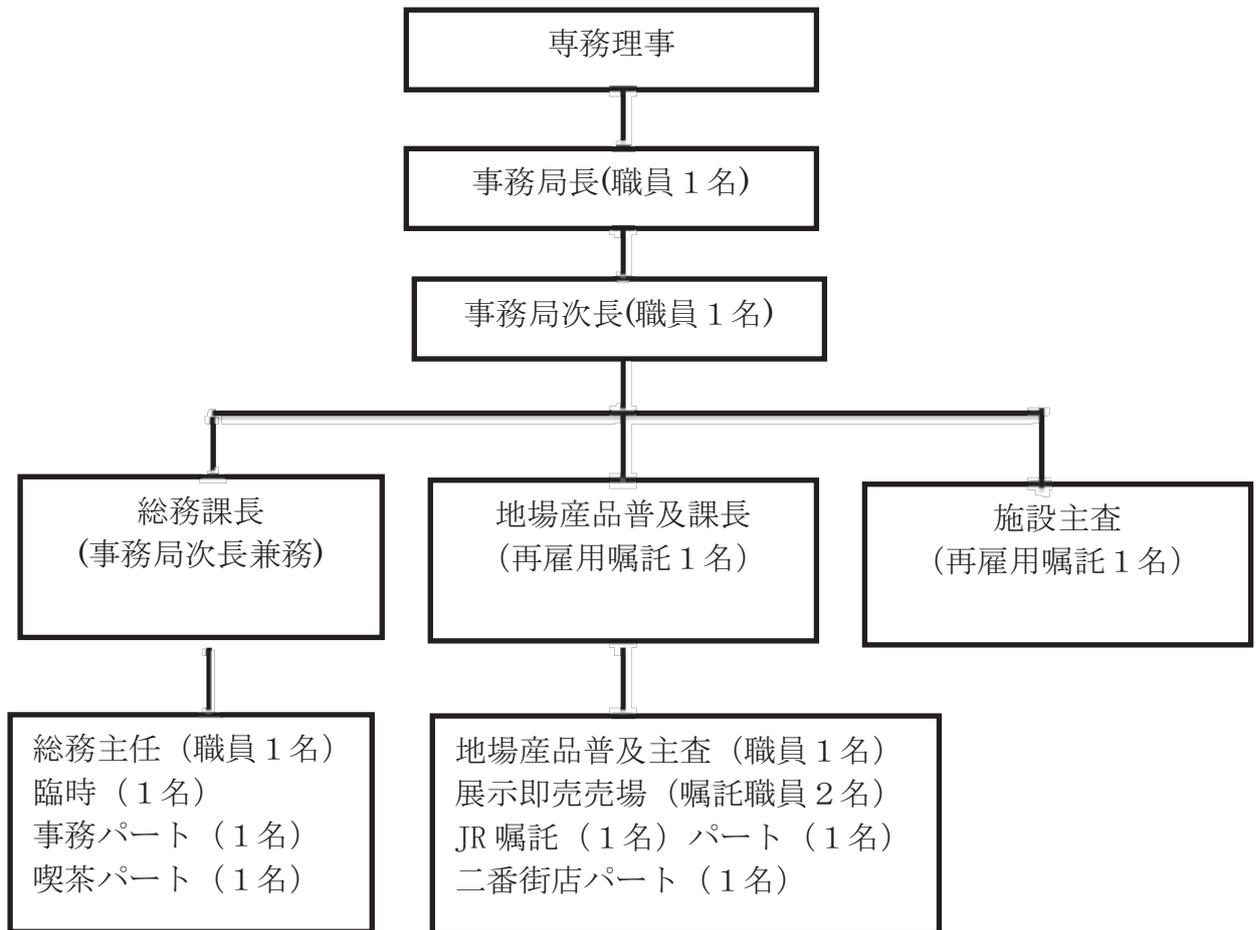
計 31,232,000円

(9) 組織図及び役職員数

運営体制



事務局体制



* パートは交代制であり、上記人数は店舗の人員数である。

〈登録人数〉

事務パート	2名
喫茶パート	2名
JRパート	6名
二番街パート	2名

(10) 財務状況

要約貸借対照表

(単位：円)

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
流動資産	34,216,959	42,624,254	51,254,155
固定資産	805,533,882	783,334,640	761,698,530
資産計	839,750,841	825,958,894	812,952,685
流動負債	33,033,238	30,375,625	30,428,872
固定負債	16,575,338	18,301,810	19,801,810
負債計	49,608,576	48,677,435	50,230,682
指定正味財産	406,384,201	392,542,157	378,600,113
一般正味財産	383,758,064	384,739,302	384,121,890
正味財産計	790,142,265	777,281,459	762,722,003
負債及び正味財産計	839,750,841	825,958,894	812,952,685

要約正味財産増減計算書

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般正味財産増減の部			
総収益	141,395,302	151,785,314	151,302,007
内受取補助金等*1	48,263,223	47,992,011	47,427,774
内公益事業収益*2	31,295,551	35,612,529	38,022,749
総費用	162,229,952	150,804,076	151,919,419
一般正味財産増減額	-20,834,650	981,238	-617,412
一般正味財産期首残高	404,592,714	383,758,064	384,739,302
一般正味財産期末残高	383,758,064	384,739,302	384,121,890
指定正味財産増減の部			
指定正味財産増減額	-13,942,044	-13,842,044	-13,942,044
(内一般正味財産への振替額)	(-13,942,044)	(-13,942,044)	(-13,942,044)
指定正味財産期首残高	420,326,245	406,384,201	392,542,157
指定正味財産期末残高	406,384,201	392,542,157	378,600,113
正味財産期末残高	790,142,265	777,281,459	762,722,003

* 1 経常収益のうち、受取補助金等、受取受託金、受取負担金額の合計額である。

* 2 事業収益のうち、販売事業収益、斡旋事業収益の合計額である。

(11) 公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター（通称 地場産くるめ）の概況

①地場産くるめとは

ここではまず、地場産くるめがどのような法人で、どのような事業内容を行っているかについて述べる。

地場産くるめは、(5) 設立目的 にあるように、久留米市にとどまらず、その周辺地域5市3町を含めた久留米地域の地場産業を対象としている。そしてこれら地域の地場産業の振興、育成を図り、地場産品の普及に努めるという役割を担っている。

a. 公益事業について

地場産くるめの公益事業の主な内容は、以下のようなものである。

まず、地場産品を広く知ってもらうために、東京、大阪や福岡県内各地の物産展への出展を行い、販売店や流通業者との商談会、地場産品の展示即売等を通じてその普及活動を行っている。

そして久留米市内においては地場産くるめ建物内即売場、JR 久留米駅店、二番街店での展示即売事業。道の駅くるめ、久留米市世界のつばき館、市庁舎2階と20階での委託販売。および市庁舎一階での地場産品の展示を通じて、久留米地域の地場産品を多くの人に広める活動を行っている。



市庁舎一階にある展示品

また、筑後 SAKE フェスタ、藍・愛・で逢いフェスティバルをはじめとする各イベントへの支援や、毎月 11 日を「いい日地場産の日」として即売場での 11% 割引販売や、体験教室における久留米緋の手織り体験等を通じて、多くの人が地域の伝統工芸品にふれる機会を作っている。

さらに、地場産くるめ内に久留米緋資料館を設け、久留米緋の歴史や製造工程が学べるよう様々な展示が行われている。

加えて、久留米地域の PR 商品としての新商品の開発を行っている。

最近では久留米市のキャラクターであるくるっぱと、地場の食材を組み合わせたお菓子の開発や、久留米市出身の画家、高島野十郎展とのコラボで作成したお菓子の開発販売も積極的に行っている。

また、九州自動車道久留米インターに近いという立地を生かし、観光バスを受け入れ、昼食休憩の手配を行うことで観光客が地場産品に触れる機会を作っている。

平成 26 年度の公益事業区分の会計では、収益 67,550,125 円（内補助金 23,515,558 円 収益の約 35%）、費用 82,809,558 円であり、公益事業の損益は、-15,259,433 円の赤字となっている。

地場産くるめで販売されている地場産品



城島瓦の置物



籃胎漆器の箸

b. 収益事業について

また、地場産くるめでは収益事業を行い、公益事業の赤字に充てている。

地場産くるめの行っている収益事業は、本体建物一階の総合展示場をはじめとする、会議室、研修室等の貸し館事業、および主として2～3階の部屋の、筑後地域の協同組合への貸し事務所の事業である。また、これら館内利用者向けおよび来館者の休憩のために、河童という軽食喫茶店を開き、喫茶事業を行っている。

総合展示場は1,640㎡の広いスペースを、必要に応じて分割して借りることができ、年末年始の休館日を除いて24時間の貸し出しが可能である。また、会議室等は12名～99名まで対応できる6部屋を備えている。

下表は過去3年の各施設の収入状況である。

(単位：円)

	平成24年	平成25年	平成26年
総合展示場	27,796,500	29,961,750	29,050,500
会議室	4,237,800	3,901,800	4,014,600
研修室	1,455,300	1,423,900	1,261,300
冷暖房等収入	10,200,379	12,524,867	11,181,136
貸室事業収入計	43,689,979	47,812,317	45,507,536
家賃収入	3,594,972	4,487,400	4,886,544

上記表からも分かるように、平成24年度に収入が落ちているものの、ここ数年貸し館収益事業はおおよそ横ばいの実績となっている。

次に喫茶事業の収入を見てみる。

(単位：円)

	平成24年	平成25年	平成26年
喫茶事業収入	3,035,190	2,693,430	1,624,200

喫茶事業の収入はここ数年で大きく減少している。これは平成26年度から費用対効果を考慮して、営業時間を大きく減らしたことが原因となっている。

このように地場産くるめでは、公益事業の収益の35%ほどを補助金でまかないながら公益事業を展開し、一方で収益事業として本体建物の貸し館事業を行うことで、これら公益事業の費用に充てているところである。

②地場産くるめと久留米市との関係

次に、地場産くるめと久留米市との資金関係を中心に、市からの出資状況等をみていく。

- a. まず、平成 26 年度末時点での純資産（正味財産）のうち、ストックとしての出資額を分析する。

純資産のなかで、一般の法人の資本金に近い概念である地場産くるめの出資金は、総額で 20,223,000 円である。このうち、久留米市からの出資額は 5,400,000 円で約 26.7%となっている。この比率は、久留米市ホームページの「外郭団体に関する情報」によれば、久留米市の外郭団体の中で 3 番目に低い水準である。

また、上記出資金以外に、地場産くるめの設立当初に基本財産としての建物取得のために受けた補助金額で、現在純資産として残っているものがある。法人は、昭和 58 年に国や地方公共団体及び業界団体から、総額 774,558,000 円の補助金をうけて本体建物を取得している。これが毎期の減価償却による減額を経て、平成 26 年度期末に残っている残高が 299,877,113 円ある。そのうち久留米市から出資された分は 137,270,324 円であり、当該期末残高の約 45.78%を占めている。

- b. 次に平成 26 年度の年間を通じて受けたフローの出資額を分析する。

平成 26 年度に地場産くるめが久留米市から受けた補助金は、29,312,000 円である。これは「第 2 章外郭団体の概要 4. 外郭団体に対する委託契約等に関する調査平成 26 年度決算」によれば、久留米市の外郭団体への補助金総額 1,055,159,795 円の約 2.78%である。また、外郭団体の中で 3 番目に低い金額となっている。

しかし、地場産くるめではこれ以外に受取負担金として 1,920,000 円を市から受け取っているため、平成 26 年度の久留米市からの出資額は合計 31,232,000 円となる。

- c. また、これ以外に久留米市から受けている経済的利益として、地場産くるめ本体建物の建っている土地、およびその周辺の駐車場地の借り受けがある。

地場産くるめの貸借対照表上に土地はなく、建物は市から無償で借り受けた土地の上に建っている。周辺駐車場地も同様である。地場産くるめは久留米市と 3 年間の有期の土地使用貸借契約を結んでおり、3 年ごとに更新して現在に至っている。これは財務諸表上には現れないが、補助金等以外での久留米市からの出資としてとらえられよう。

久留米市と地場産くるめとの関係は、現在以上のような状況にある。次に、この状況をふまえた上で、地場産くるめに対して行った監査手続きとその結果について説明していく。

2 実施した監査手続

- (1) 法人の概況を把握するため、現地にて担当者にヒアリングを行った。
- (2) 関係諸規定集および理事会議事録、評議員会議事録を閲覧し、法人の設置目的を把握し、目的にそった事業が行われているか、役員会が定款に沿って適切に運営されているかを調査した。
- (3) 固定資産については台帳に基づき実査を行い、資金関係については通帳や残高証明書等により確認を行った。

これにより法人の資産が適切な価額で計上、管理されているか、また保有目的が適法かつ適切かの検討を行った。

- (4) 会計処理が基準に準拠して適切に行われているか、また、法人の行う事業の経済性、有効性、効率性を検討するため、証憑書類の突合および契約書、各台帳の閲覧、担当者への質問および過年度財務諸表との比較検討を行った。

3 監査の結果

(1) 指摘事項

① 当法人は平成 25 年 4 月 1 日より公益法人へ移行し、公益法人会計基準に準拠して財務諸表及び付属明細書並びに財産目録が作成されている。しかし、付属明細書や注記の不足等があるほか、会計処理や表示においても、妥当でないもの等が散見された。これらの問題は、財務諸表等の作成基盤の不整備と、財務諸表等に対する監査機能が働いていないことからきている。適正な財務諸表等の作成体制を整え、実効性のある監査が行われるよう改善を求める。

② 固定資産の実査を行った結果、以下の問題が判明した。問題はいずれも固定資産台帳で「器具及び備品」に計上されていたものである。

- a. 実在性の問題：固定資産台帳には計上されているものの、既に破棄されていたものが 1 点、所在不明のものが 3 点あった。
- b. 網羅性の問題：台帳上の数より実際の数のほうが多いものが 2 点あった。
- c. 権利帰属の問題：資産にラベル等がなく、どれが台帳上のどの資産なのかを客観的に判断することが困難である。

また、故障したり、新規に買い替えたりしたため、現在使用していないにもかかわらず何年も放置されたままのものが数点あった。

いずれも現在の帳簿価額は 1 円程度の残存価格であり、財務諸表に与える金額的影響は少ない。しかし放置したままでは将来の処理費用を増加させる可能性もある

ため、適時適切な処分が望まれる。

さらに、会議室や展示場等の椅子や机等、一個の価格が少額であるものについて、まとめて固定資産に計上されているもの、されていないものがあり、固定資産の計上基準に一貫性がみられなかった。これらの物品は部屋ごとの数や所在を明らかにし、法人の資産であることが分かるようラベル等で区別する等の物品としての管理が望まれる。

以上の問題は、いずれも長年固定資産の実査を行ってこなかったことによるものである。少なくとも年に一度の固定資産の実査を行い、現在どのような資産がどのような状態にあるのかを把握するよう、改善が求められる。

③ 互助会への貸付金について

法人会計外部に法人職員のみを会員とする職員互助会が設置されている。これは法人会計からは簿外となっているため、適法適切に管理運営がなされているかの検討を行った。

まず、当該互助会は、規約により一定の目的のために組織され、独立して活動を行っているものであり、人格のない社団等(所得税法第2条1項8号)にあたる(所得税基本通達2-5)。

そして当該互助会には一般会計と特別会計があり、一般会計では会員からの会費と法人からの負担金収入により、会員の福利厚生事業を行っている(会員数10名。一人当たり年間約3万円代相当の支給。)

また、特別会計では法人からの借入金を原資として会員に対し金銭貸付業を行っている(貸付最高限度額50万円)。

ここで、職員互助会に関する金銭貸し付けについての問題点を分析してみる。

当該職員互助会に関しては2段階の金銭貸付が行われている。

一つは、地場産くるめから職員互助会に対して行っている長期貸付金。

もう一つは当該長期貸付金、すなわち互助会にとっては長期借入金を原資とした、職員互助会内での会員への金銭貸し付けである。

公益法人から職員互助会への金銭の貸し付けについては、法人の貸借対照表上、長期貸付金(300万円)として計上されているものである。これは、互助会の設立当初に一定額の貸し付けを行い、以後、同額が長期貸付金として計上されているものである。

この長期貸付金に貸倒引当金は設定されていない。しかし貸付先は法人の職員に限定されており、返済が行われない場合には、その者に対する法人からの給付金と

相殺する規約となっている。しかも他の職員が連帯保証人になっている。そのためこの債権が貸し倒れる危険性は少ないと見積もられ、長期貸付金の評価額については特に問題は生じないと考えられる。

問題は、貸付金から生じる運用益（約30年間で累積90万円弱）が、法人の会計に全く反映されておらず、簿外となっている点にある。

職員互助会内での会員に対する貸付けについては、規約に基づいて証憑および通帳により個々の貸付けが管理されている。しかしながら、互助会貸付け事業に関する年度ごとの会計報告がなされておらず、年間の損益や資産負債の状況が把握できない。このような状態であるため、先に指摘した法人の長期貸付金で得た運用益が、簿外で放置されたままとなっているのである。

今回の互助会に対する監査では、結果として、資金が流用されているというような不正事項等は見受けられなかった。しかし、互助会の会計報告が適切になされていないため、法人の資産である長期貸付金が不正リスクにさらされたままとなっている。

今後は、互助会においては法人に対して年度ごとに会計報告を行い、運用益を毎年法人に還元するよう改善して欲しい。また、法人はこれに対する監査等を行うなどして、法人の資産である長期貸付金の適切な管理に努めて欲しい。

④ 競輪場の正源氏プラザ サイクルコミュニティセンターの問題

貸借対照表の「その他の資産」の中の「建物」にサイクルコミュニティセンター建物がある。これは久留米競輪場内にある地域サイクルコミュニティセンター：正源氏プラザ（以下「サイクルコミセン」）のことである。

なぜ競輪場内に地場産くめ所有の建物があるのか。過去の関係書類等をひもといていくと、おおよそ以下のような経緯が判明した。

a. サイクルコミセン開設の経緯

平成初期に久留米競輪場において大規模な全国大会が開催されるため、競輪場の施設の充実が求められていた。

久留米市が施設充実をどのように行うか検討していた頃、当時の財団法人 車両競技公益資金記念財団による、競輪場所在地域公益増進事業助成制度のことを知った（当時の記録によれば平成元年7月のころとされている）。

この制度による助成金の対象事業は、「競輪場周辺住民の福祉の向上等公益の増進に資し、かつ、競輪事業の振興に資する事業」となっている。つまり当時の久留

米競輪場の施設充実を考えていた市にとっては理にかなった制度であったため、これを申請することを検討した。

しかし申請には条件があった。それは助成対象者が民法 34 条により設立された法人か、社会福祉法人、又は障害児のための学校法人に限られるというものである。それゆえ久留米市がこの制度を直接使うことはできなかった。

そこで助成金の受け皿となって、制度の対象事業を行ってくれる法人を探したところ、当時の久留米市内では対象者の要件を充たし、これに対応できるのは、地場産くるめしかなかった、と建設当時の記録文書に記されている。

そこで地場産くるめに受け皿となってもらうことが検討された。しかしこの助成金の対象事業は、上記のように競輪事業の振興に関係するものである。そのため、地場産くるめがそのような事業を行うのは、寄付行為（当時）に馴染まない、と県から厳しい指摘を受けたとされている。そこで、寄付行為の許認可権を有する県と交渉をつめる中で、この施設の運用にあたって、市が毎年地場産くるめに補助金を出し、それを将来も減額せず、またこれにより他の補助金を減額しないという条件と、施設の車券売場としてのイメージを消すような方法を考えること等を前提に、県より寄付行為の改正を許可してもらった。こうしてサイクルコミセンの建設事業が地場産くるめで行われることとなったのである。

ここで当時の財団法人 車両競技公益資金記念財団による、競輪場所在地域公益増進事業助成制度に、他の都市からどのような事業が推薦されたかみてる。平成元年と2年で全国から計6団体の事業が推薦されているが（サイクルコミセン含む）、内容も会議室、イベントホール等を備え、物産展示即売や観光案内所等もあるような、いずれも地域のコミュニティ会館のような施設の建設として申請されている（内一つは競輪場走路内側にスケートリンク建設という事業もあった）。そのような中で、サイクルコミセンも申請され、施設建設が行われた。

サイクルコミセンの総事業費は417,530,000円。このうち約74%を上記の助成金、23%を久留米市からの補助金、3%を地場産くるめの自己資金から拠出している。

このサイクルコミセンの運営目的はその運営方針によれば

- 1・施設の貸付けにより、久留米競輪の振興に寄与する。
- 2・久留米競輪場施設周辺の地域住民の福祉の向上に寄与することにより、久留米競輪の円滑な運営に資する。

とされている。

そして、サイクルコミセンの運営は、1・の目的のために久留米市（競輪）事業課がその建物を地場産くるめから無償で借り受け、2・の目的のために地場産くる

めが、地域住民に開放する施設部分についての貸付業務等を行うこととして始まった。

およそこのような経緯で、地場産くるめが競輪場内に当該建物を所有することとなったのである。



サイクルコミュニティセンター正面

同建物反対側より

b. サイクルコミセンとは

このような経緯で建てられたサイクルコミセンとは、どのような建物であろうか。

建物は競輪場の北門と東門との間に位置し、競輪場の第2発売所に隣接して建てられている。建物は二階建てであり、一階には食堂が数件入居し、一階中央ホールには給湯施設、実況モニター等があり、競輪ファンへの憩いの場として開放されている。ホールは観客席や券売場へと自由に行き来でき、また、二階部分も空中回廊で隣の建物とつながっている。一階ホール壁面には、地場産くるめ所有の競輪用自転車が展示されており（通称サイクルギャラリー）、反対側の壁面には地場産くるめ所有の地場産品が展示されている。

また、設立当初は一階に地場産品を販売するコーナーが設けられていたが、売上がほとんど見込めなかったことから早期に撤退しており、当時の販売用ショーケースが未使用のまま残っている。

また、二階には多目的ホールと車券の投票所（平成12年に閉鎖）、会議室、研修室があり、多目的ホールは記念競輪開催時には競輪のイベント等に使用されている。



サイクルコミュニティセンター2階多目的ホール

c. サイクルコミセンでの地場産くるめの事業内容と問題点

では地場産くるめはサイクルコミセンで、どのような事業を行っているのか。一つは建物所有者であることである。そして久留米競輪事業振興のために建物を無償で競輪事業課へ貸付けることである。さらに、「久留米競輪場施設周辺の地域住民の福祉の向上に寄与する」ために、地域住民への施設の貸付け業務、つまり貸付けに関する事務を行うことである。そしてこの地域住民への施設の貸付け業務は、建設当初のサイクルコミセン運営方針に基づいて制定された、地域サイクルコミュニティセンター管理運営要綱（以下「運営要綱」）に沿って行われている。この運営要綱によれば、地域住民に貸付けられる施設は、二階の多目的ホール、研修室及び会議室である。

そしてこの地域住民への施設の貸付けは、市営競輪開催に支障のない範囲で行われることとされている。そのため、運営要綱の施設の休館日として、次のような記述が設けられている。

「施設の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。

- ①久留米競輪場を使用して競輪が開催される日（以下「開催日」という。）の前日、開催日及び開催日の翌日。
- ②12月28日から1月3日までの日
- ③8月13日から8月16日までの日」

ここで施設の休館日の①に開催日とその前後という記載があるが、今回の監査で「久留米競輪場を使用して競輪が開催される日」の定義の認識が、地場産くるめと

競輪事業課の間で異なっていたことが判明した。

地場産くるめで認識していた開催日は、久留米競輪場で車券が発売される日の全てをさしていた。そのため、競技場の走路で選手が実際に競技を行う日はもちろん、他の競輪場の車券を久留米競輪場で発売する日（以下「場外車券発売日」）も含まれていた。

これに対し、競輪事業課が想定していたのは、久留米競輪場で実際に競技が行われる日のみが開催日であって、場外車券発売日は開催日ではない、というものである。

この認識の違いは、サイクルコミセンの開設当初からのようである。

そして、実際に地域住民への施設の貸付け業務を行う地場産くるめの側で、場外車券発売日も「開催日」として休館日と認識したため、久留米競輪場での場外車券発売日が増加するにつれて、自然と地場産くるめの認識する地域住民へ貸付け可能な日が減少していったのである。

参考までに、地場産くるめが作成した「貸出実績報告表」から、この10年における地場産くるめが認識していた競輪開催日と、地域住民への貸付け可能日、及びその実績日の推移を次にあげる。

年度（平成）	17年	18年	19年	20年	21年	
競輪開催日	328	341	347	346	354	* 1年を365日で計算。 平成22年のみは実績報告
地域住民貸付可能日	37	24	18	19	11	表がないため不明。平成
地域住民貸付実績日	1	5	1	6	3	23年以降は実績日0日。

地域サイクルコミュニティセンターの運営事業実績報告書より作成

上記表で地場産くるめが認識していた地域住民貸付可能日は365日から競輪開催日を引いた残日である。競輪事業課の主張からすれば、運営要綱に定める施設の休館日以外は地域住民へ貸付けができたので、地域住民貸付可能日は上記表よりずっと多かったはずである。にもかかわらず、地場産くるめが場外車券発売日も「開催日」に含めていたため、貸付可能日が減少し、申し込みがあっても断ることが多くなった。それで次第に申し込む者も無くなり、前述の表のようにここ数年は、地場産くるめを通じての貸付けが行われなくなってしまったのである。

さらにこのことから、次のような問題点も生じている。

会議室、研修室は、現在はもっぱら地域の自治会にのみ貸付けされており、しかもこの自治会への貸付けは、競輪事業課が直接行っているということである。会議

室、研修室の地域住民への貸付けは、本来地場産くるめの行う事業である。しかしいつからか自治会の方が競輪事業課に直接貸付けを依頼するようになり、自然と競輪事業課が受け付けるようになってきたようである。そしてこの場合、競輪事業課が直接貸付け業務を行うため、貸付け可能日は地場産くるめの考える日数より多い。そのため、本来この事業を担っているはずの地場産くるめに申し込んだ者には、少ない日数しか提示されず、一方競輪事業課に申し込んだ者にはそれより多い日数が提示されるという、借り手側に事実上の不公平が生じていた。

そして現在そのような形で競輪事業課が、自治会へ貸付けていることを、地場産くるめは把握していなかった。

なぜこの問題が今まで認識されてこなかったのか。まずは当初の話し合いの中で市と地場産くるめとの間で十分な情報伝達が行われなかったことと、それが相手に正確に伝わっているかの確認を行わなかったことが指摘できるであろう。さらには、サイクルコミセンの運営費負担金の申請のため、毎年地場産くるめが競輪事業課へ送っていた実績報告書の内容が、適正に検証されていなかったことが問題であろう。報告書を受け取った側が報告内容をきちんと確認していれば、地場産くるめが認識していた地域住民への貸付可能日が、競輪事業課の想定するそれよりずっと少ないことが分かったはずである。

このような問題が存在したにもかかわらず、平成3年から現在まで誰も気づかなかったのは施設側としても、地域住民側としても大きな損失である。

さらに、サイクルコミセンの地域住民への施設貸付け事業に対して、市から地場産くるめに毎年負担金が交付されているが（「1. (8) 市からの財政支出」の「負担金」がこれである）、これは a. サイクルコミセン開設の経緯 のなかで記したように、開設当初に取り決められた、運営補助金のことである（当初の取り決めでは、この負担金額は減額されないこととなっていたが、実際は数年毎に減額され、現在は当初の16%程度となっている）

当初は確かに、実際に地場産くるめから人を派遣して貸付け業務を行い、地場産品の展示即売も行っていったようである。しかし前述のように貸付け業務がほぼ行われなくなったため、現在は人の派遣もなく、地場産くるめが当該サイクルコミセンの事業で支出しているのは、建物保険料と展示品の清掃に関する費用等である。

それに対して久留米市からは、前記のようなサイクルコミセンに対する運営負担金が支払われている状態である。



サイクルギャラリー展示品

d. サイクルコミセンをめぐる地場産くるめと久留米市の契約関係

次にサイクルコミセンに係る久留米市と地場産くるめとの契約関係についてみておきたい。

まず、サイクルコミセンの建物が建っている土地は久留米市所有の土地である。地場産くるめは久留米市と当該土地の使用貸借契約を結び、建物を建設、所有するに至っている。

さらに地場産くるめが建てた建物は、やはり使用貸借契約により地場産くるめから久留米市へと無償で貸付けられている。そして契約により、建物に関する修繕、維持、保存等の費用は久留米市の負担となっている。

つまり土地の所有者は久留米市、建物所有者は地場産くるめであるが、両者の間で互いにそれぞれの所有不動産を相手に無償で貸しているという関係にある。しかし実質的に両不動産を占有しているのは、競輪事業を行っている久留米市の競輪事業課である。

そして、建物に関しては、建物の使用貸借契約と平行して、建物一階のテナント部分について、入居者の食堂側との賃貸借契約が存在する。

ところで一階食堂に対するテナントの賃貸借業務は、地場産くるめが担う地域住民への施設貸付け業務とは異なる。しかし契約書上、食堂との賃貸借契約は、地場産くるめと入居する食堂側とで直接行われている。

先に記したように、サイクルコミセンの建物は、地場産くるめから一括して久留米市へと貸付けられているはずである。また、当該建物使用貸借契約書には、地場

産くるめが久留米市に貸付ける建物の使用について、何ら条件や制約は課せられていない。にもかかわらずテナント部分のみが建物所有者である地場産くるめから直接食堂へ賃貸されているのは、同一物件について、久留米市と食堂とに、所有者から直接二重の貸借が行われていることになる。

食堂の入居者の許可は建物借主である久留米市が行っているもので、この貸借で実際のところ何ら問題は生じないのであろう。しかし、一般には考えにくい契約関係がここでは生じている。

そして、テナント入居者からの家賃収入は、当初より地場産くるめが収受し、これを二階部分の施設利用料収入と合算して、全額を市に支払っていた。しかし、市との協定書の変更により平成 21 年度からは市へ支払うことはなくなり、家賃収入はそのまま地場産くるめの収入となっている（平成 26 年度は約 68 万円）。

e. 地場産くるめにおけるサイクルコミセン運営の問題と今後の課題

このようにサイクルコミセンを巡っては、その建設当時より地場産くるめの定款に馴染まないことが指摘されていた。

さらに市との不動産の契約関係、テナント入居者との契約関係等が複雑になっており、法的に安定した状態にあるといえるのか疑問である。また、当該建物は登記されておらず、不動産登記法に違反した状態である。一法人が建物を建設し、所有するに至った時に、建物登記をせずに放置するのは、通常の間感からすれば不自然であり、なぜ登記されなかったか疑問である。

また、地場産くるめは当該建物を所有することで、負担金や家賃収入を得るという恩恵を受けているが、建物所有者でありながら、久留米市との使用貸借契約書において、建物の修理義務を負担せず、維持、保全等の費用はすべて久留米市の負担とするとされている。その一方で、依然として建物所有者としてのリスクは負っているとと思われる（地場産くるめにより建物損害保険がかけられている）。

そして久留米市と地場産くるめとのサイクルコミセンをめぐる関係が複雑になっていることから、将来この建物で何らかの事故や災害が起きたときの責任の所在が曖昧になるのではないかと懸念は拭えない。

地場産くるめの立場から考慮すれば、サイクルコミセンはそれを作りたいという市の目的のために建てられたものであって、地場産くるめは市の目的のための施設の受け皿になったにすぎないであろう。その所有を今後も続けるとすれば、それは市からの負担金や食堂の家賃収入というメリットがあるからと言える。しかし今後もそのような形で市からの負担金を受け続けるのは妥当であろうか。

また、サイクルコミセンの所有が地場産くるめの中で有名無実と化しているのは、登記を行わなかったことからもうかがえる。設立当初からすでに久留米市の中においても、市長である理事長の中でも、久留米市の施設として認識されてきたために、地場産くるめ内で登記も放置され、現場の競輪事業課内では運営要綱が次第におろそかにされるという事態に至った事が納得できる（*不動産登記法の附則によって、地方公共団体所有の建物についての表示に関する登記の申請義務については免除されるという取扱になっている）。

以上のことから、サイクルコミセンは、事実上久留米市のものとして扱われており、今後も地場産くるめの所有のままとする意義に乏しい。

よってサイクルコミセンについては、その建物を形式上も久留米市の所有に帰し、地場産くるめに対しては、本来の事業目的に則した意義のある支援を行うよう求めるものである。

（２）意見

地場産くるめにおいて、いくつかの問題は、上記指摘事項②の固定資産の問題以外は、おおよそ本業の周辺事項において発生している。

日々の業務についてはおおむね適切に行われており、過去に事業仕分け等で指摘された問題にも真摯に取り組んでいる姿勢がうかがわれる。その結果 JR 久留米店の売上の躍進や、筑後 SAKE フェスタ等のイベントの盛況という効果が現れていると言えよう。一方で地場産品や伝統工芸品の普及事業はその効果がすぐに現れるものではないため、長期にわたり努力し続けることが必要である。

また、地場産品の普及という仕事は、単に品物を売ることでは完了するというものではない。その製品がどのような歴史をたどったのか、どのような製造工程を経て作られたものなのか、さらには現在まで生き残ってきた伝統工芸品のもつ物語を広く伝えていくことが求められよう。地場産品の普及事業の継続には、これらを伝える能力をもった人材を育成していくことが重要である。

そのためには、法人として十数年先を見据えたおおよその事業計画を設定するのが望ましい。しかし現在、地場産くるめでは5ケ年の中期的事業計画はあるものの、長期的展望はない。

地場産くるめは、現在収益事業たる貸し館事業と市からの補助金により、おおむね収支のバランスを保っている。これが、今後建物の老朽化で収益事業の収入が減額していけば、その分今以上に補助金に頼らざるを得ない状況となるであろう。その上、数十年後に建物の耐用年数が到来すれば、建物建て替えの問題が浮上してくる。その

ときに、果たして現在の場所に同様の施設を建て替えるのか、それとも現在の収益事業である貸し館事業は終了し、公益事業を別の場所へと移すのか。もしくは地場産くるめを解散し、その機能を久留米市へと移すのか。

これらの問題は地場産くるめの存続にかかわることのみならず、久留米地域の産業、文化の存続と発展に関わることであるから、先延ばしせずに法人の今後の方針をしっかりと考えて欲しい。

参考：下表は JR 久留米店を含む地場産品売上合計額の過去3年の推移である。(単位：円)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
即売場売上合計	94, 110, 349	119, 122, 056	131, 151, 768

注：地場産くるめの物品販売事業は、業者からの販売委託により行われている。そのため地場産くるめの収入として認識されるのは商品売上の中の、販売手数料分のみである。よって、上記商品売上合計金額は、地場産くるめの財務諸表上の、正味財産増減計算書の販売事業収益の数値とは異なっている。

地場産くるめで販売されている地場産品



くるめ綿入りはんてん

9. 職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会

1 概要

(1) 代表者

会長 檜原 利則 (久留米市長)

(2) 所在地

久留米市東合川5丁目9番10号

(3) 所管部署

商工観光労働部 労政課

(4) 設立年月

昭和49年10月

(5) 設立目的

職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な人材を養成し、もって労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図るとともに、県南部地区の経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(6) 主な事業内容

①職業訓練の実施

久留米地域職業訓練センターを中心に、階層別研修、職業能力開発研修、資格取得研修、パソコン研修など各種の研修を随時開催している。

②職業紹介、就職支援の実施

求職者と企業とのマッチングを無料で行うとともに、就職支援相談窓口を開設して、求職者に様々な就職支援を行っている。

③教育・訓練の相談、講師派遣

会員企業等の希望に応じて、研修の企画、社内研修の実施や最適な研修講師を派遣するなど、教育訓練に関する相談業務を行っている。

④貸館業務

講演会、会議、研修会などの開催会場として安価な料金でホール、会議室を提供している。

(7) 市からの出資状況
市からの出資はない。

(8) 市からの財政支出
市からの補助対象となっているものは、自主訓練※1、自立訓練※2、市職員の退職者である常務理事の人件費である。

項 目	金額 (円)		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自主・自立市補助金	36,887,064	34,123,840	30,279,840
市人件費補助金	4,469,163	4,521,593	4,577,286
合 計	41,356,227	38,645,433	34,857,126

※1 一般市民、求職者等を対象とした訓練。パソコン講座（ワード&エクセル入門、パワーポイント活用講座、ホームページビルダー入門等）及び実務講座（新入社員研修、簿記2級対策、賃貸不動産経営管理士セミナー等）を行っている。

※2 障がい者の職業自立を促す訓練。パソコン講座（ワード入門）を行っている。

(9) 役職員数及び平均給与（平成 27 年 3 月 31 日現在）

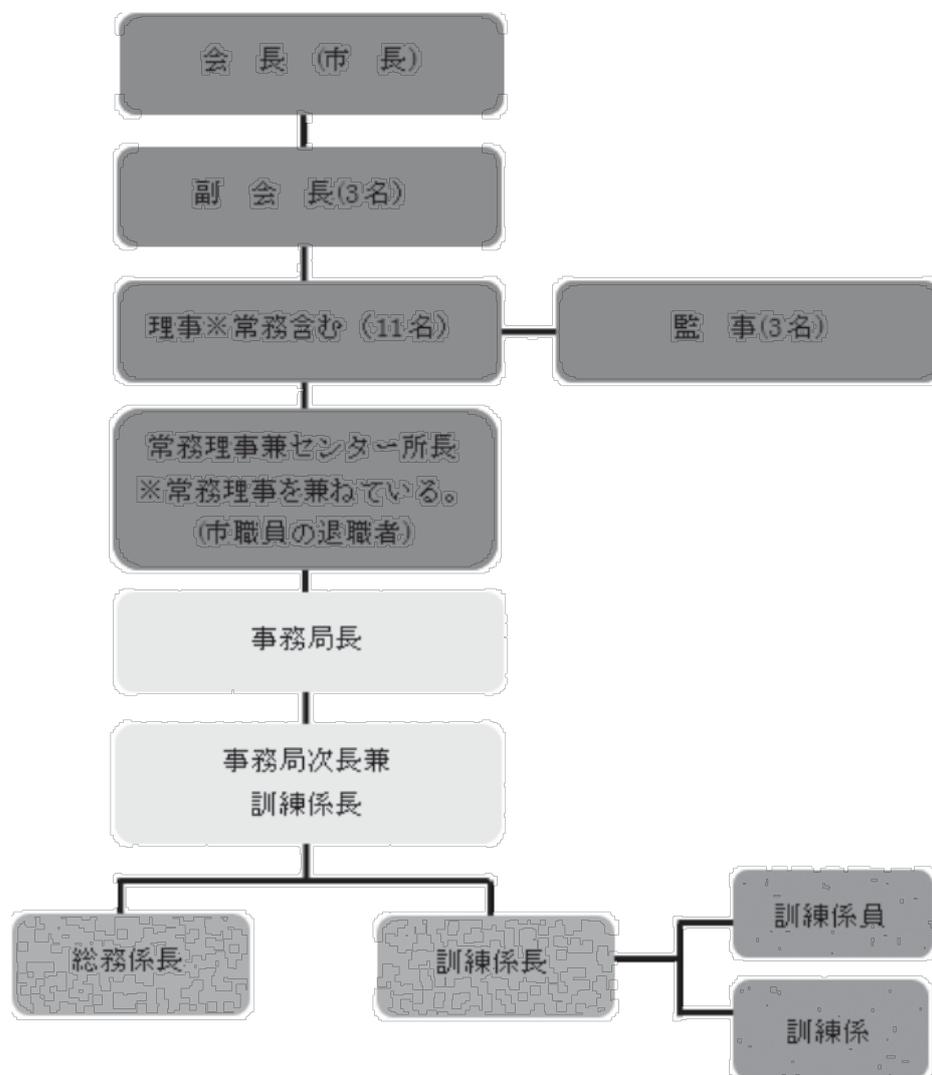
①役職員数

	人 数	備 考
役員	18名	内、副会長1名が市職員（商工観光労働部長） 内、常務理事1名が市職員の退職者
常勤職員	6名	内、職業訓練協会再雇用1名 内、嘱託1名
非常勤職員	1名	

②平均給与

区 分	金 額
常勤職員の内、正規職員	6,273 千円/年
常勤職員の内、嘱託職員	5,471 千円/年
常勤職員の内、再雇用職員	2,706 千円/年
非常勤職員	1,466 千円/年

(10) 組織図 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



(11) 財務状況 (単位:円)

①貸借対照表 (過去3期分)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
I. 資産の部			
1. 流動資産	59,632,800	54,980,021	30,353,312
2. 固定資産			
特定資産	161,623,725	151,064,725	130,528,235
その他固定資産	9,964,610	7,791,152	5,987,613
固定資産合計	171,588,335	158,855,877	136,515,848
資産合計	231,221,135	213,835,898	166,869,160
II. 負債の部			
1. 流動負債	41,115,852	43,632,720	22,496,242
2. 固定負債	161,623,725	151,064,725	130,528,235
負債合計	202,739,577	194,697,445	153,024,477
III. 正味財産の部			
一般正味財産	28,481,558	19,138,453	13,844,683
正味財産合計	28,481,558	19,138,453	13,844,683
負債及び正味財産合計	231,221,135	213,835,898	166,869,160

②正味財産増減計算書 (過去3期分)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	1,375,000	1,400,000	1,425,000
事業収益	89,928,471	68,960,897	66,320,875
受取補助金等	75,770,007	77,235,679	46,961,182
雑収益	2,461,452	1,557,851	1,391,711
他会計からの繰入額	5,943,522	0	0
経常収益計	175,478,452	149,154,427	116,098,768
(2) 経常費用			
事業費	77,309,817	72,195,566	66,802,237
管理費	103,242,019	97,860,966	66,488,940
経常経費計	180,551,836	170,056,532	133,291,177
当期経常増減額	△ 5,073,384	△ 20,902,105	△ 17,192,409

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
設備改良引当金取崩額	0	0	1,898,640
訓練機器引当金取崩額	0	0	0
財政調整引当金取崩額	10,000,000	11,559,000	10,000,000
経常外収益計	10,000,000	11,559,000	11,898,640
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	1
経常外費用計	0	0	1
当期経常外増減計	10,000,000	11,559,000	11,898,639
当期一般正味財産増減額	4,926,616	△ 9,343,105	△ 5,293,770
一般正味財産期首残高	23,554,942	28,481,558	19,138,453
一般正味財産期末残高	28,481,558	19,138,453	13,844,683

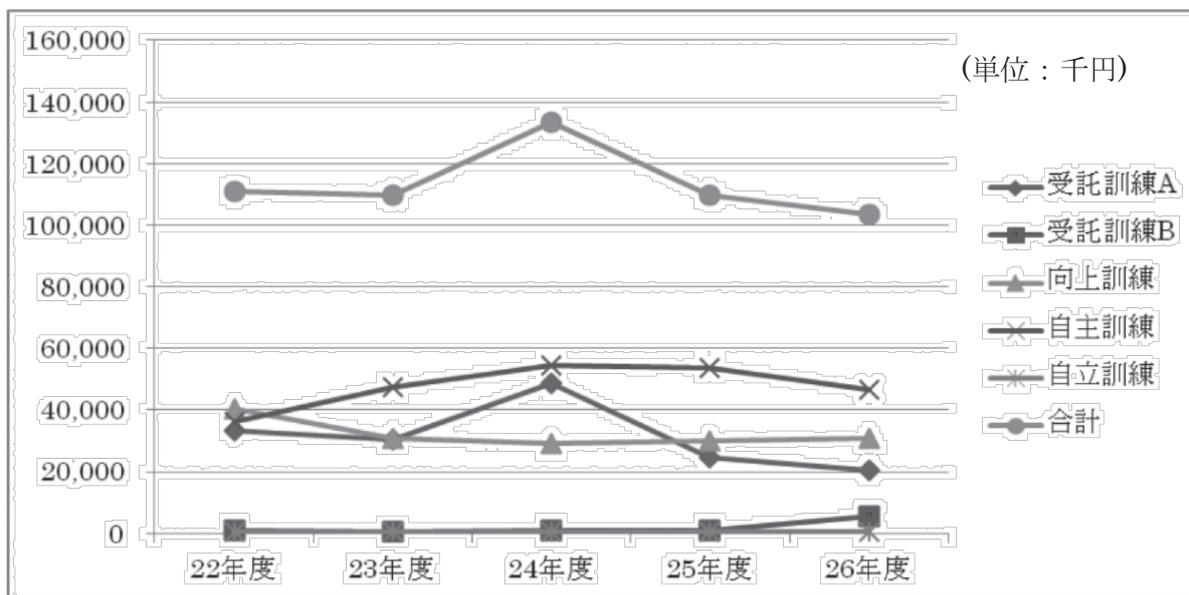
(12) 当協会の設立の経緯

昭和40年代前半、高度経済成長期へと移り労働力不足が深刻化する中で、技術革新に対応した技能者の養成が緊急な課題となっていた。これら労働市場の状況は久留米地域も例外ではなく、昭和45年5月、建設業界を中心とした有志20数名により、久留米市に職業訓練施設設置の要望がなされ、県、市、業界の間で設立に向け動き出した。そして昭和46年12月、久留米市主催による設立に関する説明会が開かれ、地元産業界に対して設立準備協議会への参加が要請された。

昭和47年4月に久留米市合川町の県立久留米専修職業訓練校に併設した施設が完成し、「久留米地区職業訓練センター」が久留米市を中心に17事業所・団体による任意団体として発足した。その後昭和49年10月、福岡県の認可を受け、「職業訓練法人久留米地区職業訓練協会」（当法人、以下同じ）が設立された。

その後は、事業主が労働者に職業訓練を受けさせる事業を推奨するため、厚生労働省所管の独立行政法人雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）が全国82か所に地域職業訓練センターを設置し、職業訓練法人等に運営を委託していた。久留米地域職業訓練センターは昭和55年に開館し、職業訓練法人久留米地区職業訓練協会が運営委託を受けて事業を実施してきた。しかしながら、平成20年12月に「雇用・能力開発機構の廃止について」が閣議決定され、職業能力開発業務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管することとなり、地域職業訓練センターは一律に廃止する方針が決定された。その後、地域職業訓練センターの設置及び運営については、建物の譲渡を希望する自治体等に対して譲渡されることとなった。久留米地域職業訓練センターにおいては、平成22年度末をもって久留米市に譲渡され、以降は当法人が久留米市と使用貸借契約を締結し、職業訓練を行っている。

(13) 過去5年の収入の推移



- ①受託訓練A：福岡県からの委託訓練で、求職者を対象とした公共職業訓練
- ②受託訓練B：企業、団体などの民間企業からの委託訓練及び検定試験
- ③向上訓練：職業能力開発促進法に基づく企業在職者訓練（福岡県の補助対象）
- ④自主訓練：一般市民、求職者等を対象とした訓練（久留米市の補助対象）
- ⑤自立訓練：障がい者の職業自立を促す訓練（久留米市の補助対象）

(14) 外観、館内、授業風景 等





2 検討事項、実施した監査手続き及び結果

(1) 理事について

①検討事項

- a. 意思決定機関（総会、理事会）の構成は適切か。
- b. 民間企業経験者を役員へ積極的に登用するなど、組織の硬直化を防いでいるか。
- c. 役員任期及び報酬は、事業等を考慮して適切か。
- d. 役員職務権限が明らかにされているか。
- e. 理事会への理事及び監事の出席率は適切で、理事会は十分に機能しているか。

②実施した監査手続き

- a. 過去3年間の役員名簿の閲覧
- b. 過去3年間の理事会議事録の閲覧
- c. 当法人担当者へのヒアリング

③結果（指摘、意見については3. 監査の結果において別掲する、以下同じ。）

- a. 意思決定機関（総会、理事会）の構成は適切か
 - i) 当法人の代表が非常勤であることについて（3. 監査の結果、(2) 意見①参照）
 - ii) 役員数の適切性について
当法人は職業人としての有為な人材を養成し、労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図ることを目的としており、そのためには幅広い業界等の意見を取り入れ、企業ひいては市民のニーズに合致した職業訓練等を行うことが不可欠である。平成27年3月31日現在において、18名が当法人の役員に就任している（理事15名、監事3名）が、いずれも各業界を代表する人材で構成され、上述した幅広い業界の意見を取り入れる必要性を鑑みると、適正な人数であるといえる。
 - iii) 非常勤理事が多数を占めることについて

理事等が各団体を代表する人材で構成されているため、非常勤理事が多数を占める（常勤1名、非常勤14名）ことについては必然である。各理事の理事会での発言や、理事会以外での業務の内容について当法人担当者にヒアリングしたところ、各業界のニーズに合った講座の提案や、当法人が実施する訓練における適切な講師の紹介など、非常勤理事ではあるが、当法人が各理事に期待している業務を各々執行している。当該現状を踏まえると、理事の構成について非常勤理事が多数を占めてはいるが、特に問題はないと判断している。

- b. 民間企業経験者を役員へ積極的に登用するなど、組織の硬直化を防いでいるか。
ほぼ民間企業経験者で構成されている。
- c. 役員任期、報酬は、事業等を考慮して適切か。
役員任期は2年、報酬は常勤の常務理事については3,970千円/年（市の給与基準に準拠）、非常勤の理事及び監事については5,300円/日（役員報酬規程第2条に準拠）である。
- d. 役員職務権限について明らかにされているか。
明らかにされている。
- e. 理事会への理事及び監事の出席率は適切で、理事会は十分に機能しているか。
理事及び監事の理事会への出席率は適切であり、理事会において各業界のニーズにあった講座の提案をする等、理事会として機能していることを確認した。

（2）職員について

①検討事項

- a. 事業を実施する上で、職員配置や定数管理について効果的に編成されているか。
また、営業経験者や事業目的に適った目的適合的な人を積極的に採用し、組織体制の強化がなされているか。
- b. 職員の定年制はあるか。
- c. 民間企業経験者、人材派遣及びパートタイマー等の多様な人材活用を行っているか。
- d. 職員の給与制度は適切か。

②実施した監査手続き

- a. 組織図、従業員名簿（職務も記載されている。）の閲覧
- b. 就業規則の閲覧
- c. 当法人担当者へのヒアリング
- d. サンプルを2件とり、給与規定どおり給与額が算定されているかの確認

③結果

- a. 事業を実施する上で、職員配置や定数管理について効果的に編成されているか。
また、営業経験者や事業目的に適った目的適合的な人を積極的に採用し、組織体

制の強化がなされているか。

(当法人回答)

厳しい経営状況の中、職員についても大幅な人件費削減を行っているところであり、その中でできる限りの業務を適切に行うための職員配置に努めている。

b. 職員の定年制はあるか。

一般職員の定年は60歳であるが、本人が継続雇用を希望した場合には会長が別に定める。嘱託職員の更新は、原則として年齢65歳を超えて行わないことを就業規則第11条により確認した。

c. 民間企業経験者、人材派遣及びパートタイマー等の多様な人材活用を行っているか。

従業員名簿を閲覧し、当法人にヒアリングを行ったところ、半数以上が民間企業経験者であるとのことであり、多様な人材を活用しているといえる。

d. 職員の給与制度は適切か。

市に準じた給与制度となっており、給与規定どおり支給されていることを(サンプルで2件)確認している。

(3) 市からの派遣、再雇用職員について

①検討事項

- a. 市職員の理事への就任は必要かつ適切か。
- b. 市職員の退職者の再雇用は必要かつ適切か。

②実施した監査手続き

- a. 商工観光労働部労政課担当者へのヒアリング
- b. 市職員の退職者で、現在及び過去における常務理事就任者の経歴書の閲覧

③結果

- a. 市職員の理事への就任は必要かつ適切か。

当法人の副会長に商工観光労働部長が就任している。定款第13条3項にその旨の記載があり、また現職の商工観光部労働部長を副会長としていることが、当法人の様々な業務を行ううえで有用であり、現状適切と判断している。

- b. 市職員の退職者の再雇用は必要かつ適切か。

商工観光労働部労政課担当者より「外郭団体等は、その設置趣旨上、市と密接に連携しながら公益事業を行う必要があり、併せて団体を円滑に運営する必要があるため、幅広い行政経験を有する市職員の退職者を求めている。久留米市では、このことを踏まえ、外郭団体等と連携しながら、退職者等の能力・実績等を考慮し、適任の市職員の退職者を推薦している。」との回答を得た。

過去3名の常務理事の経歴を確認したところ、それぞれ企業誘致推進、市の人事や商業振興などに携わっており、当法人のその時々の業務を行う上でその役割

を果たし得る人材の派遣との印象を受けている。その中でも平成20年4月の久留米コンピュータカレッジとの経営統合や平成24年3月における当該カレッジの閉校、その他職員数を段階的に減少させ、人件費削減に努めてきた経緯をみると、当法人のプロパー職員だけではその実行は困難だったように思える。また雇用創出を図る新事業等を行う際にも、市との連携がとれる人材が望ましいとの判断から、市職員の退職者の再雇用については現状適切と考えている。

(4) 組織管理について

①検討事項

- a. 会員名簿を適時に正確に作成しているか。
- b. 所管庁への届出が義務付けられている書類を期限内に提出しているか。
- c. 業務及び財務等に関する資料の公開体制は整っているか。
- d. 組織運営や事業推進に関する重要事項について、組織としての決定文書で決裁するなど、組織としての意思決定ルールを明確にしているか。また外部委託先、発注先の選定について、複数の事業者を比較するなどの公正に選定するための基準が定められているか。
- e. 総会や理事会等の議事内容を公開する体制は整っているか。

②実施した監査手続き

- a. 会員名簿の閲覧
- b. 消費税申告書、福岡県認定職業訓練助成事業費補助金関係書類、久留米市補助金申請書類の閲覧
- c. 当法人担当者へのヒアリング
- d. 組織としての意思決定ルールについてのヒアリング、ウォークスルー（1件）及び運用テスト（40件）の実施

③結果

- a. 会員名簿を適時に正確に作成しているか。
会員名簿の作成は適時かつ正確に作成されている。
- b. 所管庁への届出が義務付けられている書類を期限内に提出しているか。
(4) ②bの書類については、すべて期限内に提出されていることを確認した。
- c. 業務及び財務等に関する資料の公開体制は整っているか。
(当法人回答)
請求があった場合には、情報公開規定の定めるところにより決定する。
- d. 組織運営や事業推進に関する重要事項について、組織としての決定文書で決裁するなど、組織としての意思決定ルールを明確にしているか。また外部委託先、発注先の選定について、複数の事業者を比較するなどの公正に選定するための基準が定められているか。

- i) 組織としての意思決定ルールを明確にしており、その運用についてほぼ適切に行われていたが、一部見直しを要する事案があった。ii) 参照
- ii) 意思決定ルールの運用について (3. 監査の結果、(1) 指摘事項①参照)

(5) 財務について

①検討事項

- a. 財務数値は適正で、財務状況は悪化していないか。
- b. 予算と決算は乖離していないか。
- c. 市に対する財政依存は過度ではないか。
- d. 支出項目の見直しは定期的になされているか、業務の効率化は図られているか。
- e. 市からの補助金は適切か。
- f. 過剰な現預金、積立金等はないか。
- g. 現物財産に関する管理が適切になされているか。

②実施した監査手続き

- a. 貸借対照表の残高の正確性を確認するため、現金実査、預金の残高証明書との突合、固定資産実査、その他各残高の明細を入手し、ヒアリング及び必要に応じた証憑突合の実施。損益計算書の正確性を確認するため、元帳の閲覧、必要に応じた証憑突合の実施及び会計処理に問題がないかの確認
- b. 財務分析、予算と実績の差異分析の実施
- c. 現物財産の管理状況を確認するために切手、収入印紙の実査の実施
- d. 商工観光労働部労政課担当者、当法人担当者への質問

③結果

- a. 財務数値は適正で、財務状況は悪化していないか。
直近3年において、経常費用が経常収益を上回っており（経常増減額、平成24年度△5,073千円、平成25年度△20,902千円、平成26年度△17,192千円、
1. (1) 財務状況②正味財産増減計算書参照)、資金不足にならないよう過去に積み立てた財政調整引当資産を取り崩して、運営している状況である。ここ3年連続して約10,000千円ずつの当該引当資産を取り崩してきた結果、平成27年3月31日時点の当該残高が28,000千円となっており、現状のままではいずれ枯渇することが予想される。
- b. 予算と決算は乖離していないか。
予算と実績が乖離していることについて (3. 監査の結果、(2)意見②参照)
- c. 市に対する財政依存は過度ではないか。
当法人の存在意義、組織の継続性について (3. 監査の結果、(2)意見⑤) で併せて述べる。
- d. 支出項目の見直しは定期的になされているか、業務の効率化は図られているか。

委託費について（3. 監査の結果、（2）意見③参照）

e. 市の補助金は適切か。

平成24年度、平成25年度、平成26年度の決裁書（久留米地区職業訓練協会補助事業に係る実績報告及び補助金額の確定について）を確認したが、手続き上の問題はなかった。

f. 過剰な現預金、積立金等はないか。

設備改良引当資産77,000千円について（3. 監査の結果、（2）意見④参照）

g. 現物財産に関する管理について

切手、収入印紙については、実査を行い適切に管理されていることを確認した。

（6）組織運営について

①検討事項

a. 中長期的な事業計画を有しているか。

b. 自主事業を検討・実施しているか。

c. 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。

d. 利用者満足度の調査・分析を行い、その向上を図っているか。また、苦情解決に関する体制は整備されているか。

e. 職員間で定期的にミーティング、情報交換を行っているか。

f. 必要に応じて外部の有識者等の意見を聞いているか。また、職員向けの研修会を開いたり、外部研修会に参加させたりしているか。

g. 講座案内等の情報公開を、ホームページやパンフレット等の活用も含め、積極的に実施しているか。

h. 再委託の割合が高くなっていないか。

i. 外部の専門家（公認会計士等）による監査は行われているか。また、監事の監査が機能しているか。

j. コンプライアンス体制が確立されているか。

②実施した監査手続き

a. 担当者へのヒアリング

b. 関連資料の閲覧

③結果

a. 中長期的な計画を有しているか。

中長期的な計画については、当法人の存在意義、組織の継続性について（3. 監査の結果、（2）意見⑤）で併せて述べる。

b. 自主事業を検討・実施しているか。

福岡県や久留米市からの補助対象ではない受託訓練 B に力を入れている。受講者数はここ3年で6割増となっている。（1.（13）過去5年の収入の推移参照）

c. 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。

(当法人回答)

3次元デジタル化技術導入による中小企業処遇改善事業に新たに取り組んでいる。

d. 利用者満足度の調査・分析を行い、その向上を図っているか。また、苦情解決に関する体制は整備されているか。

(当法人回答)

満足度の調査・分析までは行っていないが、講座担当の講師を通じて受講生からの要望等を随時聞き取り、適切な対応に努めている。

e. 職員間で定期的にミーティング、情報交換を行っているか。

(当法人回答)

月に一回定期的なミーティングを行うとともに、日々の業務については随時意見交換を行っている。

f. 必要に応じて外部の有識者等の意見を聞いているか。また、職員向けの研修会を開いたり、外部研修会に参加させたりしているか。

(当法人回答)

企業訪問等を行いながら有識者等の意見は随時伺っている。また他地域の職業訓練協会との会合が本年よりスタートし、今後お互いの情報を有効に活用できるよう努めていく予定である。その他市主催の研修やジョブカード研修に職員を参加させている。

g. 講座案内等の情報公開を、ホームページやパンフレット等の活用も含め、積極的に実施しているか。

(当法人回答)

ホームページやダイレクトメール等により、情報公開を積極的に行っている。

h. 再委託の割合が高くなっていないか。

通常考えられる範囲内と判断している。

i. 外部の専門家（公認会計士等）による監査は行われているか。また、監事の監査は機能しているか。

外部の専門家（公認会計士等）による監査は行われていない。また、監事の監査において特に不備は確認できなかった。

j. コンプライアンス体制が確立されているか。

(当法人回答)

県や市が推進する暴力追放推進事業や人権問題研修等に積極的に参加し、各職員の共通認識を深めている。また、飲酒運転撲滅宣言企業に登録している。

(7) リスク管理について

①検討事項

- a. 法務リスクの管理は適切か。
- b. 個人情報保護の体制がとれているか。
- c. 公印の保管、使用は管理簿等により適切になされているか。
- d. 作成された文書は体系的に整理され、保管されているか。
- e. 出納業務は適切か。
- f. 文書管理や事務処理管理が諸規程に基づいて、秩序整然と実施されているか。
- g. 情報システムのリスク管理は適切か。

②実施した監査手続き

- a. 現金実査、金庫内実査
- b. 当法人担当者へのヒアリング
- c. 館内、事務局視察
- d. 各種資料の閲覧

③結果

- a. 法務リスクの管理は適切か。

(当法人回答)

反社会勢力への利益供与、情報漏えい、守秘義務、危機意識の欠落による業務上過失がないよう、対応策を講じている。

- b. 個人情報保護の体制がとれているか。

(当法人回答)

情報保護規程に基づき、適切に管理している。

- c. 公印の保管、使用は管理簿等により適切になされているか。

管理簿を作成しており、通帳と公印については常に別管理する体制を徹底していることを確認した。

- d. 作成された文書は体系的に整理され、保管されているか。

監査にあたって様々な作成文書を閲覧したが、体系的に整理され、適切に保管されていた。

- e. 出納業務は適切か。

ア. 現金について

経理規程第5条により、当法人に勤務する職員は出納職員を命じられたものとすることから、職員全員が現金出納事務を行い、同時に収入伝票及び領収書を発行する。経理担当職員が手元現金残高と収入伝票を毎日照合し、現金出納帳を作成して管理している。現金実査を行ったが、規程どおりに処理が行われていた。

イ. 預金について

入金については、銀行振込および郵便為替の入金事実を確認し、収入伝票を作成する。

出金については、各担当者が支出負担行為決定票を作成し、経理担当者が請求書と支出負担行為決定票を照合、口座の残高と振込金口座などを確認し、銀行振込を行っている。

ウ. 小口現金

i) 経理規程第 26 条に基づき、少額経費の支払に充てるため、10 万円を限度として小払資金を保管することができる。日々の支払及び入金状況を小口現金出納帳にて管理し、残高を照合の上、必要に応じて補充する。

ii) 小口現金の残高等に確認について（3. 監査の結果、(1)指摘事項②参照）

f. 文書管理や事務処理管理が諸規程に基づいて、秩序整然と実施されているか。

i) 監査にあたって様々な作成文書を閲覧したが、体系的に整理され、適切に保管されていた。

ii) 意思決定のルールの利用について（3. 監査の結果、(1)指摘事項①参照）

g. 情報システムのリスク管理は適切か。

(当法人回答)

パソコンデータについては、パソコン自体の施錠と機器保守会社とのウィルス等進入防止対策（ファイアーウォール）での二重防止体制をとっている。

(8) 存在意義について

①検討事項

- a. 設立の経緯、目的が不合理ではないか。
- b. 存在意義が失われていないか。
- c. 債務超過、重要な営業損失等、組織の継続性に疑義はないか。
- d. 法人形態が不合理ではないか。

②実施した監査手続き

- a. 関連資料の閲覧
- b. 過去 5 年の財務諸表の閲覧、分析
- c. 商工観光労働部労政課担当者、当法人担当者へのヒアリング

③結果

- a. 設立の経緯、目的は不合理ではないか。
不合理ではない。(1. (1 2) 設立の経緯参照)
- b. 存在意義が失われていないか。
当法人の存在意義、組織の継続性等について（3. 監査の結果、(2)意見⑤参照）
- c. 債務超過、重要な営業損失等、組織の継続性に疑義はないか。

当法人の存在意義、組織の継続性等について（3. 監査の結果、（2）意見⑤参照）

- d. 法人形態の不合理性
不合理な点はない。

（9）過去に行われた監査の措置状況について

①検討事項

- a. 過去の市監査委員監査における指摘及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。

②実施した監査手続き

- a. 過去の指摘事項等についての担当者への質問
- b. 関連資料の閲覧
- c. 適切に措置が行われているかの確認

③結果

- a. 過去の市監査委員監査における指摘及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。

過去の市監査委員監査において指摘された事項は、図書カードが簿外処理されていたこと、意見を受けた事項は決算時に預金残高を残高証明書で確認することであった。図書カードについては現在の所有はないが、受け入れ時に適切な処理を行う体制を整えている。また預金残高については、銀行より取得した残高証明書により確認されている証拠を確認した。適切に事後的措置を講じているといえる。

3 監査の結果

（1）指摘事項

①意思決定ルールの運用について

- a. 平成26年4月30日の取引であるアンチウィルスソフト（117,223円）の購入について決裁書が確認できなかった。その理由は、新規購入の際に決裁をとっており、年度更新であったため、決裁を受けなかったとのことであった。事務処理規程に照らせば、年度更新であっても決裁を受けるべきであったと思われる。今後は注意されたい。
- b. チラシ等の新聞折り込みについて、年間5,075千円の委託費を支出しているが、当該取引先との間に契約書が交わされていなかった。契約時に部数を確定できないため、年間総額での契約は難しいが、少なくとも単価契約は締結できるはずである。未然にトラブルを防止するためにも、今後は契約書をもって契約を締結すべきである。

②小口現金の残高等の確認について

小口現金について実査を行い、残高が適正であることは確認した。現在、小口現金の業務フローは、支出者が支出負担行為を行い、記帳担当者が記帳し、残高については日々当該担当者が確認をしている状況である。現金は会計上、内部統制上いずれにおいても重要な項目であり、その残高確認を一人の担当者に任せておくことは望ましいこととはいえない。残高及び現金の動きについて、日々責任者等の承認等を受けるべきである。

(2) 意見

①当法人の代表が非常勤であることについて

思うに法人等の代表が行うべき役割は、法人等の財政状態や経営成績について常に正確に把握し、その状況に応じた的確な対応を適時に行うことである。だとすれば、少なくとも会長は常勤者を配置することが望ましいといえる。

②予算と実績に乖離があることについて

予算と実績の乖離が3,000千円超の収益、費用を抽出している。

(単位:千円)

【平成26年度】

科目	予算	実績	差異
受講料収入	48,083	34,988	13,094
訓練受託収入	33,465	24,539	8,925
報償費支出	40,197	30,420	9,776
消耗品費	13,428	10,169	3,258
給与手当	39,828	33,897	5,931

【平成25年度】

科目	予算	実績	差異
受講料収入	51,860	37,652	14,208
訓練受託収入	46,666	24,638	22,028
報償費支出	46,774	32,969	13,805
消耗品費	15,674	10,042	5,632
給与手当	47,458	36,862	10,596

【平成 24 年度】

科目	予算	実績	差異
受講料収入	58,343	34,833	23,509
訓練受託収入	38,451	47,370	△ 8,919
報償費支出	44,679	37,424	7,254
消耗品費	16,029	11,000	5,028
修繕費支出	32,432	24,804	7,627

予算と実績について大きな乖離がみられる理由は、県の委託事業において委託を受けることができるかどうか不安定な要素があり、委託を受ける前提で予算を作成していることにある。ただ不安定要素があるとはいえ、3年連続で大きく予算と実績が乖離している現状は問題といえる。予算は事業を運営していくうえで重要な資料である。精緻な予算作成が望まれる。

③委託費について

広告チラシの折り込みのための支出額が年間 5,075 千円あり、金額的にも戦略的にも非常に重要な支出といえるが、当該支出について客観的なデータの集計、分析を行っていない。通常、広告については受講者に受講希望のきっかけとなった広告媒体についてアンケート等を取り、どの広告媒体が最も効果があるか把握している企業が多いと思われる。そのアンケート等の結果を踏まえて、効果がある広告については継続し、効果がない広告については、改善や廃止を行うものであろう。経営改善のためには、大きな支出を見直していくことも必要である。経営上の意思決定のための判断材料になるデータをとっておくことは非常に重要であるため、ぜひご検討いただきたい。

④設備改良積立金の積立について

平成 27 年 3 月 31 日現在において、設備改良積立金として 77,673 千円が計上されている。下表は当該積立金における取崩計画である。

(単位:千円)

計画している工事	金額
①全館ブラインド改修	3,000
②新館空調設備改修工事	7,000
③照明LED化	未定
④駐車場アスファルト工事	7,000
⑤受配電設備改修工事	3,000

計画上では、20,000千円分（未定分を除く）しか確認できず、ヒアリングで計画に記載している工事以外で防水工事（10,000千円）等があるとの説明を受けた。外郭団体の積立は、活用する前提があつてなされるはずである。77,673千円の当該積立金の正当性を主張するならば、さらに精緻な設備計画を作成する必要があると思われる。

⑤存在意義、組織の継続性等について

当法人は長年にわたり、地域の職業能力開発の中核機関として経済発展や雇用安定を図るため、職業人としての必要な職業能力の向上、技術革新等に対する新たな職業能力の開発、在職労働者を中心とした職業訓練の実施や地域住民を対象とした講座の実施を行ってきた。しかし、国の雇用対策の変化により各種民間学校等の職業訓練への参入やパソコン講座を実施する訓練機関等の増加もあり、現在受講者数は伸び悩んでいるのが現状である。

当該現状の中で、当法人の大きな存在意義としては市の行政課題の解決の一翼を担っていることが挙げられる。現在の市の行政課題の中に、地場でのものづくりの推進、女性の社会進出、待機児童問題の解消等がある。その先には市の雇用創出という目的があるが、採算を重視する民間の訓練機関等では実施できない事業も多く存在する。当法人では地場でのものづくりの推進のため、「3次元デジタル化技術導入による中小企業処遇改善事業」や、女性の社会進出のため、「女性の再就職応援セミナー事業」を現在行っており、今後も市の行政課題に迅速に対応できる体制が当法人には整っている。このような点を考慮すると、民間の訓練機関等とはその存在意義を異にしていると思われる。

上述した存在意義のもと、雇用安定等の地域社会のニーズに応えていくためには組織の継続が不可欠である。

直近3年において、経常費用が経常収益を上回っており、資金不足にならないよう過去に積み立てた財政調整引当資産を取り崩して、運営している状況である。ここ3年連続して約10,000千円ずつの当該引当資産を取り崩してきた結果、財政調整引当資産の残高が28,000千円となっており、現状のままではいずれ枯渇することが予想される。ただ、中長期事業計画書を閲覧したが、現状の分析は適切にできており、その課題と対応策についても非常に理解しやすいものであった（ex. 企業が人材育成をする余裕がない現状がある→企業に代わって当法人が人材育成を行う→多くの企業を訪問し、どのような人材育成を行っていくべきかの情報収集等ニーズの把握を行う等）。

その上で組織の継続のため、また外郭団体としての在り方について意見とさせていただきます。以下は以下の点である。

まず、この中長期事業計画書を実現可能な計画として数値化し、予算と実績の差異について随時分析を行うことを提案したい。この中長期計画事業書には、文書のみでの計画書となっており、数値目標が示されていないため、数値的な目標設定が必要と

思われる。数値的な目標は、多額の予算と実績の差異が出た場合にその原因を追及することで、今後の経営課題について有効な議論ができる重要な材料となり得るため、中長期計画書の数値化はぜひ実行していただきたいと考えている。

次に、予算の精緻化についての要望もここで改めてあげておく。当法人担当者に今後の計画についてヒアリングしたところ、平成28年度より事業収益等を実績ベースで計算した予算を作成しており、その予算上、財政調整引当資産を取り崩さない計画とのものであった。精緻な予算であればこそ実績との差異分析にも大きな意味がある。当該予算が精緻なものであるよう期待したい。

最後に、市の外郭団体としての当法人のあり方についての要望をあげる。今後自主訓練等について補助金の増額が見込めないことについて当法人関係者は十分に理解されている。いかに外郭団体として存在意義があっても、市の補助金に大きく依存した経営構造では、その存続について議論されてもやむを得ない。中長期事業計画書にもあったが、補助金対象ではなく、民間企業では受託が難しい自主事業等の充実を図り、当法人の自立化を可能なかぎり図っていただきたい。当法人の自主事業に必要な財源を確保し、その上で市の行政解決の一翼を担っていければ、市の外郭団体としてさらにその存在意義が大きくなるものと思われる。

10. 公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター

1. 概要

(1) 代表者

理事長 橋本 政孝 (久留米市副市長)

(2) 所在地

久留米市六ツ門3番地11くるめりあ六ツ門ビル6F

(3) 所管部署

商工観光労働部 労政課

(4) 沿革

旧労働省が昭和63年度に創設した「中小企業勤労者総合福祉推進事業」に基づき、勤労者に対して総合的な福祉事業を実施するために設立された。

平成6年4月1日	任意団体「久留米市勤労者福祉サービスセンター」設立
平成6年7月1日	事業開始
平成11年11月8日	社団法人久留米市勤労者福祉サービスセンターに名称変更
平成15年4月1日	小郡市、北野町、大刀洗町、田主丸町、吉井町、浮羽町の2市5町のエリアに拡大 「社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター」に名称変更
平成16年4月1日	八女市、筑後市、広川町にエリア拡大
平成17年4月1日	「財団法人大川三潞地区サービスセンター」を統合
平成21年4月1日	みやま市にエリア拡大 県南地域7市3町を事業エリアとして現在に至っている
平成25年4月1日	「公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター」に名称変更

(5) 設立目的

中小企業の勤労者・事業主・行政が一体となって勤労者に対する福利厚生等の各種事業を実施することにより、快適な職場環境づくりや優秀な人材の確保と定着更には勤労者の生活向上と中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的としている。

(6) 主な事業内容

- ①自己啓発・余暇活動支援事業（公益目的事業）会員の親睦交流、余暇活動や自己啓発を図るための事業
- ②健康維持増進事業（公益目的事業）会員の健康管理、健康増進のための事業
- ③生活安定事業（その他の事業）会員が生活のため必要な資金を受けた場合の利子の一部を補給し、生活安定のため、慶弔時に給付金を支給

(7) 市からの出資状況

市からの出資はない。

(8) 市からの財政支出

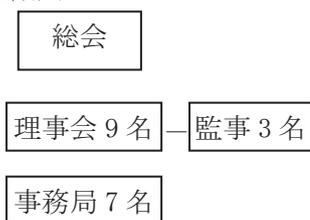
補助金 7,143千円（平成26年度）

(9) 役職員数及び組織図

①組織

平成27年9月1日現在

I. 組織図



II. 事務局体制（7名）

常務理事（兼）	総務主幹（嘱託）市職員退職者	1名
事務局長 市職員退職者（嘱託）1名	事務局次長（市派遣）	1名
	パート職員	3名
	臨時職員	1名

②事務分担

業務内容	主務者	補助者
①（公社）勤労者福祉サービスセンターの総括 （会員拡大及び総会、理事会、運営委員会に関すること）	常務理事兼事務局長	総務主幹
①事務局の総括、調整に関すること ②総会等の事務に関すること ③職員の任用に関すること ④予算・決算に関する総括 ⑤公益法人に関すること	総務主幹	事務局次長
①予算、決算、及び補助金に関すること ②経理及び会員管理の総括に関すること ③事業の企画及び実施の総務に関すること ④事業費・運営費の執行管理 ⑤会員ニュースに関すること ⑥特約指定及び保養所等の契約・協定に関すること ⑦文書管理及びその他庶務に関すること ⑧会員拡大及びセンターのPRに関すること	事務局次長	随時担当業務を決定
①経理事務に関すること（公益法人会計） ②事業管理に関すること ③共済給付及び会員管理に関すること	パート職員	全員
①内部事務の補助（事業に関する事務） ②来客及び電話の対応、その他	臨時職員	全員

(10) 財務状況 (年次推移表含む)

(単位：千円)

経常収益	平成26年度	平成25年度	平成24年度
特定資産運用収益	264	0	0
受取入会金	755	839	757
受取会費	138,992	138,304	134,413
事業収益	6,454	10,185	9,081
受取補助金等	7,143	7,846	8,134
受取負担金	11,247	11,147	26,278
雑収益	831	294	263
計	165,686	168,615	178,926
経常費用	平成26年度	平成25年度	平成24年度
事業費	167,695	168,770	163,553
管理費	3,972	3,858	7,103
(うち人件費)	(15,787)	(16,624)	(18,192)
計	171,667	172,628	170,656
収支差額	(5,981)	(4,013)	8,270

(11) 財務分析

【経常収益】

- ・特定資産運用益 遊休財産の運用
H26年度から大阪府の公債を売り、今は神奈川県公債
- ・受取会費 収入の84%
- ・事業収益 祝い金 (一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターに掛け金を払い、加入していた。掛け金が5600万円、実際給付が4200万円と委託する必要がないと判断しH26年度より変更。払戻金が500万円ほどある。
- ・受取補助金 毎年減少傾向である。他の自治体は、一旦久留米市に負担金として払ってもらい、要綱に基づき久留米市に申請しKSC自体には久留米市からのみ支給される。
- ・受取負担金 会員本人負担分である。H24年度から25年度にかけて大幅に減少したのは、映画チケットのKSC窓口での販売から会報誌に掲載するクーポン制へと変更したためである。

【経常費用】

- ・事業費
利用補助、主催事業費が会員への還元となっている。
- ・管理費
公益法人に移行前からの遊休財産を会員に還元しようということで事業費が多くなっている。

【評価損益】

- ・ 経常収入の特定資産運用益の神奈川県公債の評価損
- ・ 特定資産 8000 万円 投資有価証券 2000 万円
神奈川県公債 8000 万円 特定資産 利息 264 千円
(H27. 3. 31 現在保有) 2000 万円 有価証券

(1 2) 会員の定義及び推移

正会員の定義 (定款第 6 条)

1 号会員：この法人の目的に賛同して入会した福岡県南地域内に所在する構成員 5 人以上の事業所及び団体

2 号会員：この法人の目的に賛同して入会した前号に定める 1 号会員以外の事業所及び団体又は勤労者 (個人)

正会員を 1 号と 2 号とに分けたのは、サービス内容に差はなく総会での参加権があるのかわからないのだけである。現在では、1 号会員が全体の 8 割を占める。

平成 25 年度では 25 事業所が入会するも 75 事業所の退会があった。その理由は以下の通りである。

1 号会員 8 社 その理由 (事業所閉鎖 2、会社都合 2、利用しない 3、自社で対応 1)

2 号会員 67 社 その理由 (廃業退職等 35、利用しない 20、経費削減 3、その他 9)

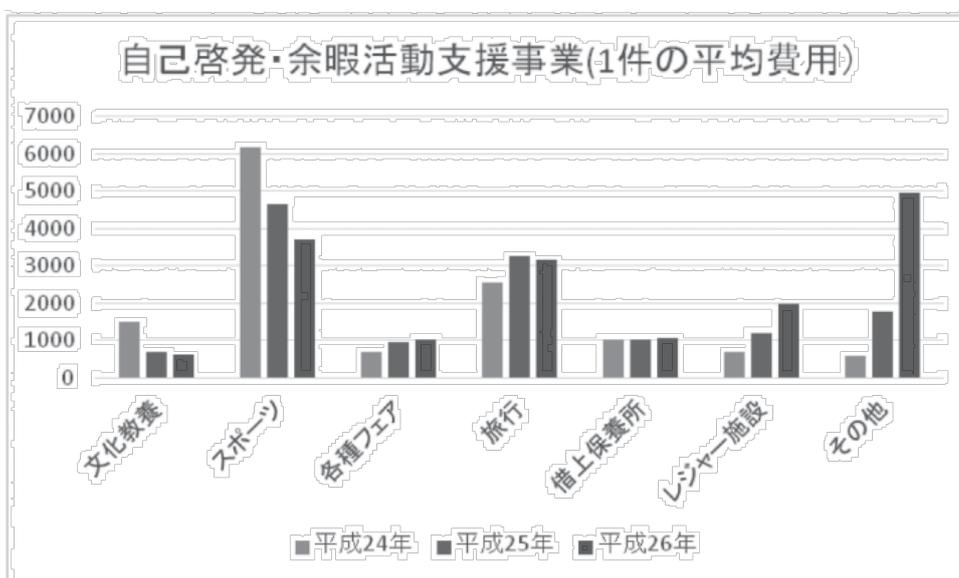
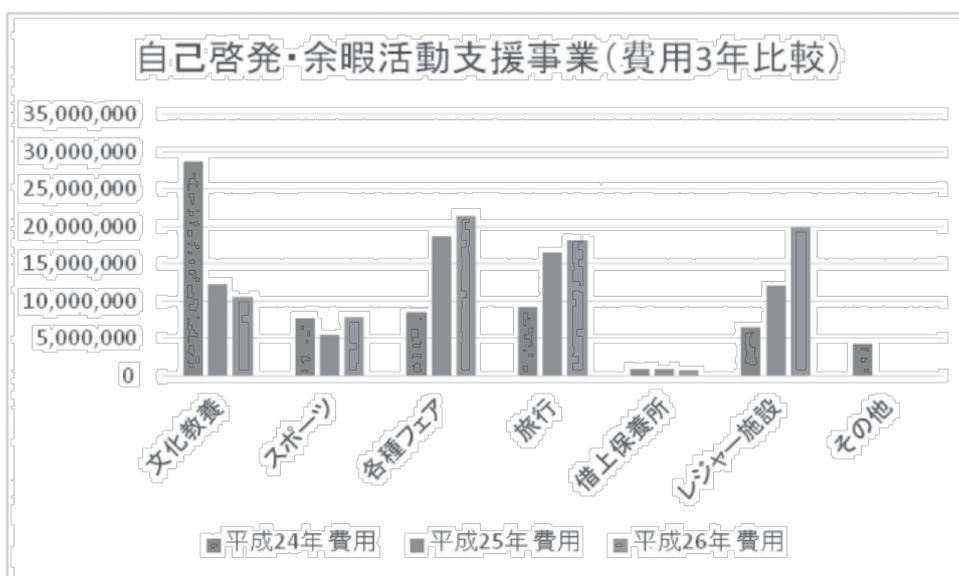
会員の状況					
	事業所数 (所)	会員数 (人)	増減 (人)	入会 (人)	退会 (人)
平成6年4月1日	115	1,202			
平成7年4月1日	191	1,881	679	922	243
平成8年4月1日	320	2,585	704	1,112	408
平成9年4月1日	414	3,283	653	1,041	388
平成10年4月1日	567	3,988	750	1,301	551
平成11年4月1日	648	4,512	524	1,272	748
平成12年4月1日	696	4,695	183	949	766
平成13年4月1日	755	5,273	578	1,353	775
平成14年4月1日	884	6,040	767	1,580	813
平成15年4月1日	967	7,480	1,440	2,430	990
平成16年4月1日	1,123	8,341	861	2,039	1,178
平成17年4月1日	1,530	11,263	2,922	3,927	1,005
平成18年4月1日	1,472	11,363	100	2,006	1,906
平成19年4月1日	1,423	11,385	22	2,026	2,004
平成20年4月1日	1,372	11,228	△157	1,596	1,753
平成21年4月1日	1,347	10,780	△448	1,631	2,079
平成22年4月1日	1,312	10,908	128	1,747	1,619
平成23年4月1日	1,277	11,119	211	1,516	1,305
平成24年4月1日	1,256	11,006	△113	1,588	1,701
平成25年4月1日	1,196	11,249	243	1,786	1,543
平成26年4月1日	1,177	11,384	135	1,606	1,471
平成27年4月1日	1,157	11,441	57	1,511	1,454
※ 事業報告は、平成23年度から基準日を年度末日に変更しています。					

(13) 事業分析

①自己啓発・余暇活動支援事業

- ・文化教養：コンサート展覧会助成、無料映画鑑賞会は1年間に4回程度
卸価格と会員負担額の差額を負担
- ・スポーツ：ホークスの年間チケット 希望が多ければ抽選

- ・各種フェア 今、一番力を入れている。
 地域の事業所と協力しながら、フェアを行っている。まるごと九州を楽しもう
 他のサービスセンター、九州沖縄地区中小企業福祉共済団体協議会（K-net）と協力しながら行っている。「まるごと九州を楽しもう」
- ・レジャー施設 年間契約の他に、特別助成期間の契約をする。
 ハーモニーランド無料やハウステンボス半額以下など



3年比較を見られたい。文化教養について 会員に対する事業内容を大きく変えた。H24年度は映画のチケットを提携館で使えるチケットをK S C窓口で販売していたがH25年度は会報誌に割引券（クーポン）を載せる方法に変えた。会員へのチケット引渡しを代引き郵便に変更して、事務を効率化した。

一方ヒアリングでは平成 25 年度は旅行宿泊補助や各種フェアに力を入れたとしているが、1件当たりの平均費用に影響はない。

自己啓発より余暇活動がメイン。約半分。

各種フェア パン、スイーツ、うどんなどに力をいれて充実させたい。

会員だけでなく、県南地域全体の活性化。

旅行宿泊補助は一泊の助成金額 2500 円を 4000 円に増額した。

利用が偏っていたため、その他の部分に計上されている駐車場に対しての補助をやめた。

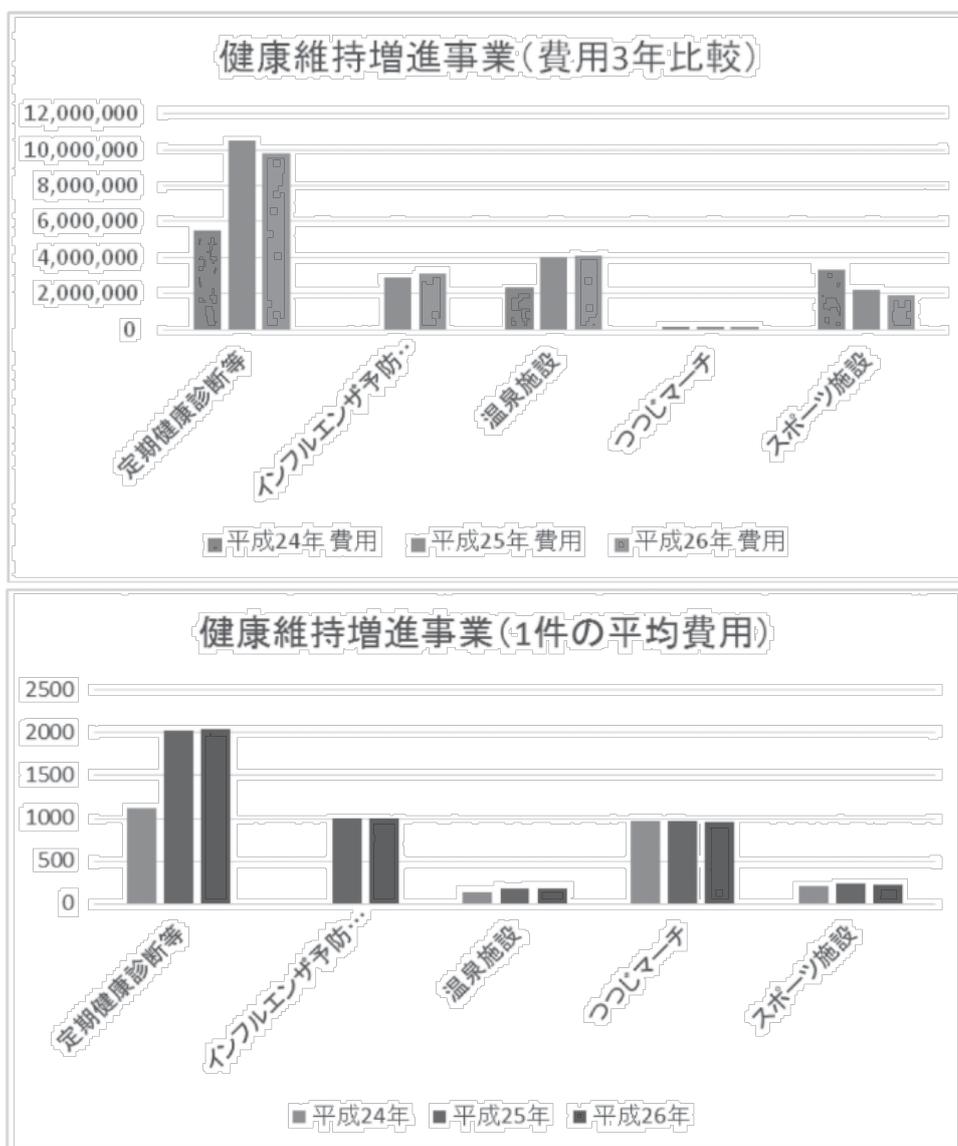
KSC ガイドブックと KSC ニュース（会報誌）を会員全員に配布して、利用促進を図っている。

H24 年度と H26 年度とを比較するとレジャーが 3 倍 旅行宿泊補助が 2 倍

H26 年度その他で 1 件の平均費用が高くなっているのは、新春お年玉クイズでクオカードを会員へ提供したためである。

②健康維持増進事業

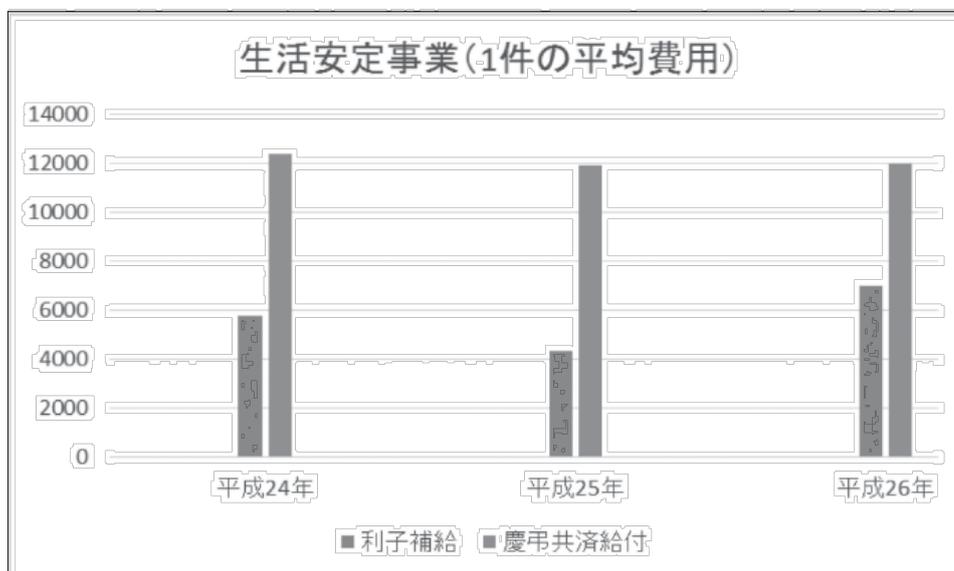
定期健康診断等、インフルエンザ予防接種、温泉施設、つつじマーチ、スポーツ施設



定期健康診断については、受給者1人につき1,000円をH25年度から2,000円に助成額を増加した。

③生活安定事業

生活資金融資のための利子補給、慶弔共済給付



慶弔関係については申請に応じて会員登録時の個人情報と照合し、給付している。1件当たりの平均負担費用は、他の事業と比べて12,000円と高く当センターの主要な事業となっている。

④その他

- ・九州沖縄地区のサービスセンターでK-net を作り、共同事業を展開
- ・KSC ニュースは、2ヶ月に1回会員に配布している。

(14) 法人内容の補足

①入会

ア 原則として、福岡県南地域内の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主

イ 福岡県南地域内に居住し、福岡県南地域外の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主

ウ その他理事長が適当と認めた者

②会費等

会費 会員1人 月額 1,000円

入会 入会時に1名につき 500円

(ただし、7市3町以外の事業所は、1名につき1,000円)

- ・入会金の額を分けているのは、事業所所在の自治体から補助金をもらっているかいないかの違い
- ・より多くの会員に平均的にサービスを提供したい。そのため、サービスを多角化している。サービスに満足されないと、退会されてしまい、収入源である会費収入に影響が出る。

③その他

- ・H29年度を目安に遊休財産を7000万円くらいまでに減らしていく。
- ・公益事業の費用は総費用の50%以上が基準 現在は67%くらい。
- ・中長期的事業計画というよりも単年度予算を立てている。
- ・主催事業費の仕入は、チケット業者からの卸価格であり、会員には割引価格で販売している。したがって、通常価格と卸価格の差がチケット業者負担、会員からもらう割引価格が収益に計上される。
- ・利用補助費は、利用した施設、展覧会等の利用実績に応じた補助額枚数に応じて請求される場合と、固定で負担するものがある。
- ・会員利用満足度、クレーム対応。プレゼント応募の際に要望等書いてもらう。ツアーの際に、アンケート等で回答してもらう。応募の倍率で取捨選択している。
- ・パンフレットのデザイン等はデザイナーに依頼している。
K-net を通じて発注していて、契約自体はK-net で行っている。
- ・外部の有識者の意見を聞く機会は特に設けていない。
- ・(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターでの研修、情報交換会に参加している。年間2回程度(総会、研修2回)
- ・K-net 年間3回から4回(総会、事務局長会議、実行委員会など)

2. 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

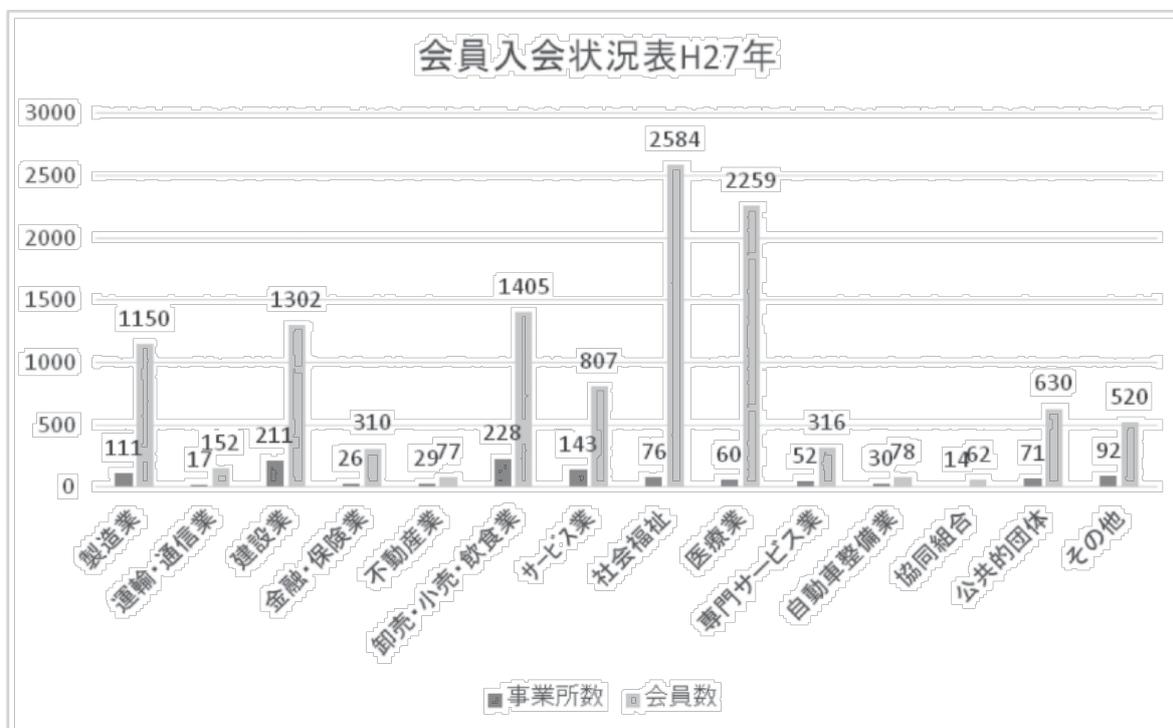
①加入促進への課題

ア. 会員獲得に偏りがいないか。

福岡県では、久留米広域と福岡市だけに勤労福祉のための公益法人が存在している。久留米が広域なのは、平成15年に2市5町にエリアが拡大したことに端を発して、現在は7市3町のエリアを事業区域としているためである。ただし、自治体からの補助金は一旦久留米市に集中した後、当社団に補助金として振り込まれ運用されている。今後は柳川市、大牟田市をいずれ取り込みたい方針である。そこで注目したいのはここ数年事業所が減少する中で、広域という傘の下で会員増大に偏りがいないだろうかということである。業種別会員状況では、社会福祉・医療業だけで130事業所余りで4700人を超え全体の4割を超えている（会員入会状況表参照）。

1. (12) 会員の定義及び推移での退会理由から、事業所閉鎖などの理由が全体の49%で圧倒的に多いが、その他はある意味当法人の事業を利用するインセンティブが低いからといえる。

例えばゴルフに関しての優待がなくなったら、それに伴い辞めた人が多い。また、総会への参加権のない2号会員へのインセンティブはより低くなっているから幅広く会員への福利厚生充実への配慮ももっと検討すべきではないだろうか。



イ. より柔軟な会員加入促進ができないか

現状では、

- ・年間借り上げ保養施設を K-net で借りる。
- ・各地の宿泊施設は現地の K-net 加入のサービスセンターに交渉してもらい、K-net みんなで使う。
- ・K-net として契約した施設の中から選んで会員に提供するか決める。
- ・施設から卸価格で出してもらって、その卸価格を会員に負担してもらう。
- ・会員以外の人が使っていないかを確認する。
- ・当法人はホークス年間シートを購入している。30 席程度なのでクライマックスや日本シリーズなどのプレミア券も優先的に購入が可能である。
- ・うどんフェアなどの各種イベントを行っている。

したがって、K-net のスケールメリットを活かして、さらなる共同事業を行い、魅力あるサービスを提供し、会員への加入促進につなげる必要がある。

久留米公域勤労者福祉サービスセンターと久留米観光コンベンション国際交流協会との連携を図り、つつじマーチの会員への割引、久留米シティプラザが出来れば、久留米観光コンベンション国際交流協会との連携も考えられたい。例えば、久留米観光コンベンション国際交流協会と組んでうどんフェアとかの際に PR するなどすると加入促進が図れるのではないかと推察する。企画毎の収支とか、利用割合とかチケットの管理するのはもちろん大事であるが特にうどんフェア等は地場企業と連携して会員を優先するなど様々な趣向を検討することも可能ではないだろうか。

さらには、商工会議所との情報交換や筑後と八女の雇用問題促進協議会と連携し加入促進を深耕することも必要ではないか。

ウ. より積極的な広報方法が必要ではないか。

現在では、

- ・久留米市で商工ニュースを出しているののでそこに掲載してもらう。
- ・現在の会員からの紹介を期待して、センターのチラシを現在の会員に配っている。
- ・口コミが中心となっている。紹介してもらったら入会者 1 名につき 1000 円（上限あり）の報酬を支給することによって紹介を促進している。
- ・2 ヶ月に 1 回ニュースを発行している。パンやうどんなどのフェアを始めた。
- ・（一社）福岡県中小企業家同友会と覚書を締結し、加入促進活動を協力して行っている。

このような情報発信だけでは事業内容が十分周知されていないのではないだろうか。利用者間に格差が生じていないだろうか。

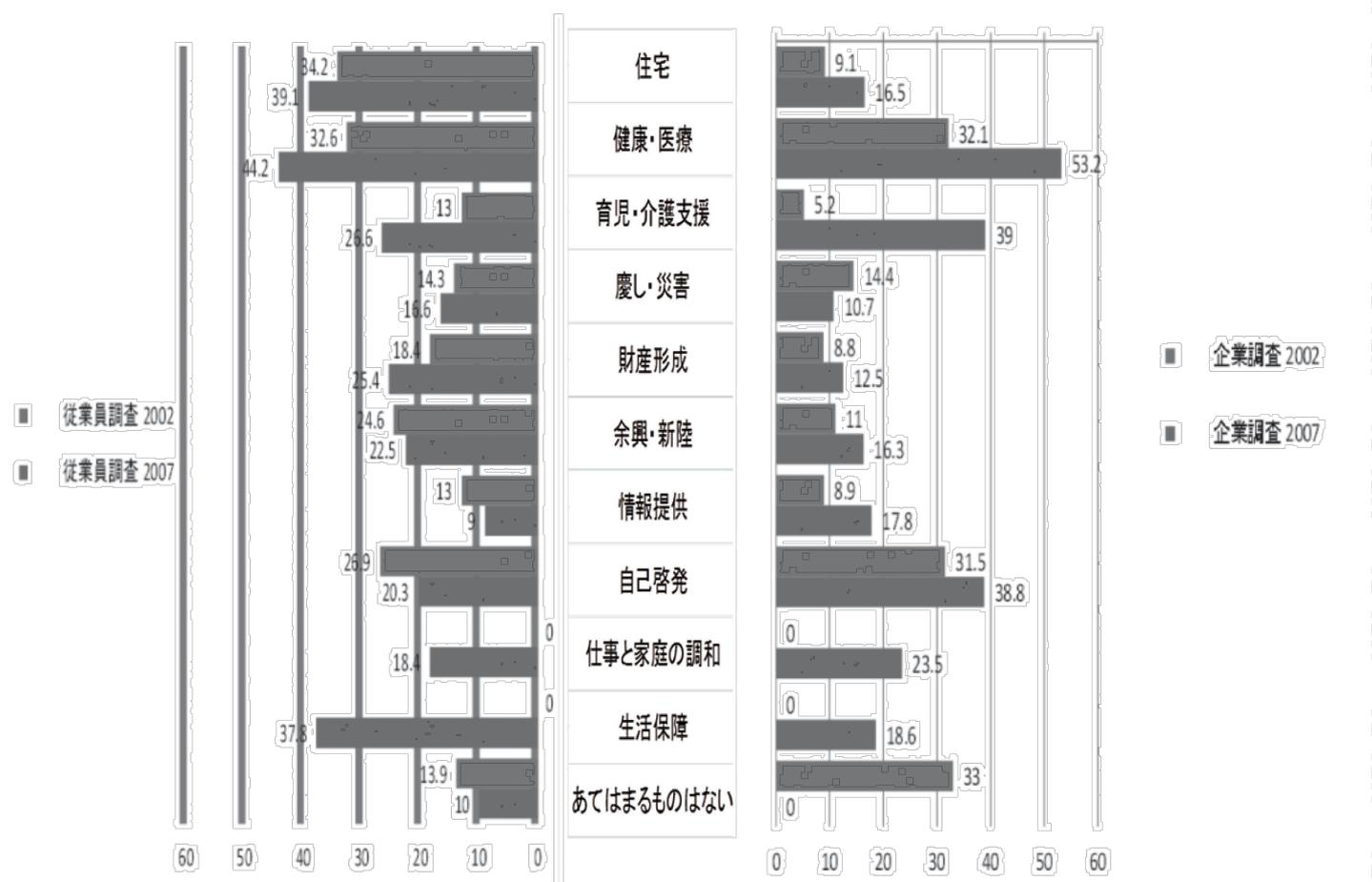
ガイドブックも HP に掲載されているが、判読するのに煩雑ではたして会員が利用しやすく作成されているだろうか。例えば、給付制度に関しては、弔時慶時で明確に判断できるので比較的に利用しやすいが、クーポンなどの割引制度を活用するとき会員であることのメリットがより大きいものはどんな時かあるいは魅力的な場所などは相談なくして判断できない

のではないかとと思われる。また、会員などからのHPについての効果測定がされていないし、会員からのよかった悪かったなどの意見などのフィードバックなどもなされていない。

②当法人の存在意義についての検証

設立趣旨からして、勤労者に対する福利厚生等の各種事業を実施するとある。ところで厚生労働省が毎年実施している「就労条件等総合調査」や日本経団連の実施している「福利厚生費調査」を参照すると、事業者と勤労者とのニーズの乖離が見られる（次頁参照：近年の福利厚生の現状と今後の方向性での重点分野の乖離 西久保浩二山梨大学教授著）。そこでそのギャップを埋めるのが当勤労者福祉サービスセンターではないだろうか。なぜなら、大企業ですら福利厚生を総合型アウトソーシングとして従業員選択型のカフェテリアプランを採用しているにもかかわらず、中小零細企業では当然そのような余力はないからである。当法人へのヒアリングでは、民間企業も同種事業を行っているが、民間企業は大企業向けかつ収益性のみ考慮されているのに対し、当法人ではきめ細やかさ、小回りで優位性があるということであった。しかし、家計での負担感の大きい「住宅」や高齢社会を迎えて社会保障への不安が高まる中で「生活保障（医療、年金、介護）」への関心は高まるばかりであるのに、当センターでは、将来補助金なしで運営されるという計画があるのであるなら、この労使ギャップを埋める対応こそが、会員にとってより魅力的なものにし、ひいては地域経済に貢献するものといえるのではないだろうか。

重点の乖離



1 1. 公益社団法人 久留米市シルバー人材センター

1 概要

(1) 代表者

理事長 村松正文

(2) 所在地

(本 部) 久留米市西町 8 7 3 番地 7

(東部出張所) 久留米市善導寺町飯田 6 0 1 番地 1-2

(西部出張所) 久留米市三潞町玉満 2 3 1 2 番地 1

(3) 所管部署

商工観光労働部 労政課

(4) 設立年月日

昭和 5 5 年 7 月 1 日

(5) 設立目的

高齢者の臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保、提供などにより就業その他の多様な社会参加活動を援助し、生きがいの充実、福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(6) 主な事業内容

臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務に係る就業する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し提供することなど

(7) 市からの出資状況

市からの出資はない。

(8) 市からの財政支出

補助金 37,986 千円、業務委託 287,688 千円 (平成 26 年度)

(9) 職員数

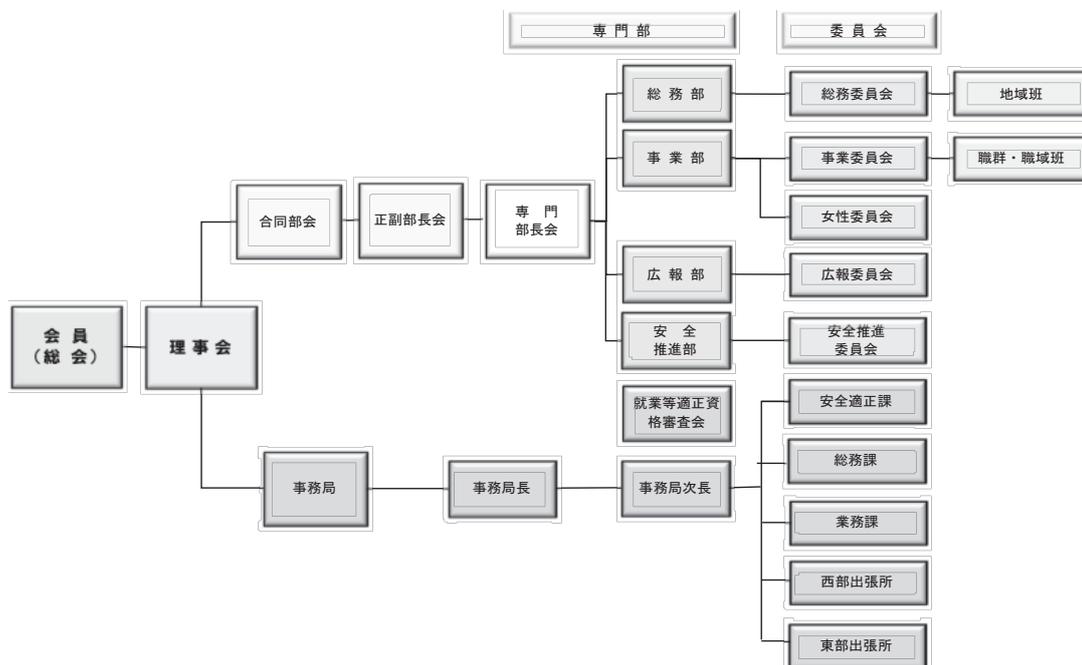
平成 26 年度 24 名 (うち市職員退職者 3 名)

(10) 平均年収

6,353 千円 (一般職員 5 名の平均額)

(11) 組織図

図1



(12) 財務状況

図2

公益法人は正味財産増減計算書

貸借対照表	金額(千円)			損益計算書	金額(千円)		
	26年度	25年度	24年度		26年度	25年度	24年度
総資産	147,883	140,743	138,099	総収入	713,258	701,910	704,325
負債 (うち有利子負債)	72,061	70,446	70,675	(うち補助金・委託料)	325,674	304,232	310,847
純資産	75,821	70,296	67,424	経常損益	5,524	2,872	2,788
利益剰余金	75,821	70,296	67,424	当期損益	5,524	2,872	2,788

※純資産：正味財産合計、利益剰余金：一般正味財産

※総収入：売上高＋営業外収入＋特別利益、経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額

(うち補助金・委託料)：久留米市からの金額

経常損益：当期経常増減額、当期損益：当期一般正味財産増減額

(13) 会員数及び会員の平均年齢

図3

会員数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男	1,041	986	946	944	899
女	495	455	428	396	370
合計	1,536	1,441	1,374	1,340	1,269

図4

会員の平均年齢	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男	70.1	70.4	70.7	71.0	71.5
女	70.0	70.5	70.6	71.1	71.7
平均	70.0	70.4	70.7	71.0	71.6

(14) 年会費 3,000 円

(15) シルバー人材センターの歴史について

昭和 55 年 4 月、「久留米市高齢者福祉事業団」が 94 名の会員によって設立された。昭和 55 年 7 月、この団体は労働省（当時）の提唱する「シルバー人材センター構想」の中で「高齢者能力開発事業」という国の補助対象事業となり、名称も「久留米市シルバー人材センター」となった。九州においては、久留米市が最初のシルバー人材センターを設立したことになる。

シルバー人材センターの由来は、昭和 50 年 2 月に東京都江戸川区で設立された「江戸川区高齢者事業団」であると言われている。これは元東京大学総長であった故大河内一男氏が構想、提唱した「高齢者自らの手で高齢者福祉を獲得する新しいシステム」が日本で初めて組織的に動き始めたものである。

国も、昭和 55 年から高齢者に対する任意的な就業機会を提供する団体を育成する自治体に対し、国庫補助を行うようになった。これを契機に「高齢者事業団」などの名称は「シルバー人材センター」と統一され、事業が更に拡大されていった。

昭和 61 年に施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、シルバー人材センターは法的に認められた団体となり、平成 8 年の同法改正によりシルバー人材センターは、新たに都道府県ごとに指定される「シルバー人材センター連合会」の活動拠点として位置付けられた。平成 26 年度現在、全国で 1,304 センター、九州で 205 センター、福岡県内では 42 センターが存在する。（公社）福岡県シルバー人材センター連合会のもとで、福岡県下の 42 センターは 4 つのブロックに分けられ、各ブロック内の連携をとりながら研修会を行うなど情報交換を行っている。久留米市シルバー人材センターは、筑後ブロックに所属し、同ブロック 12 センターの中心として活動している。平成 25 年 4 月 1 日から公益法人改革により社団法人から公益社団法人に組織変更し、現在に至っている。

(16) シルバー人材センターのしくみについて

シルバー人材センターは、原則 60 歳以上の高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともにボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する法人である。

センターは、地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行する。仕事の完成は、契約主体であるセンターが負うことになる。仕事の内容によっては有料職業紹介事業や一般労働者派遣事業により実施することになるが、久留米市シルバー人材センターでは平成 26 年度から一般労働者派遣事業に着手した。ここで、センターの会員になるためには、センターの趣旨に賛同し入会の手続きをとることが必要である（年会費 3,000 円）。また、センターから受託事業による仕事の提供を受けた会員

は、契約内容に従ってその仕事を実施し、仕事の内容と就業実績に応じて配分金（報酬）を受取ることになる。

（17）シルバー人材センターの取扱う業務について

シルバー人材センターの取扱う業務は次のように分類される。

図5

1 技術分野	パソコン講師、高度なコンピュータ操作など
2 技能分野	植木剪定、大作業など
3 事務整理分野	毛筆筆耕、賞状書き、一般事務など
4 管理分野	屋外施設管理、駐輪場管理など
5 折衝外交分野	パンフレット配布、集金、配達など
6 軽作業分野	除草、草刈、公園清掃など
7 サービス分野	家事手伝い、外出の付き添いなど
8 その他	平成26年度は、介護実習のモデル料であった。

ここで、久留米市シルバー人材センターにおける「受託事業収益」の金額と件数の推移は以下のとおりである。

図6

分野	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	契約金額	件数(件)	契約金額	件数(件)	契約金額	件数(件)
①技術	6,644,086	74	6,831,261	78	7,385,025	129
②技能	80,489,387	2,785	85,512,412	2,926	85,833,234	2,881
③事務整理	2,151,512	196	2,633,853	210	2,297,283	213
④管理	247,268,543	1,570	241,957,675	1,566	257,551,683	1,566
⑤折衝外交	2,286,791	69	2,150,973	67	2,585,908	62
⑥軽作業	256,267,994	10,307	253,705,180	10,403	250,033,153	10,258
⑦サービス	55,360,536	1,546	54,132,067	1,548	55,583,056	1,778
⑧その他	13,200	3	26,400	6	27,144	6
合計	650,482,049	16,550	646,949,821	16,804	661,296,486	16,893

図6から見て分かるように、通常の企業の売上高にあたる受託事業収益は、約650,000千円ほどで推移している。平成26年度で内訳を見ると④管理分野が257,551千円で最も多く、全体の38%を占めている。管理分野の具体的内容は、学校や駐輪場、マンション等の管理業務である。次に、⑥軽作業分野が250,033千円で、全体の37%である。これは除草、草刈、公園の清掃等の業務である。続いて、植木剪定、大作業等の②技術分野が85,833千円（全体比12%）、家事手伝い、外出の付き添い等の⑦サービス分野が55,583千円（全体比8%）である。

分野ごとの金額や金額割合は、過去3年間ほぼ安定的に推移しており、④管理分野と⑥軽作業分野が久留米市シルバー人材センターの主要な収益源になっている事が分かる。

(18) 年度別損益について

正味財産損益計算書（要約版）の推移は以下のとおりである。

図7

		(円)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	特定資産運用益	5,571	6,943	7,801
	受取会費	4,923,000	4,688,000	4,445,000
	受託事業収益	650,482,049	646,949,821	661,296,486
	受取補助金	46,686,000	46,601,445	46,866,000
	受取助成金	1,800,000		
	受取業務受託収益	56,026	2,892,389	155,946
	雑収益	373,225	772,334	487,660
		経常収益計	704,325,871	701,910,932
支出	事業費	688,024,996	685,470,914	693,528,048
	管理費	13,512,058	13,567,318	14,206,352
		経常費用計	701,537,054	699,038,232
	当期経常増減額	2,788,817	2,872,700	5,524,493
	経常外収益	100		
	経常外費用	0	0	2
	当期一般正味財産増減額	2,788,917	2,872,700	5,524,491
	正味財産期末残高	67,424,143	70,296,843	75,821,334

平成26年度の経常収益計は713,258千円、経常費用計は707,734千円である。よって、差額の当期経常増減額は5,524千円となる。経常収益の金額の92%が、先ほど図5で詳細を確認した受託事業収益である(661,296千円)。また、受取補助金は46,866千円であり、経常収益の6%である。会員から徴収する受取会費の額は4,445千円であり、経常収益の0.6%となっている。

ここで、経常収益の大部分を占める受託事業収益は、後に図12で示すように正味財産増減計算書内訳表では①受取配分金、②受取材料費等、③受取事務費の小科目に分類される。ここで、①受取配分金は、業務を行った会員に配分される金額であり、②受取材料費は、業務を行うためにかかった材料費等の金額である。残りの③受取事務費が通常の企業であれば粗利益に相当する金額になると考えられる。

この分類による受託事業収益の推移はこのようになる。

図8

		(円)		
受託事業収益		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①	受取配分金	567,369,405	564,393,126	572,333,679
②	受取材料費等	20,095,566	21,046,571	23,434,982
③	受取事務費	63,017,078	61,510,124	65,527,825
	合計	650,482,049	646,949,821	661,296,486

平成26年度の受託事業収益661,296千円のうち、①受取配分金は572,333千円である。よって、受託事業収益の86%は業務を行った会員に配分している。また、②受取材料費等は23,434千円であるがこれはかかった材料費等の費用弁償分である。そして残りの③受取事務費は65,527千円であり、受取事業収益の約10%である。これらの金額や割合は過去3年間ほぼ同じ水準で推移している。

後に図 12 で示す正味財産増減計算書内訳表では①受取配分金 572,333 千円、②受取材料費等 23,434 千円と同額が、経常費用の事業費の区分に①〃支払配分金、②〃支払材料費等として計上されている。このことから、差額の③受取事務費 65,527 千円は、粗利益に相当する金額である事が分かる。①受取配分金と②受取材料費等は変動費であるから、③受取事務費は限界利益を表しているとも言える。よって、限界利益率を約 10% として将来の利益計画をたてていく事が可能であると考ええる。

(19) 市の財政支出について

シルバー人材センターの受取補助金と、受託事業収益の金額の推移は以下のとおりである。

図 9

	(円)		
受取補助金	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連合交付金	8,700,000	8,700,000	8,880,000
久留米市補助金	37,986,000	37,901,445	37,986,000
合計	46,686,000	46,601,445	46,866,000

図 10

	(円)		
受託事業収益	平成24年度	平成25年度	平成26年度
久留米市	272,861,727(42.0%)	266,330,947(41.2%)	287,688,231(43.5%)
民間	377,620,322(58.0%)	380,618,874(58.8%)	373,608,255(56.5%)
合計	650,482,049(100%)	646,949,821(100%)	661,296,486(100%)

平成 26 年度における久留米市からの補助金は 37,986 千円であり、受託事業収益のうち久留米市との随意契約によるものは 287,688 千円である。

これらを合計すると 325,674 千円となるが、過去 3 年間、同水準の金額が久留米市からシルバー人材センターに支出されている。

久留米市からの受託事業収益 287,688 千円を、業務分野ごとに分類すると次のようになる。

図 11

分野	金額 (円)	件数
①技術	3,893,654	36
②技能	11,132,439	47
③事務整理	575,804	52
④管理	199,495,122	1,263
⑤折衝外交	578,130	12
⑥軽作業	49,820,797	959
⑦サービス	22,192,285	186
⑧その他	0	0
合計	287,688,231	2,555

このように、久留米市からの受託事業収益のうち 69%にあたる 199,195 千円は、④管理分野から生じている。具体的には市内の小中学校や体育館、自転車駐輪場等の管理である。これらの業務は、指定管理制度を利用する事ができるものもあると考えられるが、「高齢者の臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保、提供」というシルバー人材センターの目的の公益性に鑑みて、随意契約を結んでいると思われる。

随意契約を締結する際には、毎年度、久留米市に見積り書を提出し金額の見直しを行っている。契約金額は、業務ごとの時給に業務時間を乗じて算出している。時給は、県の定める最低賃金は上回るように考慮され、業務ごとに定められている。

また、久留米市の補助金の決定も、新年度が始まる前に久留米市に予算書を提出し、前期と比較し増減額が大きい費目を中心に説明を行い、決定されている。

続いて、(公社)久留米市シルバー人材センターの正味財産増減計算書内訳表を確認していく。

(20) 正味財産増減計算書内訳表 (平成26年度)

図12 正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表 (損益計算ベース)				
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで				
(単位:円)				
科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	高齢者の就業機会確保及び提供、社会参加推進事業			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	7,801	0	0	7,801
特定資産受取利息	7,801	0	0	7,801
受取会費	2,222,500	2,222,500	0	4,445,000
正会員受取会費	2,221,500	2,221,500	0	4,443,000
特別会員受取会費	1,000	1,000	0	2,000
受託事業収益	647,195,888	14,100,598	0	661,296,486
受取配分金	572,333,679	0	0	572,333,679
受取材料費等	23,434,982	0	0	23,434,982
受取事務費	51,427,227	14,100,598	0	65,527,825
受取補助金	43,468,500	3,397,500	0	46,866,000
受取連合交付金	8,880,000	0	0	8,880,000
受取市町村補助金	34,588,500	3,397,500	0	37,986,000
受取業務受託収益	155,946	0	0	155,946
労働者派遣事業	32,284	0	0	32,284
シニアワークプログラム技能講習共同費収益	123,662	0	0	123,662
雑収益	486,014	1,646	0	487,660
受取利息	5,643	1,646	0	7,289
雑収益	480,371	0	0	480,371
経常収益計	693,536,649	19,722,244	0	713,258,893
(2) 経常費用				
事業費	693,528,048		0	693,528,048
支払配分金	572,333,679		0	572,333,679
支払材料費等	23,434,982		0	23,434,982
給料手当	53,058,869		0	53,058,869
臨時雇賃金	4,240,947		0	4,240,947
法定福利費	9,866,379		0	9,866,379
賞与引当金繰入額	1,964,000		0	1,964,000
退職給付費用	835,200		0	835,200
退職給付引当金繰入額	1,383,000		0	1,383,000
福利厚生費	148,035		0	148,035
旅費交通費	456,050		0	456,050
通信運搬費	2,349,669		0	2,349,669
構築物減価償却費	126,252		0	126,252
車両運搬具減価償却費	81,657		0	81,657
什器備品減価償却費	25,403		0	25,403
消耗品費	1,807,466		0	1,807,466
修繕費	231,581		0	231,581
印刷製本費	497,520		0	497,520

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	高齢者の就業機会確保及び提供、社会参加推進事業			
会議費	109,065		0	109,065
光熱水料費	1,514,994		0	1,514,994
賃借料	1,697,575		0	1,697,575
保険料	6,684,800		0	6,684,800
諸謝金	3,071,033		0	3,071,033
租税公課	3,174,550		0	3,174,550
組織活動助成費	559,742		0	559,742
委託費	2,645,212		0	2,645,212
訓練委託費	0		0	0
支払手数料	423,668		0	423,668
貸倒引当金繰入額	150,000		0	150,000
貸倒損失	622,177		0	622,177
支払利息	0		0	0
雑費	34,543		0	34,543
管理費		14,206,352	0	14,206,352
役員報酬		1,209,000	0	1,209,000
給料手当		6,555,999	0	6,555,999
法定福利費		1,197,806	0	1,197,806
賞与引当金繰入額		268,000	0	268,000
退職給付費用		124,800	0	124,800
退職給付引当金繰入額		175,000	0	175,000
福利厚生費		17,112	0	17,112
会議費		6,770	0	6,770
旅費交通費		2,100	0	2,100
通信運搬費		404,466	0	404,466
車両運搬具減価償却費		5,836	0	5,836
消耗品費		175,791	0	175,791
修繕費		81,382	0	81,382
印刷製本費		360,400	0	360,400
光熱水料費		761,624	0	761,624
賃借料		523,695	0	523,695
保険料		188,190	0	188,190
諸謝金		415,000	0	415,000
租税公課		336,820	0	336,820
支払負担金		437,700	0	437,700
委託費		724,728	0	724,728
支払手数料		98,278	0	98,278
貸倒引当金繰入額		2,436	0	2,436
貸倒損失		123,000	0	123,000
雑費		10,419	0	10,419
経常費用計	693,528,048	14,206,352	0	707,734,400
評価損益等調整前当期経常増減額	8,601	5,515,892	0	5,524,493
基本財産評価損益等	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	8,601	5,515,892	0	5,524,493

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	高齢者の就業機会確保及び提供、社会参加推進事業			
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	0	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0	0
車両運搬具受贈益	0	0	0	0
什器備品受贈益	0	0	0	0
過年度修正益	0	0	0	0
過年度再資源化預託金修正益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
固定資産売却損	0	0	0	0
車両運搬具売却損	0	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0	0
固定資産除却損	2	0	0	2
車両運搬具除却損	0	0	0	0
什器備品除却損	2	0	0	2
電話加入権除却損	0	0	0	0
災害損失	0	0	0	0
災害損失	0	0	0	0
過年度減価償却費	0	0	0	0
過年度減価償却費	0	0	0	0
経常外費用計	2	0	0	2
当期経常外増減額	△2	0	0	△2
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	8,599	5,515,892	0	5,524,491
一般正味財産期首残高	57,828,288	12,468,555	0	70,296,843
一般正味財産期末残高	57,836,887	17,984,447	0	75,821,334
Ⅱ 正味財産期末残高	57,836,887	17,984,447	0	75,821,334

図 12 から分かるように、(公社)久留米市シルバー人材センターの正味財産増減計算書は公益目的事業会計と法人会計の2区分となっている。収益事業と共益事業は行っていないため、収益事業等会計の区分は省略されている。

ここで、公益社団法人は①公益目的事業比率50%以上、②収支相償、③遊休財産の保有制限という財務3基準を充たすことが法律により要請されている。このうち、②収支相償とは、「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない」こと、すなわち公益目的事業会計がマイナスになることを要請するものである。平成26年度においては、公益目的事業の経常収益693,536千円に対して、公益目的事業の経常費用は693,528千円しかなく、差額の当期経常増減額が8千円の黒字になっており収支相償の基準を充たしていなかった。

(2 1) 会費未納者の推移

久留米市シルバー人材センター会員は、毎年 4 月までに年会費 3,000 円を納めることになっている。しかしながら、会費を納入しない会員が毎年一定数存在している。会費を納入していない会員数の推移は以下のとおりである。

図 13

		(人)
平成24年度	平成25年度	平成26年度
112	82	82

平成 26 年度においても 246 千円 (3 千円×82 名) が未納のままになっている。この金額も正味財産増減計算書内訳表の受取会費に収益として計上され、同額が貸倒損失として処理されている。

(2 2) 消費税の申告について

久留米市シルバー人材センターは収益事業を行っていないため、法人税や地方税は申告していない。しかしながら、受託事業収益が消費税の課税売上に該当するため、消費税の申告を毎年行っている。消費税の計算はシルバー人材センター自らが計算し、申告納税しているが、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 事業年度の申告書を閲覧したところ、全ての事業年度で申告後に税務署からの指摘で金額を訂正していた。

図 14

平成24年度	900円の還付	課税区分の誤りのため更正の請求
平成25年度	56,300円の還付	計算誤り、転記の誤りのため更正の請求
平成26年度	1,273,400円の追加納付	誤った税率を適用していたため修正申告

(2 3) 使用貸借契約について

シルバー人材センターは、本部の土地 (1,478.99 m²) と建物、西部出張所の建物、及び東部出張所の建物につき久留米市と使用貸借契約を締結している。契約期間は 1 年間であり、毎年更新するごとに契約書を作成している。よってシルバー人材センターはこれらの土地、建物に関する使用料を支払っていないため、正味財産増減計算書等の計算書類にはこれらの土地、建物の使用の対価が表示されることはない。

但し、久留米市三潞町の西部出張所の土地 (合計 1,271.5 m²) については、土地の所有者 (個人) から有償で借りており毎年賃貸借契約を締結している。シルバー人材センターは土地の所有者 (個人) に対して、使用料として年額 360 千円と土地の固定資産税を支払う契約となっている。

2 実施した監査手続き

- (1) 現金残高につき、平成 26 年度の監事監査で現金実査が行われた際の記録を閲覧した。
- (2) 預金残高につき、平成 26 年度の残高証明書及び通帳コピーと計算書類の突合を行った。
- (3) 平成 26 年度の定時総会議案書の閲覧を行った。
- (4) 理事会議事録の閲覧を行った。
- (5) 使用貸借契約書の閲覧を行った。
- (6) 消費税の申告書を平成 24 年度から平成 26 年度の 3 事業年度分閲覧し、適正に申告されているか確認した。
- (7) シルバー人材センターの各担当者から、センターの実態についてヒヤリングを行った。
- (8) その他関係資料の通査を行った。

3 監査の結果

(1) 指摘事項

- ① 図 12 の正味財産増減計算書内訳表から分かるように、平成 26 年度においては公益目的事業会計の当期経常増減額が 8 千円の黒字になっており、法律で定める収支相償の要件を充たしていなかった。久留米市等から多額の補助金や受託事業収益を受け、税制上の優遇を受ける公益社団法人である以上、法律が求める財務 3 基準等の遵守を徹底していく必要があると考える。

(2) 意見

- ① 消費税の申告書を平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 事業年度分確認した結果、毎事業年度、更正の請求による還付や修正申告による追加納付が生じていた。その原因は、単純な計算誤りや転記誤りだけではなく、消費税の課税区分の誤りや適用する税率の誤りもあった。これらの誤りをなくするためには、消費税法に関する深い知識が必要になってくる。今後消費税率が 10% になり、軽減税率が適用されることになると、今以上に複雑な処理が必要になると予想される。経理的基礎が確立している事を要請される公益社団法人である以上、会計事務所と顧問契約を結び経理指導を受ける事を検討してみてはどうかと考える。
- ② シルバー人材センターは、本部の土地と建物、西部出張所の建物、及び東部出張所の建物につき久留米市と使用貸借契約を締結し、無償で借り受けている。無償となる根拠は、久留米市の条例の規定によるものである。したがって、使用の実態は計算書類に反映されていない。通常であればこれらの不動産の賃借料を支払う必要があるため、仮にその分の受取補助金が増額されたとしても「賃貸借契約」に切り替え、支払賃借料を計上する事で計算書類に不動産使用の実態を反映

させる事を検討してみてはどうかと考える。そのようにする事によって、久留米市がいくらの財政支出を行っているかをより正確に把握する事が可能となる。

- ③ 年会費 3,000 円が未納になっている会員が平成 26 年度も 82 名存在していた。全会員数 1,269 名の 6%であり、ほとんどの会員が会費を支払っているが、経済的理由ではなく意図的に会費を支払わない会員も一定数存在しているとの事である。
- これらの未納者をそのままにしておく事は、きちんと会費を払っている会員に対し不公平な取扱いをしている事になる。よってシルバー人材センターでは、年会費の未納者に対し期限を決めて催告手続きを行い、それでも年会費を支払わない場合は、強制的に退会手続きをとっている。
- 会費の未納者が毎年発生してしまう現状を鑑み、会費の徴収率を上げる施策を講じる事を検討してみてはどうかと考える。

1 2. 公益財団法人 久留米市都市公園管理センター

1 概要

(1) 代表者

理事長 檜原利則 (久留米市長)

(2) 所在地

久留米市長門石1丁目15番15号

(3) 所管部署

都市建設部 公園緑化推進課

(4) 設立年月日

昭和58年3月31日

(5) 設立目的

久留米市に協力して、公園施設の整備促進及び維持管理を行うとともに、適正な公園の管理運営並びに緑化の推進及び動物愛護思想の普及啓発に努め、公園機能の増進を図り、もって住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(6) 主な事業内容

事業		内容
公益事業	指定管理者公園事業	公園の維持管理業務の指定管理者（非公募）として久留米市と協定（3年間）を結んでいる。 (対象) 300公園 190.3平米
	公園施設等管理事業	公園機能を持つ広場・公共施設緑地等の維持管理について久留米市等と1年毎の契約を結んでいる。 (対象) 55箇所 46.8平米
	緑化推進事業	都市緑化の推進、緑の保全及び緑化の啓発の推進について久留米市と1年毎の契約を結んでいる。
	鳥類センター事業	鳥類センターの管理について久留米市の管理許可（10年間）を得て運営し、久留米市から補助金を得ている。
	プール事業	鳥類センターの管理に付随して久留米市の管理許可（10年間）を得て運営し、久留米市から補助金を得ている。
収益事業	長門石ゴルフ場	筑後川河川敷ゴルフ場の経営
	城島ゴルフ場	筑後川河川敷ゴルフ場の経営

(7) 市からの出資

基本財産 730 万円のうち久留米市の出資 300 万円、残りの 430 万円は統合前の3つの財団法人から寄付として受領。

(8) 市からの財政支出

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指定管理料	251,673	256,437	258,034	273,564	295,650
補助金	49,282	46,610	47,988	47,872	53,549
合 計	300,955	303,047	306,022	321,436	349,199

指定管理料は公園管理事業に対するものであり、補助金は鳥類センターの運営管理に対するものである。

(9) 役職員数

<役員> (平成 27 年 6 月 19 日現在)

理事 : 15 名 (うち常勤理事 1 名)

監事 : 2 名

評議員 : 13 名

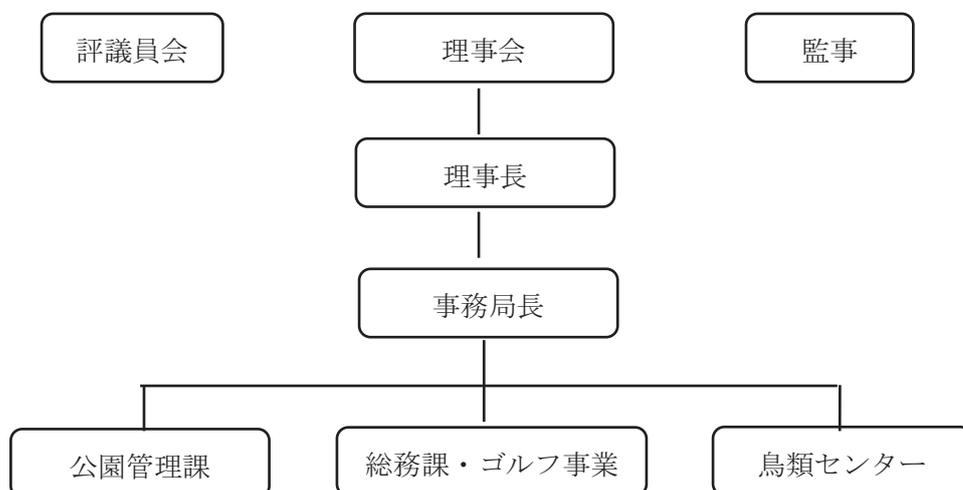
<職員>

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

所 属	財団固有		市	計
	職員	嘱託	嘱託	
総務課	4	1	3	8
公園管理課	8	—	1	9
鳥類センター	1	1	1	3
計	13	2	5	20

(10) 組織図

平成 27 年 4 月 1 日施行



(11) 財務状況

要約貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現金預金	92,888	75,532	92,748	91,591	125,805
未収金	53,886	61,982	66,144	81,197	57,388
その他	468	18,228	1,010	828	724
流動資産合計	147,242	156,742	159,902	173,616	183,917
定期預金	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
基本財産計	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
退職給付引当資産	43,028	32,000	20,000	16,100	8,700
設備改良引当資産	19,100	21,100	21,100	26,100	31,100
特定資産計	62,128	53,100	41,100	42,200	39,800
建物及び建物付属設備	168,633	160,305	152,149	144,076	136,024
構築物	80,656	72,157	64,257	57,991	51,489
土地	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709
市有公園敷地造成費	264,130	264,130	264,130	264,130	264,130
河川敷造成費	53,173	52,564	51,954	51,346	50,740
その他	21,550	25,323	26,099	23,603	21,653
その他固定資産計	617,851	604,188	588,298	570,855	553,745
固定資産合計	687,279	664,588	636,698	620,355	600,845
資産合計	834,521	821,330	796,600	793,971	784,762
未払金	103,591	103,063	115,762	125,490	127,551
その他	9,671	28,569	9,470	8,576	7,626
流動負債合計	113,262	131,632	125,232	134,066	135,177
長期借入金	5,000	—	—	—	—
退職給付引当金	46,013	36,572	26,186	23,375	15,781
固定負債合計	51,013	36,572	26,186	23,375	15,781
負債合計	164,275	168,204	151,418	157,441	150,958
指定正味財産	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
一般正味財産	664,446	647,326	639,382	630,730	628,004
正味財産合計	670,246	653,126	645,182	636,530	633,804
負債・正味財産合計	834,521	821,330	796,600	793,971	784,762

平成 23 年度に財団法人から公益財団法人に移行しているが、財務内容に大きな変動はない。

要約正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業収益	560,075	560,152	576,007	583,374	606,826
受取補助金等	49,282	46,610	47,988	47,872	63,217
引当金取崩額	7,683	23,205	17,550	—	—
その他	16,665	4,499	9,743	3,039	5,863
経常収益計	633,705	634,466	651,288	634,283	675,907
事業費	544,088	633,512	648,972	637,456	675,888
管理費	74,325	4,927	3,884	5,467	2,757
他会計への繰出額	13,118	—			
引当金繰入額	3,042	13,259	6,689		
経常費用計	634,573	651,698	659,545	642,923	678,645
当期経常増減額	▲868	▲17,232	▲8,257	▲8,640	▲2,738
経常外収益	59	113	313	61	23
経常外費用	307	—	0	73	11
一般正味財産増減額	▲1,116	▲17,119	▲7,944	▲8,652	▲2,726

平成 23 年度に財団法人から公益財団法人に移行している。

平成 22 年度の管理費が多いのは、人件費や光熱費の多くを事業費に含めず処理していたためであり、平成 23 年度の公益法人への移行時に改められたために、それ以降は減少している。

(12) 各事業毎の主な収入の推移

事業	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(公益事業)					
指定管理者公園事業					
指定管理収入	251,673	256,998	258,786	274,335	296,595
公園利用収入	7,041	7,046	7,686	7,935	8,643
公園施設等管理事業					
公園施設等収入	96,991	91,774	104,705	101,050	104,214
緑化推進事業					
緑化推進収入	8,313	8,139	9,999	12,045	14,787
鳥類センター事業					
人数	87,463 人	87,269 人	97,321 人	90,109 人	98,093 人
動物園事業収入	9,169	9,131	10,254	10,038	10,820
補助金収入	49,282	43,587	45,248	45,722	48,338
プール事業					
人数	52,193 人	46,219 人	52,121 人	46,610 人	38,780 人
プール事業収入	22,125	19,102	21,280	18,881	15,893
補助金収入	—	3,023	2,740	2,150	5,211
(収益事業)					
長門石ゴルフ事業					
人数	45,032 人	42,943 人	40,660 人	40,137 人	41,645 人
利用料収入	84,315	80,138	76,285	75,353	85,430
城島ゴルフ事業					
人数	30,602 人	33,936 人	34,848 人	33,409 人	33,102 人
利用料収入	62,159	67,854	70,004	67,656	69,976

平成 23 年度と平成 25 年度のプール事業の利用者の減少は冷夏だったことによる。

平成 26 年度のプール事業の利用者の減少は久留米市内の小学校の夏休みが 1 週間ほど短縮されたことによるものである。

ゴルフ事業に関して平成 23 年度に城島ゴルフ場のコース整備、改良を重点的に行ったため利用者が増加しているが、長門石ゴルフ場は全国的なゴルフ人口の減少のため利用者が減少傾向にある。

2 監査結果及び意見

(1) 指摘事項

- ① 財務諸表の注記に誤りがある。
 - ・重要な会計方針の引当金の計上基準のうち退職給付引当金について「退職給付引当金は、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。」と記載されているが、実際は期末退職給与の自己都合要支給額から中小企業退職金共済給付額を控除した額を計上している。会計上は法人が実際に行っている処理方法のほうが合理的な方法であるため計上額に問題はないが、会計方針は会社が採用した会計処理の方法で損益が異なってくるため、読者にどのような方法を採用しているかを表明するために重要なものについて記載が要求されているものであり実態に合った正しい記載に改めるべきである。
 - ・収支計算書に対する注記が記載されているが、経理規程の第2条には公園管理センターの会計基準は、原則として公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）によるものとされている。いわゆる20年基準で財務諸表とされているのは、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書である。キャッシュ・フロー計算書は規模の大きな法人のみ作成が義務付けられるものであり、当法人は貸借対照表と正味財産増減計算書が財務諸表であるため財務諸表の注記には収支計算書に対する注記は必要ないので削除すべきである。
- ② 給与規程施行規則が改訂されていない。

給与手当のうち住居手当が減額されているが、給与施行規則が改訂されないままになっている。改訂すべきである。
- ③ 固定資産の現物管理が適切に行われていない。

当法人は機械装置、車両運搬具、器具備品といった動産を多数所有しており金額的にも多額である。固定資産台帳は整備されているが、個々の固定資産に固定資産No.のシールが貼られておらず、定期的に現物照合の手続きが実施されていない。

実在しない資産が計上されていないか、使用していない資産が放置されていないかを確認するために定期的に固定資産台帳と現物の照合を行うべきである。

(2) 意見

- ① ゴルフ事業の財務体質を強化すべきである。

ゴルフ事業は全国的なゴルフ人口の減少傾向から長門石ゴルフ場、城島ゴルフ場とも利用者数は減少傾向にある。全国的な趨勢から見れば検討している部類に入ると思われるが、今後の収益の伸びはあまり期待できないと思われる。ゴルフ場が集客力を落とさずに運営していくためには、コースの補修と改良が必要である。また、河川敷ゴルフ場という性格のため洪水などの災害があると復旧の費用が多額に上ることが考えられる。平成26年度の貸借対照表に計上している設備改良引当資産は31百万円が計上されているが充分とは言えない。公益事業の赤字をカバーしながら設備の補修と改良に備えた原資を確保する経営努力が必要である。

② 久留米市の公園及び緑地管理の一元化を検討すべき。

指定管理者として維持管理を行っている公園300箇所以外に、公園施設等管理事業、緑化普及啓発事業として個別に業務委託契約を結んでいるものが平成26年度で以下のようにある。

(単位:千円)

業務名	主管部局	契約額
1. 公園施設等管理事業		
久留米百年公園他管理業務委託	都市建設部 公園土木管理事務所	33,395
久留米市斎場樹木管理他維持管理業務委託	環境部 総務	5,949
甲塚公園維持管理業務委託	〃	3,137
桜花台運動公園維持管理業務委託	環境部 施設課	9,359
公園予定地管理業務委託	都市建設部 公園緑化推進課	7,225
中央公園親水護岸清掃(日常)業務委託	上下水道部 下水道整備課	3,457
からすまち公園維持管理業務委託	都市建設部 住宅政策課	659
石橋記念くるめっこ館樹木管理委託業務	子ども未来部 子ども育成課	385
中央浄化C・西側公園・南広場植栽管理業務委託	上下水道部 下水道施設課(中央浄化)	11,876
清掃津福工場内植栽管理業務委託	〃	2,166
南部浄化センター植栽管理業務委託	上下水道部 下水道施設課(南部浄化)	5,136
久留米閘門平常時操作業務委託	都市建設部 公園土木管理事務所	3,102
水沼の里2000年記念の森公園維持管理業務委託	三潞総合支所 環境建設課	5,432
城島地区公園管理委託業務	城島総合支所 環境建設課	7,097
一の瀬親水公園遊具点検業務委託	環境部 施設課	137
市営住宅内遊具点検業務委託	都市建設部 住宅政策課	504
小学校遊具点検業務委託	教育部 施設整備課	897
久留米市青少年ふれあいセンター遊具点検業務委託	城島総合支所 文化スポーツ課	144
リバーサイドパーク洪水復旧業務委託	都市建設部 公園土木管理事務所	555
2. 緑化普及啓発事業		
緑化推進・緑化啓発事業管理等業務委託	都市建設部 公園緑化推進課	11,256
くるめ花街道サポーター支援業務委託	〃	3,530

個別の業務委託は公園と公共施設に隣接している緑地を主管する部局が業務委託契約の契約事務を行っている。市の一部の部局には造園職などの専門職が配置されているが、他の部局においては必ずしも専門的な知識を有する者が配属されている訳ではなく、維持管理レベルが統一されていない状況である。また、このことは契約事務の効率性の低下にもつながっていると思われる。

公共施設の管理は担当部局毎に行われているが、公園及び公共施設の緑地管理に関しては一元管理する部門を設け専門職を配し設計・発注・検証・見直しまでのPDCAサイクルを実施することで市民サービスの向上が図られ、事務の非効率の解消が図られると考える。

③ プール事業について受託の効果を検討すべき。

プール事業については、市民流水プールが鳥類センターの隣に設置されているため閉鎖期間中の管理上の便宜もあるため久留米市の依頼で運営を受託している。運営費は利用料収入と市からの補助金を充当している。実際の運営は警備業の免許を持った久留米市の指定業者に再委託している状況である。プールの利用料は天候に大きく左右される。また、平成26年度より市内の小学校の夏休みが1週間ほど短縮されたため収入は大幅に減少している。プール事業単独の経常増減額は5百万円の赤字となり、事業全体の財務を圧迫している。鳥類センターに常駐しているのは2、3名でありプールの運営には直接関与しおらず監視の目は届きにくい。もともと鳥類センターには学術教育の面から公益性が強く、市からの補助金で運営することで収支相償の考え方に合致しているが、プール事業については天候等の外的要因で収入に変動があり収支相償の考え方になじまないと思われ、利益を出さないような利用料や補助金の設定では経営を圧迫する事態に陥りかねない。警備業の資格を有する事業者に再委託をしている現状からみても事業の受託の可否を再検討すべきである。

④ 文書管理規程を整備すべき。

決裁伺いについて、久留米市の様式をほぼそのまま使用している。具体的な取扱いに関する規定が定められていないため決裁の印鑑は押されているが空欄の箇所が多く見受けられる。法人の自主性の観点から実態に合った決裁伺いの様式や取り扱いを定めた文書取扱規程を定め、効率的に管理を実施することが望まれる。

13. 公益財団法人 久留米市体育協会

1 概要

(1) 代表者

理事長 橋本政孝（久留米市副市長）

(2) 所在地

久留米市荘島町11番地1

(3) 所管部署

市民文化部 体育スポーツ課

(4) 設立年月日

平成5年10月1日

(5) 設立目的

すべての市民がスポーツに参加することを目指し、各種スポーツ大会等の開催及び援助、スポーツ指導者の養成等を通じ、生涯スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(6) 主な事業内容

① 市民の生涯スポーツの振興及び生涯スポーツ振興体制の支援を図る事業

- a. スポーツ事業に対する支援・援助
- b. スポーツ人口の拡大
- c. 気軽・安心なスポーツ環境づくり

② 久留米市の体育施設の管理運営に関する事業

- a. 体育施設の指定管理事業
- b. 体育施設の受付業務

③ その他法人の目的を達成するために必要な事業

- a. 公共施設内の飲料水等の販売

(7) 市からの出資

基本財産 100,000 千円のうち久留米市の出資は 85,000 千円であり、久留米市の出資比率は 85% である。

(8) 市からの財政支出

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指定管理料	28,365	29,291	30,000	30,000	30,858
補助金	41,430	35,051	29,405	27,230	30,478

指定管理料は久留米市体育施設の管理運営に関する指定管理料である。

補助金は体育協会事業の運営費補助である。

(9) 役職員数

<役員> (平成 27 年 6 月 23 日現在)

理 事： 17 名 (うち常勤理事 1 名)

監 事： 2 名

評議員： 39 名

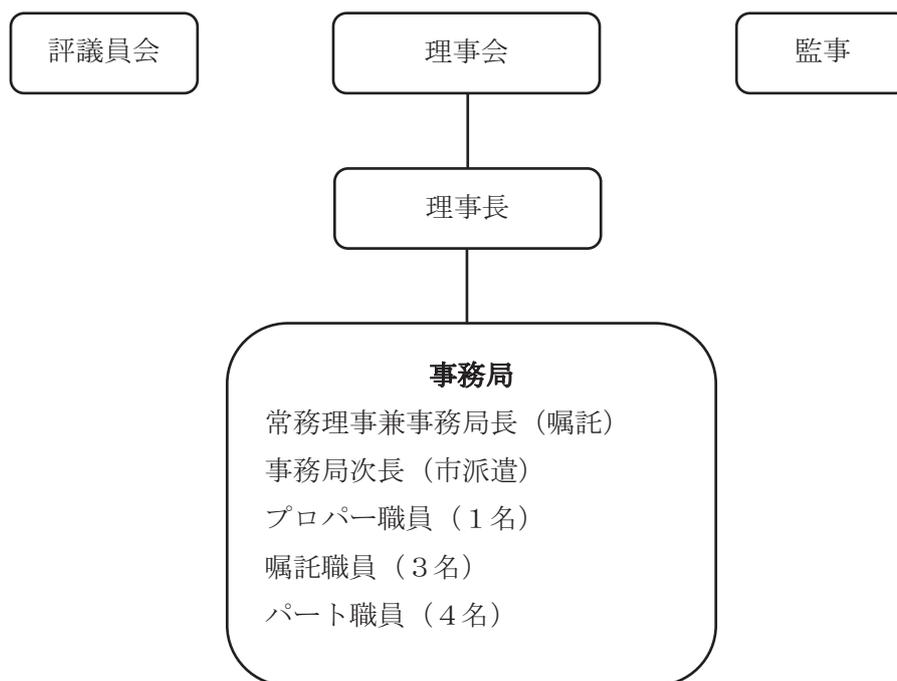
<職員>

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

財団固有			市		計
職員	嘱託	パート	出向	嘱託	
1 名	3 名	4 名	1 名	1 名	10

(10) 組織図

平成 27 年 4 月 1 日施行



(11) 財務状況

要約貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現金預金	10,615	12,233	16,787	17,273	9,634
未収金	3,646	3,662	5,527	2,972	2,867
流動資産合計	14,262	15,896	22,315	20,246	12,501
預金	29,921	29,921	—	100	100,200
投資有価証券	70,078	70,078	100,000	100,000	—
基本財産計	100,000	100,000	100,000	100,100	100,200
退職給付引当資産	884	1,405	1,405	396	621
特定資産計	884	1,405	1,405	396	621
車両運搬具	423	267	167	101	80
什器備品	1,489	934	577	311	224
その他固定資産計	1,913	1,202	744	412	304
固定資産合計	102,797	102,608	102,150	100,909	101,125
資産合計	117,060	118,504	124,465	121,155	113,627
未払金	8,110	4,911	9,378	11,243	4,906
その他	10	280	2,071	2,015	1,623
流動負債合計	8,120	5,191	11,450	13,258	6,530
退職給付引当金	884	1,405	1,405	396	621
固定負債合計	884	1,405	1,405	396	621
負債合計	9,005	6,597	12,856	13,654	7,151
一般正味財産	108,054	111,907	111,609	107,500	106,475
正味財産合計	108,054	111,907	111,609	107,500	106,475
負債・正味財産合計	117,060	118,504	124,465	121,155	113,627

平成 22 年度から平成 25 年度にかけて基本財産を国債（投資有価証券）で運用している。平成 26 年度に国債（投資有価証券）が償還になり、ペイオフの対象外の決済性預金で保有している。

要約正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基本財産受取利息	315	630	—	100	100
受取会費	3,935	3,906	3,833	3,839	3,843
自主事業収益	2,152	2,568	3,413	3,125	3,839
受託事業収益	15,959	17,044	3,432	4,203	4,079
指定管理事業収益	34,497	38,929	39,455	39,979	41,114
受取補助金	41,734	35,353	29,843	27,902	30,780
(うち久留米市)	(41,430)	(35,051)	(29,405)	(27,230)	(30,478)
受取負担金	424	424	424	433	408
雑収益	15	13	4,171	137	89
経常収益計	99,032	98,867	84,573	79,720	84,254
事業費	78,835	81,142	71,846	73,942	73,228
管理費	23,733	13,872	12,394	10,896	11,946
経常費用計	102,569	95,015	84,240	84,838	85,174
経常外収益	—	—	—	1,009	—
経常外費用	—	—	630	—	—
税引前一般正味財産 増減額	△3,536	3,852	△297	△4,108	△920
法人税及び住民税	—	—	—	—	87
一般正味財産増減額	△3,536	3,852	△297	△4,108	△1,007

平成 22 年度、平成 23 年度受託事業収益はみづま総合体育館を久留米市が直営しており、管理を当法人が受託していたためである。以降は指定管理者により管理運営されている。

平成 24 年度の雑収入は平成 24 年度に発覚した横領事件の本人の弁済額が約 4 百万円あったためである。

(12) 各施設の利用者数と利用料収入の推移

(単位：千円)

施設名	項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
桜花台体育館	人数	37,999 人	34,240 人	35,715 人	43,585 人	39,076 人
	金額	815	754	714	760	734
荘島体育館	人数	—	68,878 人	77,491 人	97,592 人	96,007 人
	金額	—	3,614	3,580	4,041	4,144
西部地区体育館	人数	47,513 人	42,614 人	46,896 人	51,909 人	43,085 人
	金額	1,781	1,642	1,652	1,663	1,608
東部地区体育館	人数	11,788 人	11,021 人	10,075 人	7,966 人	9,591 人
	金額	—	—	—	—	—
西田体育館	人数	35,440 人	29,751 人	31,581 人	32,945 人	32,333 人
	金額	635	568	572	536	643
旭町テニスコート	人数	33,014 人	36,428 人	44,015 人	44,678 人	43,210 人
	金額	989	1,073	1,016	1,032	1,063
西田テニスコート	人数	53,230 人	35,452 人	39,530 人	38,729 人	42,379 人
	金額	1,580	1,538	1,459	1,261	1,479
中干出公園 照明設備	人数	8,790 人	8,800 人	8,130 人	7,423 人	4,815 人
	金額	201	240	254	318	260
大島公園 照明設備	人数	4,882 人	6,342 人	5,282 人	3,695 人	5,018 人
	金額	210	173	148	130	174
荒木中学校 照明設備	人数	546 人	1,487 人	910 人	860 人	524 人
	金額	181	122	204	249	167
西国分小学校 照明設備	人数	16,745 人	16,779 人	15,449 人	11,525 人	11,765 人
	金額	554	518	524	810	682
筑後川漕艇場	人数	1,415 人	755 人	176 人	946 人	1,541 人
	金額	—	—	0	1	—
善導寺公園 相撲場	人数	—人	—人	—人	—人	1 人
	金額	—	—	—	—	0
合 計	人数	251,362 人	292,547 人	315,300 人	341,853 人	329,356 人
	金額	6,950	10,246	10,125	10,806	10,958

荘島体育館は平成 23 年度に施設改装後オープンしている。

2 監査結果及び意見

(1) 指摘事項

① 正味財産増減計算書（平成26年度）の事業収益の中の自動販売機手数料収益が受託事業収益を含めて計上されているが、自主事業収益を含めて計上すべきである。

② 財務諸表に対する注記に以下の誤りがある。

ア. 固定資産の減価償却の方法が記載されていない。

重要な会計方針の（1）固定資産の減価償却の方法として「固定資産の減価償却は下記4.に記載するとおりである。」となっているが4.は固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の表であり、減価償却の方法は記載されていない。会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。具体的には法人が所有する車両運搬具と什器備品について採用する減価償却の方法（定額法、定率法など）を記載すべきである。

イ. 引当金の計上基準の記載に誤りがある。

引当金の計上基準として「退職手当支給規程に基づき退職金引当金を計上した。」

と記載されているが、これは退職金の支給の根拠を述べているのであり、計上基準の記載になっていない。会社は期末要支給額を計上しており、その旨を記載すべきである。

ウ. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高の注記の科目名が貸借対照表の科目名と異なっている。

「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）の様式には固定資産の科目毎に集計した額で記載することになっているが、個々の資産ごとの金額で記載されている。貸借対照表に計上されている車両運搬具と什器備品の科目で記載すべきである。

③ 監事の監査報告書の様式が一般的ではない。

平成26年度の監事の監査報告書が「決算監査報告書」として発行されており記載内容が一般的な記載内容と大きく異なっている。監事の監査は決算監査のみならず、理事の職務の執行状況を監査することも求められており、決算のみを対象とするものではないため「決算監査報告書」ではなく「監査報告書」として発行すべきである。また、監査の対象となる計算書類は貸借対照表と正味財産増減計算書であり収支計算書は作成されていないので監査報告書には記載すべきではない。一般的な監査報告書のひな型は公表されていないが、記載すべき内容は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」の45条に定められている。

公益財団法人公益法人協会のホームページにも監査報告書が開示されているので参考にして正しい監査報告書を作成すべきである。

④ 固定資産の現物管理が適切に行われていない。

久留米市との基本協定書には第4章に備品等を良好な状態に保つように記載されている。別表2に対象となる備品が記載されているが、定期的に現物照合の手続きが実施されていない。備品台帳を整備し資産が現実にあるか、使用していない資産が放置されていないかを確認するために定期的に現物の照合を行うべきである。また、当法人所有の備品についても台帳は整備されているが定期的に現物照合が行われていないので同様に現物照合を行うべきである。

⑤ 現金出納帳の照合印が月末にまとめて押印されている。

現金の在 high と現金出納帳の照合は毎日行っているとのことであるが、途中までは毎日照合した担当者の印鑑が押されているが、途中から月末のみの押印になっている。内部統制のゆるみにつながるものであり原則どおり毎日照合して押印すべきである。

⑥ 領収書の管理が適切でない。

領収書は専用の様式を使用しているが、それぞれの職員に渡し切りで台帳による連番管理がされていない。領収書は不正の目的で使用されるリスクの高い書類であり、台帳で連番管理し必要な都度、責任者の了解を得て使用すべきである。責任者は定期的に領収書の使用状況をチェックし書き損じが適切に処理されているか、発行先不明のものがいないかを厳密にチェックすべきである。

⑦ 経理規程の内容が適切でない。

ア. 出納責任者の定めがない。

経理規程第4条には出納員等の定めがあり、出納員は金銭及び物品の収納、保管その他の会計事務を行うことになっており出納責任者を定めていない。

金銭の出納は出納責任者の承認をもって出納員が行うようになっていなければ牽制が働かない。少人数の組織では業務分掌に限界があるため出納責任者の責任はとくに重要である。経理規程には出納責任者が誰であるのかを明確にし、不正や誤謬の発見・防止が機能するようにすべきである。

イ. 経理規程第24条には固定資産の範囲が取得価格20万円以上とされているが、法人の規模からして高すぎる。

税務上、原則として固定資産に計上すべきは取得価額が10万円以上の資産である。会計上は固定資産に計上して台帳による管理を行うべき最低の金額は法人

の規模や固定資産の数によって決めるべきである。税務に合わせて10万円以上の資産を固定資産にするか、公益法人であれば法人税は課税されないので法人の規模を考えてそれ以下の金額（例えば5万円）に下げても管理することも考えられる。いずれにしても現行の取得価格20万円以上のものを固定資産にすることは適切ではなく改めるべきである。

ウ．決算に際して作成すべき決算書類及び附属明細書の記載に誤りがある。

経理規程第29条に作成すべき決算書類及び附属明細書として以下のものが記載されている。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) 損益計算書

公益法人会計基準（平成20年基準）に準拠して以下のように改めるべきである。

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (4) 財産目録

なお、実際に作成されている財務書類は、このとおりになっているので経理規程の記載のみを改めれば足りる。

⑧ 久留米市スポーツ少年団の経理事務を受託しているが、取扱規程や報告の制度が確立されていない。

当法人の加盟団体であるスポーツ少年団については過去の経緯から経理事務を当法人が行っている。過去にスポーツ少年団の通帳が不正に利用された経緯もあり、久留米市の監査等でも指摘されているが改善されていない。取扱規程を整備し、スポーツ少年団の本部長に報告し、承認をもらうなどの手続きを定め厳格に運用すべきである。

(2) 意見

- ① 基本財産の100百万円は普通預金（決済用）で保有しているが、返済を検討すべき。

平成25年度までは国債で保有し得られた利息を事業資金に回していたのであるが、平成25年度に償還になって以降、市場金利も低下しており多くの運用益は期待できない状況である。リスクのある有価証券を保有するよりも市と協議のうえ相当額の返還を検討すべきである。

- ② 毎月末に預貯金残高と帳簿残高を照合した証跡を残すべきである。

経理規程の第23条2項には「毎月末に預貯金残高と帳簿残高を照合しなければならない。」とされている。照合は実施しているが照合した証跡が残されていないため、外部監査から見て確かめることができない状況である。月次の試算表に現預金残高報告書を添付し預金口座ごとに照合した担当者の印鑑を押すなどの照合した証跡を残すことが望まれる。

14. 久留米市学校給食会

1 概要

(1) 代表者

理事長 大津 秀明 (久留米市教育部長)

(2) 所在地

久留米市城南町15番地3市庁舎内

(3) 所管部署

教育部 学校保健課

(4) 沿革

昭和29年9月 任意団体として久留米市学校給食会(以下、学校給食会という)を設立

昭和34年5月 給食物資購入の委員会を組織し、学校給食会にて物資の一括購入を開始

平成17年2月 1市4町合併後も学校給食会の所轄は旧久留米市のみとして現在に至る。

平成22年9月 中央学校給食共同調理場で中学校給食が製造される。

(5) 設立目的

学校給食会は学校給食の向上改善を図り、学校給食物資の円滑な供給をなすことを目的とする。

(6) 主な事業内容

- ①学校給食物資の一括購入
- ②地場農産物の積極的活用
- ③調査研究
- ④業者指導

(7) 市からの出資状況

市からの出資はない。

(8) 市からの財政支出

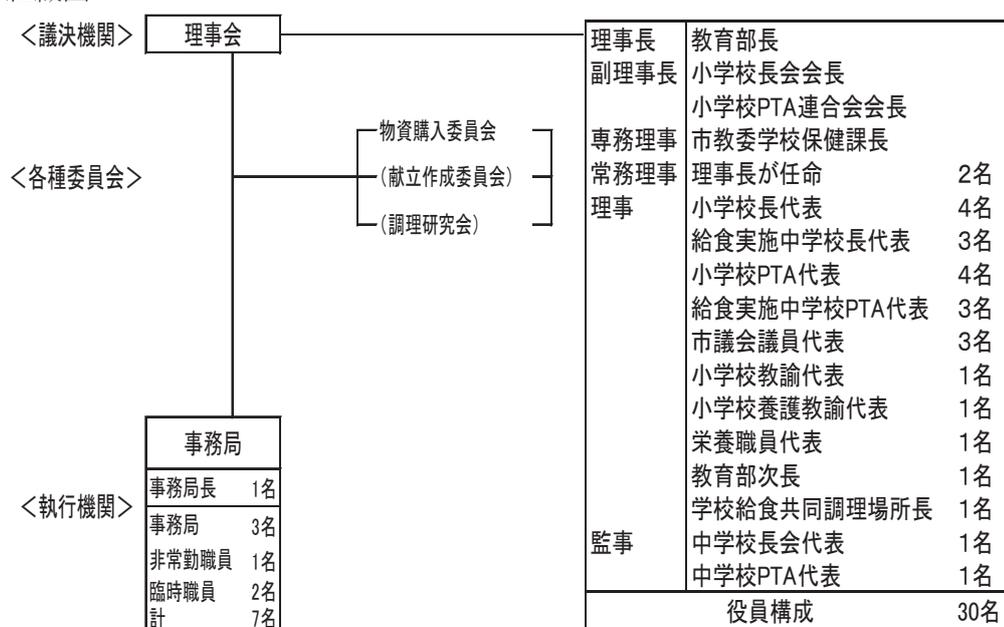
区分	単位 千円				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金	27,566	25,782	27,021	33,781	35,112

(9) 役職員数 (人)

平成 27 年 3 月 31 日現在

区分	役員数				職員数				
	常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち市 出向職員	うち市職員 退職者	非正規 職員	総数
人数	1	29	30	9	4	3	1	3	7

(10) 組織図



(11) 財務状況

区分	単位 千円				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総収入額	29448	27564	28873	36909	38757
総支出額	28221	26275	26325	33871	35581
うち人件費	23020	23779	23476	30652	32506
収支差額	1227	1289	2548	3038	3176

2 久留米市学校給食の概要

学校給食は、心身ともに成長段階にある児童生徒を対象に、教育の一環として実施するもので、学校給食法（昭和26年法律第160号）第2条により、その目標として、

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食生活を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社会性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

とされている。

久留米市では、法の趣旨を達成するため、「安全でおいしい給食」の提供、食事環境の充実向上などに取り組んでいる。

「給食の実施形態」

平成27年5月現在

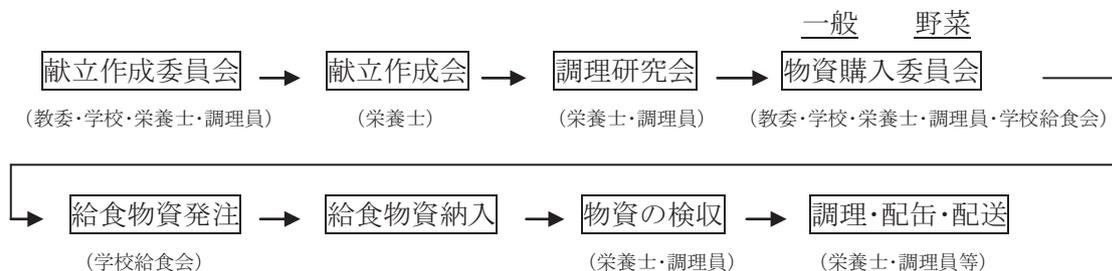
学校区分	学校数	児童生徒	完全給食			
			単独校方式		センター方式	
			学校数	児童生徒	学校数	児童生徒
小学校	46	16319	39	15312	7	1007
中学校	17	8106	2	826	15	7280
特別支援学校	1	211	1	211	0	0
合計	64	24636	42	16349	22	8287

※センター方式＝旧久留米13中学校・三瀬中・田主丸中学校・田主丸7小学校

「給食費」 小学校 3,600円 ――― 平成10年11月より（1食単価208円42銭）
平成27年3月迄
中学校 4,100円 ――― 平成11年4月より（1食単価237円37銭）
平成27年3月迄
小学校 4,100円・・・平成27年4月より（1食単価231円）
中学校 4,600円・・・平成27年4月より（1食単価259円）

「給食実施回数」 計画回数 190回／年 平成27年4月より 195回
米飯給食 週3回

「学校給食の流れ」



「献立作成委員会」

献立作成委員会は、久留米市学校給食献立作成委員会設置要綱に基づき下記4ブロック別けられている。

- (1) 久留米ブロック
- (2) 田主丸ブロック
- (3) 北野ブロック
- (4) 城島・三潞ブロック

委員構成は

- (1) 学校長
- (2) 教頭
- (3) 教諭
- (4) 学校栄養士
- (5) 学校給食共同調理場職員

となっている。

3 監査対象とした事業の範囲

学校給食物資購入における手続、入札・随意契約に関する事務、及び人件費に関する事務執行について。学校給食会の事業は、久留米市学校給食目標達成に則した活動が行われているか、又成果について。

(1) 学校給食物資の一括購入

学校給食会では、久留米市（旧久留米市外地域を除く）の小中学校等の給食の副食物資の調達業務を久留米市教育委員会からの指示により行っている。

指示された食材、規格、数量などに基づき、物資購入委員会を構成し給食に適合した食材の中から、一般物資については、毎月入札を行い、登録業者から購入する。野菜や果物については、野菜納入組合などと、品質、価格、産地などを交渉し、購入し

ている。

その他、納入状況および納入業者の指定、契約について審議、調査している。

・物資購入委員会

・構成（委員25名） ※旧久留米市地域のみ

校長会代表4名(小2・中2)	養護教諭代表2名	給食センター所長
教頭会代表3名(小2・中1)	栄養職員代表5名	給食センター栄養士4名
教諭代表2名	学校保健課職員4名	

平成26年度までは、旧久留米市地域外（田主丸、北野、城島、三潴）地域において物資購入委員会は構成されておらず学校や共同調理場が直接購入している。

・学校給食会が行う調査・審議事項

市教育委員会から示された献立、使用品目、規格、数量などに基づき、専門委員会である物資購入委員会において、見本品の食味や品質、規格、産地、鮮度、価格など給食物資としての適・否を審査し、一括購入する。物資購入にあたっては、安全で良質な食材を、適正価格で安定供給できるよう努めている。

学校給食に使われる食材は次のように区分けしている。

- *主食 —— ご飯 パンなど —— 学校保健課担当
- *飲物 —— 牛乳 みかんジュースなど —— 学校保健課担当
- *副食 —— おかず デザートなど —— 学校給食会担当

○一般入札物資 —— 加工食品 冷凍食品 酒 油など

○長期契約物資 —— 使用頻度が高い、味噌醤油などの調味料や小麦粉
ジャムなど6ヶ月単価契約

○簡易物資 —— ケーキやクッキー、ジュースやヨーグルトなどの
デザート類、6ヶ月単位契約

○組合物資 —— 野菜・肉・魚・豆腐など7組合

・給食物資納入組合（7組合）

指定時間内での、29ヵ所への食材の配送という課題を解決するために、1業者で対応するのは困難なものもあることから、同様な食材を生産または取扱っている業者が、納入組合を結成し、分担して学校に納入している。

・給食物資納入業者

給食物資納入業者は、学校給食物資納入業者指定基準により、物資購入委員会に諮

り理事長が指定している。

物資の購入は、学校保健課の献立作成委員会において毎月の献立が決定され、その決定された献立に基づいて学校給食会の物資購入委員会において登録業者からどのような食材を購入するのかが決定される。以下では、そもそも登録業者がどのような選定過程を経て登録業者として選定されるに至ったかという点と、物資購入委員会において公正な選定が行われているかという点に着目して検討を行った。

①業者選定の合理性

学校給食会では、学校給食に用いる物資の納入業者を『久留米市学校給食物資納入業者指定基準』に基づき2年に1回見直している。当該見直しにおいて選定された業者を登録業者とし、当該登録業者から物資の購入を行っている。

業者を登録業者とする意思決定が合理的でないと感じる場合は給食の安全性や市費の利用の効率性を害することになるため、以下で検討を行った。

直近の業者選定は、平成26年度及び平成27年度における登録業者を選ぶために行われており、その業者選定について検討した。

平成26年度、平成27年度において登録業者として選定された業者は77事業者であった（うち1社が平成26年度末日において撤退したため、平成26年度末の登録業者は76業者であった。）。

登録業者は学校給食会の登録基準に従って選定され、審査結果を物資購入委員会に諮ることにより最終的に登録が決定されている。

この期間においては77業者が応募し、全ての業者が基準を満たしていたため、77業者が登録されている。

※旧久留米市地域のみ

業者毎の購入状況 (平成26年4月1日～27年3月31日)			H27年度
業者区分	業者数	納入金額(千円)	業者数
野菜納入組合	16	133870	16
食肉納入組合	18	69861	17
豆腐納入組合	4	20585	4
鮮魚納入組合	7	46176	7
蒟蒻納入組合	1	3541	1
もやし納入組合	1	3782	1
鶏卵納入組合	3	5968	3
納入組合計	50	283783	49
その他一般業者	27	104785	27
合計	77	388568	76

平成26、27年度学校給食用物資納入業者登録審査表を閲覧し、学校給食用物資に係る登録業者が納入業者の登録基準に照らして選定されており、また物資購入委員会議事録にて適切に決議されていることを確認した。

ただし、蒟蒻及びもやしの納入組合員は1業者のみとなっている。

これは『久留米市学校給食用物資納入業者指定基準』により原則として事業施設が久留米市内にあることを登録業者選定の際の基準としており、今回の選定に際して応募のあった業者が1業者のみであったことによるものである。当該状況に対応するために学校給食会においては、業者の登録更新時に広報等で募集しており、期間の途中で業者から登録希望のあった場合には随時受付をすとの回答を得た。

②物資選定の合理性

物資の選定は、市教育委員会から指示された食材、規格、数量などをふまえて献立作成委員会で決定された献立の内容に基づき、物資購入委員会で登録業者のうちどの業者から購入するかを決定している。学校給食会で購入する物資は、食材の一品ごとに、容量、規格及び成分内容を細かく定め、入札参加業者から原料配合表の提出をいただき事前に審査を行い、入札当日に見本の提出を求めているとの回答を得た。またその規格の見直しの検討会を物資購入委員の中から選抜し、毎年6月に実施している。物資の選定過程及び手順が学校給食会の『給食物資取扱要綱』に従って適切になされているかを検討した。①献立作成委員会の決定に基づき物資選定がなされているかを確認するために献立作成委員会の議事録、②物資購入委員会にて適切に意思決定がなされているかを確認するために物資購入委員会議事録及び学校給食入札物資一覧表、③物資購入委員会の決定を学校保健課として承認していることを確認するために決定書、④選定された物資が納入後、検査され、支払が適切に行われていることを確認するために請求明細書、納品書、物品検査調書及び支出負担行為兼支出命令（閲覧は26年12月～27年3月）を閲覧した。

上記の資料を閲覧した結果、一般物資については、毎月入札を行い、登録業者から購入されている。野菜や果実については、野菜納入組合などと、品質、価格、産地などを交渉し購入されている。規則上不備となるような事項は検知されなかった。

(2) 地元農産物の積極的活用

地元久留米の身近な食材を使用することは、子供たちへの食への関心を高め、地域農業を学ぶことになり、食育の面から有意義であり、安全性、環境、地場農業振興などの面からも意義あるものである。

地場農業の利用促進のため、関係団体（JAくるめ、市農政部、久留米青果、納入組合など）との連携を深め、生産者の協力を得て、可能な限り地場農産物の導入を進めている。

平成26年度集団給食地場農産物導入事業収支決算報告によると平成26年度取組み目標としていた地場産農産物の使用率、及び使用品目数、重量、価格の増減については、下記のとおりである。

・使用状況（H26年度 地場農産の割合）

久留米産 品目 41 / 62 = 66%
 重量 (kg) 190,003 / 577,950 = 33%
 価格 (千円) 52,507 / 137,782 = 38%

福岡県産 品目 49 / 62 = 79%
 重量 (kg) 217,538 / 577,950 = 38%
 価格 (千円) 64,237 / 137,782 = 47%

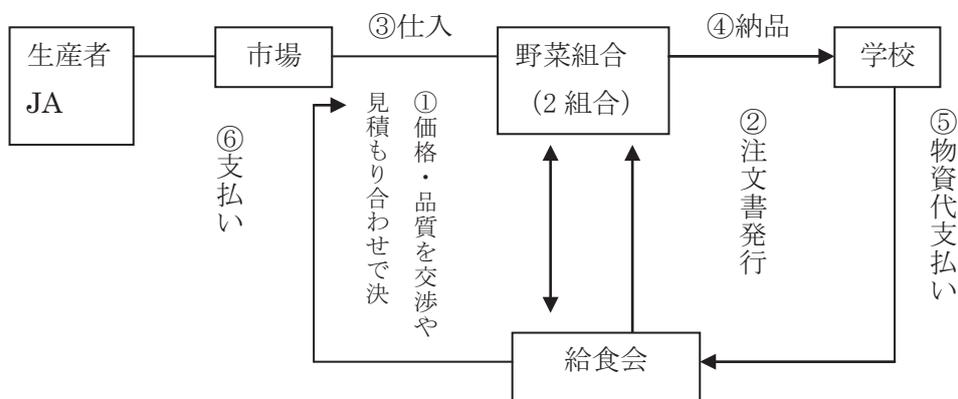
・25年度－26年度比

(久留米産)			
	25年度	26年度	増減
品目	39	41	2
重量(kg)	189,725	190,003	278
価格(千円)	55,974	52,507	△3,467

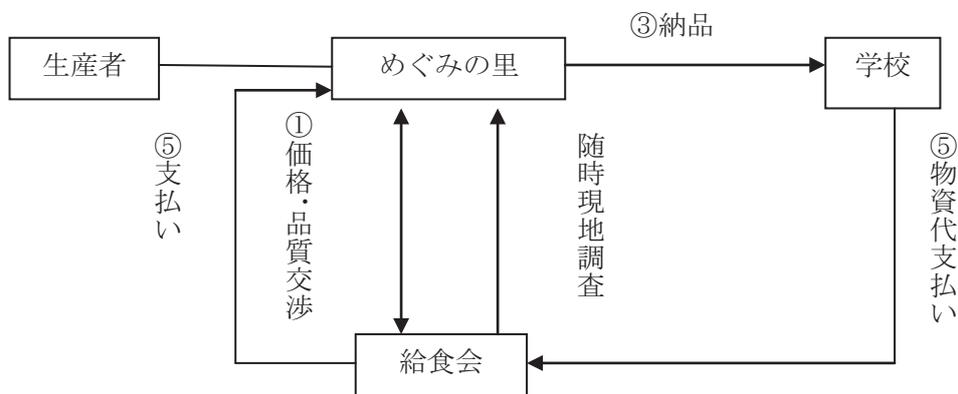
平成26年度は25年度と比して品目、重量は増加したにもかかわらず価格が減少したのは、26年度は野菜が相対的に安価であった為である。

・野菜・果実の納入経路

(野菜納入組合等から購入の物資)



(めぐみの里)・・・無農薬、減農薬の物を対象とした購入



上記は、野菜納入組合等からと、無農薬、減農薬の物資を対象とした購入の納入経路図である。学校給食会が重要な役割を果たしている事が伺える。下段のめぐみの里は、無農薬、減農薬野菜の購入先であるが、学校給食会が定める「給食物資取扱要綱」（以下要綱という）によれば本来購入は入札で行われるべき物資であるにもかかわらず随意契約となっている。これは「要綱」第8条2項物資の製造・加工等により、その性質上競争入札に適しないときに該当するとの回答があった。

(3) 備品管理の状況

久留米市学校給食会の備品台帳と現物の照合は出来ているとの回答を得た。備品台帳に番号は付されているが、備品にシール等を貼付されておらず、管理体制が不備である。

(4) 調査研究の検証

①新商品等に対する調査研究

平成26年度は調理研究会が、26年5月、7月、9月、11月、27年1月の5回行われている。その中で発表された試作献立の中から試食会を重ねて学校給食として実施されたものも数多い、又、地場産物利用拡大の為の試作品や魚組合からの新商品紹介の為の試作品を試食し、学校給食の充実に努力している事が認められる。

②食材の細菌検査や残留農薬検査及びアレルギー成分・放射能検査の実施

平成26年度は細菌検査7回、アレルギー検査3回、残留農薬検査6回、放射能検査6回、その他検査1回の23件行われている。1件給食に異物混入が認められたが検査の結果うどんにきのこが付着していたもので大事には至っていない。

(5) 業者指導の検証

学校給食会は調達食材の安全性、信頼性をより高めるため、納入物資の遅延や品質不良、異物混入など、学校からの苦情に応じて、納入業者に品質管理を徹底すること

など、監視指導を強化するとともに、業者を対象とした衛生管理研修を実施している。

①製造所視察と指導実績

学校給食会では平成25年度から納入業者の製造所視察と指導を行っている。26年度は26年5月、9月、27年2月に3回に渡り、計7ヶ所の製造所を視察し指導を行っている。参加者は、各回とも学校保健課職員（2名）物資購入委員会栄養士（3名）学校給食会職員（4名）の計9名で指導内容も食品の温度管理、器具の洗浄、作業員の服装、作業場の床水溜り、ドアの腐食等、多岐、詳細に渡っており安心、安全な給食の提供に大いに寄与している。

②食品衛生管理講習会の検証

学校給食会では毎年納入業者に対し食品衛生管理講習会を行っている。参加は、学校給食会指定納入業者は（必須出席）旧4町納入業者は（任意出席）となっているが、下表がその参加状況である。

平成26年度食品衛生管理講習会参加状況

H26.8.20

町名	アンケート提出	出席	欠席	合計	案内数	出席率(%)
三瀨町	4	4	4	8	8	50.0
城島町	6	6	6	12	12	50.0
北野町	4	4	3	7	7	57.1
田主丸町	7	7	8	15	15	46.7
合計	21	21	21	42	42	50.0
久留米市	72	73	0	73	※ 74	100.0

○当日参加 2業者(城島町…K商店・N豆腐店)

○当日欠席 1業者(北野町…F鮮魚店 駐車場が空かず帰るむねの電話連絡あり)

※久留米市においては、食肉組合1業者(M精肉店)脱退のため実績73業者となった

講習内容として特に力を入れているのが

- イ 施設の衛生管理 (室内温度・湿度・換気、虫対策等)
- ロ 器具の清潔 (十分な洗浄・乾燥)
- ハ 手洗いのタイミング (こまめな手洗い・・・)
- ニ 従事者の衛生管理 (体調管理(家族含む)等・髪管理)

ホ 食材納品時のチェック（食品温度・容器段ボール等）

ヘ 異物の混入の影響について

であるが、講習後の参加者へのアンケート結果も非常に有意義であったとの回答が多かった。任意とはいえ旧4町納入業者の参加が50%では提供物資の安全性に不安を感じる。

（6）学校給食会今後の課題

現在、学校給食会の食材調達は、米・パン・牛乳などの基本物資を福岡県学校給食会から購入し、野菜・肉・魚などの一般物資は、旧久留米地域では学校給食会が、その他の地域では学校や共同調理場が購入している。

教育委員会ではそれぞれの購入方法には以下のようなメリット・デメリットがあると考えている。

	旧久留米市地域(久留米市学校給食会)	旧久留米地域以外（直接購入）
メリット	○大量発注のため、長期物資・入札物資については、基本的に価格が抑えられる	○発注数が少ないため、食材価格が高騰している場合等に、献立の変更や使用食材の変更（代替）が可能である ○小ロットであるため地産地消が進めやすい
デメリット	●急な献立変更、食材変更には対応できない ●同じ物資が大量に必要なため地産地消が進めにくい	●品質・規格・価格交渉を学校ごとに行わなければならない・手間がかかる

教育委員会としては、物資購入方法を全市統一した方がいいのか、あるいは、現在の方法・仕組みを継続しながらデメリット部分を解消していく方がいいのか、検討したうえで可能なものから実施していきたいと考えている。

進捗状況としては、今年度（27年度）に城島地域の小学校で、物資選定委員会を試行的に設置し、地域業者と食材の品質・規格・価格の動向などについて月に1度協議の場をもっているが、購入価格の交渉は行われていない。この試行から得られた内容や効果等も検証しながら、今後のあり方を検討したいとの回答を得た。

4. 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

①業者選定について

複数の業者により納入組合を組織し品質、価格、産地などを交渉し購入する事を前提としておきながら蒟蒻及びもやし組合は組合とは名ばかりであり1業者で組織されている。さらに特定の物資を1業者のみから購入することは、業者間での競争が生まれず価格面、品質面で問題が生じかねない。そのため、特定の供給物資が少数の業者に偏っているものについては、登録更新時のみならず随時広告等で募集すべきであるとする。

また、他の物資については当初市内に事業設備があったが、現在市外へ転出した業者からも選定していること、現在は保冷輸送の技術等も発達していることから、納入業者を市内に限定する必要性が必ずしもあるとは認められない。登録基準を満たす業者の応募が1社しかない現状を是認するのではなく、事業施設の範囲をより広範囲のものも対象とする等、登録基準の見直し、あるいは組合を解体し、蒟蒻・もやしを一般物資と捉え、競争入札にするなど、複数の登録業者から供給を受けるようにすることが望まれる。

②物資購入について

無農薬、減農薬でまとまった数量を安定的に供給できる業者は限定的であることは理解できるが、めぐみの里は広川町の業者であり久留米市外であることからもっと広範囲から業者募集を行い競争入札を原則とされるよう望む。

③備品管理について

備品にシール等を貼付し台帳管理されたい。

④製造所視察指導について

製造所視察指導は、学校給食会所轄の旧久留米市ブロックの業者のみであり旧4町ブロックでは行われていない残念である。

⑤食品衛生管理講習会について

学校給食会の所轄外であるが久留米市学校給食の安全性を高める為には、食品衛生管理講習会について、旧4町ブロックの納入業者も必須出席とすることが望ましい。

⑥学校給食会の所轄について

学校給食会は学校給食の向上改善を図り、学校給食物資の円滑な供給をなすことをその設立目的としている。同じ久留米市内の学校に通いながら、提供される給食食材の質、量、安全性に格差が出ることは、好ましい状態とはいえない。平成17年2月1市4町合併から11年が経過しようとしている。少なくとも学校給食会の所轄を久留米市全域とし給食物資の購入、調査研究、製造地視察、業者指導等は各ブロック別に担当を置く等統一された基準に基づいて運営される事を望む。そうでないと久留米市学校給食会の存在意義が薄れてしまう。